

第2次大戦時の日本陸軍による南方軍政下における軍と企業の関係
－資源取得事業を中心に－

Relations between Military Forces and Corporations under
Military Administration during the Japanese Army's "Southern Campaign"
- on resources development -

拓殖大学大学院国際協力学研究科
安全保障専攻博士後期課程
G8D7542018

若森崇史
令和5年3月

目 次

序 章	1
第1節 問題認識、研究の目的と意義	1
第2節 研究対象とする地域と期間	6
第3節 先行研究	7
1. 軍事作戦と軍政の関係に関する研究	7
2. 軍と企業に関する研究	9
3. 先行研究の評価	12
第4節 民軍関係研究への寄与	12
第5節 本論文の構成	15
第6節 当時の資料の引用の要領	16
第7節 本論文の項目建て	16
第1章 日本の南方作戦の企画	17
第1節 日本の戦争指導組織	17
1. 日本陸軍の組織	17
2. 国務と統帥の区分	18
3. 戦争指導組織	18
第2節 南方作戦の企画	19
1. 南方作戦を開始するに至った経緯及び戦争目的	19
2. 南方作戦の計画	20
3. 南方作戦の準備の概要	21
第3節 南方作戦における資源取得の意味合い	23
第2章 南方軍政の企画と実施の概要	24
第1節 軍政の企画	25
1. 大本営政府連絡会議において決定された「南方占領地行政実施要領」	25
2. 大本営陸軍部が南方軍に示した「南方作戦に伴う占領地統治要綱」等	26
3. 南方軍が策定した「南方軍占領地統治暫定要綱」	27
4. 第1節のまとめ	29
第2節 開戦後の南方作戦における軍事作戦と軍政の関係	30

1. 攻略作戦期間 31
2. 安定確保期間 53
3. 決戦作戦期間 74
4. 第2節のまとめ 79

第3章 軍政下における鉱物資源取得の実態 81

第1節 「指導」の内容の規定とその性質の考察 81

1. 中央決定の「南方経済対策要綱」 82
2. 大本営陸軍部が策定した「南方経済陸軍処理要領」 83
3. 陸軍次官通牒「敵産企業の依托経営に関する件」 83
4. 「指導」の性質についての考察 84

第2節 フィリピンにおける資源取得事業に関わる各部課の権限

及び相互の関係 86

1. 軍司令部内各部の権限 86
2. 軍政監部産業部鉱業課と他部署（部課）との関係 92

第3節 フィリピンにおける資源取得事業に対するリソース配分の実態 95

1. 攻略作戦期間 97
2. 安定確保期間 115

第4節 本章と本研究のまとめ 134

終章 136

参考文献 142

序 章

第1節 問題認識、研究の目的と意義

戦時や事変において軍隊が占領した土地を統治することを「占領地行政」や「占領地軍政」あるいは略して「軍政」と言う。本研究では「軍政」の語を使用する。

軍政の法源は、戦時国際法の「陸戦の法規慣例に関する条約」附属書「陸戦の法規慣例に関する規則¹⁾」にある。同規則の「第3款 敵国の領土に於ける軍の権力」の第42条から第56条までに、占領の定義、占領軍の義務と権利が定められている。一般に、敵の領土に侵入した軍が侵入地を防衛する敵軍を撃破し、そこに存在する敵国の政治的権力を駆逐し、敵国の主権の行使を不可能にし、侵入軍が代わって敵国の主権を行うことを占領といい、占領軍は、軍自身の必要と住民の利益のために敵国の主権を代行すると国際法学界では言われる²⁾。軍政は、「軍事作戦³⁾」による占領に付随して行われるため、その目的は軍事作戦の容易化又は軍事作戦への寄与にあることは論を待たない。換言するならば、軍政は軍事作戦の下支えをするものと言える。日本陸軍も、日露戦争に見られたように⁴⁾、また、先行研究の項で述べるとおり、そのように軍政を位置付けて取り組んだ。なお、米軍も同様に位置付けている⁵⁾。

日本陸軍は第2次大戦の「南方作戦⁶⁾」において占領した地域に軍政を施行した。

¹⁾ 「陸戦の法規慣例に関する条約」附属書「陸戦の法規慣例に関する規則」署名1907年10月18日（ハーグ）、効力発生1910年1月26日、日本国批准1912年2月12日。

²⁾ 信夫淳平『戦時国際法提要』上巻、照林堂、1943年、691頁。

³⁾ 「作戦」の語は、『広辞苑』第5版（岩波書店、電子辞書）によると、「①戦いを進めてゆく上の謀（はかりごと）、②戦略単位以上の兵団の、ある期間にわたる対敵行動の総称」と2つの語義がある。本研究が対象とする日本陸軍の「作戦」とは、広辞苑の②の語義のもので「戦略単位（日本陸軍では師団を指す）以上の大兵団をもってする対敵行動の総称であり、部隊の集中、機動、戦闘及びこれに必要な情報、警戒、交通、補給、衛生等の一切を総称する」（真邊正行編『防衛用語辞典』国書刊行会、2000年、152頁。）本研究では『広辞苑』の①の語義と区別するため、②の語義に相当する日本陸軍の「作戦」を「軍事作戦」と称して使用する。なお、特定の地域、期間における軍事作戦は、「南方作戦」、「バターン攻略作戦」、「戡定作戦」、「インパール作戦」、「捷号作戦」などと称する。

⁴⁾ 満州の遼東半島に展開した日本陸軍の遼東守備軍の司令官に対し、1904（明治37）年9月15日、参謀総長は「遼東守備軍司令官は軍政委員を指揮し…軍事上必要なる各般の施政をなすこと」と訓令を發した。大山梓『日露戦争の軍政史録』芙蓉書房、1973年、270頁。

⁵⁾ 米国陸海軍『軍政／民事マニュアル』1943年によると、「あらゆる場合においてまず考慮すべきことは、軍事作戦を成功裏に終わらせることである。軍事的必要性は軍政実施のための第一の基本原則である」とある。米国陸海軍『軍政／民事マニュアル』竹前栄治、尾崎毅訳、みすず書房、1998年、5頁。

⁶⁾ 「南方作戦」とは、「対米英蘭戦争に伴う帝国陸軍作戦要領」（昭和16年10月29日、大本営陸軍部）によると、東亜における米国、英国及び蘭国の主要な根拠地を覆滅して、南方の要域（重要地域）を占領確保する目的で行われた作戦であり、その占領すべき地域をフィリピン、グアム島、香港、マレー、ビルマ、ビスマルク諸島、ジャワ、スマトラ、ボルネオ、セレベス、チモール島などと定めた。防衛庁防衛研修所戦史室『大本営陸軍部2：昭和16年12月まで』朝雲新聞

これを「南方軍政⁷⁾」という。

日本陸軍が占領地において軍政を施行した経験は、日清戦争の際の遼東半島、戦後の台湾、日露戦争の際の遼東半島、そして第1次大戦の際の青島軍政においてであった。昭和時代に入って、満州事変をもって満州を占領した関東軍、支那事変後、中国各地を占領した支那派遣軍は軍政を施行することなく、建前上現地政権を尊重した⁸⁾。満州事変によって建国された満州国に対する日本国の指導方針は、満州国を独立国家として尊重し、満州国の国家根本組織、国防、治安及び外交に関する事項、日満経済運営上特に重要な基礎的事項並びに国礎確立に関する重大内政事項については積極的に指導するが、その他の事項については満洲国の自由活動に委ねるものとした⁹⁾。支那事変においては、実質上は占領であったが名目上は占領とせず、占領地軍政を施行しないこと及び現地住民が設立する行政機関を尊重することとし、現地軍は現地行政機関に「政務指導」という名目をもって影響を及ぼしつつも、主は軍事作戦と治安維持に専念した¹⁰⁾。つまり、日本陸軍にとって占領地に軍政を施行するのは約20年振りの出来事であった。

南方の占領地域に軍政を施行することにした要因に支那事変の教訓があった。支那事変においては、軍が主に軍事作戦と治安維持に専念した一方、日本政府による現地の経済・産業活動は、北支の経済開発促進、中支の復興開発を目的とする国策会社「北支那開発株式会社」、「中支那振興株式会社」を昭和13年11月7日に設立して実施に当たった¹¹⁾。両会社は、交通、運輸、港湾、通信、発送電、電気、ガス、水道、鉱産、水産、塩などに関する事業を扱った¹²⁾。なお、両会社が重視して扱った資源は、北支那開発株式会社においては石炭、特に製鉄用強粘結炭

社、1968年、589頁。

⁷⁾ 「南方」とは、現在の東南アジア、中部太平洋、ニューギニア方面を総称した。南方圏とも言う。後にソロモン群島、東ニューギニア方面が南東方面と呼ばれるようになってから、東南アジア方面は南西方面と呼ばれることが多かった。防衛庁防衛研究所戦史部編『史料集 南方の軍政』朝雲新聞社、1985年、13頁。

⁸⁾ 過去の軍政に関しては、岩武照彦『南方軍政下の経済施策：マライ・スマトラ・ジャワの記録』上巻、非売品、1981年、6-9頁参照。

⁹⁾ 「満州国指導方針要綱」昭和8年8月8日、閣議決定；『現代史資料7：満州事変』みすず書房、1964年、589-590頁。

¹⁰⁾ 「北支政務指導要綱」昭和12年8月12日、陸軍省；外務省『日本外交文書 日中戦争 第2冊』六一書房、2011年、1219頁；「漢口方面政務処理要綱」昭和13年10月28日、陸海外3大臣決定；防衛庁防衛研修所戦史室『支那事変陸軍作戦2；昭和14年9月まで』朝雲新聞社、1976年、210-211頁；「南支作戦に伴う政務処理要綱」昭和13年10月28日、陸海外3大臣決定；防衛庁『支那事変陸軍作戦2』250-251頁。

¹¹⁾ 小林英夫『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』御茶の水書房、1992年、186頁。

¹²⁾ 北支那開発株式会社の取り扱い事業は、北支那開発株式会社『昭和15年度北支那開発株式会社及関係会社概要』1941年、1頁を、中支那振興株式会社の取り扱い事業は、「中支那振興株式会社設立要綱」昭和13年3月15日、閣議決定 (<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/bib00162.php>) をそれぞれ参照。

で¹³、中支那振興株式会社においては大冶等の鉄鉱石であった¹⁴。さらに現地には尊重すべき政権「中華民国(南京の国民政府)」が存在した。このような構造から、支那事変においては、事変処理に当たる現地軍の軍事作戦及び治安維持上の要求事項と、開発・復興に当たる国策会社の経済・産業政策上の要求事項と、さらには現地政権の行政上の要求事項が競合した場合、その調整にはかなりの労力を要したことが窺える。支那事変中は、作戦軍の利便が第一か、民生が第一かで、いつも摩擦が絶えなかったと証言もある¹⁵。この摩擦を巡って、南方占領地の統治要領を審議した第70回大本営政府連絡会議において、杉山元参謀総長(陸軍参謀本部の長)は、「支那事変の経験による現地行政に関しては、多元的に指導することが多く極めて面白くない結果を来し、現在においてもその害を多分に受けている。これに鑑み南方行政は一元的に統轄して実施するように十分な考慮を要する」と主張し¹⁶、審議の結果、南方占領地の統治要領は「軍政」と明確にし、現地軍司令官が責任者となって占領地を一元的に統治することとした。

さて、日本陸軍が南方軍政において掲げた目標は、占領地の統治要領の大綱を定めた「南方占領地行政実施要領」(昭和16年12月20日、大本営政府連絡会議決定)によると、①治安の恢復、②重要国防資源の急速獲得、③作戦軍の自活確保の3つであった¹⁷。①治安の恢復は、軍の部隊による残敵の掃蕩後、行政機構の整備及び行政サービスの再開、警察機構の整備及び警らの実施、住民の生活の保障などの手段によって得られる。この主要な行為主体は、本邦から派遣された行政職員の増強を得た軍、具体的には現地に展開した南方軍隷下の第14軍、第15軍、第16軍、第25軍¹⁸のそれぞれの軍司令部内に設置された軍政機関である「軍政部」である。「軍政部」は後の1942(昭和17)年7月に「軍政監部」に改称・改編された¹⁹。)③作戦軍の自活確保は、占領地において食糧、燃料、物資などを調達・徴発することで確保される。この主要な行為主体は軍、具体的には軍

¹³ 小林『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』185、227頁。

¹⁴ 同上、221、227頁。

¹⁵ 「南方占領地行政実施要領」起案者(石井秋穂陸軍大佐、陸軍省軍務局高級課員)の戦後の回想による。岩武照彦『南方軍政論集』巖南堂書店、1989年、35頁。

¹⁶ 「第70回大本営政府連絡会議議事録」昭和16年11月20日；防衛庁『史料集 南方の軍政』92頁。

¹⁷ 「南方占領地行政実施要領」昭和16年11月20日、大本営政府連絡会議、第1方針；防衛省防衛研修所戦史センター史料室所蔵「中央-戦争指導重要国策文書-989_1」。活字化された資料は、岩武『南方軍政下の経済施策』下巻、586-587頁又は外務省『日本外交年表並主要文書』下巻、原書房、1969年、562-563頁を参照。

¹⁸ 軍とは、複数の師団から構成される。第14軍、第15軍、第16軍、第25軍を指揮する上級部隊は総軍と呼ばれた南方軍である。

¹⁹ 1942(昭和17)年7月25日付の「南方各軍司令部勤務令」改訂による。原文は現存しないが、岩武『南方軍政論集』77-78、92頁を参照。

司令部内に設置された参謀部、兵器部、経理部などである²⁰。すなわち、治安の恢復と作戦軍の自活確保の行為主体は官である軍のみであった。

これに対し、②重要国防資源の獲得の要領は、「南方占領地行政実施要領」を受けて大本営陸軍部が作成した「南方作戦に伴う占領地統治要綱」（昭和16年11月25日、大本営陸軍部）によると、軍の部隊が敵性資産（敵産）である工場、事業所、鉱山などを確保・接收し、形式上これを軍が管理して、その経営を民間企業に委託するという「軍管理委託経営」という形態が採用された²¹。この要領に関する諸々の事務処理をする部署は官である軍政部（軍政監部）であったが、資源獲得の実業務を担ったのは民である企業であった。すなわち、行為主体には軍（官）と企業（民）の2者があった。

では、軍と企業はどのような関係が律せられたのか。「軍管理委託経営」の形態において、「重要資源の取得は、軍指導の下に民間業者に当たらせる」（第18項²²）と、軍は企業を「指導」という関係が確立された。「指導」とは「目的に向かって教え導くこと²³」を意味する。この「指導」の任に当たったのは、上述の軍司令部内に設けられた軍政部（軍政監部）である。この組織の要員は、予備役将校、各省から出向した官吏、日本銀行などの金融機関、各種団体、企業・商社より派遣された専門家など多種多様であった。彼等は、軍の従来からの制度からすれば、軍人以外は全て「軍属」という範疇に入れられ一括して「囑託」と呼ばれたが、1942（昭和17）年3月以降は、「陸軍特設部隊等臨時職員設置制」（勅令第133号、昭和17年3月7日公布）をもって、司政長官、司政官、技師、通訳官、属、通訳生、技手などの官としての身分が与えられた²⁴。つまり、官僚として軍政実施に当たることになった。

さて、大日本帝国憲法下にあった当時の日本は、官僚による「官尊民卑」の思想・風潮があったことが、官僚制に関する研究者によって指摘がなされている。

「大日本帝国憲法」の第10条に「天皇は、行政各部の官制及び文武官の俸給を定め及び文武官を任免する²⁵」とある。これによって文武の官吏は、「天皇の官吏」ということになった。陸海軍人が「天皇の軍隊」と考えられ、裁判が「天皇の名

²⁰ 参謀部などの管掌事項については、第3章で述べる。

²¹ 「南方作戦に伴う占領地統治要綱」昭和16年11月25日、大本営陸軍部、第19条；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-戦争指導重要国策文書-964」。活字化された資料は、岩武『南方軍政下の経済施策』下巻、587-591頁を参照。

²² 「南方作戦に伴う占領地統治要綱」昭和16年11月25日、大本営陸軍部。

²³ 電子辞書、岩波書店『広辞苑』第5版。

²⁴ 「陸軍特設部隊等臨時職員設置制」勅令第133号、昭和17年3月7日公布；

<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=F000000000000040330&ID=&TYPE=>

²⁵ 「大日本帝国憲法」明治22年2月11日公布、明治23年11月29日施行。

において」判決を下したのと、全く軌を一にしていると言われる²⁶。官僚が「国民の奉仕者」と位置付けられたのは、1887（明治20）年7月30日公布の「官吏服務規律」（勅令第39号）の第1条「凡そ官吏は天皇陛下及び天皇陛下の政府に対し忠順勤勉を主とし法律命令に従い各其職務を尽すべし²⁷」が、戦後1947（昭和22）年5月2日に「凡そ官吏は国民全体の奉仕者として誠実勤勉を主とし法令に従い各其職務を尽すべし²⁸」と改正されてからであり、それ以前の官僚は「天皇の官吏」としての自覚に裏付けられた「被治者を上から見下す尊大極まりない愚民観」を持った²⁹。明治以来、官僚制は、それ自体1つの膨大にして強力な特権的体系を形成し、あたかも封建時代の武士階級のごとく、民衆に対して久しく高圧的な権威の行政を行ってきた³⁰。官僚が許可や認可を与える態度には、あたかも領主が家臣に向かって賜物を下げている場面を彷彿させるものがあった。大会社の社長や重役が大学出たての若い事務官のご機嫌に一喜一憂したり、区役所の窓口で乳児用ミルクの引換券を受ける主婦が、係員のしかめ面におどおどするという卑屈な光景が見られた³¹。「官尊民卑」の思想は汎く社会の隅々までに浸透し、広く民衆一般の思惟と行動を支配していた³²。このような思想、風潮のあった時代であったので、上意下達を言外に匂わせる「指導」という語が自然と使われたと考えられる。

話を軍政に戻し、ここで南方軍政の特性及び問題を考えてみる。日本は米英蘭国との戦争状態になったことにより、それらの国との貿易が途絶した。また、「物を内地にねだらないよう最高度に我慢する³³」という南方軍総司令部の方針により、日本本土からの物資の調達に期待ができない。これらのことから南方の占領地域の「リソース」（人、物などの資源のことを言う。本論文では鉱物資源と区別するために「リソース」という語を使用する）には限界がある。また、日本軍は南方地域の連合軍を攻撃して降伏させ、その地域を占領したが、戦争は依然継続

²⁶ 福本邦雄『官僚』弘文堂、1959年、80頁。

²⁷ 「官吏服務規律」勅令第39号、明治20年7月30日公布。

²⁸ 勅令第206号、昭和22年5月2日公布による改正。

²⁹ 平田哲男『近代天皇制権力の創出』大月書店、2014年、455頁；中邨章『新版 官僚制と日本の政治：改革と抵抗のはざままで』北樹出版、2001年、73頁；中野目徹『官僚制の思想史：近現代日本社会の断面』吉川弘文館、2020年、82頁。なお、官尊民卑の思想・風潮は、1959（昭和34）年の研究においても、なお国民意識の中に生き続けて、特に地方においてはその傾向が強いことが述べられている。福本『官僚』141-142頁。

³⁰ 辻清明『日本官僚制の研究』弘文堂、1963年、177頁。

³¹ 同上、85頁。

³² 同上、186頁。

³³ 後述する「南方占領地行政実施要領」（昭和16年11月20日、大本営政府連絡会議）を起案した石井秋穂（当時陸軍大佐、陸軍省軍務局高級課員）は、起案の後、南方軍総司令部の参謀部第2課長（軍政その他を担当）に赴任した。石井大佐は、「物を内地にねだらないよう最高度に我慢すること。反対に内地へはその要望以上に資源を還送すること」という腹構えをもって南方軍政全般の統轄・指導の任に当たった。岩武照彦『南方軍政論集』35、50頁。

しており、将来には連合軍の反攻が予期される³⁴。このため、連合軍を迎え撃つ戦いに備えなければならない。このような厳しい環境下で、限られたリソースを軍事作戦と軍政の両方にどう按排するかが問題になる。これを資源取得の観点で見れば、軍は「指導」という手段を通して企業にリソースを配分することになる。しかし、上意下達の「指導」だけでリソース配分は適切に行われるのか。ましてや限りあるリソースであるならば、軍と企業の両者の実情に応じて何かしらの調整をして配分されるはずである。このように考えると、「指導」とは、上下の関係を定義付けただけの単なる外貌であり、その内容には何かしらの調整を含んでいるのが実態ではないか。この実態は、取りも直さず軍（官）と企業（民）の関係の実態と言えよう。

このように整理した上で、本研究では、占領地において実施された資源取得事業を巡り、限られたリソースを軍と企業の間でどのように配分したのか、その実態を解明しつつ、軍と企業の間を明らかにすることを目的とする。

研究の方法は、資源取得に際して、リソース配分の割合を決定付けることになりであろう軍事作戦と軍政との関係、具体的には軍事作戦を主軸として、これに対する軍政の扱いの軽重を「位置付け」という尺度で考察する。次に、その位置付けどおりにリソースは軍政、特に資源取得事業に配分されたのかという問いを立て、フィリピンでの軍政を事例として分析・検証する。この分析を通じて、軍と企業との間で実施された事項を明らかにしてその性質を考え、軍と企業の間を解明する。

本研究は、日本陸軍の南方軍政における資源取得事業を巡って行われたリソース配分に関する軍事作戦と軍政のバランスと、その場における軍と民間企業の間を明らかにすることによって、研究の蓄積が多いとは言えない側面から軍事史研究に寄与できると考える。

第2節 研究対象とする地域と期間

本研究は、軍と企業の間を明らかにすることを図るものであるが、軍が企業に委託した事業は、農業、林業、畜産業、水産業、工業、造船、鉱業、商業、陸運業、海運業、港湾荷役及び倉庫業、通信業、損害保険業の多岐にわたり、地理的には日本陸軍の占領したシンガポールを含むマレー、フィリピン、ビルマ、ジャワ、スマトラ、ボルネオ島西部の南方地域全域に跨ることから³⁵、対象範囲を次のように定めたい。事業内容については、南方作戦に期待された鉱物資源の取得

³⁴ 大本営は、米軍の反攻は1943（昭和18）年中期以降であると判断していた。服部卓四郎『大東亜戦争全史』原書房、1982年、329頁。

³⁵ 疋田康行編『「南方共栄圏」：戦時日本の東南アジア経済支配』多賀出版、1995年の付表1「陸軍主担任地域進出企業一覧」による。

のための鉱業とする。地理的範囲及び時期的範囲については、論文前段の南方作戦と軍政の概要について語る部分では、日本陸軍が占領した全地域及び開戦から終戦までの全期間とする。後段の具体例をもって語る部分では、地理的範囲は日本が重視した銅資源が最も多く産出される地であり、この資源取得に当たって軍政下における企業の活動が顕著であったフィリピンとし、その時期的範囲はフィリピンに軍政が施行された期間とする。フィリピンに軍政が施行された期間は、1942（昭和17）年1月3日、日本陸軍がフィリピンに軍政施行を布告した日に始まり、1943（昭和18）年10月14日、日本政府がフィリピンを共和国として独立させて軍政を撤廃した日に終わる。

第3節 先行研究

日本陸軍が南方の占領地において行った軍政に関する研究は優れたものが多く存在するが、その対象は、マレー、フィリピン、ビルマ、インドネシアの地域ごとに区分したものと、政治、経済、金融、産業、教育、宗教、民族対策などの事項に特化したものに大別される。倉沢愛子編『東南アジア史のなかの日本占領³⁶』や中野聡『東南アジア占領と日本人：帝国・日本の解体³⁷』など、南方軍政の全体像を明らかにすることを試みたものがあるが、各地域、各事項に関する研究の集成に過ぎず総花的な印象は否めない。それは、南方作戦で占領した地域は広範囲であり、地域ごとに民族・宗教・風習・対日感情が異なることから、各地域の特性に応じた固有の軍政が行われたので一概に語るのは困難であること、また、軍政の取り扱う業務は一国の国務同様、広範多岐であることから、その実態を一概に語るのは困難であることが理由として考えられる。

本研究は、資源取得を巡る軍と企業の間を明らかにすることを目的とするものである。このテーマに関連があると思われる先行研究を概観する。軍政は軍事作戦に寄与するものという観点から、最初に軍事作戦と軍政に関する研究を、次いで軍と企業の間に関する研究に大別して見る。

1. 軍事作戦と軍政の間に関する研究

(1) 軍事作戦と軍政の間については、当事者による回顧録にその考え方が良く表されている。ビルマを占領した第15軍の軍司令部の軍政監部に勤務した太田常蔵（文官）は、『ビルマにおける日本軍政史の研究』において、軍政施行の目的は大東亜戦争の完勝に期するにあると捉え、軍政施策の全てを挙げて戦争の勝利に帰一させるという方針の下に軍政業務に従事したことを述べる。ビル

³⁶ 倉沢愛子編『東南アジア史のなかの日本占領』早稲田大学出版部、1998年。

³⁷ 中野聡『東南アジア占領と日本人：帝国・日本の解体』岩波書店、2012年。

マにおける軍政は、終始第一線作戦地域の軍政であったと位置付ける³⁸。

- (2) ジャワを占領した第 16 軍の軍司令部の軍政監部に勤務した三好俊一郎（文官）は、『ジャワ占領軍政回顧録』において、軍政は、軍事作戦と不可分一体を成すものであるという方針に基づいて、その全力を挙げて戦争完遂に寄与するものであったことを述べた上で、特に、インドネシア人の政治参与と独立準備について語る³⁹。
- (3) マレーとスマトラを占領した第 25 軍の軍司令部の軍政監部の総務部長として勤務した渡辺渡（軍人）は、第 25 軍の軍政に関する報告書「富軍政年報」を編纂した。マレー半島進攻作戦中は、軍政は直接軍事作戦に協力することを第一義とし、秩序の復旧・維持を最重点課題に挙げた。マレーとスマトラを占領した後は、軍参謀部は軍政に関して積極的に軍政部を援助するという関係を持ちつつ、軍政の諸施策の全てを挙げて戦争と軍事作戦の完勝の一点に結集したと述べる⁴⁰。
- (4) フィリピンを占領した第 14 軍の参謀副長兼軍政監部総務部長、次いで、フィリピン共和国独立（1943（昭和 18）年 10 月 14 日）後は駐在武官などを歴任した宇都宮直賢は、1942（昭和 17）年 9 月～1945（昭和 20）年 8 月までの間フィリピンに滞在して、職務上の立場の目を通して観察した軍政及び独立後の軍の資源取得事業の実態を戦後に回顧して『南十字星を望みつつ：ブラジル・フィリピン勤務の思い出』を記した。総務部長は軍政監部の中枢とも言える職で、軍政監部各部の案件は総務部長のところを通過しないと軍政監（軍政監部の長）に報告できない仕組みとなっていた。総務部長は軍政の全体を窺い知り得る立場にあり、軍政の実情を紹介するとともに、軍の「軍事作戦第一主義」の考えが軍政を阻害する傾向をつぶさに見て、軍政監部と軍事作戦を掌る参謀部との関係の悪さなどの反省事項を正直に吐露する。軍事作戦と軍政の関係には触れるものの、軍と企業との関係については触れていない⁴¹。

以上、軍政に実際に携わった経験者によるいずれの研究においても、軍政は軍

³⁸ 太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』吉川弘文館、1967 年。

³⁹ 三好俊一郎『南方軍政関係史料 39 ジャワ占領軍政回顧録』龍溪書舎、2009 年。

⁴⁰ 「富軍政年報」昭和 18 年 11 月、富軍政監部；明石陽至編『南方軍政関係史料 20 渡部渡少将軍政（マラヤ・シンガポール）関係史 資料第 5 巻』龍溪書舎、1998 年。富軍政監部は第 25 軍軍政監部の符号である。

⁴¹ 宇都宮直賢『南十字星を望みつつ：ブラジル・フィリピン勤務の思い出』自家出版、1981 年。

事作戦（一部の著者は戦争にまで対象を捉えていた）に寄与するものという関係が明確に述べられている。

2. 軍と企業に関する研究

軍と企業に関するものは多くの研究成果が残されている。以下、研究者によるものと、軍政に携わった当事者によるものに区分して述べる。

(1) 研究者によるもの

- a. 東南アジア史及びフィリピン史を専門とする池端雪浦（元東京外国語大学学長、同大学名誉教授）は、『日本占領下のフィリピン』を編纂したが、その中で池端本人は「鉱山開発と現地社会の抵抗」の章を著し、日本から進出した各企業による鉱山資源取得事業の実態について、マンカヤン銅山、カランバヤンガン鉄山、アンチケ銅山を例に説明を図り、入山から操業停止までの経緯と、その間の労働力不足、ゲリラによる妨害などの発生の原因を分析する。軍と企業の関係については、軍の方針、軍管理委託経営の方式、比島鉱山協議会の静態的な紹介にとどまり、両者の動的な活動についての描写はない⁴²。
- b. 日本のフィリピン占領期に関する史料調査フォーラム編『インタビュー記録 日本のフィリピン占領』は、日本軍によるフィリピン占領期間中、現地にて軍政に関わった当事者にインタビューを実施したもので、各施策について当事者が当時どのような考えで実施したかが理解できる一級の資料である。インタビューは、1990年から1994年までの4年間にわたり実施された。資源施策については、鉱山開発のみが項目としてあり、2名の関係者のインタビューが納められている。1名は第14軍の軍政監部産業部鉱業課長を務めた福井政男（商工省から出向した文官）で、もう1名は鉱山開発を請け負った企業の鉱山現場の職員である。前者のインタビューにおいては、産業部と企業との間で問題点を共有したこと及び産業部による処置の紹介があるものの、処理のシステムティックな要領にまでは踏み込んでいない。後者は、企業側から見た鉱山開発の経緯を述べるが、軍との関係について、「米と油の配給について軍の面倒を見てもらった」及び「ゲリラ討伐でお世話になった」と答えるに過ぎない。本人は現場の職員だったので、軍と企業の調整の場には関係していなかったようであり、詳細に触れようがないのかも知れない⁴³。

⁴² 池端雪浦「鉱山開発と現地社会の抵抗」池端雪浦編『日本占領下のフィリピン』岩波書店、1996年。

⁴³ 日本のフィリピン占領期に関する史料調査フォーラム編『南方軍政関係史料 15 インタビュー

- c. 東アジアの植民地経済史の泰斗、小林英夫（早稲田大学名誉教授）は、「占領期東南アジアの日本企業の経営実態：フィリピンのララップ鉱山を中心に」において、占領地域に進出した日本企業が鉱山経営を行う際、労働力、資材、資金をどのように調達して活用し、その結果、現地社会にどのような影響を与えたのか解明しようとした。その事例として、石原産業のララップ（カランバヤンガン）鉱山経営を取り上げた。石原産業の事業展開を主体に辿っており、現地の軍との調整事項には触れられていない⁴⁴。
- d. フィリピンの植民地史に造詣が深い永野善子（神奈川大学教授）は、「日本占領期フィリピンにおける製糖調整政策の性格と実態」において、第14軍の軍政監部産業部長山越道三（文官）が残した極秘文書「軍政下に於ける比島産業の推移」（1943年）に依拠するとともに、統計資料に依る具体的な数値に基づき、フィリピンにおける製糖事業の失敗の原因を考察した。製糖事業は現地フィリピン人が担当し、その買付けを日本企業（三井物産、三菱商事）が指定され担当したが、軍とこれら企業との間の細部調整事項に関する記述はない⁴⁵。
- e. フィリピンの経済学者、Gerardo P. Sicat（元フィリピン大学教授）は、*The Philippine Economy During the Japanese Occupation, 1941-1945*において、日本軍の軍政下において実施された交通、通信、エネルギー、農業、工業、鉱業、金融などの施策に関する統計と、戦後に発掘された資料に依拠して占領期の経済変化を分析した。また、戦前、占領期、戦後の経済比較も行った。「日本軍当局」、「日本軍政監部」という主語を用いて、その政策の企図と結果が書かれているが、日本軍側の内情、特に軍と企業の具体的な調整事項には触れられていない⁴⁶。
- f. 日本と東南アジアの経済史の大家、疋田康行（立教大学名誉教授）が編纂した『「南方共栄圏」：戦時日本の東南アジア経済支配』は、南方軍政研究ではないと断った上で、軍政下における日本企業の進出状況を官民の統計データに依拠して丁寧に解明した。軍と企業の関係に関しては、本国における企業本社と中

一記録 日本のフィリピン占領』龍溪書舎、1994年。

⁴⁴ 小林英夫「占領期東南アジアの日本企業の経営実態：フィリピンのララップ鉱山を中心に」倉沢編『東南アジア史のなかの日本占領』。

⁴⁵ 永野善子「日本占領期フィリピンにおける製糖調整政策の性格と実態」倉沢編『東南アジア史のなかの日本占領』。

⁴⁶ Gerardo P. Sicat, *The Philippine Economy During the Japanese Occupation, 1941-1945*, University of the Philippines School of Economics, 2003.

央（陸軍省）との間の委託経営の受命を主体に述べられており、現地での軍と企業との関係についての記述はほとんどない⁴⁷。

(2) 軍政に携わった当事者によるもの

- a. 陸軍省報道部嘱託であった萱原宏一は、宣伝資料の蒐集のため南方に出張した際に記したメモを基に、1983年に『戦中比島嘱託日誌』を著した。萱原は、フィリピンの産業の実情を仔細に観察した。特に、銅鉱業及び棉花栽培の実態について実地で取材した。萱原は、軍政監部の主要な職員から聞き取り調査を実施したが、軍と企業との調整事項にまでは踏み込んで取材していない。なお、萱原は、「比島（フィリピン）は南方占領地域中、最も治安の悪い地域であった。全土に涉って兵匪（ゲリラ）の蠢動は猖獗を極め、これがために比島（攻略）作戦後の建設は、しばしば阻害されていた」と前書きで紹介する⁴⁸。
- b. 第14軍軍政監部総務部総務課長であった軍人の犬塚恵亮は、戦争終了直後（1945年）、第1復員局にて「比島軍政の概要（素案）」を記して連合軍最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers: GHQ）に提出した。内容は、比島全般政務指導経過の概要、政務機構、治安、行政、教育、産業、財政金融、交通通信、司法、宗教及び附記から構成される。各施策については事実のみを業務記録のように記載しているが、最後の附記は「軍政の実施に当たりたる一、二の所見に就て」と題し、人心把握の失敗の理由、軍政には速度が必要である旨、軍人の反省、文官に対する観察などの反省事項を敷衍する。軍政監部内の軍人と文官の仕事に対する見解の違いから齟齬を来したことを論じているが、軍と企業との関係については触れていない⁴⁹。
- c. 第14軍軍政監部産業部長であった山越道三（文官）は、フィリピンにおける軍政施行期間の産業の実情を客観的かつ動態的に記述し、産業施策に関する史実を正確に残すことを目的に、フィリピン共和国が独立した1943（昭和18）年の内に830頁の極秘文書「軍政下に於ける比島産業の推移」を記した。この文書においては、産業部の所掌する食糧、農業、畜産業、林業、水産業、工業、液体燃料、物価、鉱業、物資動員計画及び交易などの産業施策の推移だけでな

⁴⁷ 疋田編『南方共栄圏』。

⁴⁸ 萱原宏一『戦中比島嘱託日誌』青蛙房、1983年。

⁴⁹ 「比島軍政の概要（素案）」別冊その1、昭和20年8月、第1復員局；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-全般-210」。犬塚が本資料を作成したことは、前出の宇都宮『南十字星を望みつ』の54頁で証言されている。

く、これに関連する治安、交通、金融など他の施策の推移状況にも触れており、産業部長として全体を俯瞰した内容の一級の資料である。鉱業に関しては、各鉱山の事業の状況、事業推進に際して発生した問題点、処置が書かれている。企業に対する「指導」の内容と、処置に際して調整した関係部署に触れているが、細部の調整事項にまでは踏み込んで記載していない⁵⁰。

- d. 南方軍総司令部に設置された「軍政班」（後「軍政総監部」に改称・改編）に軍政要員（物動業務担当）として勤務した岩武照彦は、1981年に『南方軍政下の経済施策：マライ・スマトラ・ジャワの記録』を、1989年に『南方軍政論集』をそれぞれ著した。特に前者は、南方軍政に関する一次資料をふんだんに駆使して南方軍政の実態を丁寧に論じたものであり、軍政の全般を窺い知るこので一級の資料である。後者は、前者の改訂版であるが、「軍管理委託経営事業」の性格の実態を一企業の実例をもって論じた。また、外貨軍票などの金融施策を論じ、さらに、初期南方軍政におけるマレーとジャワの比較を試みた。岩武は南方軍の軍政総監部に所属して勤務したので、隷下各軍の軍政監部と企業との接触の現場には同席していないことから、軍と企業間で実施した調整事項などは窺い知る立場になかったため、これには触れていない⁵¹。

3. 先行研究の評価

以上、日本軍による南方軍政に関する先行研究を概観した。本研究に関するところの、軍事作戦と軍政の関係においては、軍政は軍事作戦に寄与するものであるという方針をもって実施されたことを確認した。研究の焦点であるところの、軍と企業の関係について詳細に触れたものは極めて少ない。『インタビュー記録 日本のフィリピン占領』に収められた福井政男元軍政監部産業部鉱業課長に行われたインタビューと、山越道三元軍政監部産業部長が記録した「軍政下に於ける比島産業の推移」に若干の言及があるが、軍と企業との間でどのような情報が共有され、軍がどのように処置したのかなどのシステムティックな業務の流れについての具体的な明示はない。しかし両資料は、軍と企業の接点における調整内容を窺い知ることができるので、これを分析することによって、企業を含めて行われた組織的活動の実態に迫ることが可能と思われ有用である。

第4節 民軍関係研究への寄与

本研究は、軍事史研究の一端に位置付けられるとともに、民軍関係研究に資す

⁵⁰ 「軍政下に於ける比島産業の推移」昭和18年12月、第14軍軍政監部産業部；アジア経済研究所図書館岸幸一コレクション 南方軍政 フィリピン D7-1134。

⁵¹ 岩武『南方軍政下の経済施策』；岩武『南方軍政論集』。

るものとする。

一般に、民軍関係に関する研究は、一国内での軍隊と文民の関係を対象とした「政軍関係 (civil-military relations)」に関する研究、紛争後の復興支援や国家建設における文民組織と軍事組織との関係を対象とした「民軍調整 (civil-military coordination: CMCoord)」、「民軍協力 (civil-military cooperation: CIMIC)」、「民軍作戦 (civil-military operations: CMO)」などに関する研究が主流として挙げられる⁵²。

民軍調整や民軍協力などに関する研究における文民組織には、現地政府、国連難民高等弁務官事務所 (The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees: UNHCR)、世界食糧計画 (United Nations World Food Programme: WFP) 等の国連の人道援助機関、赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross: ICRC)、営利を追求しない非政府組織 (Nongovernmental Organization: NGO) などがあり、軍事組織には、国連平和維持軍 (United Nations Peacekeeping Force: PKF)、多国籍軍、現地国軍、武装勢力などがあり多種多様である⁵³。

これらの研究は、主に、カンボジア、東ティモール、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コソボ、アフリカ、アフガニスタン、イラク、ソマリア、ハイチなどにおける紛争を事例とするが、中には、第2次大戦後の米軍による日本とドイツの占領を事例とするものもある⁵⁴。すなわち、これらの研究は1945年以降から現在までを視野にした復興支援や国家建設を積み上げて成り立ってきたと言えよう。

さて、政軍関係を除いた民軍関係に関する研究は、軍政に関する研究と一部領域が重なっていると考えられる。1945年以降の米軍による日独占領は、連合軍による占領地統治すなわち軍政であった。1991年10月の内戦終結後から選挙による政府樹立までの間、カンボジアを統治した国連カンボジア暫定統治機構 (United Nations Transitional Authority in Cambodia: UNTAC) は、占領軍ではないものの、軍事組織を携えた統治者であり、軍政の形態に極めて近い⁵⁵。2003年5月の戦闘終結宣言後のイラクは米軍を中心とした連合国暫定統治機構 (Coalition Provisional Authority: CPA) の統治下に置かれた。これらの事例における民軍関係の研究は以下のように観察される。

米軍によるドイツの占領地統治に関しては、軍政を掌る最高機関として設立した米軍政庁 (Office of Military Government of the U.S. for Germany: OMGUS) とドイツ人を首相とする各州政府との政治・経済政策を巡る関係、OMGUS と文民組織

⁵² 上杉勇司、青井千由紀編『国家建設における民軍関係：破綻国家再建の理論と実践をつなぐ』国際書院、2008年、19-26頁を参照。

⁵³ 小柳順一『民軍協力 (CIMIC) の戦略：米軍の日独占領からコソボの国際平和活動まで』芙蓉書房、2010年、13頁。

⁵⁴ 同上、第1参照。

⁵⁵ UNTACは、一時的にカンボジアの行政も監督するという、一国の主権行為までも担う大きな権限を担った。上杉、青井編『国家建設における民軍関係』245頁。

の連合国救済復興機関（United Nations Relief and Rehabilitation Administration: UNRRA）、赤十字国際委員会、非政府のボランティア組織などとの、難民や避難民対策事業を巡る関係に関する研究が見られる⁵⁶。

米軍による日本の占領地統治に関しては、軍政を掌る最高機関として設立した連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が日本国の民主化政策の促進に際して日本政府に対して行った指導などに関する研究が見られる⁵⁷。

国際連合カンボジア暫定統治機構（UNTAC）による統治に関しては、UNTAC内の平和維持活動と行う軍事部門と、平和構築活動を行う文民部門との間の協力や摩擦などに関する研究が見られる⁵⁸。

連合国暫定統治機構（CPA）による統治に関しては、国連安全保障理事会決議第 1483 号（2003 年 5 月 22 日採択）において、「米英軍の統合司令部下にある占領勢力（occupying powers under unified command: the “Authority”）として、適用される国際法による両国の特殊な権限、責任及び義務を認識し」、「あらゆる関係者に対し、1949 年のジュネーブ条約及び 1907 年のハーグ規則を始めとする国際法による義務を完全に果たすよう呼びかける」と明確に軍政施行をうたっている⁵⁹。この軍政下における、CPA の軍事組織と文民組織、さらに CPA とイラクに展開した文民組織との関係が研究対象となり得るが、管見の限りでは発見に至らなかった。

以上、軍政下における民軍関係に関する研究は、軍事組織と国際機関、非営利団体の非政府組織などの文民組織との関係に焦点を当てたものが主である。しかし、近年の軍政下の復興支援、国家建設の行為主体には営利を追求する民間企業も見られる。イラクの復興には米国の建設会社数社が建設事業を受注して参加した⁶⁰。また、連合国暫定統治機構のブレマー（Lewis Paul Bremer）代表、その他の要人警護の契約を民間軍事会社のブラックウォーター・セキュリティ・コンサルティング（Blackwater Security Consulting: BSC）が請け負った⁶¹。これら営利を追求する民間企業と軍事組織との関係に焦点を当てて研究したものはほとんどない。管見の範囲で見つけたものは、イラク復興支援における自衛隊と現地の建設業者

⁵⁶ 小柳『民軍協力（CIMIC）の戦略』35、38-40、45-46 頁。

⁵⁷ 五百旗頭真『20 世紀の日本 3 占領期：首相たちの新日本』読売新聞社、1997 年を参照。

⁵⁸ 石原直紀「第 12 章 カンボジア：民軍関係から見た UNTAC」上杉、青井『国家建設における民軍関係』243-264 頁。

⁵⁹ 国連安全保障理事会「決議第 1483 号」2003 年 5 月 22 日採択；
<https://digitallibrary.un.org/record/495555#record-files-collapse-header>。

⁶⁰ Halliburton、Bechtel、the Fluor Corporation、the Louis Berger Group などの会社が受注した。「The Guardian」インターネット記事；<https://www.theguardian.com/world/2003/mar/11/iraq.usa>。

⁶¹ 小野圭司「紛争後復興における民間軍事会社の活用：市場の特徴と課題の考察」『防衛研究所紀要』第 11 巻第 3 号、2009 年 3 月、8 頁。

との関係について触れた研究のみである⁶²。近年になって他の研究者も、軍事組織と民間企業との関係も民軍関係研究の課題の1つであることに気付き始めた⁶³。民軍関係に関する研究は、これまでは軍事組織と非営利の文民組織との関係に光が当てられてきたが、軍事組織と営利企業との関係は言わば影に隠れていた課題であり、これに光を当てることは現代の民軍関係研究にも寄与するところがあるであろう。

さて、民軍関係の研究者が取り組んできた事例の視野は、上述のとおり第2次大戦が終了した1945年まで遡る。しかしながら、軍政下における軍と企業との関係に関する研究を民軍関係研究の一部として捉えるのであれば、1945年からわずか4年遡った日本軍による南方占領地域における軍政も視野に入れてよいと筆者は考える。そして日本軍の軍政における軍と企業との関係に関する研究は、昨今の民軍関係の研究者に認識され始めた「軍事組織と民間企業との関係に関する研究」の嚆矢になり得るし、また、当該研究の充実・発展に貢献できると筆者は考える。

第5節 本論文の構成

本論文は次のように構成する。

序章で、問題認識、研究目的、研究の方法、意義を述べて、先行研究を概観した。

第1章では、南方作戦がどのように企画して準備されたのかを概観してその全体像を把握するとともに、本論文で考察するリソース配分に関わる資源取得事業の意味が大きいことを述べる。

第2章では、リソース配分を決定付けることになると考えられる軍事作戦に対する軍政の位置付けを考察する。最初に、開戦前に策定された作戦計画に関連してどのような軍政が企画されたのかを概観する。それに基づき、開戦後は軍事作戦と軍政がそれぞれどのように並行して実施されたのかを観察して、軍事作戦との関連の中での軍政の位置付け、すなわち、軍政の扱いの軽重を考察する。

第3章では、第2章で考察した軍政の位置付けに沿って資源取得事業にリソースが配分されたのかを、フィリピンでの軍政を事例に分析する。この過程において、資源取得事業に関する組織的活動を考察して、軍と企業との間で行われた事項の性質を考え、軍（官）と企業（民）の関係を明らかにする。

⁶² 榮村佳之「イラク復興支援における民生協力活動の実践と教訓」『国際安全保障』第38巻第4号、2011年3月。

⁶³ 広島大学平和科学研究センター上杉勇司編『IPSHU 研究報告シリーズ研究報告 No.38 国際平和活動における民軍関係の課題』2007年4月、11頁に「近年その活動が顕著になってきた民間軍事会社の存在などとの関係をどのように規定するのかといった問題も生じてきている」と課題を挙げている。

終章では本研究を総轄する。

第6節 当時の資料の引用の要領

本研究において引用する当時の資料は次のようにした。

- ・ 旧漢字と旧仮名遣いは当用漢字と現代の仮名遣いに、片仮名文は平仮名文に変換するとともに、適宜、濁点、句読点を加えた。文語体などの文章は難解でないものを除き、他は全て筆者が現代文に変換した。

例1：～スヘキ→～すべき

例2：～ヲ占領ス→～を占領する。

- ・ 片仮名表記の地名は、全て統一した。例えば、「マレー」については、「マレー」、「マライ」、「マラヤ」、「馬來」の表記があるが、全て「マレー」に統一した。ただし、「馬來軍政監部」などの固有名詞はそのまま表記した。
- ・ 数字の表記は次のようにした。
公文書の発簡された日付はアラビア数字で統一した。公文書の項目は漢数字を基本とした。

第7節 本論文の項目建て

本論文の項目建ては以下のように定めた。

第1章

第1節

1.

(1)

a.

(a)

ただし、章を除き、節以下は全て左寄せして表記した。

第1章 日本の南方作戦の企画

南方作戦は、当時「大東亜戦争」と呼称された戦争の一軍事作戦として、1941（昭和16）年12月8日、日本海軍による米国領土ハワイにある真珠湾の軍基地への攻撃開始と同時刻頃、日本陸軍によってマレー半島への上陸とフィリピンの航空基地への攻撃をもって開始された南方地域、現代で言うところの東南アジア地域へ進攻した作戦であった。これは支那事変に続き、日本の対米英蘭戦争の決意によって開始されたものである。

本章では、本論文で考察するリソース配分に関わる資源取得事業が南方作戦において少なからず大きな意味を持つことを述べる。これに先立ち、第1節で日本の戦争指導組織について述べる。これを踏まえて、第2節で南方作戦がどのように企画して準備されたのかを概観してその全体像を把握するとともに、第3節で南方作戦における資源取得の意味合いを考察する。

第1節 日本の戦争指導組織

最初に日本陸軍の組織、次いで国務と統帥の区分を述べてから戦争指導組織を説明する。

1. 日本陸軍の組織

日本陸軍は「軍政」（軍事行政の略語で、占領地軍政の略語の軍政とは別の語）を掌る陸軍省と、「軍令」を掌る参謀本部に大別される。軍政（軍事行政の意）とは、大日本帝国憲法第12条「天皇は陸海軍の編制及び常備兵額を定む」に基づく軍事に関する国務を言い、その内容は、軍の編制、兵力の取得・維持・管理、兵役義務などに関する事項である。軍令とは、同憲法第11条「天皇は陸海軍を統帥す」（統帥権）に基づき発せられた天皇の命令である。統帥は「作戦用兵」とも言う⁶⁴。

陸軍省は1941（昭和16）年時点で、大臣官房、人事局、軍務局、兵務局、整備局、兵器局、経理局、医務局、法務局、陸軍航空本部から成った⁶⁵。陸軍省の中樞を担ったのは軍務局でその下に、国防の大綱、陸軍の編制・装備、陸軍予算の一般統制などに関する事項を掌る軍事課と、国防政策一般、国家総動員一般、帝国議会との交渉などに関する事項を掌る軍務課があった⁶⁶。

⁶⁴ 眞邊『防衛用語辞典』96、331頁。

⁶⁵ 陸軍省の編制及びその変遷については、上法快男『陸軍省軍務局史：昭和編』下巻、芙蓉書房、2002年、368-389頁を参照。

⁶⁶ 「陸軍省官制」勅令第2号、明治19年2月26日公布、昭和16年4月9日勅令第403号によって改正；大前信也『陸軍省軍務局と政治：軍備充実の政策形成過程』芙蓉書房、2017年、22-27頁。

同時期の参謀本部は、総務部、第1部、第2部、第3部、第4部、戦争指導班、科学諜報班から成った。その後若干の変更があったが省略する。参謀本部の中樞を担ったのは、第1部と戦争指導班で、第1部は作戦に関する事項を、戦争指導班は戦争指導に関する事項を掌った。戦争指導班は陸軍次官の直属となったり、第1部に組み込まれたり複雑な変遷を辿った⁶⁷。

2. 国務と統帥の区分

大日本帝国憲法下においては、「国務」（国の行政）は憲法第55条「国務各大臣は天皇を輔弼しその責に任ず」に基づき、国務大臣の輔弼によって施行され、統帥は憲法第11条「天皇は陸海軍を統帥す」に基づき、天皇の大権事項として行政の圏外に置かれ、陸海軍の統帥は、国務大臣の輔弼によらずに、陸軍にあつては参謀総長、海軍にあつては軍令部総長（海軍軍令部の長）の補翼によるものと規定されていた。統帥に関しては、参謀総長又は軍令部総長が、直接天皇に上奏し、内閣又は内閣総理大臣を経由しなかった。この構図を「統帥権の独立」と言い、国務と統帥は並立するという日本特異の制度であった⁶⁸。

3. 戦争指導組織

支那事変の勃発に伴い、1937（昭和12）年11月、「大本営」が設けられた。大本営は戦時又は事変に際し必要に応じ天皇の下に設置される最高の統帥部（司令部）である⁶⁹。大本営は「大本営陸軍部」と「大本営海軍部」から成った。大本営陸軍部は、第4部を除く参謀本部及び陸軍大臣とその随員（陸軍次官、人事局長、軍務局長他）から構成された⁷⁰。大本営は、本来専ら統帥事項を処理する機関であつて、国務とは直接的には無関係である。ただし、陸海軍大臣は、国の行政の内の軍事行政を掌る機関の長として大本営の会議に参加できた⁷¹。

大東亜戦争開戦時の陸軍全般の部隊の編成は、大本営の下に、防衛総司令部（日本本土、朝鮮、台湾を担当）、関東軍（満州を担当）、支那派遣軍（中国の占領地を担当）、南方軍（南方地域を担当）、他大本営直属部隊から成った⁷²。

⁶⁷ 太平洋戦争研究会『日本陸軍がよくわかる事典：その組織、機能から兵器、生活まで』PHP研究所（文庫）、2014年、323-328頁。

⁶⁸ 「大日本帝国憲法」第11条；服部『大東亜戦争全史』138-139頁。統帥の説明は岩武『南方軍政論集』4-5頁による。

⁶⁹ 「大本営令」軍令第1号、昭和12年11月17日公布、第1条；服部『大東亜戦争全史』139頁；眞邊『防衛用語辞典』273頁。

⁷⁰ 服部『大東亜戦争全史』142頁。

⁷¹ 同上、139頁。

⁷² 防衛庁防衛研修所戦史室『大本営陸軍部3：昭和17年4月まで』朝雲新聞社、1970年、79頁、挿図第5「開戦時における陸軍部隊全般編成」。なお、この図では大本営の参謀総長を長とする形で描かれているが、正しくは天皇を長とする。

さて、大本營設置に伴い、「大本營政府連絡会議」が設けられ、この会議において国務と統帥、換言するなら政略と戦略との統合調整、いわゆる「戦争指導」が律せられた⁷³。大本營政府連絡会議は、政府と統帥部との申し合わせによって設置されたもので、閣議のように法制的に規定されたものではなかった。会議での決定事項はその内容に応じて、改めて閣議において決定した。さらに重要な事項に関する決定事項は、天皇に上奏して裁可を仰いだ。特に重要な国策の決定は、「御前会議」の議を経て決定した⁷⁴。大本營政府連絡会議の構成員は、政府側から内閣総理大臣、外務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、統帥部側から参謀総長、軍令部総長の6名を基本とした。この他、大蔵大臣、「企画院」総裁、他の閣僚が出席することがあった⁷⁵。企画院は、「企画院官制」（勅令第605号、昭和12年10月25日公布⁷⁶）によって、これまでの「内閣資源局」と「企画庁」を統合強化して設置した機関で、国家総動員計画、総合的国力の拡充・運用などの戦時統制と重要国策の審査、予算の統制などを担当した⁷⁷。大本營政府連絡会議は1944（昭和19）年7月、小磯内閣の成立に伴い、「最高戦争指導会議」と改称した⁷⁸。

第2節 南方作戦の企画

本節では、日本が南方作戦を開始するに至った経緯と戦争目的を確認した後、南方作戦の計画と準備の概要を述べてその全体像を把握する。

1. 南方作戦を開始するに至った経緯及び戦争目的

明治維新後、日本は富国強兵、殖産興業を国策として工業を発展させてきた。工業を成り立たせる鉄鋼業に必要な原料としての鉄鉱石、屑鉄、鋼材、鉄鋼用石炭を、エネルギー資源としての石炭、そして大正時代からは石油を、中国、米国、南方の英蘭仏の植民地からの輸入に頼ってきた。昭和時代に入って、1931（昭和6）年の満州事変、次いで1937（昭和12）年の支那事変により、米英からの圧力が強まり、資源の輸入が徐々に締め付けられた。1941（昭和16）年の日本軍の南部仏印（フランス領インドシナ）進駐により資源輸入が完全に途絶した。日本は蘭印（オランダ領インド）に石油を求めて交渉したが合意に至らず決裂し、支那事変処理を巡って行われた日米交渉も決裂したため12月1日の御前会議にお

⁷³ 服部『大東亜戦争全史』139頁。

⁷⁴ 同上、140、141頁。

⁷⁵ 同上、140頁。

⁷⁶ 「企画院官制」勅令第605号、昭和12年10月25日公布；国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=F0000000000000035407&ID=&TYPE=>。

⁷⁷ 額満厚『戦力戦体制研究』社会評論社、2018年、83頁；杉山伸也『日本経済史：近世－現代』岩波書店、2012年、427頁。

⁷⁸ 服部『大東亜戦争全史』141頁。

いて対米英蘭開戦を決意するに至った。つまり、資源を巡っての交渉、決裂、戦争決意という経緯を辿った。その戦争目的は「現下の危局を打開して、自存自衛を完うし、大東亜の新秩序を建設するため」と、1941（昭和16）年11月5日の御前会議で決定された「帝国国策遂行要領」に明記された⁷⁹。

2. 南方作戦の計画

南方作戦の計画は、大本営陸軍部が1941（昭和16）年10月末に作成した「帝国陸軍全般作戦計画」の南方作戦の項に納められている。これによると、南方作戦の「作戦目的」は、「東亜における米国、英国、次いで蘭国の主要な根拠地を覆滅して、南方の要域（重要な地域）を占領確保する」ものであり、本作戦により占領を企図する範囲はフィリピン、グアム島、香港、マレー、ビルマ、ジャワ、スマトラ、ボルネオ、セレベス、ビスマルク諸島、蘭領チモール等とした。この内、南方軍が担当する地域は、香港、グアム島、ビスマルク諸島を除く地域と指定された⁸⁰。「作戦方針」は、「陸海軍の緊密な協同の下に、フィリピン及びマレーに同時に作戦を開始し、努めて短期間に作戦目的を完遂する」と定められた。「作戦指導要領」は、「マレーに対する先遣兵団の上陸とフィリピンに対する空襲とをもって作戦を開始する。続いて航空作戦の成果を利用し、主力をもって先ずフィリピンに次いでマレーに上陸し、速やかにフィリピン及びマレーを攻略する。これとは別に作戦の初期に、グアム島、香港及び英領ボルネオの要地を占領する。また、タイ国及びインドシナの安定を確保する。以上の間、なるべく速やかに、ビスマルク諸島、蘭領ボルネオ、セレベス等の要地を、次いでマレー作戦の進捗に伴い南部スマトラの要地を占領し、ジャワに対する作戦を準備するとともに、資源要域（資源を産出する重要な地域）を確保する。また、モルッカ諸島及びチモールの要地を占領する」その後「対ジャワ航空基地の整備に伴い、敵航空勢力を制圧しジャワを攻略する。また、シンガポール占領後、適時に北部スマトラの要域を確保する」と定められた⁸¹。

使用兵力と担任する地域である「作戦地域」は次のように計画された。

南方軍

第14軍 2コ師団を基幹としてフィリピン方面を担当

第15軍 2コ師団を基幹としてタイ及びビルマ方面を担当

第16軍 3コ師団（内2コ師団は他の地域の軍事作戦終了後、第16軍に配属させる）を基幹として蘭印方面を担当

⁷⁹ 「帝国国策遂行要領」昭和16年11月2日、大本営政府連絡会議；服部『大東亜戦争全史』163頁；外務省『日本外交年表並主要文書』下巻、554頁。

⁸⁰ 「対米英蘭戦争に伴う帝国陸軍作戦計画」昭和16年10月29日、大本営陸軍部；防衛庁『大本営陸軍部2』589頁；服部『大東亜戦争全史』174頁。

⁸¹ 防衛庁『大本営陸軍部2』589頁；服部『大東亜戦争全史』175頁。

第 25 軍 4 コ師団を基幹としてマレー方面を担当
南方軍直轄 師団、混成旅団を各 1 コ、飛行集団 2 コを基幹
第 23 軍（支那派遣軍隷下）

1 コ師団基幹をもって香港方面を担当
南海支隊（大本营直轄）

歩兵 3 コ大隊を基幹としてグアム島、ビスマルク諸島等を担任⁸²
「作戦開始日」は別に定めることとした⁸³。

「帝国陸軍全般作戦計画」はこの後、フィリピン、マレー、英領ボルネオ、香港、グアム島及びビスマルク諸島、蘭印、タイ国及びビルマの各地域ごとの作戦要領が記載されているが割愛する。ただし、この「作戦要領」において「資源要域を占領確保する」という文言が記載されているのは、英領ボルネオ及び蘭印のみであり⁸⁴、このことは石油を最も重視したことの表れと言える。

3. 南方作戦の準備の概要⁸⁵

1941（昭和 16）年 11 月 5 日の御前会議の決定を得て、陸海軍ともにかねてから策定してきた作戦計画を最終的に確定、天皇の決裁を得て、本格的な動員行動に移った。陸軍は、11 月 6 日、南方軍の「戦闘序列」を発令した。これにより南方軍の編成は、南方軍総司令部、第 14 軍、第 15 軍、第 16 軍、第 25 軍の各軍及び直轄部隊と正式に定められた⁸⁶。同日中に南方軍総司令官及び各軍司令官の任命が行われ、南方要域の攻略準備に関する命令「大陸命第 556 号」が下達された。11 月 15 日、南方軍の編制完了及び南方軍総司令官の統帥発動とともに、南方軍総司令官に対し、南方要域の攻略に関する命令「大陸命第 564 号」が発せられた⁸⁷。「戦闘序列」とは、戦時又は事変に際し、天皇の命によって作戦軍を編成することであり、これにより上下級部隊間の指揮の関係が律せられる⁸⁸。大日本帝国憲法の第 11 条「天皇は陸海軍を統帥す⁸⁹」により、天皇は陸海軍の最高指揮官に

⁸² 服部『大東亜戦争全史』175 頁。

⁸³ 同上、175 頁。

⁸⁴ 同上、176-177 頁。

⁸⁵ 南方地域の地図は、防衛庁防衛研修所戦史室『マレー進攻作戦』朝雲新聞社、1966 年の付図第 1「開戦時における南方作戦指導要領概見図」を参照。

⁸⁶ 「大陸命第 555 号」昭和 16 年 11 月 6 日；平和教育実践資料集刊行委員会『大元帥昭和天皇の命令「大陸命・大陸指」解説』エムティ出版、1995 年、167-168 頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-34」。

⁸⁷ 岩武『南方軍政論集』30 頁；服部『大東亜戦争全史』188-192 頁；「大陸命第 556 号」昭和 16 年 11 月 6 日及び「大陸命第 564 号」昭和 16 年 11 月 15 日；平和教育実践資料集刊行委員会『大元帥昭和天皇の命令』168-169、173-174 頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-34」。

⁸⁸ 日本文芸社編『作戦要務令』日本文芸社、1970 年、4 頁。

⁸⁹ 「大日本帝国憲法」第 11 条。

位置付けられていたので、戦闘序列はこのように定義されていた。「大陸命」とは、戦争又は事変に際し、大本営が設置された場合、陸軍に関する天皇の命令（「大命」又は「奉勅命令」とも言う）のことで、大本営陸軍部（海軍は大本営海軍部）が起案し、天皇の決裁を受けて参謀総長から受令者に伝達される。「大陸命」は発令順に発簡番号を付し「大陸命第〇〇号」と呼称した。また、「大陸指」とは、大命により委任された参謀総長が発する指示及び参謀総長隷下部隊に対する参謀総長の命令で、発簡番号を付して「大陸指第〇〇号」と呼称した。「大陸命」とは、大本営陸軍部命令を意味する略語と説くものがあるが、それは誤りで、大本営は天皇の補翼機関であり大命の伝達はするが、大本営自ら命令（指示を除く）を発出することはないからである⁹⁰。

さて、南方要域の攻略に関する命令「大陸命第 564 号」によると、進攻開始時期は別に示すとされ、南方軍の占領地域は、英領マレー、フィリピン、蘭印の各地域及びビルマの一部と示された。また、同命令内において「占領地の治安を恢復し、重要国防資源を取得し、かつ、軍自活の途を確保するため、占領地に対し軍政を施行すること」と、占領地に対する軍政施行が併せて命ぜられた⁹¹。

南方軍総司令官は、「大陸命第 564 号」に基づき、隷下各軍司令官に対し、南方攻略に関する南方軍命令を 11 月 20 日に発した。これによると、作戦開始日時は別命ずるとし、主作戦方面をマレー及びフィリピン方面に指向し、両方面に対する同時作戦を開始し短期間に攻略するとし、第 14 軍には、フィリピン方面の敵を撃破し、その主要根拠地、特に首都マニラを迅速に攻略することを、第 25 軍には、マレー半島に急襲上陸した後、同半島を南下突進してシンガポールを攻略することを命じた。第 15 軍には、開戦初頭仏領インドシナからタイ国に進入して第 25 軍の作戦を掩護・支援するとともに、タイ国を安定確保し、かつ、同方面より英国による援蒋ルートを封鎖、併せて、ビルマに対する作戦準備を命じた。第 16 軍には、蘭領ボルネオ（ボルネオ島東部）のバリクパパンを占領し航空基地を獲得するとともに、資源要域を確保することを命じた。また、南方軍直轄の川口支隊に対しては英領ボルネオ（ボルネオ島西部）のミリ、セリヤを攻撃して、資源要域及び航空基地を確保するとともに、クチン付近の飛行場の占領を命じた⁹²。この南方軍命令においても「フィリピン、マレー及びビルマ等の占領地に対しては、治安を恢復し、重要資源を取得し、かつ、軍自活の途を確保するため、第 14 軍、第 15 軍、第 16 軍、第 25 軍及び川口支隊はそれぞれ当該方面の軍政施行に任ずること」と、軍政施行を命じた⁹³。各軍及び川口支隊は作戦準備を進め、残すと

⁹⁰ 平和教育実践資料集刊行委員会『大元帥昭和天皇の命令』解題 iii 頁。

⁹¹ 「大陸命第 564 号」昭和 16 年 11 月 15 日。

⁹² 「南方軍命令」昭和 16 年 11 月 20 日、南方軍；服部『大東亜戦争全史』226-227 頁。

⁹³ 服部『大東亜戦争全史』227 頁。「国防重要資源」とは政府・大本営の言う「重要国防資源」のことであり、南方軍は「国防重要資源」という用語を使用した。この時代は、組織内上下の階

ころは作戦開始日時の明示を待つのみとなった。

第3節 南方作戦における資源取得の意味合い

南方作戦の目的は、「東亜における米国、英国、次いで蘭国の主要な根拠地を覆滅して、南方の要域を占領確保する」であったが、これに内在する資源取得の意味合いを考察する。作戦目的の表現には「資源取得」の文言はない。敢えて言うなら、占領確保する南方の要域に資源要域も含まれると解してよかろうが、これだけで説明をするのは難しいので、南方作戦は大東亜戦争の一端を成すという構造ゆえに、視野を広げて戦争目的から考察することが妥当と考える。戦争目的は上述のとおり「現下の危局を打開して、自存自衛を完うし、大東亜の新秩序を建設するため」であったが、さらに、大本営政府連絡会議で決定された「対米英蘭蔣戦争終末促進に関する腹案」によれば、より具体的な戦争目的が見えてくる。この「腹案」には戦争終末促進の要領として「帝国は、迅速な武力戦を遂行し、東亜及び西南太平洋における米英蘭の根拠を覆滅し、戦略上優位の態勢を確立するとともに、重要資源地域並びに主要交通線を確保して、長期自給自足の態勢を整える。あらゆる手段を尽して適時米海軍主力を誘致して撃滅するに勉める⁹⁴」とある。これは陸軍、海軍両方の役割を包含した全体像であるが、陸軍の役割は前段の主な部分を担うことにある。すなわち、陸軍の役割を抽出すると、①東亜及び西南太平洋の内、海軍の実施するハワイ攻撃を除いた南方地域の米英蘭軍を攻撃して同地域を占領すること、②占領地域内の重要資源を産出する地域を確保して資源を取得すること、③取得した資源を本国に送り届けることとなる。このように資源取得は戦争目的の1つに位置付けられ、南方作戦において少なからず大きな意味を持つことになった。

層で同義ながらも異なる言葉を使用することがある。

⁹⁴ 外務省『日本外交年表並主要文書』下巻、560-561頁。

第2章 南方軍政の企画と実施の概要

前章においては、南方作戦の準備を概観してその全体像を把握するとともに、南方作戦における資源取得が少なからず大きな意味を持つことを確認した。

さて、軍政は軍事作戦に寄与することを目的として、軍事作戦に並行して行われるが、南方の占領地においてはリソースに限りがあることから、常時、軍事作戦と軍政の両方の需要に満額回答の配分はできない。何かしらの調整があるであろう。先行研究に見たとおり、また、後述する「南方占領地行政実施要領」（昭和16年11月20日、大本営政府連絡会議決定⁹⁵）にあるように、軍事作戦優先は既定条件なので、軍政へのリソース配分は、軍事作戦に対する軍政の位置付け（軽重）によって決まると考えられる。この位置付けを決めるのは誰で、何をもって決められるのであろうか。これを決めるのは作戦地域における行動に対する全責任を有する軍司令官であり、その軍司令官に与えられた任務とその時々状況に基づく、軍司令官の関心事項によって決められると考えられる。例えば、敵を撃破する段階では、軍司令官の関心は軍事作戦に最も寄せられ、軍政への関心は低いものになろう。敵を撃破して占領地を統治する段階では、軍事作戦は緩になるので、軍政への関心が高まるであろう。しかも占領地を統治する段階に、大本営や上級部隊司令官から「軍政を滲透させること」という任務を与えられていれば猶更であろう。このように関心事項の高低に基づく軍政の扱いの軽重すなわち位置付けに応じてリソースは配分されると筆者は考える。これは一見すると、敵を撃破する段階では軍事作戦に、占領地を統治する段階では軍政に、それぞれ関心が向けられるのは当たり前のようであるが、本章第2節1の「(2) フィリピン」の項で見ると、敵を撃破する任務を遂行中にも、軍司令官の判断によっては軍政に高い関心を寄せる可能性もあった。従って軍司令官の関心を確認する作業は欠かせないと考える。

本章では、軍司令官に与えられた任務とその時々状況に応じた軍司令官の関心事項を踏まえ、リソースの配分に影響を及ぼすことになると考えられる軍事作戦に対する軍政の扱いの軽重すなわち位置付けを考察しつつ、軍政実施の概要を押さえることとする。第1節で、開戦前に策定された作戦計画に関連してどのような軍政が企画されたのかを概観しておく。それに基づき第2節で、開戦後は軍事作戦と軍政がそれぞれどのように並行して実施されたのかを観察して、軍事作戦との関連の中での軍政の扱いの軽重すなわち位置付けを考察する。これを第3章で実施する分析の資とする。

⁹⁵ 「南方占領地行政実施要領」昭和16年11月20日、大本営政府連絡会議、第2項2「作戦に支障ない限り、占領軍は重要国防資源の獲得及び開発を促進すべき措置を講ずる」。

第1節 軍政の企画

本節では、南方作戦の計画に関連して企画された軍政の内容を、中央（政府、大本営）から南方軍総司令部の各階層で策定された軍政に関する公式文書に依拠して、軍事作戦との関係を視点を概観する。

南方軍政の実施に関する文書体系は次のとおりである。最も上位に位置付けられた根拠文書は、1941（昭和16）年11月20日、大本営政府連絡会議において決定された「南方占領地行政実施要領⁹⁶」である。これに基づいて、現地の南方軍が準拠すべき実施大綱は、同年11月25日、大本営陸軍部より南方軍に対して「南方作戦に伴う占領地統治要綱⁹⁷」をもって示された。さらに、占領地行政の地域分担に関して陸軍と海軍との間で取りまとめた「占領地軍政実施に関する陸海軍中央協定」（昭和16年11月26日⁹⁸）が大本営陸軍部より南方軍に対して示された。これらを受けて、12月2日、南方軍総司令官は、「南方軍占領地統治暫定要綱⁹⁹」を隷下各軍司令官に下達した。以下、階層に従って文書を見ていく。なお、公式文書に出てくる「作戦」の語が軍事作戦を意味する場合は、筆者の方で「作戦（軍事作戦）」と記述した。

1. 大本営政府連絡会議において決定された「南方占領地行政実施要領」

大本営と政府との間で協議・決定された「南方占領地行政実施要領」は、軍政全般の実施要領が11ヶ条でコンパクトにまとめられている。以下、内容を簡単に述べる。

最初に軍政の「方針」を、「占領地に対しては、差し当り軍政を実施し、治安の恢復、重要国防資源の急速獲得及び作戦軍の自活確保に資する」と、占領地の統治は軍政によって実施することを明確に示し、次いで、治安、資源、自活に関する軍政の3つの目標を掲げた。

次の「要領」の項においては、一項に「軍政実施に当たっては、極力、現地に残存する統治機構を利用するとともに、従来組織及び民族的慣行を尊重する」とし、二項に「作戦（軍事作戦）に支障のない限り、占領軍は、重要国防資源の獲得及び開発を促進するよう措置を講ずる」と掲げられた。つまり、「南方占領地行政実施要領」は、統治機構の整備要領を述べた直後に資源の取得を掲げる。それだけ軍政における資源取得事業の重要性を物語っていると言える。しかしなが

⁹⁶ 「南方占領地行政実施要領」昭和16年11月20日、大本営政府連絡会議。

⁹⁷ 「南方作戦に伴う占領地統治要綱」昭和16年11月25日、大本営陸軍部。

⁹⁸ 「占領地軍政実施に関する陸海軍中央協定」昭和16年11月26日；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-戦争指導重要国策文書-964」。活字化された資料は、防衛庁『史料集 南方の軍政』96-97頁又は岩武『南方軍政下の経済施策』下巻、592-593頁を参照。

⁹⁹ 岩武『南方軍政論集』33頁。なお、「南方軍占領地統治暫定要綱」は現存しない旨が、岩武の同文献の58頁の注39で紹介されている。

ら、「作戦（軍事作戦）に支障がない限り」という条件が付してあり、軍事作戦が優先されることが強調された。

後半は、資源取得事業を成り立たせるための各種の施策が敷衍される。四項に「鉄道、船舶、港湾、航空、通信及び郵便は、占領軍が管理する」と資源の輸送の基盤となる交通及び通信インフラを軍が管理することが示された。六項に通貨の取り扱い要領、七項に資源取得と占領軍の自活のために生じる民生への圧迫は堪えさせる旨、八項に現地に居住する敵国人、枢軸国人、現地住民の取り扱い要領が述べられる。十項で、現地の軍政に関する重要事項は、大本営政府連絡会議において討議・決定することとされた¹⁰⁰。

序章の第1節で述べたとおり、支那事変の教訓を活かして、南方の占領地は「差し当り軍政を実施」と旗幟鮮明にした。また、南方軍政においては、支那事変では国策会社に任せていた資源の確保を、治安の回復と作戦軍の自活確保に加えて、軍政の目標とすることによって軍の任務とした。さらに軍事作戦が優先されることを担保した。このように南方占領地での資源取得は、軍事作戦優先下の軍政施策として進められることとなった。

2. 大本営陸軍部が南方軍に示した「南方作戦に伴う占領地統治要綱」等

大本営政府連絡会議で決定された「南方占領地行政実施要領」に基づき、陸軍は、11月25日に「南方作戦に伴う占領地統治要綱」を策定した。この要綱は、総則、行政、財政・金融・通貨・貿易、資源の開発取得、交通、民族、宗教、宣伝の各項目及び別紙「南洋各地域別重要資源開発取得基準表」から成る¹⁰¹。本要綱は、陸軍の実施すべきことを規定し、上記「占領地行政実施要領」をより具体化したものである。その内、軍政実施に関与する機関の役割に関する事項は次のとおりである。

其一 総則

五 軍政施行の大綱に関する事項は軍参謀部において管掌し、これに基づく実施計画並びに現地行政機関の指導に関する事項は軍政部の担任とする。

(中略)

其四 資源の開発取得

十七 戦争遂行に必要な重要国防資源の開発取得を促進する措置を講じ、帝国の戦争遂行能力の培養を図ることを主眼とする。

十八 重要資源の取得は、軍指導の下に民間業者に当たらせる。

民間業者の選定は、中央において関係庁と協議し決定する。

¹⁰⁰ 「南方占領地行政実施要領」昭和16年11月20日、大本営政府連絡会議。

¹⁰¹ 「南方作戦に伴う占領地統治要綱」昭和16年11月25日、大本営陸軍部。

十九 押収した工場、事業場中必要なものは、差し当り軍において管理するが、なるべく速やかに民間業者の経営に委任する。(以下略¹⁰²)

これによって、軍司令部内において、軍政に関する事項は、参謀部が主導して、軍政部は参謀部に従って実施するという横の関係が律された。これは参謀部の所掌する軍事作戦が優先され、軍政はそれに従うという「南方占領地行政実施要領」で決定された関係を、軍司令部内の組織をもって律したことを意味する。そして、重要国防資源を戦争遂行に必要なものと改めて強調した。その取得事業における軍と民間業者との間において、軍は民間業者を「指導」という、一見すると上意下達に見える関係も律された。また、押収した工場、事業場を軍が管理し、その経営は民間業者に委ねるという事業形態（軍管理委託経営）が規定された。さらに、陸軍は海軍と占領地軍政の担当地域を協議し、1941（昭和16）年11月26日、「占領地軍政実施に関する陸海軍中央協定」を締結した。これによって、陸軍の主担任区域（海軍は副担任）を香港、フィリピン、英領マレー、スマトラ、ジャワ、英領ボルネオ、ビルマとし、海軍の主担任区域（陸軍は副担任）を蘭領ボルネオ、セレベス、モルッカ群島、小スンダ列島、ニューギニア、ビスマルク諸島、グアム島とした¹⁰³。

このように、「南方占領地行政実施要領」で明確にされた軍事作戦が軍政に対して優先されることを、「南方作戦に伴う占領地統治要綱」において、参謀部が軍政を主導し、軍政部は参謀部に従ってこれを実施するという横の関係の形で具体化するとともに、資源取得の実施に関しては、軍が企業を「指導」という関係が律された。

3. 南方軍が策定した「南方軍占領地統治暫定要綱」

南方軍は大本営陸軍部の「南方作戦に伴う占領地統治要綱」を受けて、1941（昭和16）年12月2日、南方軍総司令官として実施すべき「南方軍占領地統治暫定要綱」を策定し隷下の各軍に示した。これによって南方軍による軍政の基本政策が決定された¹⁰⁴。現在この「要綱」の原文が見当たらないが、本「要綱」決定までの過度的な案と見られる「南方軍軍政施行計画（案）¹⁰⁵」という資料が残存しており、先行研究によると、これが「要綱」とほぼ同様の内容と認められていることから¹⁰⁶、これを参照する。

¹⁰² 「南方作戦に伴う占領地統治要綱」昭和16年11月25日、大本営陸軍部。

¹⁰³ 「占領地軍政実施に関する陸海軍中央協定」昭和16年11月26日。

¹⁰⁴ 太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』57頁。

¹⁰⁵ 「第11章 南方軍軍政施行計画（案）」昭和16年11月3日、南方軍総司令部；防衛省戦史センター史料室所蔵「南西-軍政-63」。

¹⁰⁶ 岩武『南方軍政論集』39-40頁。

これには、まず「其一 一般計画」の「第一 軍政施行方針」として「軍政の目的は、治安を確立し、作戦（軍事作戦）・補給の自由を確保するとともに、速やかに国防重要資源を取得し、次いで将来の処置及び経営のため必要な準備を整えることにある」と治安の確立が最優先であることを明らかにした。

「第二 軍政施行要領」の「一 総則」の四項においては「(占領地の) 軍政施行に関係ある重要政務関係事項は中央（大本営と政府）において決定し、陸海軍大臣よりそれぞれ現地最高指揮官に対し区処される」と中央と南方軍の関係が述べられた。「区処」とは、軍事用語で、指揮関係にない他の機関や部隊を指揮・命令することを言う¹⁰⁷。統帥における陸軍の指揮系統は、天皇－南方軍総司令官－各軍司令官というラインとなっており、陸軍大臣はそのライン上に位置しない。占領地現地の軍政に関して中央で決定した「重要政務関係事項」は政府の一員である陸軍大臣が区処という手段を持って南方軍に示す業務系統が確立された。

次の五項で「軍政に関する大綱は南方軍総司令官が統轄し、各地域における具体的実行は該地域を作戰地域とする軍司令官が担任する」と南方軍と隷下各軍の縦の関係を規定し、さらに、「南方作戦に伴う占領地統治要綱」に規定された事項同様に六項で「軍政施行の大綱に関する事項は軍参謀部において管掌し、これに基づく軍政実施の計画及び施行（特務機関等の指導を含む）に関する事項は軍政部において担任する」と、軍司令部内の横の関係を律した。これらを総合すると、中央から現地軍司令部までの階層の縦と横の各役割を明確にして、軍政に関する組織的活動を担保したことが分かる。

「第二 軍政施行要領」の「四 資源の開発取得」の二十項においては、「南方資源の開発は、戦争遂行に必要な重要資源を速やかに開発取得し、帝国の戦争遂行能力の培養を図ることを主眼とする」と、大本営陸軍部が「南方作戦に伴う占領地統治要綱」で強調した点を改めて示すとともに、二十一項で「軍の現地自活に充当する資源以外の重要資源の取得は、軍指導の下に民間業者に当たらせ、取得物資の配給並びに船舶輸送は、中央の指示に基づき軍が担任もしくは統制する。民間業者の選定は、中央において南方軍及び関係庁と協議して決定する。石油の開発取得は当分の間は軍自ら担任する」と、大本営陸軍部の「南方作戦に伴う占領地統治要綱」と同趣旨のことに加え、石油に関しては当分の間は、民間業者に委託することなく軍が直営することを明らかにした。さらに、二十三項で「既存の敵性鉱山、工場、事業場等は、差し当たり、軍が管理し、所要に応じて軍自ら経営、若くは民間業者に経営させる」こと、取得した資源の輸送を担保するために、「五 交通」の二十四項で「鉄道、船舶、港湾（海軍管理施設を除く）、航空、通信及び放送は、差し当たり、軍が管理運営する」と、大本営陸軍部の「南方作戦に伴う占領地統治要綱」と同じことがうたわれた。

¹⁰⁷ 同上、13頁。

「其二 各地域別軍政施行計画」には、地域ごとの取得すべき重要資源が示された。すなわち、フィリピンは「マンガン、クロム、銅、鉄、麻」、マレーは「ボーキサイト、マンガン、鉄、錫、ゴム」、蘭印は「石油、ニッケル、ボーキサイト、マンガン、錫、ゴム、キナ」、ビルマは「別に定める」と示された¹⁰⁸。

この「南方軍軍政施行計画（案）」をもって、軍事作戦を優先する前提の下での軍政に関する各階層の上下と横の関係が整理されるとともに、資源取得事業に関する軍管理委託経営の方式を南方軍の計画にも明記して確認されることになった。

4. 第1節のまとめ

以上、軍事作戦に伴う軍政の準備に関して、中央（政府、大本営）、大本営陸軍部、南方軍が策定した公式文書を概観した。支那事変における教訓から、南方占領地の統治要領は「軍政」と旗幟鮮明にした。このことによって占領地における各種事業は軍が一元的に支配することとなった。支那事変においては、軍は資源取得を担当する国策会社を支配できなかったが、南方作戦の軍政においては、軍政の目標すなわち軍の任務に資源取得を加えたことにより、軍がその事業に責任を有することとし、併せて、軍が企業を「指導」という、一見すると上意下達に見える関係が律せられた。また、取得した資源の日本本土への船舶輸送も中央の統制の下、軍が責任をもって実施することとされた。その際、「作戦（軍事作戦）に支障のない限り」と飽くまでも軍事作戦が優先されることが担保された。

本節でこのように開戦前の軍政の準備を確認したところで、次節において開戦後の軍政実施段階を見ていく。

¹⁰⁸ 「第11章 南方軍軍政施行計画（案）」昭和16年11月3日、南方軍総司令部、17、21、26、30頁。

第2節 開戦後の南方作戦における軍事作戦と軍政の関係

本節では、まず、開戦後の利用できるリソースの配分の決定要因になると考えられる軍政の位置付けを考察する。このために、軍事作戦が行われている間、軍司令官は任務とその時々々の状況を踏まえ、軍政に対してどの程度関心を持っているのかを分析する。これは、軍事作戦と軍政の両方に責任を有する軍司令官の関心の持ち様によって、必然的に軍事作戦に関連する軍政の扱いの軽重が決まると考えられるからである。分析に当たっては、まず、軍事作戦の概要として、軍事作戦の経過を軍司令官が位置した場所と軍司令官が指揮した内容を焦点として追う。次いで、軍政の概要として、各種の軍事作戦が行われている間に実施された軍政の内容、特に治安の確立と資源取得の内容と、軍政機関（軍政部、軍政監部）の所在した位置を追う。そして、軍事作戦と軍政のそれぞれの内容を照合して、軍司令官の軍事作戦と軍政に対する関心の持ち様を分析し、軍事作戦優先の既定条件の下で、軍事作戦に関連した軍政の扱いの軽重すなわち位置付けがどうであったのかを明らかにする。

また、これに併せて、軍政機関の所在位置と軍司令官の位置との関係を確認する。軍司令官が軍政に関心を向けた時、軍司令官と同じ場所に軍政機関が所在すれば、軍司令官は軍政機関を直接掌握して指導できる態勢であり、反対に、軍政機関が軍司令官と離隔した位置に所在すれば、軍司令官は軍政機関を直接掌握して指導はできず、軍政幕僚に委任せざるを得ない態勢であると言える。軍司令官が軍政に関心を向けた時のこの態勢は軍政の実施に大きな影響を与えるので押さえておきたい。

さらに、本研究の中心課題である資源取得事業を巡る軍と企業の間関係を明らかにするために、資源取得事業がどのような態勢、環境にあったのかも考察する。これに当たっては、前述の「南方軍軍政施行計画（案）」において、治安の確立が最優先との方針を定めていることから¹⁰⁹、治安との関係を視点に考察する。

論じるに当たって、開戦から戦争終結までの南方作戦の全期間を任務に応じて区分する。1941（昭和16）年12月8日、南方軍はマレー半島とフィリピンへの攻撃を手始めに南方要域の攻略を開始した。これを「攻略作戦」と言う。攻略作戦は、約半年間続けられ、1942（昭和17）年5月18日、第15軍がビルマ全域を占領したことをもって終了した¹¹⁰。その約1ヶ月の後、南方軍は、6月29日に占

¹⁰⁹ これを裏付けするように、軍政の布告において、治安を乱す行動を禁止し、違反者には厳罰をもって対処する旨がうたわれた。第14軍の軍政布告は、「軍政公報第1号」昭和17年3月21日、渡集団軍政部（防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-全般-79」）を、第16軍の軍政布告は、三好『ジャワ占領軍政回顧録』39-40頁を、それぞれ参照。渡集団は第14軍の符号である。

¹¹⁰ 防衛庁防衛研修所戦史室『南西方面陸軍作戦：マレー・蘭印の防衛』朝雲新聞社、1976年、11頁。

領地域を安定確保する任務を大本营より示された¹¹¹。その後、8月上旬、南東方面のソロモン諸島において連合軍の反攻が開始された。これは南方軍の担当地域外の出来事であり、南方軍にとっては差し迫った脅威ではなかった。また、11月末、南方軍の占領地域のビルマ方面において連合軍の反攻を受けたが、南方軍の第15軍はこれを撃退し、ビルマ方面の占領地域の安定確保は継続して行われた。やがて連合軍の反攻が進むにつれ、大本营は、南方軍が占領する地域の太平洋側からの連合軍の侵攻を予測し、1944（昭和19）年3月、南方軍の編成を強化し、南方要域に予想される連合軍の進攻を迎撃するための準備を命じた¹¹²。この準備は、その後の「捷号作戦¹¹³」と呼ばれる連合軍との決戦につながった。これを「決戦作戦」と言う。このように南方軍に与えられた任務によって、「攻略作戦期間」、「安定確保期間」、「決戦作戦期間」の3期間に区分して論じる。

1. 攻略作戦期間

1941（昭和16）年12月8日の攻略作戦開始から1942（昭和17）年6月29日に南方軍が安定確保任務を付与される頃までを「攻略作戦期間」とし、その間の各地域の攻略作戦の概要と軍政の概要について述べた後に、軍政の位置付けについて論じる。

(1) マレー及び北・中部スマトラ

a. 攻略作戦の概要¹¹⁴

英領のマレーと蘭領の北・中部スマトラの攻略作戦は第25軍（近衛師団、第5師団、第18師団、第56師団基幹¹¹⁵）が担任した。第25軍が1941（昭和16）年11月20日に南方軍から付与された任務は「シンガポール攻略のため、まずマレー方面に急襲上陸し、努めて前方に地歩を獲得すること」であった¹¹⁶。

マレー半島への進攻は12月8日未明、英領マレーのコタバル及びタイ領のシンゴラ、パタニ上陸を緒にして始まった。第25軍の部隊は、コタバル、シンゴラ、

¹¹¹ 「大陸命第650号」昭和17年6月29日；防衛庁『南西方面陸軍作戦』16-17頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-39」。

¹¹² 「大陸命第977号」昭和19年3月27日、「大陸命第978号」昭和19年3月27日；防衛庁『大本营陸軍部8：昭和19年7月まで』朝雲新聞社、1974年、168-171頁。原文は防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-117」。

¹¹³ 捷号作戦は、防衛庁防衛研修所戦史室『大本营陸軍部9：昭和20年1月まで』朝雲新聞社、1975年、56-57頁の「大陸命第1081号（昭和19年7月24日）」を参照。原文は防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-67」。

¹¹⁴ マレーの地図は、防衛庁『マレー進攻作戦』の付図第3「第25軍マレー進攻作戦経過概見図」、付図第5「第25軍シンガポール島攻略計画要領図」を参照。

¹¹⁵ 防衛庁『マレー進攻作戦』120頁。

¹¹⁶ 同上、137頁。

パタニの占領を皮切りに、マレー半島を南進してシンガポールを目指した¹¹⁷。第25軍司令官は、12月8日、軍司令部の幕僚とともにシンゴラに上陸、同地に「戦闘司令所」という指揮所を設置して、ここで隷下部隊の実施する戦闘を指導した。その後、次に述べるように第25軍の部隊の進撃に合わせて戦闘司令所の位置を南に進めた。すなわち、12月16日に戦闘司令所をアロルスターに進め、同地より南方のケダー平地における戦闘を指導した¹¹⁸。その後、12月23日に第25軍は南方軍から「シンガポールを占領せよ」という命令を受けた。第25軍は、12月25日に戦闘司令所をタイピンに進め、同地でクワラルンプール占領に関する軍命令を下達¹¹⁹、12月29日に部隊がイポーを占領した後、1942（昭和17）年1月6日に戦闘司令所をイポーに進め、同地でシンガポールに向かって敵を急迫する命令を下達した¹²⁰。部隊がクワラルンプールを占領した翌日（1月12日）に、戦闘司令所をクアラルンプールに進めた¹²¹。さらに、戦闘司令所はシンガポール攻略のため、1月19日にゲマスへ、1月28日にはクルアンへと南へ進められた¹²²。1月30日、軍司令官はクルアンの戦闘司令所において、シンガポール攻略の準備に関する命令を下達した¹²³。

第25軍の部隊は順調に進撃し、1月31日夕刻ジョホールバルに突入した¹²⁴。軍の戦闘司令所は、2月4日にクルアンからスクダイに進められた¹²⁵。スクダイはジョホール水道から十数 km に過ぎない交通の要衝であり、戦闘司令所としては好適の地であった¹²⁶。2月6日、軍司令官は、スクダイの戦闘司令所においてシンガポール攻略に関する軍命令を下達した¹²⁷。そして、2月8日10時、軍砲兵隊の射撃をもってシンガポールへの攻撃が開始された。同時刻に軍司令官、参謀長、参謀副長、高級参謀の一行はスクダイを出発し、戦闘司令所を、第一線部隊のジョホールバル水道の渡航を見ることが出来るジョホールバル北側の王宮に進めた¹²⁸。砲兵の射撃に引続き、夜間、渡河部隊が突進した¹²⁹。英軍は頑強に抵抗

¹¹⁷ 同上、256-258頁。第25軍の作戦計画は同166-168頁を、当初の命令は同170-171頁をそれぞれ参照。

¹¹⁸ 同上、309頁。

¹¹⁹ 同上、309-318頁。

¹²⁰ 同上、357、367、407-408頁。

¹²¹ 同上、373、430頁。

¹²² 同上、431頁。

¹²³ 同上、489頁。

¹²⁴ 同上、427頁。

¹²⁵ 同上505頁。スクダイの位置は、502頁の挿図第40「ジョホール州及びシンガポール南方諸島概見図」を参照。

¹²⁶ 同上、571頁。

¹²⁷ 同上、506頁。

¹²⁸ 同上、545、571頁。王宮とは土侯（サルタン）の王宮と思われる。

¹²⁹ 同上、547頁。

したが、攻撃は順調に進んで敵を逐次圧迫し¹³⁰、2月9日夕、第18師団が「テング飛行場」に突入した¹³¹。軍の戦闘司令所も2月10日、水道を渡りテング飛行場北方へ、さらに、同日夕にテング三叉路西方1kmの英軍の高射砲陣地跡に進められ、同地にて軍司令官は第一線部隊の戦闘を指導した¹³²。シンガポール島内の進撃は予期のとおり進み、英軍の抵抗もさほど頑強ではないことから¹³³、軍司令官は戦闘司令所を2月13日、ブキパンジャン南方1kmに前進させ、各部隊の戦闘を指導した¹³⁴。そして遂に2月15日午後、英軍の軍使が現れて日本軍に降伏を申し入れた。夜にブキテマの「フォード自動車工場」において日英両司令官の会見が行われ英軍はついに降伏し、2月15日22時をもって停戦になりシンガポールの攻略作戦は終わった¹³⁵。翌2月16日、市内の治安維持及び警備のため憲兵隊が市内に入った¹³⁶。2月19日、軍司令官はシンガポール市郊外の「ラフルス大学」に戦闘司令所を開設してそこに移った¹³⁷。

同日（2月19日）、南方軍は第25軍に対して占領後の行動を律する命令を下達した。その要旨は、「①マレーにおける治安を迅速に回復し、軍政を普遍させ重要国防資源の取得を容易にするとともに、軍の自活の道を確保する；②中部、北部スマトラを占領する；③3月中旬、アンダマン群島の要域を占領する」であった¹³⁸。この命令を受けた第25軍は、北部・中部スマトラ攻略を3月17日に終了し¹³⁹、アンダマン群島攻略を3月23日に終了した¹⁴⁰。

b. 軍政の概要

第25軍の軍政部は、部長に軍参謀副長を充て、部長は軍司令官に直接隷して軍政部内を統率し、軍政を処理する責任を有した¹⁴¹。軍政部の編成は、審議室、総務部、産業部、財務部、交通部の1室4部から成った¹⁴²。また、地方行政を施行するため軍政部支部を置いた¹⁴³。軍政部の位置は、シンガポールを占領するまで

¹³⁰ 陸戦学会戦史部会『近代戦争史概説』下巻、陸戦学会、1997年、50頁。

¹³¹ 防衛庁『マレー進攻作戦』554頁。

¹³² 同上、572頁。

¹³³ 同上、582-583頁。

¹³⁴ 同上、618頁。

¹³⁵ 同上、620-623頁。

¹³⁶ 同上、625、629頁。

¹³⁷ 同上、630頁。

¹³⁸ 同上、630頁。

¹³⁹ 防衛庁『大本営陸軍部3』朝雲新聞社、434頁。

¹⁴⁰ 同上、545頁。

¹⁴¹ 「軍政部服務規程」昭和17年2月16日、第25軍司令部、第2条；防衛省戦史センター史料室所蔵「南西-軍政-25」。

¹⁴² 同上、第4条。

¹⁴³ 同上、第9条。

の間は、戦闘司令所の位置と場所を異にした。軍政部はマレー半島上陸後、当初はクルアンにあったが、2月8日スクダイに、2月13日ジョホールバルに、2月16日にシンガポールに、軍の戦闘司令所に後から追隨して移動した¹⁴⁴。

軍政部の業務は、12月中旬、ケダ州に軍政支部要員を派遣して着手した。それ以来、軍政部は「作戦（軍事作戦）を第一優先とする」との考えに基づいて、特に、既に占領した後方地区の治安の維持と重要国防資源の調査及び確保を重視し、マレーの各州に軍政支部要員を配置して応急的な軍政処理に当たった。2月15日のシンガポールの陥落の翌日（16日）、軍政部はシンガポールに入り、軍政施行を布告して、本格的に軍政を進めることとなり、まずはシンガポールの復興を重視して市政の復活に当たった。攻略作戦と肅正が一段落したのを待ち、軍政部は、3月初旬から軍政部本部の要員の充実、マレー各州文官知事の配置等を逐次実施していった。スマトラに対しては、4月上旬、軍政支部長以下少数の要員を派遣し軍政を実施した¹⁴⁵。4月20日、第25軍は、軍司令部各部、在シンガポール各部隊等をシンガポールに参集させて第1回軍政会議を開催した。また、4月27日には「軍政業務運用に関する内規」を定め、これに基づき参謀長は「今後に於ける軍政業務遂行に関し与うる注意」を示し、今後の軍政の施行に関して、参謀部は一層積極的に軍政部を援助し、軍政部は参謀部との益々緊密な連携をもって軍政を本格的に推進することを命じた¹⁴⁶。

資源取得に関して、マレー、スマトラに期待された資源は、石油、ボーキサイト、錫、鉄などであった¹⁴⁷。第25軍の軍政部は調査員をもって、占領した地域に所在する油田、錫、マンガン、鉄、石炭、ボーキサイトの各鉱山及び採鉱・処理施設の実態調査を行った。調査を完了した所から、軍自ら又は担当企業の到着を待って、破壊された施設の復旧、操業再開などに着手した¹⁴⁸。すなわち、肅清が一段落して治安を確保した後、資源取得事業は緒に着いたという態勢にあった。

c. 考 察

以上、マレー半島・シンガポール、北部・中部スマトラ、アンダマン諸島の攻略任務終了までの第25軍の軍事作戦と軍政の概要を追った。

¹⁴⁴ 太田弘毅「マレー・スマトラの日本軍政組織：第25軍軍政監部服務規程を中心に」経済史学会『政治経済史学』259号、1987年、32頁。

¹⁴⁵ 「軍政概況」昭和17年6月14日、第25軍軍政部；防衛省戦史センター史料室所蔵「南西-軍政-42」。

¹⁴⁶ 「戦時月報（軍政関係）」昭和17年4月末日、富集団司令部；防衛省戦史センター史料室所蔵「南西-軍政-2」。富集団は第25軍の符号である。

¹⁴⁷ 明石編『渡邊渡少将軍政（マラヤ・シンガポール）関係史 資料第5巻』353頁；「第11章 南方軍軍政施行計画（案）」昭和16年11月3日、南方軍総司令部、21頁。

¹⁴⁸ 「戦時月報（軍政関係）」昭和17年3月末日、富集団司令部；防衛省戦史センター史料室所蔵「南西-軍政-1」。

第 25 軍司令官の当初の関心は、当然、与えられた任務に示されたシンガポールの攻略に向けられた。上陸後、マレー半島を南へ進軍するに伴って占領した地域の軍政準備の細部にまで意を払う余裕はなく、それは戦闘司令所の後方を追隨してくる軍政部に委任せざるを得ない状況であった。防衛庁『マレー進攻作戦』の記録によれば、「クアラルンプールにおける軍の戦闘司令所は作戦業務が山積みで、シンガポール攻略準備、スマトラ作戦計画の策定、マレー半島における長遠な兵站線の整備・延伸等に追われた」とある¹⁴⁹。軍政に関する業務はここにはなかった。

シンガポール攻略後、軍政部の位置は、軍司令部と同一地に置かれることになり、軍司令官が軍政に関して軍政部を直接掌握して指導できる態勢になったが、軍司令官は引き続いて北部・中部スマトラ、アンダマン諸島を攻略しなければならなかったため、軍事作戦に最も関心を寄せることになり、軍政は積極的に関心を寄せられるものではなかった、従って、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けにはなかった。アンダマン群島の攻略を完了した 3 月 23 日以降、軍司令官は軍政に関心を向けることができるようになり、軍政はこれまでに比して重く扱われることが可能となった。その際、軍政部を直接掌握して指導できる態勢は整っていた。

参謀長の「今後に於ける軍政業務遂行に関し与うる注意」は、この可能性と態勢を踏まえて、これからの軍政のあり方、すなわち、参謀部と軍政部が相互に協力しつつ軍司令官を補佐することを要求したものであった。

(2) フィリピン

a. 攻略作戦の概要¹⁵⁰

フィリピンの攻略は第 14 軍（第 16 師団、第 48 師団、第 65 旅団基幹¹⁵¹）が担任した。その任務は「フィリピンの敵を撃破し、その主要な根拠、特に首都マニラを迅速に攻略する」であった¹⁵²。第 14 軍は、フィリピン攻略に当たり、まずフィリピンに所在する米軍航空部隊を撃滅し制空権を手に入れようとした。陸海軍の航空機は、1941（昭和 16）年 12 月 8 日から 13 日までの 6 日間にわたり、ルソン島のクラーク、イバ両飛行場をはじめ各基地を空襲した¹⁵³。12 月 10 日、ルソ

¹⁴⁹ 防衛庁『マレー進攻作戦』430 頁。

¹⁵⁰ フィリピンの地図は、防衛庁『比島攻略作戦』の付図第 1「比島攻略作戦経過概見図」、付図第 4「軍主力方面上陸からマニラ占領までの経過概見図」及び付図第 12「第 2 次バタアン半島攻略戦経過概見図」を参照。

¹⁵¹ 防衛庁『比島攻略作戦』81-82 頁。

¹⁵² 同上、84 頁。

¹⁵³ 筒居讓二『増補版 太平洋戦争通史：開戦決定から降伏調印まで 1397 日の記録』文芸社、2017 年、26-27 頁；防衛庁『比島攻略作戦』119 頁。第 14 軍の作戦計画は防衛庁『比島攻略作

ン島北部のアパリ、ビガンに、12日にはルソン島南部のレガスビーに、さらに、20日にはミンダナオ島のダバオのそれぞれに、先遣部隊が上陸して軍主力部隊上陸の足固めを行った¹⁵⁴。12月22日には第48師団がリングエン湾に、24日には第16師団がラモン湾から上陸し、北南から挟撃するように首都マニラを目指した¹⁵⁵。23日には軍司令官がリングエン湾に上陸し、バウアンに戦闘司令部を設置した¹⁵⁶。米比軍は大した抵抗を見せずに、マニラを放棄してバターン半島に退避したので、第14軍司令官は一挙にマニラを攻略することを決心し、12月27日、バウアンの戦闘司令部において軍命令を下達した。12月28日、第14軍の戦闘司令部はバウアンからビナロナンに進められた¹⁵⁷。12月30日、第48師団はマニラに向かう途上のカバナツアンを占領し、引続き前進した¹⁵⁸。1942（昭和17）年1月1日、軍戦闘司令部は、ビナロナンからカバナツアンに進められた¹⁵⁹。同日（1月1日）、第48師団はマニラ直前に迫り、マニラ市内の軍の重要な施設が米比軍によって破壊され火災が発生していることを確認した。同市を救出するために、軍司令官は、速やかに兵力をマニラ市に進入させるに決し、1日の夜から2日の朝にかけて、カバナツアンの戦闘司令部において第48師団と第16師団に対し、マニラの占領確保に関する命令を下達した¹⁶⁰。こうして1月2日、マニラは占領された¹⁶¹。

1月3日、軍司令部はカバナツアンを出発し、まずバリウアグの第48師団司令部に前進した¹⁶²。南方軍は、第14軍は概ね攻略作戦の目的を達成したものと認め、同日（1月3日）に、従来の攻略任務から安定確保の新任務に変え、しかもフィリピン群島内要地の占領と軍政の普及の2つの任務を課すことにした。この時点では米比軍の籠城するバターン半島とコレヒドール島要塞の処理は軽易な掃蕩で済むと見做されていた。こうして、南方軍はフィリピン島内要域の安定確保に関する命令を第14軍に下達した¹⁶³。その要旨は「第14軍司令官は次の要領によりフィリピン群島内要域を安定確保する。すなわち、①各群島内の要地を占領する；②速やかに治安を回復し、軍政を普及させ、もって重要国防資源を取得し、かつ、軍自活の途を確保する¹⁶⁴」であった。全島攻略は目前のことと判断されて

戦』76-78頁を、同軍の上陸作戦に関する命令は88-89頁をそれぞれ参照。

¹⁵⁴ 筒居『太平洋戦争通史』29頁；防衛庁『比島攻略作戦』124、126、127、140頁。

¹⁵⁵ 筒居『太平洋戦争通史』36頁；防衛庁『比島攻略作戦』156、164頁。

¹⁵⁶ 防衛庁『比島攻略作戦』161頁。

¹⁵⁷ 同上、176頁。

¹⁵⁸ 同上、185頁。

¹⁵⁹ 同上、191-192頁。

¹⁶⁰ 同上、192-193頁。

¹⁶¹ 同上、193、194頁。

¹⁶² 同上、202頁。

¹⁶³ 同上、233頁。

¹⁶⁴ 同上、220頁。

いた¹⁶⁵。

ここで今後の軍の司令部の位置に関して議論が起こった。軍の司令部の位置は指揮の利便性と連絡の容易性を考慮して決定される¹⁶⁶。バターン半島の米比軍の処理は軽易な掃蕩で済むので、軍政を重視してマニラに軍の司令部を設置するか、あるいは、バターン半島に退避した米比軍を後少しの攻撃で撃破できるのであればこれを重視して、軍の戦闘司令部をバターン半島方面に設置するかの2つの選択肢があった。バターン半島方面とは無縁のマニラに軍の司令部を設置することは、軍政処理、諜報謀略及び後方補給関係等を行う上では有利である。他方、バターン半島の米比軍への対処の見地からはマニラに軍の司令部を設置することは必ずしも適当ではないと考えられた。軍司令官は、軍政処理の重要性は認めるが、それよりもバターン半島の米比軍をその防御準備の未完に乗じて迅速に撃破することに決し¹⁶⁷、マニラに向かわず、取り敢えず軍の戦闘司令部をバリウアグに設置することにした。参謀長から軍政担当を命ぜられた作戦主任参謀は、軍政関係幕僚、謀略関係幕僚とともにバリウアグから南約40kmのマニラに入り、軍司令官及びその他の幕僚はバリウアグに留まることとなった¹⁶⁸。

軍は、1月9日に敵陣地への攻撃（「第1次バターン攻略作戦」と言う）を開始したが、敵の集中砲火と逆襲を受けて死傷者が続出して攻撃は頓挫し、2月8日、軍司令官は攻撃を中止して態勢を整理することに決心した¹⁶⁹。その間、バリウアグにあった戦闘司令部は、1月12日にバリウアグから西約20kmのサンフェルナンドに進められた。サンフェルナンドはマニラ方面とバターン半島方面への分岐点にあり、同地から南東方面にマニラがあり、南西方面にバターン半島の入口が位置した¹⁷⁰。

第1次バターン攻略作戦を中止した後、今後の対応について議論が起こった。
①バターン半島を封鎖して米比軍の降伏を待つ。その間に他の地方(ビサヤ諸島、ミンダナオ島など)を戡定(かんでい)して治安を確保する。
②バターン半島を封鎖して、その間に他の地方を戡定して治安を確保する。その後バターン半島の米比軍を攻撃して撃破する。
③バターン半島の米比軍を攻撃して撃破した後に、

¹⁶⁵ 同上、209頁。

¹⁶⁶ 軍事作戦の基本的綱領を示す『作戦要務令』の第16条によれば、「指揮官の位置は、軍隊の指揮に重大な影響を及ぼし、軍隊の志気を左右することが大きい。故に、部下の指揮に利便であり、なるべく連絡が容易であるとともに、その威徳を軍隊に及ぼし得ることを考慮し、指揮官の位置を選定することが緊要である」とある。日本文芸社編『作戦要務令』7頁。

¹⁶⁷ 防衛庁『比島攻略作戦』202頁。

¹⁶⁸ 同上、203頁。

¹⁶⁹ 陸戦学会『近代戦争史概説』下巻59頁；服部『大東亜戦争全史』278-279頁；防衛庁『比島攻略作戦』294頁。

¹⁷⁰ 防衛庁『比島攻略作戦』202-203頁。このサンフェルナンドは、後に出てくるリングエン湾のサンフェルナンドとは別の地名である。後者は「北サンフェルナンド」と表記する。

他の地域を戡定して治安を確保する。などの意見に分かれた。第14軍は①又は②を検討したが、大本営陸軍部、南方軍総司令部は③を主張した。南方軍は1月3日に「安定確保」任務を第14軍に付与しておきながらである。大本営陸軍部、南方軍総司令部、第14軍司令部の3者間で意見を交わした後、最終的には米比軍を攻撃して撃破することを目的とするバターン半島攻略に決定された¹⁷¹。その理由には、「米比軍の有力な野戦軍を、マニラ市眼前の要害の地に存置したまま、軍政を普及させようとするのは、木によって魚を求めるようなものである。米比野戦軍の根拠地が覆滅されてこそ軍の威信が確立し、軍政をフィリピン全土に普及することができるであろう。バターン、コレヒドールに攻めあぐんで、いたずらにその降伏を待つというのでは、軍の威信や面目がたたず、フィリピンの民衆も日本軍を軽侮して、軍政施行上からも、他日大きな障害となろう」(南方軍総参謀長)というものがあつた¹⁷²。

サンフェルナンドの戦闘司令部において、軍司令官は、3月4日にバターン半島の敵情及び地形の偵察に関する命令を¹⁷³、3月22日にバターン半島攻撃準備に関する命令を¹⁷⁴、3月28日に攻撃実施に関する命令を、それぞれ下達した¹⁷⁵。3月30日、軍は戦闘司令部をサンフェルナンドからオラニに進めた¹⁷⁶。第14軍は兵力を増強され、周到な準備を整えた後、4月3日から攻撃準備射撃に引き続いて砲兵、飛行機の緊密な協力の下に攻撃(「第2次バターン攻略作戦」と言う)を開始し、4月9日、バターン半島の米比軍は降伏した¹⁷⁷。12日にはバターン半島の残敵の掃蕩を完了した¹⁷⁸。この間、部隊の進撃に伴い、4月8日、第14軍は戦闘司令部をバランガに進めた¹⁷⁹。次いで、コレヒドール島攻略(「コレヒドール攻略作戦」と言う)のため、5月1日、戦闘司令部はラマオに進められた¹⁸⁰。

続いて、コレヒドール島に対する攻略準備を整え、5月5日夜上陸を敢行し、7日朝全島を完全に攻略した。この日、米極東軍司令官マッカーサー(Douglas

¹⁷¹ この間の経緯に詳細については防衛庁『比島攻略作戦』297-311頁を参照。戡定とは、残敵を掃蕩(掃討)して治安を確立する軍事作戦であり、討伐と同義語である。「戡定作戦」、「討伐作戦」、「治安作戦」などと称される。例えば、第14軍の「ビサヤ・ミンダナオ第2次作戦計画」(防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-全般-119」又は防衛庁『比島攻略作戦』521頁)や、防衛庁『比島攻略作戦』555頁を参照。

¹⁷² 防衛庁『比島攻略作戦』309-310頁。

¹⁷³ 同上、332-333頁。

¹⁷⁴ 同上、367-368頁。

¹⁷⁵ 同上、372-374頁。

¹⁷⁶ 同上、377頁。

¹⁷⁷ 陸戦学会『近代戦争史概説』下巻59頁；服部『大東亜戦争全史』280-282頁；防衛庁『比島攻略作戦』426頁。

¹⁷⁸ 防衛庁『比島攻略作戦』429頁。

¹⁷⁹ 同上、424頁。

¹⁸⁰ 同上、507頁。

McArthur) 大将に代わって米比軍を指揮していたウェンライト (Jonathan M. Wainwright IV) 中将は、在フィリピンの全米比軍の無条件降伏を申し出て、23 時 50 分、マニラ放送局を通じて全米比軍に投降命令を発した¹⁸¹。コレヒドール島陥落後、5 月 9 日、第 14 軍司令部は戦闘司令所を撤収してマニラに移転した¹⁸²。

フィリピンは、大小約 7,000 の島からなり、その国土面積は約 30 万 km²に及ぶ。このため全域を確保するために、4 月上旬の第 2 次バターン攻略作戦完了とともに、ルソン島全域の戡定と併行し、ビサヤ諸島、ミンダナオ島の戡定を実施した。5 月 10 日には、ビサヤ諸島、ミンダナオ島の米比軍は無条件降伏した¹⁸³。南部ルソンは 5 月末に戡定を完了した¹⁸⁴。

b. 軍政の概要

1 月 2 日のマニラ占領後、軍司令官はマニラに入城せず、米比軍を撃滅すべくバターン半島の方へ戦闘司令所を進めていったが、軍政部はこれとは別にマニラに入った。軍司令官の位置するカバナツアン次いでバリウアグにあった戦闘司令所とは場所を異にして軍政業務に携わった。軍政部長には軍参謀副長が兼務して就いた¹⁸⁵。マニラ占領の翌日 (1 月 3 日)、第 14 軍司令官は、フィリピンに軍政を施行することを布告した¹⁸⁶。第 14 軍司令官は、この 1 月 3 日にはマニラにはいないので、サンフェルナンドに戦闘司令所があった時に、軍政業務に従事する要員が布告文を起案して軍司令官の決裁を仰いで準備していたことは想像に難くない。

軍政部長には参謀副長 (林義秀少将) が就いたが、参謀長 (前田正實少将) が戦前にフィリピン駐在の経験があることから、参謀副長を差し置いて、軍政に積極的に関与した¹⁸⁷。また、作戦主任参謀 (牧達夫中佐) は陸軍省軍務課に長く勤務した経験があり軍事行政に通暁していたことから、参謀長からマニラに位置して軍政を担当するように命ぜられた¹⁸⁸。すなわち、軍事作戦の要の作戦主任参謀がその業務から外されたのである。参謀長は軍事作戦に関する業務もあることからバターン半島方面の戦闘司令所とマニラの軍政部を往復したが、軍政に積極的に関与し、軍事作戦に関する業務に専念することはなかった¹⁸⁹。

軍政部内の各部の編成は、総務部、産業部、内務部、財務部、交通部から成つ

¹⁸¹ 同上、525-533 頁。

¹⁸² 同上、538 頁。

¹⁸³ 同上、540 頁。

¹⁸⁴ 同上、543 頁。

¹⁸⁵ 同上、203、557 頁。

¹⁸⁶ 「軍政公報第 1 号」昭和 17 年 3 月 21 日、渡集団軍政部。

¹⁸⁷ 読売新聞社編『昭和史の天皇 10』読売新聞社、1971 年、105-106 頁。

¹⁸⁸ 防衛庁『比島攻略作戦』203 頁。

¹⁸⁹ 同上、203 頁。

た¹⁹⁰。軍政運営の方法は、軍の直接実施する行政（直接行政）と「比島行政府」の実施する行政（間接行政）との2つに大別した。軍の直接実施する行政は、①戦争遂行上必要な物資の開発獲得、②軍の現地自活、③軍事作戦及び軍の直接行う行政に関連する陸運、海運、通信、④軍事作戦と治安に重大な影響を与える事項とし、比島行政府の実施する行政は、主としてフィリピン人を対象とする民政にして、軍の直接行う行政以外の行政全部とした¹⁹¹。これは、1942（昭和17）年1月22日の帝国議会において、東条英機首相が「フィリピン及びビルマについては、彼らが帝国に協力する場合は、独立の榮譽を与えたい」という趣旨の発言を行ったことが反映されていた¹⁹²。比島行政府は、軍政部が、開戦前の「フィリピン・コモンウェルス（commonwealth）政府」の官房長官であったバルガス（Jorge Vargas）を長官として設置させたものである¹⁹³。比島行政府は、内務部、財務部、司法部、農商務部、教育厚生部、土木交通部から成った。地方は特別市と州から成った¹⁹⁴。比島行政府は2月5日に事務を開始した¹⁹⁵。

治安に関しては、マニラに入城した時点の日本軍の主要な占領地域はマニラ他にダバオ、レガスビー、バギオ、その他若干の都市及びその周辺に過ぎず¹⁹⁶、1月3日に南方軍から第14軍に与えられた「安定確保」命令により、速やかな治安の回復に努力を指向することとなった。

鉱物資源の確保事業に関しては、軍政部鉱業課要員が1月中旬以降マニラに到着するのを待って、マニラ市の市場にある鉱山用資材の収集確保に当たるとともに、鉱山確保を参謀部に要請し、軍はバターン攻略作戦の実施中であるが、鉱山確保の重要性を理解し、一部の部隊をもって5月末までに、マンカヤン（ルソン島バギオ市北約100km）、フィクスバー（ルソン島東南部レガスビーの東海上ラブラブ島）、アンチケ（パナイ島のアンチケ州）、サンバレス（ルソン島西部のサンバレス州）、カランバヤンカン（ルソン島南東部の北カマリネス州）、ブスアング（ミンドロ島南西のパラワン州ブスアング島）、ボホール（ビサヤ諸島のボホール州ボホール島）の各鉱山を確保した。軍政部は鉱山施設の破壊状況を確認して復興計画の立案に取り掛かった¹⁹⁷。

¹⁹⁰ 太田弘毅「フィリピンにおける日本軍政：比島軍政監部の組織と任務」『政治経済史学』185号、1981年、30頁。

¹⁹¹ 防衛庁『比島攻略作戦』557頁。

¹⁹² 「東条首相の議会演説」昭和17年1月21日、帝国議会；外務省『日本外交年表並主要文書』576-577頁。

¹⁹³ 「比島軍政の概要（素案）」別冊その1、昭和20年8月、第1復員局、13頁。米国において、Commonwealthは州、準州の意味を持つ。

¹⁹⁴ 宇都宮『南十字星を望みつつ』242-243頁。

¹⁹⁵ 防衛庁『比島攻略作戦』559頁。

¹⁹⁶ 「軍政下に於ける比島産業の推移」昭和18年12月、第14軍軍政監部産業部、1頁。

¹⁹⁷ 同上、687-691頁。フィリピンの鉱山の位置については、「比島軍政の概要（素案）」別冊その1、昭和20年8月、第1復員局の付図第1、三井金属鉱業株式会社修史委員会事務局編『三井金

攻略作戦期間の軍政の重点は治安の回復・確立であり、資源確保に関しては、7 鉱山を確保して、これから準備に取り掛かるという態勢にあった。フィリピンに期待された鉱物資源は、銅、鉄、クロム、マンガンであった¹⁹⁸。

c. 考 察

以上、フィリピン全域の攻略任務終了までの第 14 軍の軍事作戦と軍政の概要を追った。第 14 軍の任務は米比軍の撃破とマニラ占領で、軍司令官の最大の関心は当然そこにあり、リングエン湾上陸後からサンフェルナンドの戦闘司令所に至るまではその関心に基づいて部隊を指揮した。しかし米比軍がマニラを放棄してバターン半島に籠城し、第 14 軍がマニラを占領して安定確保任務を与えられたので、米比軍の撃破という軍事作戦と、軍政の普及のどちらに関心の重点を寄せるべきかという岐路が生じた。その岐路は 2 回発生した。1 回目は軍政施行を布告した 1 月 3 日で軍司令官がバリウアグに位置した時、2 回目は第 1 次バターン作戦を中止した後の処置を検討した時である。

1 回目は次のような判断もあり得た。米比軍の主力はマニラを撤してバターン半島に籠城し始めたので、戦力は発揮できない。日本軍はマニラを占領した。当初の任務「フィリピンの敵を撃破し、その主要な根拠、特に首都マニラを迅速に攻略する」に照らし合わせると、バターン半島に籠城して戦力発揮できない米比軍は撃破したに等しい。必要であれば敵の防御態勢が未完の内に攻撃すればよい。従って、当初の任務は達成した。また、1 月 3 日に南方軍から与えられた任務「次の要領によりフィリピン群島内要域を安定確保する。すなわち、①各群島内の要地を占領する；②速やかに治安を回復し、軍政を普及させ、もって重要国防資源を取得し、かつ、軍自活の途を確保する」を受け、バターン半島以外の他の地方の敗残兵を軽易な戡定作戦で肅清することによって治安を回復して軍政を普及する。もしも、軍司令官がこのように判断していたら、その後の軍司令官の関心は、主に軍政に向けられた可能性があった。その場合、軍司令官はマニラに前進して、そこに位置して指揮を執ることになっていたであろう。

2 回目は次のような判断もあり得た。第 14 軍参謀部の判断によれば、バターン半島に立て籠った米比軍は、完全封鎖すれば、2～3 ヶ月しかもたない。すなわち、4 月中か遅くとも 5 月頃には敵は降伏するであろうと見られた¹⁹⁹。また、バター

属修史論叢』別冊第 1 号、三井金属鉱業、1974 年、143 頁の「比島ルソン島マンカヤン鉱山周辺交通要図」、日本のフィリピン占領期に関する史料調査フォーラム編『インタビュー記録 日本のフィリピン占領』369 頁の図「カランバヤンガン鉄山地区」及び 378 頁の図「石原産業南方 3 鉱山の位置」を参照。

¹⁹⁸ 池端編『日本占領下のフィリピン』146 頁；「第 11 章 南方軍軍政施行計画（案）」昭和 16 年 11 月 3 日、南方軍総司令部、17 頁。

¹⁹⁹ 防衛庁『比島攻略作戦』297、298、308 頁。

ン半島の米比軍は捕虜からの情報によると食料が不足し、マラリアが流行していることが判明した²⁰⁰。従って、降伏か自滅を待てばよいのであって、これ以上攻撃しなくても米比軍の撃破を達成したに等しい。マニラは既に1月3日に占領した。従って、当初の任務「フィリピンの敵を撃破し、その主要な根拠、特に首都マニラを迅速に攻略する」を達成したに等しいことになる。1月3日の新たな任務は「次の要領によりフィリピン群島内要域を安定確保する。すなわち、①各群島内の要地を占領する；②速やかに治安を回復し、軍政を普及させ、もって重要国防資源を取得し、かつ、軍自活の途を確保する」に対応するためにも、バターン半島以外の他の地方の敗残兵を軽易な戡定作戦で肅清することによって治安を回復して軍政を普及する。もしも、軍司令官がこのように判断していたら、その後の軍司令官の関心は、主に軍政に向けられた可能性があった。その場合、軍司令官はマニラに前進して、そこに位置して指揮を執ることになっていたであろう。すなわち、軍司令官は与えられた任務とその時々状況を照らし合わせて判断することによって、その関心事項は変わるのである。しかしながら、史実は、軍司令官はマニラに行くことなく、バターン半島、次いでコレヒドール島の米比軍の撃破すなわち軍事作戦に最大の関心を寄せることになった。1回目の岐路においては、大本営陸軍部、南方軍総司令部の干渉はなく、第14軍司令官が独自に判断したが、2回目の岐路においては、大本営陸軍部及び南方軍の強い主張を受け入れた第14軍司令官の判断だった。仮に、大本営陸軍部と南方軍総司令部の強い主張がなければ、第14軍司令官は軍政重視の判断を下していた可能性があった。南方軍は1月3日に第14軍に対して安定確保任務を与えておきながら、実質は、攻略作戦任務をコレヒドール島陥落まで引続き要求していたことになる。第14軍が実際に安定確保任務に移行するのは、後の6月29日、改めて安定確保任務を大本営陸軍部から付与されてからであった。

攻略作戦期間のコレヒドール島陥落までの間、軍司令官は軍政に関心を寄せる可能性もあったが、結局は軍事作戦に最大の関心を寄せることになり、軍司令官にとって軍政は積極的に関心が持たれることはなかった。従って、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けではなかった。その軍政の実施はマニラに位置する軍政部に任せることとし、軍司令官はバターン半島、コレヒドール島の米比軍を撃破することに専念した²⁰¹。

5月にコレヒドールの米比軍を降伏させ、その他の地方の戡定が同月末に終了して、軍司令官は軍政に関心を向けることができるようになり、軍政はこれまでに

²⁰⁰ 同上、432頁。

²⁰¹ この間、コレヒドール島攻略の企図を秘匿する目的を兼ねて、4月28日、軍司令官は幕僚とともにバラングを発ってマニラに入り、天長節の行事後、ミンダナオ方面の作戦指揮・戦闘指導のため出発するかにように装ってマニラを発し、再びバラングに帰還することもあった。防衛庁『比島攻略作戦』503頁。

比して重く扱われる位置付けになることが可能となった。その時、軍政部は軍司令官と同一の位置に所在しており、軍司令官が軍政部を直接掌握して指導できる態勢が整備されていた。

なお、フィリピンには、他の占領地には見られない特徴の1つに、役割分担の問題があった。軍政業務の担当には、参謀副長が軍政部長として任ぜられているところが、参謀長が参謀副長を差し置いて軍政に関わりを持った。また、本来は軍事作戦の要となる作戦主任参謀がその業務から外され軍政業務の担当を命ぜられた。その分、軍司令官の負担は、他の地域の軍司令官に比して大きいこととなった。これがバターン半島の米比軍の撃破の遅延の原因となったことも否めないであろう。米比軍を撃破しなければならない段階において、役割分担を定めて軍事作戦と軍政がそれぞれ機能するように組織を整理しておきながら、参謀長の個人の考えと趣向で人が運用され、軍司令官の最大の焦点である米比軍撃破に対する負担を大きくしてしまった構図がここにあったと思われる。

(3) ビルマ

a. 攻略作戦の概要²⁰²

第15軍(第33師団、第55師団基幹²⁰³)は、マレーの攻略作戦を担当する第25軍が南部タイに上陸後、マレー半島を後顧の憂えなくシンガポールに向け南下できるように、その後方を確保する目的をもって編成された。第15軍の任務は「①タイ国に進入して、第25軍の作戦を容易にする；②努めてタイ国の安定を確保する；③タイ国より対支封鎖を実施する；④ビルマに対する爾後の作戦を準備する」であった²⁰⁴。

第15軍は1941(昭和16)年12月8日、南部仏印からタイ国に平穩に進入し、その一部は9日、バンコクに進出した²⁰⁵。第15軍司令官は、1942(昭和17)年1月26日に隷下部隊に対してモールメン攻略に関する命令を下達し、翌日(27日)、戦闘司令所をラーヘンに進めて隷下部隊の戦闘を指導した²⁰⁶。第15軍の部隊は、1月31日朝、モールメンを占領した²⁰⁷。モールメン占領後、軍司令官は2月2日ラーヘンの戦闘司令所を撤してバンコクに帰った²⁰⁸。マレー攻略作戦を実施中の第25軍に対する後方掩護やタイ国内の治安確保などの任務もあり、長くバンコ

²⁰² ビルマの地図は、防衛庁防衛研修所戦史室『ビルマ攻略作戦』朝雲新聞社、1967年の付図第3「ビルマ攻略作戦経過概見図」を参照。

²⁰³ 防衛庁『ビルマ攻略作戦』37頁。

²⁰⁴ 同上、49頁。

²⁰⁵ 防衛庁『比島攻略作戦』142頁；『ビルマ攻略作戦』53-55頁。

²⁰⁶ 防衛庁『ビルマ攻略作戦』90頁。

²⁰⁷ 同上、90頁。

²⁰⁸ 同上、105頁。

クを離れるには支障があると判断されたためだった²⁰⁹。

第 15 軍に付与された当初の任務はモールメン攻略までであった。ところが、第 25 軍はマレー半島東岸各地に上陸して順調に進撃しており、また、第 14 軍のフィリピン攻略作戦も順調に進んでいることから²¹⁰、大本営はビルマにおける軍事作戦を当初予定していたことよりもさらに進めようと考え、モールメン占領とともに、直ちに同地を発進基地として、南部ビルマの要域攻略にかかる方針に変えた²¹¹。そして 1942（昭和 17）年 1 月 22 日、大本営は南方軍に対して、ラングーンを攻略する命令を下達した²¹²。南方軍はこれに基づき同趣旨の命令を 2 月 9 日に第 15 軍に下達した²¹³。第 15 軍司令官は戦闘司令部をモールメンに設置し、同地にて 2 月 17 日、隷下の部隊に対して、ラングーン攻略のためのシットン河畔への前進を命じた。ラングーン攻略作戦以外のその他の事項（タイ国の治安確保など）は、バンコクにある第 15 軍司令部の参謀副長に任せた²¹⁴。

部隊は、英軍を撃破しながら進撃し、2 月 23 日夜までにはシットン河に沿う線を確認した。軍司令官は、2 月 20 日カマサインに、23 日キヤクトウに戦闘司令部を進めた。そしてシットン河畔の戦闘が終わったのを見て、2 月 24 日キヤクトウでラングーン攻略準備の軍命令を下した²¹⁵。この命令に基づき、部隊はラングーン方向に向かって前進を開始した。軍司令官は、3 月 4 日、戦闘司令部をキヤクトウからクインガルに進めた²¹⁶。次いで軍司令官は、3 月 6 日にクインガルでラングーン攻略に関する命令を発した²¹⁷。それに基づいて攻撃を開始した部隊は、3 月 8 日 10 時頃ラングーン市街に突入したが、敵は既に退却しておりラングーンは無血占領となった。市内を掃蕩し、翌 9 日、軍司令官がラングーンに入城した²¹⁸。

第 15 軍の部隊がラングーンに突入する前日の 3 月 7 日、南方軍は第 15 軍に対して、中部ビルマ要域、具体的にはマンドレー攻略する命令を下達した²¹⁹。第 15 軍は、マンドレー攻略に先立ち、3 月 26 日からトングーを攻略、3 月 30 日に同地

²⁰⁹ 同上、71、104 頁。

²¹⁰ 同上、71 頁。

²¹¹ この辺りの経緯については、防衛庁『ビルマ攻略作戦』72-77 頁に詳細が述べられている。

²¹² 「大陸命第 590 号」昭和 17 年 1 月 22 日、「大陸指第 1081 号」昭和 17 年 1 月 22 日；防衛庁『ビルマ攻略作戦』75-76 頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-34」、「中央-作戦指導大陸指-69」。

²¹³ 防衛庁『ビルマ攻略作戦』96-97 頁。

²¹⁴ 同上、136-137 頁。

²¹⁵ 同上、137 頁。

²¹⁶ 同上、170 頁。

²¹⁷ 同上、172-173 頁。

²¹⁸ 同上、178 頁。

²¹⁹ 同上、184 頁。この命令に「エナンジョン付近の油田地帯を占領すること」が示された。

を占領した²²⁰。軍司令官は、4月1日にラングーンでロイコー、ヤメセン及びエナンジョンに向かう前進命令を下し、翌日（4月2日）、戦闘司令部をトングーに進めた²²¹。4月18日、戦闘司令部は、トングーからタワチに²²²、さらに、4月20日、ピンマナに進められた²²³。同日、部隊がエナンジョンを占領した²²⁴。軍司令官は4月20日に、ピンマナにおいてラシオ及びマンダレーの攻略を命令した²²⁵。4月29日、部隊はラシオを占領し²²⁶、5月1日タマンダレーを占領した²²⁷。この間の4月25日、軍司令官は、戦闘司令部をピョベに進めた²²⁸。

マンダレー攻略中の4月29日、軍司令官は、隷下部隊の進撃の状況などの戦局全般を察して、一挙に怒江（サルウィン河）に沿う線まで追撃することに決し、ピョベの戦闘司令部において追撃命令を下した²²⁹。命令の末項に「軍戦闘司令部は、追撃の進展に伴い、滇緬公路に沿って逐次推進する²³⁰」と、戦闘司令部を逐次推進する旨が示された。前線に近い場所で戦闘の指導を行う軍司令官の意思の表れである。部隊は、5月1日にマニワを²³¹、5月3日バーモを、5月8日ミートキーナ市街を逐次に占領した²³²。また、一部の部隊は滇緬公路に怒江に向かい、5月5日、怒江に沿う線に進出した²³³。他方、ビルマ南西部のインド洋方面では、5月4日には軍直轄として編成したアキャブ派遣隊がアキャブの飛行場を占領した²³⁴。

次いで軍司令官は、5月6日、北部ビルマの残敵掃蕩を命じた²³⁵。東は怒江の線、北はサンブラブム、ワローバンの各要地、西はチンドウィン河の線、南西はアキャブに至る各国境、一部は雲南地帯に向かって徹底した追撃、掃蕩が展開され、5月末までにはビルマの敵が一掃された²³⁶。この間、記録がないため、日付は不明だが、戦闘司令部はピョベからメイミョウに進められた。後述のように、

²²⁰ 同上、297頁。

²²¹ 同上、318-319頁。

²²² 同上、339頁。

²²³ 同上、345頁。

²²⁴ 同上、354-355頁。

²²⁵ 同上、362-363頁。

²²⁶ 同上、378頁。

²²⁷ 同上、385頁。

²²⁸ 同上、381頁。ピョベの位置は383頁の挿図第45「第18師団追撃隊戦闘経過概見図」を参照。

²²⁹ 同上、388-389頁。

²³⁰ 同上、389頁。

²³¹ 同上、395頁。

²³² 同上、413、415頁。

²³³ 同上、416頁。

²³⁴ 同上、357-358頁。

²³⁵ 同上、424頁。

²³⁶ 同上、438頁。

5月18日に第15軍司令官は、残敵掃蕩と警備態勢移行に関する命令をメイミョウにおいて下達しているので²³⁷、それ以前の日付で推進されたことが考えられる。

5月18日、軍司令官は、南方軍総司令官に対し攻略作戦の終了を報告した²³⁸。同日、南方軍は、第15軍に対しビルマ要域の安定確保に関する命令を下達した。その要旨は、「第15軍司令官は、ビルマの主要な残敵を掃蕩した後、次のようにビルマ要域の安定確保に任ずること。すわなち、①怒江及びビルマ・インド国境の要点を占領して、英支（中）軍のビルマ侵入企図を破摧する；②対支及び対印封鎖を徹底する；③ラングーンに海運根拠地を迅速に設定する；④重要国防資源を開発取得し、かつ、軍自活の途を確立する；⑤インド工作に密に協力する；⑥西南支那及びインドにおける情報を収集する²³⁹」であった。これに基づき第15軍司令官は、残敵掃蕩戦の進展に伴い、逐次各部隊を警備態勢に移行させることに決め、敵の侵入企図の破砕及び残敵の掃蕩による治安粛清を命令した。各部隊は、この命令に基づき掃蕩戦を行い、逐次、駐留態勢に移行して部隊の休養や教育訓練を行った²⁴⁰。

この後も、第15軍司令官は、敵の侵入企図の破砕及び残敵の掃蕩による治安粛清のための指揮に容易なビルマの中心部のメイミョウの戦闘司令所に位置していたが、7月16日になってようやくメイミョウの戦闘司令所を撤して南部の首都ラングーンに移った。これは軍司令官が「ビルマの防衛には何よりもまずビルマ官民の協力態勢を作ることが先決であり、ビルマ国内の安定こそ対外防衛の根本である」との認識をもって軍政に本格的に取り組むためだった²⁴¹。

b. 軍政の概要

1942（昭和17）年1月28日、第15軍の参謀部内に行政班が組織され、当班はバンコクにてビルマ軍政施行の準備に当たっていた。行政班は2月22日にモールメンに進出、さらに3月9日にラングーンに進出した。翌3月10日、第15軍司令官は、参謀副長に軍政部の編成を命じ、3月15日に編成完結、ラングーン市内旧英総督官邸で軍政施行の準備を開始した。軍政部長には参謀副長が就任し、他に総務部、財務部、産業部、交通部を設けるとともに、モールメン支部及び特務機関（平岡閔造大佐を長とする平岡機関）を設置した²⁴²。

5月18日、軍司令官が隷下部隊に、警備と治安粛清に関する命令を下達したことは上述のとおりであるが、この命令から、占領後の第一に実施すべき事項は治

²³⁷ 同上、463頁。

²³⁸ 同上、460頁。

²³⁹ 同上、460-461頁。

²⁴⁰ 同上、461-463頁。

²⁴¹ 同上、561-562頁。

²⁴² 同上、505-506頁。

安の確立であることが分かる。軍司令官は、6月3～4日に、軍政施行に関する布告を発した²⁴³。

資源確保については、3月15日に策定された「マンダレー作戦兵站計画」を見て論じる。同計画は、必要な軍需品の現地調達と輸送に努めることを述べた後、重要国防資源の取得要領に触れ、軍の攻略作戦と並行して、占領地における重要国防資源の取得・還送に努めることを方針とし、特に、鉄山及び油田の確保に努め、爾後の操業を容易にする旨を述べている²⁴⁴。すなわち、資源産出地を確保して準備に着手する態勢にあった。ビルマの鉱物資源に関しては、石油と非鉄金属（銅、亜鉛、タングステン、コバルト、ニッケル）が期待された²⁴⁵。

また、他の占領地域に比してビルマの軍政に関する最も大きな特徴は、「a. 攻略作戦の概要」の項で述べたとおり、大本営は、当初モールメンの攻略までしか考えていなかったため、ビルマから資源を確保することについて具体的な案を有していなかったことである。当初は「南機関」という謀略機関を作り、ビルマ人にビルマ独立の機運を煽ってビルマを反英に駆り立てるという考えをもってビルマの処理に当たっていたので、独立までの過度的、準備的な軍政といった性格のものであった²⁴⁶。このため、1941（昭和16）年12月16日閣議に報告された南方軍政下における経済施策について定めた「南方経済対策要綱²⁴⁷」に、重要資源を獲得する対象地域にビルマは入っていなかった。1942（昭和17）年2月19日の「南方経済対策要綱の修正に関する件²⁴⁸」をもって対象地域にビルマが追加された。第15軍の戦闘司令部がバンコクからモールメンに推進された頃である。

c. 考 察

以上、ビルマ全域の攻略任務終了までの第15軍の軍事作戦と軍政の概要を追った。軍司令官は、軍の部隊の進撃に伴い、戦闘司令部を順次前進させつつ、軍の指揮に容易な位置において、軍命令の到達、戦闘の指導を行った。7月16日に至って軍政に本格的に取り組むために、軍司令官はメイミョウから軍政部の位置するラングーンに移動した²⁴⁹。この経緯から、軍司令官はラングーンに戻るまで

²⁴³ 同上、507頁。軍政の布告を正式に発したのは6月初旬であるが、2月にビルマに進攻して以来、逐次占領地域において軍政を実施してきたのが実情である。

²⁴⁴ 同上、187-188頁；「マンダレー作戦兵站計画」昭和17年3月15日、第15軍司令部；防衛省戦史センター史料室所蔵「南西-全般-29」。

²⁴⁵ 太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』106頁。

²⁴⁶ 同上、502-503頁。

²⁴⁷ 「南方経済対策要綱」昭和16年12月16日、閣議報告；防衛省戦史センター史料室所蔵「南西-軍政-105」。詳しくは第3章第1節で述べる。

²⁴⁸ 「南方経済対策要綱の修正に関する件」昭和17年2月19日、第6委員会；防衛省戦史センター史料室所蔵「南西-軍政-105」。

²⁴⁹ 防衛庁編『ビルマ攻略作戦』463頁。に「軍司令官は5月9日ラングーンからメイミョウに進軍して各兵団を指揮したが、6月27日ラングーンに帰還した」という記述があるが、これは戦闘

は、軍事作戦に最大の関心を寄せており、軍政に対する積極的な関心はなかったことが分かる。従って、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けではなかった。また、全ビルマから敵を一掃するまでの間は、軍司令官の位置する戦闘司令所と軍政部の位置が離隔しているため、軍司令官は、軍政部を直接掌握して指導できる態勢になかった。敵の一掃が終了してラングーンに戻って、ようやく軍司令官は軍政に関心を向けることができるようになり、軍政はこれまでに比して重く扱われることが可能となった。また、その時、軍政部は軍司令官と同一の場所に位置しており、軍司令官が軍政部を直接掌握して指導できる態勢が整備されていた。

(4) ジャワ

a. 攻略作戦の概要²⁵⁰

南方作戦の主たる狙いは、蘭印の石油資源を獲得することにあつた。南方において、石油はボルネオのミリ、タラカン、バリクパパン、北部スマトラ、南部スマトラ、東部ジャワなどに産出していたが、最大のものは南部スマトラのパレンバン油田であつた²⁵¹。蘭印攻略に当たる第16軍（当初は第2師団のみ、香港攻略後に支那派遣軍から第38師団が、マニラ攻略後に第14軍から第48師団が配属される予定²⁵²）は、1941（昭和16）年11月13日、東京において司令部が編成され、作戦計画の作成に取り掛かつた²⁵³。攻略の手順としては、フィリピンのミンダナオ島のダバオ及びホロ島（フィリピンのミンダナオ島南部とボルネオ島東北部の間に位置する）を手始めに、ボルネオ島、チモール島、バリー島、南部スマトラ、モルッカ島などのジャワの外郭を攻略した後に、ジャワ攻略にかかるというものであつた。同じく外郭のセレベス島は海軍の担当となつた²⁵⁴。

第16軍の任務は、まず、11月20日に「一部をもってダバオ、ホロ島及びタラカンを、次いでバリクパパン、バンジェルマシンを占領し、所要の航空基地を獲得するとともに資源要域を確保する」と南方軍から示された²⁵⁵。また、南方軍が

司令所の移転を意味するのではなく、所要によりメイミョウとラングーンを往復したのであり、戦闘司令所は飽くまでもメイミョウにあつた。第15軍司令官の関心は、飽くまでもビルマ内の連合軍の撃破にあつたことを裏付けている。

²⁵⁰ ジャワの地図は、防衛庁防衛研修所戦史室『蘭印攻略作戦』朝雲新聞社、1967年の付図第1「南方作戦全般図」、486-489頁の挿図第47「第16軍作戦計画概見図」及び500頁の挿図第49「軍主力方面の地形と上陸点」を参照。

²⁵¹ 防衛庁『蘭印攻略作戦』4-5頁。

²⁵² 同上、6頁。

²⁵³ 同上、71-72頁。

²⁵⁴ 同上、6、70、97-99頁。第16軍の作戦計画は97-99頁を、海軍によるセレベス島攻略は51頁をそれぞれ参照。

²⁵⁵ 防衛庁『蘭印攻略作戦』70頁。

別に編成した川口支隊(歩兵1コ連隊規模²⁵⁶)は、「ミリ、セリヤを急襲占領して、資源要域並びに航空基地を確保し、引き続きなるべく速やかにクチン付近飛行場を占領する」命令が示された²⁵⁷。第16軍司令官は、サイゴンに戦闘司令部、台湾高雄に軍司令部を設置することに決し、軍司令官は1942(昭和17)年1月3日にサイゴンの戦闘司令部に移動した²⁵⁸。

本項ではジャワ攻略に先立つ外郭要域の攻略の詳細については省略し、外郭要域の攻略が終了し、いよいよ軍司令官がサイゴンからジャワに移動することになるジャワ攻略から論じる。南方軍は1月20日、第16軍に対し「ジャワを攻略する。具体的には、ジャワに上陸した後、敵を撃破して、迅速にバタビア、スラバヤ及びバンドンを占領する」旨の命令を下達した²⁵⁹。

ジャワ島は東西から上陸して攻略する計画が策定され、第16軍の主力(第2師団、東海林支隊)は2月18日、仏印南部のカムラン湾を、軍の一部(第48師団)は19日、ホロ島を、それぞれ出発してジャワ島に向かった²⁶⁰。3月1日、第16軍主力は西部ジャワのパンタム湾、メラク、パトロール附近に、軍の一部は東部ジャワのクラガンに、それぞれ上陸した²⁶¹。ここで、第16軍は、西部ジャワのパンタム湾のラガスに戦闘司令部を設置した。上陸した軍司令官は同戦闘司令部に入った²⁶²。ラガスは上陸海岸にあり、隷下部隊の指揮・連絡に不便であることから、上陸翌日の3月2日夜、軍司令官は指揮を容易にするため、戦闘司令部をラガスからセランに進めた²⁶³。

主力の第2師団は、上陸後、東進し3月5日にバタビアに無血入城し²⁶⁴、3月6日にボイテンゾルグに突入、抵抗を受けることなく市内を掃蕩して占領した²⁶⁵。3月7日、軍戦闘司令部はセランからバタビアに進められた²⁶⁶。主力のもう一方の東海林支隊は、3月1日未明にパトロール附近のエレタンに上陸し、同日昼前にスバン(バンドンから北上する道路がエレタン揚陸地方面と「カリヂャチィ飛行場」方面に分かれる要点)に進出した。その後、同地西方1kmの地で東進してきた蘭印軍部隊と遭遇したが、これを撃破してカリヂャチィ飛行場に突進して占

²⁵⁶ 同上、63頁。

²⁵⁷ 同上、70頁。

²⁵⁸ 同上、166-167頁。

²⁵⁹ 同上、160頁。

²⁶⁰ 同上、452、479頁。

²⁶¹ 同上、475、476頁。

²⁶² 同上、492頁。

²⁶³ 同上、501頁。

²⁶⁴ 同上、519頁。

²⁶⁵ 同上、523頁。

²⁶⁶ 同上、526頁。

領した²⁶⁷。スバンとバンドンの間に蘭印軍のバンドン要塞線があったが²⁶⁸、3月6日、東海林支隊はこれを攻撃し、要塞線の主陣地を占領した²⁶⁹。3月7日の夕、蘭印のバンドン守備軍が降伏を申し出てきた²⁷⁰。この件をバタビアの軍司令部に連絡した結果、第16軍司令官はカリヂャチィで、蘭印総督、蘭印軍司令官、バンドン守備軍司令官と会見することに決し²⁷¹、3月8日、バタビアを出発してカリヂャチィに向かった²⁷²。3月8日の会見で軍司令官は蘭印側に対して「全面的無条件降伏の意思があるならば、明日12時にバンドン放送局で、全蘭印軍に対し12時以降一切の抗戦を停止し、各地ごとに日本軍に降伏するよう命令せよ」と要求し、翌9日、蘭印側はそのとおりに放送を実施し停戦が成立、同日午後、カリヂャチィにおいて軍司令官と蘭印陸軍長官が会見し、14時50分に降伏文書に署名がなされた。軍司令官は、夜にカリヂャチィを出発し、南約30kmに位置するレンバンに到着して、同地に戦闘司令所を置いた²⁷³。東海林支隊は、軍司令官の命令によって、3月9日15時にレンバンから南約10kmに位置するバンドンに入り接收業務を開始した。軍司令官は、3月10日、バンドンに入城した²⁷⁴。

3月9日、南方軍は、第16軍がジャワ攻略に先立って占領した南部スマトラを、北部・中部スマトラを占領した第25軍の作戦地域に変更すること（変更日は3月12日）を命令した²⁷⁵。3月10日、第16軍司令官は、残敵の掃蕩、治安維持、諸施設と資源の接收確保を行うことを命令した²⁷⁶。翌11日、第16軍は南方軍から、ジャワ、マヅラ島、小スンダ列島を安定確保する命令を受けた。これにより第16軍は戡定を実施し、5月下旬までに完了した²⁷⁷。

b. 軍政の概要

第16軍が軍政を施行した地域は、ボルネオの一部地域とジャワ全域であった。

第16軍のボルネオ島攻略部隊（混成第56歩兵団を基幹とする坂口支隊）は、1942（昭和17）年1月25日にバリクパパン市街一帯の占領を完了し、26日から周辺一帯の戡定を実施し、軍政を施行した²⁷⁸。

第16軍主力が占領したジャワにおいては、3月7日、バタビアに入った第16

²⁶⁷ 同上、529-530頁。

²⁶⁸ 同上、531頁の挿図第56「3月2日東海林支隊の戦闘経過」。

²⁶⁹ 同上、546-548頁。

²⁷⁰ 同上、550頁。

²⁷¹ 同上、552頁。

²⁷² 同上、553頁。

²⁷³ 同上、556-559頁。レンバンの位置は550頁の挿図第59「3月5日～7日」を参照。

²⁷⁴ 防衛庁『蘭印攻略作戦』559頁。

²⁷⁵ 同上、613頁。

²⁷⁶ 同上、613頁。

²⁷⁷ 防衛庁『南西方面陸軍作戦』4頁。

²⁷⁸ 防衛庁『蘭印攻略作戦』371-372頁。坂口支隊の編成は同73頁。

軍司令官は、軍政布告第1号（昭和17年3月7日）を布告するとともに、軍政部をバタビアに入れ、直ちに活動を開始させた²⁷⁹。第16軍の軍政部は、参謀副長を部長として、当初は、総務、財務、産業及び交通部の4部で編成された。この後、司法、内務、警務、宗務の4部が追加された²⁸⁰。

上述の3月10日の残敵の掃蕩、治安維持、諸施設と資源の接收確保に関する軍命令を受け、軍の部隊、軍政部はそれぞれの業務に着手した。軍政部の当初の業務は、軍の参謀部や軍政部などが入る庁舎や宿舎の接收、治安維持、現地住民に対する宣撫であった²⁸¹。第16軍は、「軍政の根本方針は作戦（軍事作戦）と表裏一体であり、軍政はその全力を挙げて戦争遂行に寄与する」という姿勢の下、民心の把握と治安の確保に全力を傾注した。従って、「一にも二にも作戦（軍事作戦）遂行以外の目標はない。民心の掌握指導にも平時的な同情は禁物である。民心の向上安定は戦争目的を達成した後のことである」と、民生の安定よりも治安の確保を優先するよう軍政部は命ぜられた²⁸²。

資源取得事業に関しては、ジャワには年産80万tの石油がある他に鉱物資源は乏しかった²⁸³。まず軍の部隊による資源産出地の確保及び治安の確立を待って、それから資源取得の準備に取り掛かる態勢にあった。

c. 考 察

ジャワ攻略作戦における軍司令官の最大関心事項は、ジャワの敵の撃破、占領のための軍事作戦にあり、軍政に対する積極的な関心はなかったが、上陸から占領までわずか8日間という短期間であったため、軍司令官の関心は直ちに占領後の軍政に向けることができるようになった。軍政部の位置も早期に軍司令官と同一の地に位置したので、軍司令官が軍政部を直接掌握して指導できる態勢にあった。ところが、1942（昭和17）年3月11日に南方軍から与えられた安定確保任務により、小スンダ列島などの戡定を行う必要が生じ、軍司令官は、再び軍事作戦に関心を向けざるを得ず、軍政へ積極的な関心に向けるわけにはいかなかった。従って、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けではなかった。その戡定が終了した5月末以降、軍司令官はようやく軍政に関心を向けることができるようになり、軍政はこれまでに比して重く扱われることが可能となった。この時は、軍司令官が軍政部を直接掌握して指導できる態勢が整備されていた。

²⁷⁹ 同上、612頁；防衛庁『南西方面陸軍作戦』4頁；三好『ジャワ占領軍政回顧録』39-40頁。

²⁸⁰ 防衛庁『蘭印攻略作戦』57-58頁。

²⁸¹ 三好『ジャワ占領軍政回顧録』38頁。

²⁸² 同上、59-60頁。

²⁸³ 「陸軍軍政の概要（ジャワ、比島、馬來、ビルマ）昭和17～20年」別冊其の四「ジャワ軍政の概要（素案）」第1復員局、六 産業 （三） 鉱業；防衛省戦史センター史料室所蔵「南西-軍政-131」。

(5) 攻略作戦期間のまとめ

以上、攻略作戦間の各地域の軍事作戦と軍政の概要を見て、軍政の位置付けを考察した。各軍司令官の最大の関心事項は、南方軍の命令に示された敵の撃破、要域の占領のための軍事作戦にあった。担任地域を占領して残敵を戡定するなどして治安を確立するまでの間は、軍司令官は軍政に対しては積極的な関心を向けることはなく、従って、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けではなかった。この間、軍政業務は軍政部に任せて実施された。従って、リソースは軍事作戦に最も多く配分されることになり、軍政へは最小限の配分になったと考えられる。

残敵を戡定、治安を確立した後、各軍司令官はようやく軍政にも関心を向けられるようになり、軍政はこれまでよりも重く扱われる位置付けになることが可能となった。その時には、軍司令官の位置する場所に軍政部も位置したので、軍司令官が軍政部を直接掌握して指導できる態勢にもあった。

ただし、フィリピンの攻略作戦に見たように、軍司令官が与えられた任務とその時々状況を照らし合わせて判断した結果、攻略作戦期間中においても軍政に関心が向く可能性もあった。もし、軍司令官が軍政に関心を向けていたならば、軍政の位置付けはこれまでに比して重くなり、リソースは軍政に多く配分されることになったと考えられる。

資源取得事業に関しては、各軍ともに、治安の確立を優先しつつ鉾山などの資源産出地を確保してこれから準備に取り掛かる態勢であった。

2. 安定確保期間

南方要域の攻略作戦終了後、南方軍が安定確保任務を付与された 1942（昭和 17）年 6 月 29 日頃から決戦作戦の準備に移行する前、具体的には 1944（昭和 19）年 3 月 27 日に南方軍が編成と任務を変更され、決戦に向けた準備を開始する頃までの期間を「安定確保期間」として論じる。

安定確保期間の南方軍の作戦地域において戦闘が生起したのはビルマ方面であり、その他の地域は戦闘のない状態で軍事作戦が展開された。この軍事作戦とは、将来進攻してくる連合軍に対する防衛の準備を言う。1942（昭和 17）年夏秋頃から南方軍の作戦地域の外郭のソロモン諸島において連合軍の反攻が開始され、大本營の関心はこの方面に集中された。しかし南方軍にとっては、占領した地域から遠方での出来事であり脅威として認識されなかった。これにより、南方地域の攻略作戦に使用した部隊を満州などの他の方面への転用を準備することや、防衛態勢の確立及び軍政の施行が南方軍の当面の任務であった²⁸⁴。

本項では、まず南方軍（後に南方軍から独立して大本營直轄になる第 14 軍も含む）全般に関わる軍事作戦と軍政の概要を述べてから、各地域の軍の軍事作戦と軍政の概要を見て、軍政の位置付けについて論じる。。

(1) 南方軍全般に関わる軍事作戦と軍政の概要

a. 軍事作戦の概要

1942（昭和 17）年 5 月 18 日、第 15 軍はビルマ全土を確保した旨を南方軍に報告した²⁸⁵。これを受けて南方軍は同日、南方攻略作戦の終了を大本營に報告した。大本營は、爾後、南方要域を確保するとともに、軍政を普及浸透して長期不敗の態勢を固めるため、南方軍の編成を変えて、軍政施行の諸施策を推進しようとした²⁸⁶。南方軍の編成の変更は、具体的には、南方の占領地域を最小限の兵力をもって確保するとともに、抽出可能な兵力を満州又は中国に転用してその方面の防衛力を強化しあるいは内地に帰して改編、復員、新軍建設などの措置を行い、情勢の変化へ対応できる弾撥性の強化を図ろうとするものであった²⁸⁷。

南方地域の占領後、大本營は、フィリピンを攻略した第 14 軍を南方軍隷下から外して大本營直轄とすることにした。フィリピンは地理的に他の南方地域と隔絶し、かつ、南方軍の占領地域は極めて広大であった。関東軍と支那派遣軍の占

²⁸⁴ 防衛庁『ビルマ攻略作戦』578頁。

²⁸⁵ 同上、460頁。

²⁸⁶ 同上、578頁。

²⁸⁷ 防衛庁『南西方面陸軍作戦』12頁。しかし、これらの計画は、その後ミッドウェー海戦の敗北、南東方面に対する連合軍の反攻などのため、陸軍兵力もやむなくこの方面に逐次転用し、また、内地帰還を中止するなど破綻を生じた。このことは防衛庁『南西方面陸軍作戦』14頁を参照。

領地域の広さは概ね同一であったが、南方軍の当時の占領地域はこれらの約 5 倍に達していた。フィリピンだけでも満州とほぼ同一であった。南方軍総司令部がサイゴンにあった時はマニラとの間は約 1,800km であったが、それがシンガポールに移転するとマニラまで約 2,700km となり、東京とマニラ間の約 3,300km と大差はない。南方地域の攻略作戦が一段落した後、南方軍には外郭地域への進攻作戦が控えている一方、第 14 軍の占領地域は「純軍政地域（治安の確保を含む）」と捉えられ、軍事作戦の考慮は不要と見られていた。そこで南方軍の負担を軽減することと、フィリピンに対する軍政の浸透と指導を敏活にする目的をもって、6 月 27 日付で第 14 軍を南方軍の隷下より除き大本営直轄とした²⁸⁸。

その他、南方作戦に関連する新部隊の編成について触れておく。1942（昭和 17）年 3 月 1 日のジャワ攻略作戦に先立ち、ボルネオ島東部の要地は坂口支隊などが占領していたが、この地域は蘭領であり、蘭領ボルネオの軍政及び警備は海軍が担任することになっていたため、坂口支隊などの部隊は本属の第 56 師団に復帰し、4 月中旬ビルマ方面に移転した。英領ボルネオは開戦直後、川口支隊が占領していたが、同支隊は 3 月下旬第 14 軍の指揮下に入り、フィリピン方面の戡定に参加した。これに伴い英領ボルネオには北部仏印から独立混成第 4 連隊が転用され、同地域の治安警備に当たった。大本営は新たにこの方面に守備軍を創設することにし、4 月 20 日ボルネオ守備軍を編成した。同守備軍は独立混成第 4 連隊等を隷下とし、英領ボルネオの防衛と軍政施行に任じた。軍司令部は当初ミリに位置し、後にクチンに移転した²⁸⁹。

また、大本営海軍部は、ニューカレドニア、フィジー、サモアを攻略（「FS 作戦」又は「F 作戦」と略称）して米豪の連絡を遮断し、かつ、豪州の要域を占領して豪州を米英から分離させようと企図した。大本営陸軍部は、この攻略作戦は進軍の限界を越えるとして反対したが、海軍の成功の自信と、陸軍兵力は多くを要しないとの説明により協力することにした²⁹⁰。この攻略作戦のために大本営陸軍部は、5 月 18 日、大本営直轄の第 17 軍を新たに編成した²⁹¹。

大本営は、部隊の指揮関係を上述のように整理して、南方軍と第 14 軍にそれぞれ新たな持久任務を付与した。まず、南方軍は、「南方要域の安定確保に任ずるとともに、外郭要地に対する作戦（軍事作戦）を準備すること。すなわち、①ビルマ、英領マレー、スマトラ、ジャワ、英領ボルネオの防衛を全うするととも

²⁸⁸ 防衛庁『比島攻略作戦』552、554 頁。詳細は参謀本部作戦課『機密作戦日誌』の昭和 17 年 7 月 16 日参照；防衛庁防衛研修所戦史室『大本営陸軍部 4：昭和 17 年 8 月まで』朝雲新聞社、1972 年、288-289 頁。「大陸命第 649 号」昭和 17 年 6 月 27 日は防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-39」。

²⁸⁹ 防衛庁『南西方面陸軍作戦』7-8 頁。

²⁹⁰ 防衛庁『大本営陸軍部 4』2 頁。

²⁹¹ 「大陸命第 632 号」昭和 17 年 5 月 18 日；防衛庁『大本営陸軍部 4』52 頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-39」。

に、速やかに軍政の普及浸透を図る；②タイ国及び仏印の防衛に協力する；③ビルマ、仏印及びタイ国方面からの対重慶政府圧迫を続行する」という旨の命令が与えられた²⁹²。

「外郭要地に対する作戦（軍事作戦）準備」とは、セイロン島の攻略準備と、インド、豪州、昆明等に対する軍事作戦資料の収集のことであることが示された²⁹³。第14軍は、「フィリピンの安定確保に任ずること。このため、特に速やかに軍政の普及浸透を図ること」という旨の命令が与えられた²⁹⁴。また、第14軍は、参謀総長からの指示で、これまで南方軍総司令官が担任していた第17軍の攻略準備に対する兵站などの支援を引き継ぐことが命ぜられた²⁹⁵。

「安定確保」と「防衛」の意味は、南方軍総参謀長等会同において大本営陸軍部の第1部長が次のように説明した。すなわち、「安定確保」とは、占領地域の「防衛」の実施及び軍政の普遍浸透を図ること等を意味し、「防衛」とは、沿岸防御、国境守備、防空警備及び海軍の行なう海上防備等を包括して意味する²⁹⁶。

併せて、第1部長から、各軍に期待される性格として「第15軍は、純作戦（軍事作戦）軍なるも併せて軍政施行に任ずる。第16軍及び第25軍は、守備及び爾後の作戦（軍事作戦）準備と軍政施行に任ずる。ボルネオ守備軍は、英領ボルネオの守備及び軍政施行に任ずる。第14軍は、フィリピンの守備及び軍政施行に任ずる。第17軍は、純作戦（軍事作戦）軍とするも、作戦一段落後軍政を施行する」と明確に示された²⁹⁷。このように、南方要域の攻略作戦を終了した各軍は、安定確保すなわち防衛の実施と軍政の普及浸透が主要な任務となった。

南方軍及び第14軍の任務を具体化すると、第15軍は、純作戦（軍事作戦）軍として対重慶圧迫の作戦、ビルマ防衛の実施、インド・昆明に対する軍事作戦のための資料の収集を実施しつつ、軍政の普及浸透を図る。第16軍及び第25軍は、ジャワ、マレー、スマトラの防衛の実施、セイロン島の攻略準備（後に攻略準備は延期となる²⁹⁸）、豪州に対する軍事作戦のための資料の収集並びに軍政の普及浸透を図る。ボルネオ守備軍は英領ボルネオの防衛の実施並びに軍政の普及浸透を図る。そして、第14軍は、フィリピンの防衛の実施並びに軍政の普及浸透を

²⁹² 「大陸命第650号」昭和17年6月29日；防衛庁『大本営陸軍部4』294頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-39」。

²⁹³ 「大陸指第1196号」昭和17年6月29日、別冊第3「外郭要地に対する作戦準備要領」；防衛庁『大本営陸軍部4』300頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸指-70」。

²⁹⁴ 「大陸命第651号」昭和17年6月29日；防衛庁『大本営陸軍部4』300-301頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-39」。

²⁹⁵ 「大陸指第1197号」昭和17年6月29日；防衛庁『大本営陸軍部4』301頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸指-70」。

²⁹⁶ 防衛庁『大本営陸軍部4』301-304頁。

²⁹⁷ 同上、308頁。

²⁹⁸ 同上、477頁。

図るである。第 14 軍は、参謀総長指示により第 17 軍の兵站支援を行うものの、第 14 軍自体の積極的な軍事作戦はなく、また、南方軍からの分離独立の理由にあるように、フィリピンは「純軍政地域（治安確保を含む）」という位置付けと考えられたので、軍政の方を重視して期待された。

南方地域において南方軍及び第 14 軍がそれぞれの新任務に基づき始動してからわずか 1 ヶ月後の 1942（昭和 17）年 8 月 7 日、連合軍は南東方面のソロモン諸島のツラギ及びガダルカナルへ反攻を開始した²⁹⁹。反攻開始に伴い、豪北方面にも反攻の懸念が高まってきたので、大本営は、この方面の防衛を強化するため 1 コ軍を創設することとし、1943（昭和 18）年 1 月 7 日、第 19 軍を編成し、これを南方軍総司令官の指揮下に入れた。第 19 軍の任務は、「西部ニューギニア及びモルッカ群島の各要域の防衛」であった³⁰⁰。

大本営陸軍部は、2 月 27 日、「昭和 18 年度帝国陸軍南西方面作戦指導計画」を策定した。その方針において、「作戦（軍事作戦）の重点をビルマ方面に、防衛の重点を重要資源地域に、治安確立の重点をフィリピンに、それぞれ置く」と定めた³⁰¹。

南東方面のソロモン諸島では依然連合軍の反攻が続き、日本軍は予定の防衛線を確保することができず、9 月下旬にはダンピール海峡西岸の要地フィンシュハーフェンに連合軍が上陸し、ニューギニア方面への反攻が予期された。中部太平洋でも連合軍の進攻が予期される状況となった³⁰²。大本営は、「連合軍は昭和 18 年後半から 19 年にわたり、太平洋方面においてはラバウルを中心とする南東方面の要域に、インド洋方面においてはビルマ、アンダマン、ニコバル、スマトラ島の南西方面の要域に対し、それぞれ東西相呼応して攻勢をとり、これらの要域の占領を企図する」と判断した³⁰³。

ここにおいて大本営は、9 月末、南東方面の要域の確保を断念し、敵と離隔した後方に絶対に確保すべき要域を設定して、反撃戦力の充実に努めることを検討した³⁰⁴。そして 9 月 30 日、御前会議において「今後採るべき戦争指導の大綱」が決定された。その方針は、「本年及び明年内に戦局の大勢を決することを目途とし、連合軍の攻勢企画を破砕しつつ、速やかに必勝の戦略態勢を確立するとともに、決勝のための戦力、特に航空戦力を急速に増強して、主動的に対米英戦を遂行する」とし、戦争遂行上、太平洋及びインド洋方面において絶対に確保すべ

²⁹⁹ 同上、498-499 頁。

³⁰⁰ 「大陸命第 734 号」昭和 18 年 1 月 7 日、「大陸命第 735 号」昭和 18 年 1 月 7 日；防衛庁『南西方面陸軍作戦』69、72-74 頁；平和教育実践資料集刊行委員会『大元帥昭和天皇の命令』219-220 頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-42_2」。

³⁰¹ 防衛庁『南西方面陸軍作戦』76 頁。

³⁰² 同上、118 頁。

³⁰³ 同上、133 頁。

³⁰⁴ 同上、118 頁。

き地域として、千島、小笠原、内南洋（中西部）及び西部ニューギニア、スンダ、ビルマと定めた。これを「絶対国防圏」と言う³⁰⁵。

反撃作戦準備のため、大本営は満洲に所在する第2方面軍司令部及び第2軍司令部を豪北方面に転用し、同地の作戦を担当させることにした。第2方面軍は10月30日、新たに編成替えされ、その兵力は第2軍と第19軍を主力とした³⁰⁶。さらに、1944（昭和19）年1月15日、マレー半島の全地域とアンダマン、ニコバル諸島の防衛を担当する第29軍を新編し³⁰⁷、2月10日、アンダマン、ニコバル諸島に配置している南西第1及び第2守備隊を基幹として新たに独立混成旅団3コを編成して、第29軍に配属し、同方面に進攻が予想される連合軍に備えた³⁰⁸。

b. 軍政の概要

1942（昭和17）年6月29日、南方要域の攻略作戦の一段落に伴い、南方軍は南方要域を安定確保する持久任務を付与され、特に速やかに軍政の普遍浸透を図るため、軍政機関の改編が行われた。すなわち、南方軍総司令部、第14軍、第15軍、第16軍、第25軍の各司令部の勤務要領を規定した「南方各軍司令部勤務令」（昭和16年11月6日、参謀本部第3課³⁰⁹）が7月25日に改正され、従来の司令部内の軍政班及び軍政部に代わって、軍政総監部及び軍政監部が設けられることになった。軍政総監部は、南方軍総司令官が南方軍政を統轄するため、その事務管掌機関として南方軍総司令部内に設置されたもので、南方軍総参謀長が軍政総監を、総参謀副長が軍政総監部総務部長を、軍参謀の一部が軍政総監部部員を、それぞれ兼任するよう規定された。軍政総監部は総務、経済、交通、厚生、調査、敵産管理の各部からなり、後に軍政会計監督部が加わった。さらに、1943（昭和18）年4月1日の改正で、総務、財務、産業、交通、調査、敵産管理及び軍政会計監督の各部となり、同年8月1日、交通部を廃止して、その業務は総務部の所掌となった。総務部と軍政会計監督部以外は、部長以下全員が文官で編成された。

各軍の軍政監部は、各地域の軍政責任者である各軍司令官の事務管掌機関として軍司令部内に設置された。軍参謀長が軍政監を、軍参謀副長が軍政監部総務部長を、一部の軍参謀が軍政監部部員を、それぞれ兼任した。軍政監部の内部組織

³⁰⁵ 同上、124-125頁。

³⁰⁶ 同上、118頁。

³⁰⁷ 「大陸命第916号」昭和19年1月15日；防衛庁『南西方面陸軍作戦』140-141頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-50」。

³⁰⁸ 「大陸命第936号」昭和19年2月10日；防衛庁『南西方面陸軍作戦』143頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-50」。

³⁰⁹ 「南方各軍司令部勤務令」昭和16年11月6日、参謀本部第3課；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-軍事行政軍令-41」。

は総務部を置く他は、各軍司令官に一任されたので、各軍は現地の実情に適合する編成を採った。各軍の軍政施行の要領や行政機関は、各地域により差異があった。フィリピン及びビルマは現地人による行政府を軍の指揮下に編成して運用し、他の地域では軍自ら行政に任ずる方式を採った³¹⁰。

また、1942（昭和 17）年 6 月 29 日、参謀総長は、南方軍の任務達成を容易にするため、所要の武装団体等を育成することを南方軍に指示した。これは、南方の広大な占領地域を防衛するためには、日本軍兵力の増強には限界があるので、これを補うため兵補（原住民から補助兵を募集して部隊に編入するもの）の他に、原住民をもって軍隊を編成する必要性が認識されたための施策であった。同参謀総長の指示に基づき、1943（昭和 18）年 9 月には原住民軍隊が編成されることになった³¹¹。

1942（昭和 17）年 8 月 7～8 日、南方軍は、シンガポールに各軍政監を集めて会合し、軍政総監から、南方軍政施策の基本的事項に関する 33 項目から成る「軍政総監指示」を示した³¹²。また、8 月 23～24 日には、各軍政監部の総務部長を集めて「総務部長会議」を実施し、軍政に関する具体的施策について検討した³¹³。さらに、10 月 12～14 日、大本営陸軍部は、南方軍の軍政総監、第 14 軍の軍政監等を東京に集めて「軍政会議」を実施した。この会議の際、参謀総長から「南方占領地各地域別統治要綱」が指示され、中央の企図を示すとともに、陸軍省部（陸軍省と参謀本部のこと）と現地軍との間の連絡調整が行われた。この「南方占領地各地域別統治要綱」は、1941（昭和 16）年 11 月 25 日の「南方作戦に伴う占領地統治要綱」の追加分であり、各地域の特性に基づき統治上準拠すべき要綱を示したものである³¹⁴。

1943（昭和 18）年 5 月 31 日、御前会議で「大東亜政略指導大綱」が決定された。これは連合国側の反攻が高潮に達する前に遅くとも本年 11 月初頭までに、大東亜諸国家、諸民族の戦争協力態勢を強化しようとするものであった³¹⁵。具体的には、ビルマとフィリピンを独立させる他、軍政施行地域においては、住民の民度に応じて努めて政治に参加させることを定めた³¹⁶。「大東亜政略指導大綱」に基づき、8 月 1 日にビルマ国が、10 月 14 日にフィリピン共和国がそれぞれ独

³¹⁰ 防衛庁『史料集 南方の軍政』19-20 頁。

³¹¹ 防衛庁『南西方面陸軍作戦』167 頁。

³¹² 防衛庁『史料集 南方の軍政』23 頁；「軍政総監指示」昭和 17 年 8 月 7 日、軍政総監部；防衛省戦史センター史料室所蔵「南西-軍政-19」。

³¹³ 防衛庁『史料集 南方の軍政』23-24 頁。

³¹⁴ 同上、24 頁；「南方占領地各地域別統治要綱」昭和 17 年 10 月 12 日、大本営陸軍部；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-戦争指導重要国策文書-964」。

³¹⁵ 同上、27 頁。

³¹⁶ 「大東亜政略指導大綱」昭和 18 年 5 月 31 日、御前会議決定；外務省『日本外交年表並主要文書』下巻、583-584 頁。

立した。

南方軍は、第 29 軍編成などの大本營の軍事作戦の方針に基づき、「昭和 19 年度の南方軍作戦施策」に関する一案を作成し、また、後方支援及び軍政に関する検討を行った。そして 1944（昭和 19）年 1 月、「昭和 19 年度軍政施策に関する指示」を作成し、これを南方軍軍政総監から各軍軍政監に示達した。この「指示」は軍事作戦の要望を採り入れ、軍政施策各般にわたって南方軍の意図するところを明示したもので、南方占領地を急速に戦力化することを目標とし、特に、軍事作戦に即効する軍政施策に全力を傾注することを重視した³¹⁷。

以上、安定確保期間中に実施された南方軍全般の軍事作戦と軍政を見た。これに基づいて以下、各地域の軍事作戦と軍政を概観して、軍政の位置付けを考察する。

(2) マレー・スマトラ

マレー・スマトラ方面を担当する第 25 軍の主な任務の性格は、大本營陸軍部第 1 部長から、守備すなわち防衛と軍政施行であることが示された。安定確保期間中のマレー・スマトラにおいては連合軍との地上戦闘は生起しなかったため、軍司令官が戦闘指導に忙殺されることはなかった。なお、本地域は終戦まで地上戦闘は生起しなかった。

a. 軍事作戦の概要³¹⁸

第 25 軍はマレー・シンガポールを攻略後、司令部をシンガポールに置き、北・中部スマトラ、アンダマン諸島を攻略した後、第 16 軍の第 38 師団が攻略した南部スマトラを第 25 軍の作戦地域として包含することになり同師団を第 25 軍の指揮下に入れた。1942（昭和 17）年 5 月末頃における第 25 軍の主要部隊の配置は、第 5 師団がマレー半島、近衛師団が北・中部スマトラ、第 38 師団が南部スマトラの治安警備に当たっていた³¹⁹。やがて、師団の他地域への転用、それに代わる師団よりも小規模の独立混成旅団の編成・編入などにより、12 月末頃の第 25 軍の主要部隊は、マレーに第 12 独立守備隊、北・中部スマトラに近衛師団と第 15 独立守備隊、南部スマトラに第 16 独立守備隊であった³²⁰。

1943（昭和 18）年 3 月 25 日、スマトラのパレンバン防衛司令部が新設されて防空 3 連隊（防空第 101、第 102、第 103 連隊）とともに第 25 軍に編入され、

³¹⁷ 防衛庁『史料集 南方の軍政』30 頁。「昭和 19 年度軍政施策に関する指示」の全文は防衛庁『史料集 南方の軍政』311-315 頁を参照。

³¹⁸ スマトラの地図は、防衛庁『南西方面陸軍作戦』92 頁の挿図第 10「第 25 軍配備要図」を参照。

³¹⁹ 防衛庁『南西方面陸軍作戦』6-7 頁。

³²⁰ 同上、30、49、58-59 頁。

石油資源の産地パレンバンの防衛が強化された³²¹。

3月30日、大本営は、第25軍をスマトラ防衛に専念させるために、同軍のマレー防衛の任務を解いた。これによりマレーは南方軍の直轄となった。第25軍司令部は5月1日にシンガポールからスマトラに移動した³²²。スマトラは重要国防資源である石油を産出する地域を包含するとともに、連合軍の反攻を阻止・撃砕するための要衝であった³²³。司令部の位置は、スマトラの安定確保を第一義とする見地から、スマトラ中央高原地帯にあるブキチンギに選定された³²⁴。軍司令官はブキチンギに位置し、軍事作戦と軍政の指導を行った。

8月26日、インド洋のアンダマン、ニコバル方面の防衛強化のため、同方面を守備する南西第1及び第2守備隊が第25軍に編入された³²⁵。9月22日に第4師団が第25軍に編入され、さらに11月16日、第15及び第16独立守備隊がそれぞれ独立混成第25及び第26旅団に改編されて軍の隷下に入った。このような兵力の増強に伴い、第25軍は、従来の安定確保任務から、進攻する敵を水際に撃滅するという積極任務を付与されることになった。軍司令官は、「①北部スマトラ及び西海岸諸要点を堅固に守備して敵を水際に撃滅し、やむを得ない場合も極力その上陸を阻止しつつ、速やかに兵力を結集して敵を上陸の頭初に撃滅する；②配備の重点を北スマトラ、特にロスマウエ以西コタラジャに至る間に保持する；③ニアス島及びサバン島は防衛の主線として確保し、敵の上陸に対しては舟艇機動により兵力の増強に努める」の方針に基づき、隷下部隊に敵撃滅の準備を実施するよう命じた³²⁶。

また、大本営は、スマトラ要地防空とスマトラ全域防衛の航空部隊の指揮を一元化するため、12月上旬に第9飛行師団を編成し、これに第25軍隷下にあったパレンバン防衛隊を編入した³²⁷。

第25軍がスマトラに移駐して以来、マレーは南方軍直轄となっていたが、1944（昭和19）年1月15日、第29軍が新編され、南方軍に編入されてマレーに配置されることになった。その軍司令部はタイピンに位置した。南方軍は第29軍に対し、防衛、治安維持、軍政の任務を付与した³²⁸。第29軍司令官はこの

³²¹ 「大陸命第750号」昭和18年3月3日；防衛庁『南西方面陸軍作戦』70頁、90-91頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-42_2」。

³²² 防衛庁『南西方面陸軍作戦』90頁。

³²³ 同上、144頁。

³²⁴ 「大陸命第769号」昭和18年3月30日；防衛庁『南西方面陸軍作戦』90頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-42_2」。

³²⁵ 「大陸命第831号」昭和18年8月26日；防衛庁『南西方面陸軍作戦』93-94頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-115」。

³²⁶ 防衛庁『南西方面陸軍作戦』145-146頁。地図は145頁の挿図第15「第25軍配備要図」を参照。

³²⁷ 同上、137頁。

³²⁸ 「大陸命第916号」昭和19年1月15日；防衛庁『南西方面陸軍作戦』140-141頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-50」。

任務に基づき隷下部隊を指導した。

b. 軍政の概要

1942（昭和17）年7月25日付の「南方各軍司令部勤務令」改訂により、第25軍の軍政部は軍政監部に改編された³²⁹。軍政監部は第25軍司令部と同地のシンガポールに位置し、マレー、スマトラを管轄した。マレーの地方行政区画は従前とほぼ同じで、特別市（シンガポール市）1、州10に区分し、特別市長には日本人を充て、各州は長官以下数十名の日本人官吏を配置した。土侯（サルタン）は、その社会的名誉特に宗教上の権威を保持して民心指導に当たさせた。スマトラも従前と同じで、10州に区分し、マレーと同様に長官以下を任命した。軍政監部は第25軍司令部のスマトラ移転に伴って、昭和18年5月にスマトラのブキチンギに移転し、管轄からマレーを除くことになった³³⁰。マレー方面にはシンガポールに「馬來軍政監部」が新設され、初めは軍政總監部に、次いで南方軍総司令部に直隷した。同年末に至り、新たに第29軍が編成されて司令部をタイピンに置き、これに伴い「馬來軍政監部」を「第29軍軍政監部」と改称して司令部に配属することとした。同軍政監部の主力は翌年（昭和19年）2月、シンガポールからクアラカンサルに移り、一部はクワラルンプールに分置した³³¹。

原住民の軍隊の編成については、マレーにおいては「義勇隊」と「義勇軍」が編成された。義勇隊は郷土防衛を、義勇軍はマレー全般の防衛を目的とした。スマトラにおいては「義勇軍」を編成して郷土防衛に当たさせた³³²。

この軍政下における治安状況は、大本営も現地も良好であるとの認識を示した³³³。しかしその実態は、日本軍に対する住民感情はあまり良好ではなく、住民はしぶしぶと日本軍に従ったのが事実で、また、抗日ゲリラ組織が存在するものの、指導者のマラヤ共産党書記長ライ・テク（Lai Teck）が、日本軍に協力することで自己の権力強化を図り、ゲリラ戦を展開しなかった³³⁴、日本軍占領下のマレーの治安は消極的な意味で良好であったと解される。スマトラの治安に関して、数件の小規模な暴動が発生したが³³⁵、その他大きな事件の記録はなく、全般的に

³²⁹ 岩武『南方軍政論集』77-78頁。

³³⁰ 防衛庁『史料集 南方の軍政』20頁。

³³¹ 防衛庁『南西方面陸軍作戦』90、141頁；岩武『南方軍政論集』78頁。

³³² 防衛庁『南西方面陸軍作戦』169-170頁。

³³³ 防衛庁『大本営陸軍部4』148頁；明石編『渡部渡少将軍政（マラヤ・シンガポール）関係史資料第5巻』48頁。

³³⁴ 池端雪浦、生田滋『東南アジア現代史Ⅱ：フィリピン・マレーシア・シンガポール』山川出版社、309-310頁。

³³⁵ スマトラでは、昭和17年11月アチェ及びバンジュール・バトゥでイスラム狂信派と日本軍との間で戦闘が生起したが小規模なものであった。加藤裕『大東亜戦争とインドネシア：日本の軍政』朱鳥社、2002年、91-92、153-154頁。

は良好であったと言える。

安定確保期間におけるマレー、スマトラの資源取得事業は、治安が良好な上、連合軍との地上戦闘も生起しなかったため、安全に取り組むことが可能な環境にあった。

c. 考 察

マレーにおいては、終戦まで地上戦闘は生起せず、住民は消極的ながらも日本軍に反抗せず、治安も良好であった。このような環境であったため、第 25 軍司令部がシンガポールにあった時、軍司令官は、軍事作戦すなわち防衛と、軍政の両方を任務として与えられたため、否応なしに軍事作戦と軍政の両方に関心を持つことが求められることになり、軍政は軍事作戦同様に重く扱われる位置付けとなった。その際、軍司令部と軍政監部は同一地に位置したため、軍司令官は、軍政部を直接掌握して指導できる態勢にあった。

第 25 軍司令部がスマトラのブキチンギに移転した当初もこれと同様のことが言える。その後、1943（昭和 18）年 11 月から第 25 軍の任務が、来攻する敵を撃滅するという積極的な任務に変更されてから、軍司令官の関心は軍事作戦すなわち防衛の方に重点が移行し、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けではなくなったが、軍政監部は司令部と同一地であったため、必要に応じ軍政監部を直接掌握して指導できる態勢にはあった。

マレーに第 29 軍が編成された後の同軍司令官の関心事項はシンガポールにあった時の第 25 軍のそれと同様であった。すなわち、任務上、軍事作戦と軍政の両方に関心を持つことが求められたため、軍政は軍事作戦同様に重く扱われる位置付けとなった。しかし、タイピンの第 29 軍司令部とクアラカンサルの軍政監部の位置は約 30 km と離隔していた。従って、他の軍のように軍政監部を直接掌握して指導できる態勢ではなかった。この離隔による問題は本研究においては確認できなかった。

(3) フィリピン

フィリピン方面を担当する第 14 軍の主な任務の性格は、大本営陸軍部第 1 部長から、フィリピンの守備すなわち防衛と、軍政施行であることが示された。また、大本営陸軍部は、第 14 軍の地域を「純軍政地域（治安の確保を含む）」と捉え、軍事作戦である防衛を重視していなかったため、第 14 軍の任務の主は軍政となった。安定確保期間のフィリピンにおいて、連合軍との地上戦闘は生起しなかった。しかしながら他の地域と違い、ゲリラによる活動に悩まされる地域であった。

a. 軍事作戦の概要

フィリピン攻略作戦終了後、1942（昭和 17）年 6 月 27 日付で第 14 軍は大本営直轄となり、29 日にフィリピンの安定確保、特に速やかに軍政の普及浸透を図ることを命ぜられた。軍司令官は引き続きマニラに位置して指揮を執った。

フィリピンでは米比軍が正式に降伏したものの、米比軍司令官の発した降伏命令に従わなかった残存部隊がゲリラ部隊となってゲリラ活動を展開した。その上、共産主義ゲリラと土着の匪賊も跋扈した。これに対し第 14 軍は、1942（昭和 17）年 9 月から 12 月の 4 ヶ月間、治安確保を目的とした「戡定作戦」を実施³³⁶、引き続いて 1943（昭和 18）年 1 月から 12 月までの 1 年間、「比島戡定作戦」を実施した³³⁷。つまり、フィリピンにおいては、占領後の安定確保期間に入っても終始、ゲリラ、匪賊への対処に追われたのであった。安定確保任務の包含する意味には、防衛の実施と軍政の普遍浸透を図ることがあったが、防衛の実施に関しては、第 14 軍は 1943（昭和 18）年 6 月に「対空、対潜、対上陸防衛計画」を策定したが³³⁸、これは敵の大部隊によるフィリピン上陸作戦を想定したのではなく、小規模な上陸作戦へ備えたもので、それだけ防衛は重視されていなかった。軍事作戦の詳細は第 3 章第 3 節で述べる。

b. 軍政の概要

1942（昭和 17）年 7 月 25 日付の「南方各軍司令部勤務令」改訂により、第 14 軍の軍政部は軍政監部に改編された³³⁹。

1943（昭和 18）年 1 月 14 日、大本営政府連絡会議において占領地帰属問題が討議され、ビルマ及びフィリピンを将来独立国とすることが決定された³⁴⁰。1 月 28 日の第 81 議会において、東條英機首相はビルマとともにフィリピン独立に関する声明を行った³⁴¹。10 月 14 日、フィリピン共和国が独立した。同日、第 14 軍司令官は、フィリピンにおける軍政撤廃を布告した³⁴²。軍政は撤廃されたが、「日本国フィリピン国間軍事秘密協定」（昭和 18 年 10 月 20 日締結）により、日本陸軍はフィリピン防衛のために引き続き駐屯することとなった³⁴³。また、資源

³³⁶ 防衛庁『比島攻略作戦』554-555 頁；「比島作戦記録第 2 期」昭和 21 年 8 月、第 1 復員局、1-2 頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-全般-15」。『比島攻略作戦』には「治安作戦」と記載されているが、「比島作戦記録第 2 期」には「戡定作戦」と記載されている。本論文では「戡定作戦」を使用する。。

³³⁷ 「比島作戦記録第 2 期」昭和 21 年 8 月、第 1 復員局、7 頁。

³³⁸ 防衛庁『捷号陸軍作戦 1：レイテ決戦』朝雲新聞社、1970 年、21 頁。

³³⁹ 岩武『南方軍政論集』77-78 頁。

³⁴⁰ 防衛庁『南西方面陸軍作戦』107 頁。

³⁴¹ 防衛庁防衛研修所戦史室『大本営陸軍部 7：昭和 18 年 12 月まで』朝雲新聞社、1973 年、361 頁。

³⁴² 同上、362 頁。

³⁴³ 同上、364 頁；「日本国フィリピン国間軍事秘密協定」昭和 18 年 10 月 20 日締結。

取得のための軍管理委託経営の事業も軍が引続き実施することとなり、第 14 軍軍政監部から改組された「第 14 軍司令部管理事業部」がこれに当たった³⁴⁴。

軍政下における治安の状況は、上述のとおり、ゲリラ等によって悩まされた。これはフィリピン以外の他の占領地域には見られなかった大きな特徴であった。軍はゲリラの戡定と併行して、フィリピンの治安はフィリピン人をして自主的に成果を挙げさせることを方針として、フィリピン人警察機構の整備、比島行政府による人心の安定、帰順ゲリラ・逃亡兵への寛大な処置などを行った。フィリピン人警察機構の整備については、憲兵及び日本本国から派遣された日本人警察官を比島行政府及び各州に配置してフィリピン警察の指導に当たらせた。また、捕虜の中から約 2 万人を選抜して教育して警察官にした。教官には、軍政監部治安部、憲兵隊及びフィリピン人を充当した。卒業者はほとんど真面目に勤務した。比島行政府による人心の安定については、比島行政府の各部長官や有力者をそれぞれの出身地にしばしば出向させ各地方の人心の安定に努めるとともに、民衆の意見の把握のための「現地人相談所」の開設、投書の受け付けなどを実施した。ゲリラの自主的な帰順、逃亡兵の自首に対しては、良民たる宣誓を行わせ、何ら刑罰を行うことなく釈放した。これらの諸政策を積極的に遂行したが、米国の多年にわたる宣伝、教育、物質文化の影響は、物質生活の困窮化と相俟って対米依存観念を根底より払拭するのは至難で、山岳地帯、離島におけるゲリラの蠢動は根絶できなかつた³⁴⁵。

資源取得事業、特に鉱山資源については、7 月中旬以降、日本本国より、委託経営を請け負った企業の社員が次々とフィリピンへ渡航し³⁴⁶、鉱山の確保も進み、資源取得事業は本格的段階に入った。しかし、この事業は終始治安が不安定な環境下で取り組むこととなった。

c. 考 察

第 14 軍の占領したフィリピンにおいては、当面、連合軍との戦闘は考えられず、任務で軍政を重視することが示されたことから、必然、軍司令官は軍政に最大の関心を払わなければならず、軍政は防衛以上に重く扱われる位置付けとなった。軍司令部と軍政監部は同一地に位置したので、軍司令官は、軍政監部を直接掌握して指導できる態勢にあった。しかし、フィリピンではゲリラなどの活動が鎮まらず、治安の完全な確立には至らなかつた。軍は常に治安への対応に追われ、戡定という軍事作戦は継続して実施された。この状態を整理すると、防衛という

³⁴⁴ 岩武『南方軍政論集』78 頁；日本のフィリピン占領期に関する史料調査フォーラム編『インタビュー記録 日本フィリピン占領』45 頁。

³⁴⁵ 「比島軍政の概要（素案）」別冊その 1、昭和 20 年 8 月、第 1 復員局、18-23 頁。

³⁴⁶ 「軍政下に於ける比島産業の推移」昭和 18 年 12 月、第 14 軍軍政監部産業部、8 頁。

軍事作戦は重視されなかったが、戡定という軍事作戦は重視され、軍政はこれと同様に重く扱われる位置付けになったと言えよう。これはフィリピンにおける軍政の大きな特徴であった。

(4) ビルマ

ビルマ方面を担当する第 15 軍の主な任務の性格は、大本営陸軍部第 1 部長から、純作戦（軍事作戦）軍すなわち軍事作戦を主とする軍であり、併せて軍政施行に任ずるものであることが示された。安定確保期間のビルマ方面の状況は他方面のそれと性格を異にした。ビルマ方面は日本軍と連合軍（英印軍、米中軍）との間で地上戦闘が生じた。このような任務の性格及び状況の特性から、第 15 軍は他の地域の軍に比してより軍事作戦を重視した。

a. 軍事作戦の状況

第 15 軍は攻略作戦終了とともに防衛任務に移行して防衛管区を設定した。その後、1942（昭和 17）年 10 月に入り、アキャブ方面に英印軍の進出を見た第 15 軍は、連合軍の企図する主要な反攻路を、雲南方面、フーコン方面、インパール方面、ビルマ南西沿岸方面の 4 つと見積もった。これに基づき、新防衛任務及び配備を決定し、現態勢から新配備に転換する命令を 12 月 1 日に下達した³⁴⁷。

その直前の 11 月末以降、アキャブ正面に英印軍が反攻を開始し、これに平行して、1943（昭和 18）年 2 月中旬、英ウインゲート旅団が北部ビルマのミートキーナ周辺に侵入した。第 15 軍は、アキャブ方面に侵入した敵を撃破するに決し、「第 1 次アキャブ作戦（第 15 軍では「31 号作戦」と称した）」を実施した。ウインゲート旅団に対してもこれを捕捉して撃滅することにした。これによって、第 15 軍は、アキャブ正面の敵を 5 月上旬に遁走させた。ウインゲート旅団に対してはこれを撃滅し 5 月下旬に掃蕩を終えた³⁴⁸。

ビルマは連合軍反攻の正面と見積もられ、日本軍と連合軍との間の大規模な軍事作戦が展開されることが予想されたため、大本営は、3 月 27 日、南方軍の隷下に「緬甸方面軍」を新設し、第 15 軍を緬甸方面軍の隷下に編入することにした³⁴⁹。この改編によって、緬甸方面軍司令官は、中、北部ビルマの軍事作戦の指揮を第 15 軍に任せ、自らはアキャブ方面の第 55 師団を直轄するとともに、ビルマ独立やインド国民軍のビルマ進出など全般の政戦略指導を担当することになった。ビルマ全般の防衛態勢としては、ビルマ南西沿岸方面、インパール方面、雲

³⁴⁷ 防衛庁防衛研修所戦史室『インパール作戦：ビルマの防衛』朝雲新聞社、1973 年、17、20 頁。

³⁴⁸ 防衛庁防衛研修所戦史室『大本営陸軍部 6：昭和 18 年 6 月まで』朝雲新聞社、1973 年、85-87、303-306 頁；服部『大東亜戦争全史』419-421 頁。

³⁴⁹ 「大陸命第 767 号」昭和 18 年 3 月 27 日；防衛庁『大本営陸軍部 6』307-309、310-311 頁；服部『大東亜戦争全史』422 頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-42_2」。

南方面の3方面に区分し、方面軍司令官は軍事作戦全局の指導と政戦略指導に携わった。方面軍司令部はラングーンに位置し、第15軍司令部はメイミョウに移動した³⁵⁰。

1944（昭和19）年1月7日、大本営は現地の第15軍が強力に実施を求める「インパール作戦」を認可した³⁵¹。これを受けた南方軍は1月15日、緬甸方面軍に対して、防衛体制強化確立のため、適時当面の敵を撃破してインパール附近の東北部インドの要域を占領確保し、かつ、速やかにビルマ南西海岸方面における反撃作戦準備を強化して進攻してくる敵を撃滅する旨の命令を下达した³⁵²。

さらに、大本営は、1月15日、ビルマ南西沿岸の防衛を統括させるため、第28軍を新設した³⁵³。緬甸方面軍はインパール作戦開始に先立ち、第28軍をもってアキャブ方面で攻勢し英印軍を牽制しようとしたが戦況が有利にならず、アキャブ北方（プチドン東西の線）で防御態勢に移行した³⁵⁴。

北ビルマのフーコン谷地では第15軍の第18師団が1943（昭和18）年12月から1944（昭和19）年2月上旬にかけて米中連合軍と戦闘を続けていたが、3月初めマインカンを放棄して、ワローバンへ、さらにサズップ北方地区へ後退した。また、雲南方面の第15軍の第56師団は近い将来に予期される中国雲南遠征軍の大攻勢に備えて要撃準備を進めていた³⁵⁵。

3月8日、ようやく第15軍がインパール作戦を開始した³⁵⁶。

b. 軍政の概要

第15軍軍政部は、1942（昭和17）年7月25日付の「南方各軍司令部勤務令」改定により、軍政監部へと改編された³⁵⁷。軍政監部の本部内には、総務部、政務部、産業部、財務部、交通部、文教部を置いた³⁵⁸。ビルマは、フィリピン同様、将来独立させる方針であることから、軍政においては、ビルマ人に行政組織を編成させ、これを指導監督する間接行政の方法を採ることとした³⁵⁹。このため、1942（昭和17）年6月3日、「軍政施行並びに中央行政機関設立準備委員会結成

³⁵⁰ 防衛庁『インパール作戦』81-82頁。

³⁵¹ 「大陸指第1776号」昭和19年1月7日；防衛庁『大本営陸軍部7』509頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸指-33」。

³⁵² 防衛庁『大本営陸軍部7』511頁。

³⁵³ 「大陸命第915号」昭和19年1月15日；平和教育実践資料集刊行委員会編『大元帥昭和天皇の命令』257-258頁；防衛庁『大本営陸軍部8』49頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-50」。

³⁵⁴ 防衛庁『大本営陸軍部8』135-136頁。

³⁵⁵ 防衛庁『大本営陸軍部8』48、136、245頁；防衛庁『インパール作戦』253-257頁。

³⁵⁶ 防衛庁『大本営陸軍部8』246頁。

³⁵⁷ 岩武『南方軍政論集』77-78頁。

³⁵⁸ 太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』63頁。

³⁵⁹ 岩武『南方軍政論集』66-67頁。

に関する件布告」を發して、ビルマ人による中央行政機関の設立を準備させた³⁶⁰。8月1日、バー・モウ（Ba Maw）を長官とする行政府が発足した³⁶¹。

1943（昭和18）年4月3日、新たに緬甸方面軍が編成されたことをもって、第15軍軍政監部は、同方面軍に移管され、「緬甸方面軍軍政監部」となった³⁶²。

東條首相のフィリピン及びビルマの独立に関する強い意向を受け、4月22日に、緬甸方面軍は「ビルマ独立準備委員会設置」に関する方面軍命令をもって、バー・モウを長とする「独立準備委員会」を5月8日に成立させた³⁶³。8月1日、ビルマ国が独立し、日本軍による占領状態は終了し、軍政が撤廃された³⁶⁴。ただし、日本軍は引き続き駐屯し、また、資源取得に関しては、引き続き軍管理委託経営が継続することとなった。これにより「緬甸方面軍軍政監部」は「緬甸方面軍参謀部別班」に改組された³⁶⁵。

治安に関しては、開戦の当初から住民は親日的で、進んで日本軍に協力するほど良好であった³⁶⁶。フィリピンと異なりビルマでは、1943（昭和18）年までは大きな反日的な動きは存在しなかった³⁶⁷。これには戦前から布石が打ってあった。日本は、戦争開始前からビルマ人の心を掴む工作を進めていた。1940（昭和15）年から陸軍が創設したビルマ独立を目的とした「南機関」の工作により、英国統治のビルマからタイに脱出したビルマ青年に軍事訓練を施した。1941（昭和16）年12月には「ビルマ独立義勇軍」が編成された。ビルマ独立義勇軍は日本軍とともに1942年（昭和17）年1月にビルマに進攻した。彼らの宣伝により、ビルマ民衆は日本軍に積極的に協力した。その後、ビルマ独立義勇軍は7月に解体され、その後「ビルマ防衛軍」が編成された。ビルマ防衛軍は1943（昭和18）年8月1日のビルマ独立と同時に「ビルマ国民軍」と改称された³⁶⁸。

資源取得事業に関して、1942（昭和17）年6月、タヴォイ地区鉍山（錫、タングステン）が操業開始、10月にモチ鉍山（錫、タングステン）が復旧、11月にボードウィン鉍山（鉛、亜鉛）鉍業所が開設され、資源取得はようやく軌道に乗った³⁶⁹。1942（昭和17）年4月に占領したエナンジョン地区には油井があり、

³⁶⁰ 太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』63頁；荻原弘明、和田久徳、生田滋『東南アジア現代史IV：ビルマ・タイ』山川出版社、1983年、89頁。

³⁶¹ 防衛庁『大本営陸軍部7』356頁；防衛庁『ビルマ攻略作戦』522頁。

³⁶² 岩武『南方軍政論集』78頁。

³⁶³ 防衛庁『ビルマ攻略作戦』535-536、537頁；防衛庁『大本営陸軍部6』531-532頁。

³⁶⁴ 防衛庁『大本営陸軍部7』358頁。

³⁶⁵ 同上、360頁；岩武『南方軍政論集』78頁。

³⁶⁶ 防衛庁『大本営陸軍部4』149頁；太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』69頁。

³⁶⁷ 太田弘毅『南方軍政の展開と特質』三宅正樹編『昭和史の軍部と政治4 第二次大戦と軍部独裁』第一法規出版、1983年、66頁。

³⁶⁸ 荻原他『東南アジア現代史IV：ビルマ・タイ』86-90頁。

³⁶⁹ 太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』106-110頁；疋田編『南方共栄圏』396頁。タボイは現ダウエイで、バンコク西方約330kmのアンダマン海岸に所在する。モチ、ボードウィン、

6 月以降開発が進められた³⁷⁰。ビルマは占領地の治安が良好であったので、資源取得は安全に実施できる環境にあった。

c. 考 察

ビルマにおいて第 15 軍司令官は、1942（昭和 17）年 7 月までビルマ中央部のメイミョウの戦闘司令所に位置していたが戡定終了後、ラングーンの司令所に位置し、同地において、予想される 4 方向からの敵の侵攻に備えるべく隷下の部隊を指導した。併せて、ビルマ独立のための準備のための軍政の指導に当たった。軍司令官の関心は、大本営陸軍部第 1 部長の「第 15 軍は純作戦（軍事作戦）軍であるが、併せて軍政施行に任ずる」という指示にもあるように、必然、敵の侵攻阻止のための軍事作戦にあり、また、実際に連合軍との地上戦闘が生起した。従って、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けにはなかった。しかしながら、軍政監部は、軍司令官の位置と同一のラングーンに位置したため、軍司令官は必要に応じて軍政監部を直接掌握して指導できる態勢にはあった。

緬甸方面軍新編後は、第 15 軍は軍政業務を離すことになり、軍事作戦に専念できるようになった。軍政業務を引き継いだ緬甸方面軍司令官は、連合軍の侵攻阻止に最大の関心を向ける必要があり、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けにはなかった。ただし、緬甸方面軍司令官と緬甸方面軍軍政監部は同一のラングーンに位置したため、方面軍司令官は必要に応じて軍政監部を直接掌握して指導できる態勢にあった。

(5) ジャワ

ジャワ方面を担当する第 16 軍の主な任務の性格は、大本営陸軍部第 1 部長から、守備すなわち防衛及び軍政施行であることが示された。ジャワは、終戦に至るまで連合軍との地上戦闘は生起しなかったため、軍司令官が戦闘指導に忙殺されることはなかった。

a. 軍事作戦の概要

1942（昭和 17）年 8 月 7 日、連合軍がガダルカナルなどに来攻したことを受け、8 月 21 日、これまで海軍が担任していた東チモールの防衛が陸軍の担任に変更された³⁷¹。これを受けた南方軍は、第 16 軍の一部をチモールに派遣した³⁷²。

1942（昭和 17）年 6 月時点における第 16 軍の編成は、第 2 師団、第 38 師団、

エナンジョンの位置については、防衛庁『ビルマ攻略作戦』付図第 3「ビルマ攻略作戦経過概見図」を参照。

³⁷⁰ 太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』111 頁。

³⁷¹ 防衛庁『南西方面陸軍作戦』44-45 頁。

³⁷² 同上、46 頁。

第 48 師団を基幹としたが³⁷³、攻略作戦終了後、逐次兵力を転用し、翌 1943（昭和 18）年 8 月末には、第 13 独立守備隊、第 14 独立守備隊基幹の編成にまで縮小されていた³⁷⁴。その後、ジャワ防衛のために兵力が増強され、1944（昭和 19 年）3 月頃の編成は、独立混成第 27 旅団、独立混成第 28 旅団基幹となった³⁷⁵。

第 16 軍はジャワ戡定以降、連合軍の主反攻は豪州を基地とする小スンダ方面と判断していた。この判断に基づき、軍はジャワの防衛を東部及び中部ジャワの南岸を保持して、敵を水際に撃滅することを本旨とし、ジャワ南岸に対して陣地を構築した³⁷⁶。第 16 軍の司令部は攻略作戦期間に引続きバンドンにあった。

b. 軍政の概要

第 16 軍軍政部は、1942（昭和 17）年 7 月 25 日付の「南方各軍司令部勤務令」改訂により、軍政監部へと改編された³⁷⁷。同軍政監部は、総務、内政、警務、司法、財政、産業及び交通の 7 部をもって編成された。行政区分として従来の省を廃止し、各州に長官を置き、王侯州には事務局長官を置いて王を指導し、県以下の機構は変更を加えることはしなかった。州以上には軍政要員を充当し、県以下には主として原住民を充てた³⁷⁸。

原住民の軍隊の編成については、1943（昭和 18）年 10 月 3 日、政令をもって「ジャワ防衛義勇軍」の編成を公布した。同義勇軍は終戦時には 3 万 8 千人の勢力となっていた³⁷⁹。

治安の状況は、占領の当初から約 3 年後に戦局が悪化するまでの間は良好で日本軍に対するゲリラ活動は全くなく、治安攪乱行為も見られず、夜間も安全に外出できた。これは都市部だけでなく、山間部や僻地においても同様であった³⁸⁰。この理由は事前の対住民宣撫工作が行き渡っていたからである。1941（昭和 16）年 12 月 8 日の開戦前から、サイゴンの南方軍宣伝班の対蘭印放送はマレー語とオランダ語を使い、「日本軍は蘭印軍に対して戦争を開始するが、7 千万インドネシア人を敵とするものではない。オランダ軍が負けるのは明白だ」と繰り返し流した。1942（昭和 17）年 1 月になるとサイゴン放送は、インドネシア人に対して日本軍を信頼して協力するよう訴えた。この頃には日本軍は既にマレー半島

³⁷³ 防衛庁『蘭印攻略作戦』145 頁。

³⁷⁴ 防衛庁『南西方面陸軍作戦』97-98 頁。

³⁷⁵ 同上、147 頁。

³⁷⁶ 同上、95、146-147 頁。

³⁷⁷ 岩武『南方軍政論集』77-78 頁。

³⁷⁸ 「陸軍軍政の概要（ジャワ、比島、馬來、ビルマ）昭和 17～20 年」別冊其の四「ジャワ軍政の概要（素案）」第 1 復員局、三 行政（一）行政機構。

³⁷⁹ 「治政令第 44 号」昭和 18 年 10 月 3 日、第 16 軍司令官；防衛庁『南西方面陸軍作戦』169 頁。

³⁸⁰ 三好『ジャワ占領軍政回顧録』40-41、44、70-71、89 頁；加藤『大東亜戦争とインドネシア』121 頁。

に上陸し、シンガポールに向け破竹の進撃を進めており、蘭領ボルネオのタランなどの石油基地を占領するなど、その実力を見せていた。住民が日本軍の上陸に協力的だった裏にはこのような背景があった³⁸¹。

また、住民だけではなく、日本軍政には、インドネシアの民族指導者の協力もあった。オランダによって島流しになっていたスカルノ（Sukarno）（第2次大戦終戦後独立したインドネシアの大統領）は日本軍によって解放されジャワに戻ることができた。スカルノを始めハッタ（Mohammad Hatta）（独立時の副大統領）らの民族運動指導者は日本の軍政に協力した³⁸²。3年余りの軍政下、占領当初の住民感情は良かった。やがて、戦局の悪化とともに日常生活まで圧迫されてきたことから、住民の対日感情は変化していた³⁸³。それでも、散発的な暴動以外、治安の根幹を揺るがすような大きな暴動はなかった³⁸⁴。

資源取得事業に関しては、ジャワ占領後、石油施設は優先的に復旧に努めたが、復旧後は南方軍直轄の「南方燃料廠」が業務を担当した³⁸⁵。石油事業は軍管理委託経営の方式を採らず軍直営とした³⁸⁶。治安が良好なのでこれに多くの配慮を要しないことから、資源取得事業は安全に取り組むことが可能な環境にあった。

c. 考 察

ジャワにおいては、東部及び中部南岸の防衛を重視して陣地構築などの防衛準備を推進したが終戦まで連合軍との地上戦闘は生起せず、住民は日本軍に協力的で、治安も良好であった。軍司令官は、喫緊の脅威を受けることなく、任務に示された防衛と軍政の両方に関心を向けることが求められたので、軍政は軍事作戦すなわち防衛同様に重く扱われる位置付けとなった。その際、軍司令部と軍政監部は同一地に位置したので、軍司令官は、軍政部を直接掌握して指導できる態勢にあった。

(6) ボルネオ

英領ボルネオを担当するボルネオ守備軍の主な任務の性格は、大本営陸軍部第1部長から、守備すなわち防衛及び軍政施行であることが示された。ボルネオに関しては、安定確保期間中に連合軍との地上戦闘は生起しなかったもので、ボルネオ守備軍司令官は、戦闘指導に忙殺されることはなかった。

³⁸¹ 加藤『大東亜戦争とインドネシア』122頁。

³⁸² 同上、126頁。

³⁸³ 同上、151頁。

³⁸⁴ 同上、152-154頁。

³⁸⁵ 「陸軍軍政の概要（ジャワ、比島、馬來、ビルマ）昭和17～20年」別冊其の四「ジャワ軍政の概要（素案）」第1復員局、六 産業（三） 鉱業。

³⁸⁶ 「南方経済対策要綱」昭和16年12月16日、閣議報告によれば、「石油事業は初期軍の直営とし状況之を許す限り速かに民営に移行するものとす」と規定されたが、軍直営のままであった。

a. 軍事作戦の概要

蘭領ボルネオの軍政と警備は海軍が担任することになり、ここを占領していた坂口支隊は 1942（昭和 17）年 4 月中旬ビルマ方面に移動した。英領ボルネオは川口支隊が占領していたが、3 月下旬に第 14 軍の指揮下に入り、フィリピン方面の戡定に参加した。これに伴い北部仏印から独立混成第 4 連隊主力が転用され、同地区の治安警備に当たった。大本営は新たにこの方面に守備軍を創設することにし、4 月 20 日ボルネオ守備軍を編成した。同守備軍は英領ボルネオの防衛と軍政施行に任じた。軍司令部は当初ミリに、後クチンに移転し³⁸⁷、さらに 1944（昭和 19）年 4 月 10 日にゼッセルトンに移転した³⁸⁸。

ボルネオは南方圏におけるほぼ中央に位置しているので、連合軍の東西からの反攻に対しては最も安全と考えられた。従って、英領ボルネオの警備兵力は 2 コ大隊であり、蘭領ボルネオも海軍の警備隊が若干駐屯しているのに過ぎなかった。ボルネオ守備軍はもっぱら軍政に力を注いだ³⁸⁹。

b. 軍政の概要

ボルネオにおける軍政機構に関しては、特に軍政監部を設けることなく、軍司令部に兵器部、経理部等と並立して軍政部を設け、参謀長が軍政事務を管掌した。地方行政機構は、従来の区分を改めて 5 州とし、それぞれ州長官を任命して軍政を施行した³⁹⁰。1943（昭和 18）年 6 月 26 日、大本営政府連絡会議で占領地の原住民の政治参与が決定されたことを受け、ボルネオ守備軍は、これを 12 月 8 日から実施することとした。州長官の諮問機関として参事を設け、これに原住民の適任者を任用した。また、原住民の官公吏任用も行った³⁹¹。

ボルネオ守備軍も南方軍の命令に基づき原住民軍隊の編成に着手した。総兵力は約 1,300 名で、その任務は主として治安維持及び敵の謀略部隊等に対する警備であった³⁹²。

治安に関しては、1943（昭和 18）年 10 月 10 日、ゼッセルトン付近で暴動が起り、軍政関係者及びその家族約 40 名が殺害されたが、ボルネオ守備軍は直ちに鎮圧した。また、1944（昭和 19）年 2 月 19 日、ゼッセルトン北方洋上約 20km のマンガル島に潜伏中の米軍中尉（フィリピン人）が先導した住民の暴動計画を察知し、これを未然に抑えるために軍を派遣していたところ、島民が武装

³⁸⁷ 防衛庁『南西方面陸軍作戦』7-8 頁。

³⁸⁸ 同上、149 頁。

³⁸⁹ 同上、99 頁。

³⁹⁰ 同上、40、53-54 頁。

³⁹¹ 同上、99-100 頁。

³⁹² 同上、170 頁。

反抗したのでこれを鎮圧した³⁹³。これ以外の治安の攪乱は起きなかった。

資源取得事業に関しては、英領ボルネオのミリ地区は石油の産地であった³⁹⁴。石油の採掘はシンガポールにある南方軍直轄部隊の南方燃料廠が当たり、ボルネオにはその「支廠」が設置された³⁹⁵。治安が良好なのでこれに多くの配慮を要しないことから、資源取得事業は安全に取り組むことが可能な環境にあった。

c. 考 察

ボルネオは、南方占領地域のほぼ中央に位置し、連合軍による東西からの反攻に対しては最も安全と考えられたので、ボルネオ守備軍司令官は、防衛よりも軍政の方に関心を寄せることができた。従って、軍政は軍事作戦すなわち防衛同様に重く扱われる位置付けとなった。軍政部は軍司令官と同一地に位置したので、軍司令官は、軍政部を直接掌握して指導できる態勢にあった。

(7) 安定確保期間のまとめ

以上、安定確保期間における各占領地域の軍事作戦と軍政の概要を見て、軍政の位置付けを考察した。

安定確保期間は、南方軍隷下の各軍及び南方軍から独立した第 14 軍ともに、防衛の実施と軍政の普遍浸透を意味する安定確保任務を与えられた。

ビルマにおいては、地上戦闘が発生したので、第 15 軍司令官、次いで編成された緬甸方面軍の司令官は、軍事作戦に最も関心を寄せた。このため軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けにはなかった。それでも軍政の任務も与えられていたので無視はできなかった。司令部と軍政監部は同一地にあったので、第 15 軍司令官、緬甸方面軍司令官が必要に応じて軍政監部を指導できる態勢にはあった。軍政の内容に関しては、占領地域の治安は良好であったので、資源取得事業は安全に取り組むことが可能な環境にあった。

マレー、ジャワにおいては地上戦闘が発生しなかったので、本地域の各軍司令官は戦闘指導に忙殺されることなく、任務として与えられた防衛と軍政の両方に関心を持つことが求められ、軍政は軍事作戦の防衛同様に重く扱われる位置付けにあった。ジャワの第 16 軍においては、軍司令部と軍政監部は同一地にあったので、軍司令官が軍政監部を直接掌握して指導できる態勢にあった。軍政の内容に関しては、占領地域の治安が良好であったので、資源取得事業は安全に取り組むことが可能な環境にあった。マレーの第 29 軍においては、軍司令部と軍政監部の間が約 30km 離隔していたので、他の軍のように軍政監部を直接掌握して指

³⁹³ 同上、148-149 頁。

³⁹⁴ 防衛庁『蘭印攻略作戦』12 頁。

³⁹⁵ 正田編『南方共栄圏』193 頁。

導できる態勢ではなかった。この離隔による問題は本研究においては確認できなかった。

スマトラの第 25 軍は、当初はマレー、ジャワと同様に戦闘指導に忙殺されることなく、任務として与えられた防衛と軍政の両方に関心を持つことが求められ、軍政は軍事作戦すなわち防衛同様に重く扱われる位置付けにあった。しかしながら後に、進攻が予期される敵の撃破準備という積極的な任務に変更されたので、軍司令官の関心は軍事作戦すなわち防衛の方に重点が移行したため、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けではなくなった。司令部と軍政監部は同一地にあったので、第 25 軍司令官が必要に応じ軍政監部を直接掌握して指導できる態勢にはあった。軍政の内容に関しては、占領地域の治安が良好であったので、資源、特に石油資源の取得事業に安全に取り組むことが可能な環境にあった。

ボルネオは、マレー、ジャワに似た状況であったが、南方地域内で最も安全な場所であったので、ボルネオ守備軍司令官は、軍事作戦すなわち防衛よりも軍政の方に関心を寄せることができた。従って、軍政は軍事作戦の防衛同様に重く扱われる位置付けとなった。ボルネオ守備軍においては、軍政部は軍司令官と同一地に位置したので、軍司令官が軍政部を直接掌握して指導できる態勢にあった。軍政の内容に関しては、占領地域の治安が良好であったので、資源、特に石油資源の取得事業に安全に取り組むことが可能な環境にあった。

フィリピンにおいては、当面、連合軍との戦闘は考えられず、任務の主は軍政であったことから、必然、軍司令官は軍政に最大の関心を払わなければならない、軍事作戦（防衛）は重視されなかった。しかしながら治安が不安定であったことから、軍政は軍事作戦（戡定）同様に重く扱われる位置付けとなった。軍司令部と軍政監部は同一地に位置したので、軍司令官が軍政部を直接掌握して指導できる態勢にあった。軍政の内容に関しては、ゲリラ等を完全に鎮圧できずに終始治安対策に追われる環境下での資源取得事業となった。

以上、安定確保期間における作戦に対する軍政の位置付けについて考察した。軍政の位置付けは各地域の特性に応じて異なる特徴が表れた。軍政の内容の治安に関しては、フィリピンのみ厳しい状況にあった。同じく軍政の内容の資源取得事業には程度の差はあるが、各地域ともそれに取り組むことは可能な環境にあった。ただし、フィリピンだけは、治安への対処に相当な労力を要する環境下での資源取得事業となった。

このような各地域の軍政の位置付けに応じて、リソースは配分されたと考えられる。

3. 決戦作戦期間

太平洋方面の連合軍は、1944（昭和19）年2月には、ビスマルク島、東部ニューギニア方面、ソロモン方面への空襲を激化し、ニューブリテン島東方のグリーン島に上陸・占領し、そしてルオット、クェゼリン両島に上陸・占領し、マーシャルへと歩を進めた。このような南東方面及び中部太平洋の戦局の急迫を受け³⁹⁶、南方軍の隷下にフィリピン、豪北を含めて統一ある対応準備の必要性を認識した大本営は、南方地域の占領部隊の指揮を一元化することにした。これを「南方軍の新統帥の発動」という。これは、ジャワ（第16軍）、スマトラ（第25軍）、マレー（第29軍）を包含する地域に第7方面軍を新設してその司令部をシンガポールに置き、南方軍は新たにフィリピン（第14軍）、豪北（第2方面軍）をも含めて広く南方全域の統轄指揮に当り、総司令部をマニラに移すというものであった³⁹⁷。これは3月27日の命令で律せられた³⁹⁸。これにより南方軍の編成は、南方軍総司令部、緬甸方面軍、第2方面軍、第7方面軍、第14軍、第3航空軍、第4航空軍、印度支那駐屯軍、泰国駐屯軍、その他諸隊となった³⁹⁹。その後、大本営は、連合軍との決戦をフィリピン、南西諸島、本土、北海道の4地域において実施する計画を策定し、7月24日からその準備を始めた⁴⁰⁰。

本項では、南方軍の新統帥発動から終戦までの期間を「決戦作戦期間」とし、その間の軍事作戦と軍政を見ていく。まず、南方軍全般に関する軍事作戦と軍政の概要を述べてから、各地域の軍の軍事作戦と軍政の概要を見て、軍政の位置付けについて論じる。

(1) 南方軍全般に関する軍事作戦と軍政の概要

大本営は、南方地域と本土の交通が途絶することを想定し、南方軍が独力で軍事作戦が遂行できる態勢を採らせることとし、南方軍の新統帥の発動を命じるとともに、同日の1944（昭和19）年3月27日、南方軍に対して南方要域の安定を命じた⁴⁰¹。その際、フィリピン及び豪北方面要域の戦闘準備の促進強化、重要な資源地域、特にスマトラ油田地帯の防衛態勢の強化、軍政の施行に当たっては、

³⁹⁶ 防衛庁『大本営陸軍部8』63、66、72頁。地図は67頁の挿図第7「中部太平洋方面一般図」を参照。

³⁹⁷ 同上、161-162頁。

³⁹⁸ 「大陸命第977号」昭和19年3月27日；防衛庁『大本営陸軍部8』168頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-117」。

³⁹⁹ 防衛庁『大本営陸軍部8』169頁。

⁴⁰⁰ 「大陸命第1081号」昭和19年7月24日；防衛庁『大本営陸軍部9』56-57頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-67」。

⁴⁰¹ 「大陸命第978号」昭和19年3月27日；防衛庁『大本営陸軍部8』169-171頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-117」。

特に現地自活の強化徹底を強調した⁴⁰²。

6月11日、米機動部隊がマリアナ諸島に來攻し、サイパン島、テニアン島、グアム島に連日空襲を継続した。6月15日に米軍がサイパン島に上陸を開始した⁴⁰³。その後、サイパン（7月7日玉砕）、テニアン（8月3日玉砕）、グアム（8月11日玉砕）が連合軍に占領され、マリアナ正面の絶対国防圏の一角が破綻した⁴⁰⁴。サイパン島失陥に伴い、東條内閣は7月18日総辞職となり、7月22日に小磯國昭陸軍大将と米内光政海軍大将による連立内閣が成立した⁴⁰⁵。サイパン島の失陥によって絶対国防圏の一角が崩れたことをもって、大本營は陸海軍部合同で今後の作戦（軍事作戦）の指導について研究を進め、7月24日「陸海軍爾後の作戦指導大綱」を完成させた。その方針は、太平洋正面から進攻する米軍と決戦し、その企図を破砕することとし⁴⁰⁶、大本營陸軍部は、陸軍の決戦作戦を、「フィリピン方面決戦（捷1号作戦）」、「連絡圏域方面（南西諸島、台湾及び東南支那）決戦（捷2号作戦）」、「本土（北海道を除く）方面決戦（捷3号作戦）」、「北東方面（北海道、樺太、千島）決戦（捷4号作戦）」と区分し、これを総じて「捷号作戦」と称した⁴⁰⁷。

後述するように、連合軍によるフィリピンのレイテ島襲來にともない、10月18日に捷1号作戦が発動されたが、フィリピン方面における決戦は功を奏せず失敗に終わった。そこで大本營は、日本、満州、中国（汪兆銘政権）を基盤とし、本土を中核とする国防要域を確保し、來攻する主敵米軍を撃破してその戦意を破砕することとし、次の軍事作戦の準備の重点を東シナ海周辺及び本土の防衛に置く計画を立てた⁴⁰⁸。この計画に基づき、1945（昭和20）年1月27日、大本營は南方軍に対し、フィリピンのルソン島の要衝、インドシナ、タイ、マレー、スマトラ、南部ビルマを確保して、日本本土又は中国大陸方面に向かう連合軍の進攻を制約する旨を命じた⁴⁰⁹。

以下各方面の軍事作戦と軍政の概要について述べるが、フィリピンとビルマに

⁴⁰² 「大陸指第1926号」昭和19年3月27日；防衛庁『大本營陸軍部8』171-172頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸指-37」。

⁴⁰³ 防衛庁『大本營陸軍部8』464-465頁。

⁴⁰⁴ 同上、488、489-490頁；防衛庁『大本營陸軍部9』8頁。

⁴⁰⁵ 防衛庁『大本營陸軍部8』507-508、515-517頁。

⁴⁰⁶ 防衛庁『大本營陸軍部9』54頁。

⁴⁰⁷ 「大陸命第1081号」昭和19年7月24日、「大陸指第2089号」昭和19年7月24日；防衛庁『大本營陸軍部9』56-57頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸指-41」。

⁴⁰⁸ 「帝国陸海軍作戦計画大綱」昭和20年1月20日、大本營；防衛庁『大本營陸軍部9』526頁；防衛庁防衛研修所戦史室『大本營陸軍部10：昭和20年8月まで』朝雲新聞社、1975年、9頁。

⁴⁰⁹ 「大陸命第1236号」昭和20年1月27日；平和教育実践資料集刊行委員会『大元帥昭和天皇の命令』1995年、317頁；防衛庁『大本營陸軍部10』14頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-81」。

関しては、安定確保期間中に軍政が撤廃されたので、資源取得事業の終焉を見ることにとどめておく。

(2) フィリピンの軍事作戦と資源取得事業の概要

大本営は、捷1号作戦においては、北部フィリピン（ルソン島）に地上決戦を企図し、第14軍を第14方面軍に格上げするとともに、南部フィリピンの防衛に任ずる第35軍を新編することとし、1944（昭和19）年8月4日に改編した⁴¹⁰。

10月17日、連合軍がフィリピンのレイテ湾口にあるスルアン島に上陸した。この報に接した大本営は、決戦方面はフィリピン方面と判断し、10月18日、捷1号作戦を発動した⁴¹¹。翌日、連合軍はレイテ島に上陸を開始し、20日に上陸を完了した⁴¹²。12月15日朝、連合軍はミンドロ島南端サンホセ付近に上陸を開始した⁴¹³。第14方面軍は、部隊を北部ルソンの要域、マニラ東方山地、クラーク西方山地に分散して各々自活しながら戦闘できるよう準備を進めた。方面軍司令官は12月26日、イボに移動して準備を指導した⁴¹⁴。

1945（昭和20）年1月9日、連合軍はルソン島リングエン湾に上陸した。第14方面軍は、上記の3地域に分散し、持久して抵抗することに移った⁴¹⁵。2月3日には連合軍が遂にマニラ市の一角に入った⁴¹⁶。方面軍の各部隊は山地に下がり最後まで抵抗を続けたが、8月21日、南方軍から戦闘停止に関する命令を受領した第14方面軍司令官は9月3日バギオに至って米軍に降伏した⁴¹⁷。

資源取得については、軍政撤廃に伴い軍政監部から改編した軍管理事業部が軍管理委託経営の事業を引き継いだ。しかしながら、採掘した鉱石運搬に必要なトラックの老朽化、部品の欠乏、雨期の豪雨による道路の損壊、ゲリラの妨害などにより、アンチケ鉱山は1944（昭和19）年11月に、カランバヤンガン鉱山は12月に、マンカヤン鉱山は同じく12月にと、主要な鉱山は次々と閉山となった⁴¹⁸。12月26日の第14方面軍司令官のイボ移転に伴い、管理事業部の職員もマニラを撤して山に退避したので、この時点で資源取得事業は終焉した。

⁴¹⁰ 「大陸命第1095号」昭和19年8月4日；防衛庁『大本営陸軍部9』114-116頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-67」。

⁴¹¹ 「大陸命第1153号」昭和19年10月18日；防衛庁『大本営陸軍部9』323、328-329頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-74」。

⁴¹² 防衛庁『大本営陸軍部9』374頁。

⁴¹³ 同上、498頁。

⁴¹⁴ 同上、528頁。

⁴¹⁵ 『大本営陸軍部10』59頁。

⁴¹⁶ 同上、59頁。

⁴¹⁷ 服部『大東亜戦争全史』986頁。

⁴¹⁸ 池端編『日本占領下のフィリピン』163、164頁；三井金属鉱業編『三井金属修史論叢』485頁。

(3) ビルマの軍事作戦と資源取得事業の概要

南方軍の新統帥発動の頃、緬甸方面軍は、第15軍（インパール方面）、第28軍（ベンガル湾方面）及び第33軍（フーコン及び雲南方面）の3軍から成っていた⁴¹⁹。中国雲南遠征軍は、1944（昭和19）年10月29日から第33軍の第56師団の龍陵守備隊に対して総攻撃を開始、第56師団は頑強に抵抗したが、11月19日再度総攻撃を受けた。これを阻止しつつ撤退し、法怕（ほうは）河（芒（ぼう）市南方8km）以南に撤退を完了した。第56師団はその後逐次の抵抗を行い、月末にワンチン付近に集結した⁴²⁰。先に8月にミートキーナを陥落させた中国軍は、11月初め南進を始め、バーモに向かった。第28軍の第2師団のバーモ守備隊は、11月12日から敵の包囲攻撃を受けたが、11月14日敵の包囲を突破して、19日ナンカンに下がった⁴²¹。この間、エナンジョンの石油資源とボードウインの鉱山資源はまだ緬甸方面軍の支配下にあった。

第15軍は、1945（昭和20）年1月中旬から始まった敵の進攻をイラワジ河畔において阻止を図ったが、随所で戦線を突破され、3月3日には、イラワジ河南岸における防衛の核心であり、かつ、交通上の要衝メイクテラが占領された。3月28、第15軍はメイクテラを放棄してトンゲーへ後退した⁴²²。この間の3月27日、ビルマ国民軍は、「人民独立軍」と改称して、日本軍に対して反乱を起こした⁴²³。

緬甸方面軍は第33軍をもって極力北方に敵を阻止しようとしたが、英印軍は4月22日にトンゲーを突破し、ラングーンに迫った⁴²⁴。緬甸方面軍司令部は4月26日ラングーンを撤してモールメンに移動した。英印軍は5月3日ラングーン市街に進入し、同市を占領した⁴²⁵。ビルマ方面においては、エナンジョンの油田、ボードウインの鉛鉱山、その他の資源要域は、緬甸方面軍の後退により、逐次、連合軍の支配するところとなり、資源取得事業は終焉した。

(4) マレー、スマトラ、ジャワ、ボルネオの軍事作戦と軍政の概要及び軍政の位置付け

英印軍がトンゲーを突破してラングーンに迫りビルマ戦線が崩壊したことにより、マレー半島、特にシンガポールに対する直接進攻が懸念される状況となった。第7方面軍司令官は、3月9日、シンガポールを中核とするマレー半島の要域確

⁴¹⁹ 陸戦学会『近代戦争史概説』下巻、158頁；防衛庁『インパール作戦』309、381頁。

⁴²⁰ 防衛庁『大本営陸軍部9』454-455頁。

⁴²¹ 同上、456頁。

⁴²² 防衛庁『大本営陸軍部10』64頁。

⁴²³ 荻原他『東南アジア現代史IV』94-95頁。

⁴²⁴ 防衛庁『大本営陸軍部10』136頁。

⁴²⁵ 同上、136頁。

保と重要資源地域確保の方針を決定し、第 29 軍はマレー縦貫鉄道の確保を第一義とし、併せてシンガポール外郭の防備を準備させ、第 25 軍及び第 16 軍にそれぞれスマトラ及びジャワを確保させ、また、シンガポール本島の防衛は昭南防衛隊に担任強化させることとした⁴²⁶。フィリピンが連合軍の手に落ちたことで、日本と蘭印との海上交通は遮断され、ボルネオ島の戦略的価値はなくなっていたが⁴²⁷、同地を守備する日本陸海軍は死守に努めた。ボルネオ島地域では、タラカン島やバリクパパンには油田があり、日本にとって重要な石油資源地帯であった。

連合軍はブルネイ湾を英国艦隊の泊地とし油田を奪回する目的で、ボルネオ攻略に乗り出した。5 月 1 日、東岸のタラカン島に連合軍が上陸したが、日本陸海軍の部隊が 6 月中旬まで抵抗を継続した。6 月 8 日、連合軍はラプアン島（ブルネイ北側）に上陸し、6 月 15 日にはバリクパパンを砲撃し、6 月 20 日にはミリー付近に上陸した。日本軍はこれの迎撃に努めたが約 1 週間で組織的抵抗が終わった。7 月 1 日、連合軍はバリクパパンに上陸した。日本軍はこれの迎撃に努めたが、組織的抵抗は約 9 日間で終了し、その後は終戦まで散発的な戦闘が続いた⁴²⁸。

ボルネオでは軍の組織的抵抗の終了に伴い、軍政も終焉を迎えた。ボルネオでの戦闘間、守備軍司令官は当然、軍事作戦すなわち防衛に最大限の関心を払った。軍政部は軍司令官と同一地に位置したので、軍司令官は必要に応じ軍政部を直接掌握して指導できる態勢にはあったが、連合軍の浸食を受けたので資源取得事業は中断することになった。

ボルネオが連合軍の浸食を受けることによって、重要な石油資源地帯の 1 つを失ったが、その他の第 7 方面軍の担当地域に対する連合軍の上陸はなく、資源、特にスマトラの石油資源は終戦まで保持された。

第 7 方面軍司令官、その隷下の第 16、第 25、第 29 軍の各軍司令官の関心は、軍事作戦すなわち防衛と軍政の両方に向けられるものの、迫りくる連合軍を意識して防衛の方に重点を置いたと考えられる。それでも、第 29 軍を除いた各軍政監部は引続き各司令部と同一地に位置したので、各軍司令官が必要に応じて軍政監部を直接掌握して指導できる態勢にはあった。治安は小規模な暴動を除いて概ね確保されており、資源取得事業は可能な環境にあった。

(5) 決戦作戦期間のまとめ

決戦作戦期間、軍政が既に撤廃されたフィリピンの第 14 方面軍司令官及びビルマの緬甸方面軍司令官は、連合軍との地上戦闘が生起したので軍管理事業よりも軍事作戦の方を重視せざるを得なかった。軍政が継続された他の地域において

⁴²⁶ 同上、138 頁。

⁴²⁷ 筒居『太平洋戦争通史』364 頁。

⁴²⁸ 同上 364-365 頁；防衛庁『大本営陸軍部 10』300、367 頁。

は、ボルネオは地上戦闘が生起したので、ボルネオ守備軍司令官は軍事作戦すなわち防衛に最大限の関心を、第7方面軍司令官、その隷下の第16、第25、第29軍の各軍司令官も迫りくる連合軍への軍事作戦すなわち防衛への関心が高かった。つまり、決戦作戦期間ほどの地域も、軍事作戦に比して軍政は重く扱われる位置付けではなくなった。これにより、軍政へのリソースの配分は安定確保期間に比べて少なくなったと思われる。軍政施行が継続された第16、第25、第29軍においては、治安は概ね確保されており、資源取得事業は安全に取り組むことが可能な環境にあった。

4. 第2節のまとめ

本節では、開戦後の軍政の実施段階において、軍事作戦の経過に伴って、リソース配分の決定要因になると考えられる軍政がどのように位置付けられたのかを、軍司令官の任務及びそれに基づく関心事項を焦点に考察した。また、軍司令官が軍政を指導する時に影響を及ぼすことになる軍政機関の所在位置と軍司令官の位置との関係を押さえた。さらに、治安との関係を視点に、資源取得事業がどのような態勢、環境にあったのかを考察した。

攻略作戦期間中は、どの地域の軍司令官も敵の撃破への関心が高く、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けにはなかった。ただし、フィリピンにおいては第14軍司令官の関心が軍政に向く可能性もあった。もし、そうなら、軍政の位置付けはこれまでに比して重くなっていた。

安定確保期間中のビルマは、連合軍との地上戦闘が生起しており、また、大本営から「純作戦（軍事作戦）軍」と性格を指定されていたことから、軍司令官の関心は敵の侵攻阻止のための軍事作戦へ最も寄せられ、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けにはなかった。同期間中のマレー、ジャワにおいては、軍司令官の関心は軍事作戦と軍政の両方に向けられ、軍政は軍事作戦同様に重く扱われる位置付けとなった。スマトラにおいては当初は、マレー、ジャワと同様であったが、後に敵を撃滅する積極任務に変わってから軍司令官の関心は軍事作戦すなわち防衛の方に向けられ、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けではなくなった。ボルネオにおいては軍司令官の関心は軍政に向けられ、軍政は軍事作戦同様に重く扱われる位置付けになった。フィリピンにおいては軍司令官の関心は軍政に向けられ、軍政は戡定という軍事作戦同様に重く扱われる位置付けになった。

決戦作戦期間中のボルネオは連合軍との地上戦闘が生起し、マレー、スマトラ、ジャワは、連合軍との地上戦闘の生起が予想されたことから、どの地域も軍事作戦すなわち防衛が優先で、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けではなくなった。以上のように考察した各期間、各地域の軍政の位置付けに応じてリソ

ースが配分されると考えた。

軍司令官の位置と軍政機関の位置については、攻略作戦期間中は、軍司令官は第一線部隊の進軍に伴って前進する戦闘司令所に位置し、軍政機関はその後方を追従することとなり離隔していた。攻略作戦が終了した後は軍司令官の位置と軍政機関の位置は同一地となった。このため攻略作戦期間中、軍司令官は軍政部を直接掌握して指導できる態勢になかったが、関心は攻略に向いていたので問題なかった。攻略作戦期間が終了してから軍政に関心を向けることができるようになった時には、軍政部を直接掌握して指導できる態勢となっていたので問題はなかった。そして安定確保期間も軍政部を直接掌握して指導できる態勢が維持された。ただし、マレーのみは第 29 軍の軍司令官の位置と軍政機関の位置が離隔した。この離隔による問題は本研究においては確認できなかった。

軍政の内容において、フィリピンを除く地域は治安が良好であったため、安定確保期間に入ってから資源取得事業は安全に取り組むことが可能な環境にあった。他方、フィリピンにおいては治安が安定しなかったため、その厳しい環境下での資源取得事業への取り組みとなった。決戦作戦期間においては連合軍との戦闘が生起しなかった地域では、治安が確立されており、資源取得事業は安全に取り組むことが可能な環境にあったことをそれぞれ確認した。

第3章 軍政下における鉱物資源取得の実態

第2章では、南方作戦開始前に行われた軍政の準備状況を確認する作業を通じて、南方軍政においては、資源取得は軍の責任とし、併せて、軍が企業を「指導」という、一見すると上意下達に見える関係が律せられたこと及び軍事作戦が優先されることを確認した。南方作戦開始後の軍政の実施に当たっては、リソース配分を決定付けることになると考えられる軍事作戦に対する軍政の位置付けを、任務とそれに基づく軍司令官の関心事項に着目して考察した。

第3章では、考察した軍政の位置付けどおりにリソースが配分されたのかについて、フィリピンにおける軍政を事例として分析・検証する。この作業を通じて、軍と企業の間で行われた事項を明らかにして、その性質を考察する。フィリピンは、蘭印の石油資源に次いで日本が重視した銅資源が最も多く産出される地であり、この資源取得に当たって軍政下における企業の活動が顕著であった。蘭印における石油資源の取得は軍が直営したことから、軍と企業の関係の研究対象となり得ないので、フィリピンを事例対象とする。

第1節では、軍は「指導」の内容をどのように規定したのかを確認し、これが意味する性質を考察し、軍と企業の間には何かしらの調整があったことを予想する。第2節と第3節でその具体例をフィリピンに見て実証する。第2節では、フィリピンを占領した第14軍司令部内の各部課の権限と相互の関係を確認し、これを踏まえて第3節で、リソース配分の実態を解明しつつ、軍と企業関係を明らかにする。

第1節 「指導」の内容の規定とその性質の考察

資源取得において軍が企業を「指導」する関係は、第2章において大本営陸軍部策定の「南方作戦に伴う占領地統治要綱」に確認した。本節ではこの「指導」の内容はどのように規定されているのかを確認し、その性質について考察する。規定に関しては、軍政下における経済施策に関する文書体系に見る。この体系は、中央で定められた「南方経済対策要綱」（昭和16年12月16日、閣議報告⁴²⁹）と大本営陸軍部が定めた「南方経済陸軍処理要領」（昭和16年12月30日、大本営陸軍部⁴³⁰）、陸軍次官が企業に対して発した通牒「敵産企業の依托（ママ）経営に関する件（陸重密第6579号）」（昭和17年7月16日⁴³¹）から成る。これらについて順を追って見た上で、最後に「指導」の性質について考察する。

⁴²⁹ 「南方経済対策要綱」昭和16年12月16日、閣議報告。

⁴³⁰ 「南方経済陸軍処理要領」昭和16年12月30日、大本営陸軍部；岩武『南方軍政下の経済施策』598-608頁。

⁴³¹ 「敵産企業の依托経営に関する件（陸重密第6579号）」昭和17年7月16日、陸軍次官；防衛省戦史センター史料室所蔵「陸重密大日記-S17-95-207」。

1. 中央決定の「南方経済対策要綱」

南方軍政下における経済施策については、1941（昭和16）年12月12日、「南方経済対策要綱」が「第6委員会」での決定を経て関係大臣会議において決定され、大本営政府連絡会議に報告された。次いで12月16日に閣議報告された⁴³²。第6委員会とは、「第6委員会設置に関する件」（昭和16年11月28日、閣議決定）によって設置された「南方地域（仏印、タイ及びその他南方諸地域）における資源の取得及び開発を主体とする経済の企画及び統制に関する事項を審議立案するため、内閣に關係各庁（企画院、外務省、大蔵省、陸軍省、海軍省）の職員をもって構成」した機関である⁴³³。第6委員会は、企画院次長が委員長となり、委員に外務、大蔵、陸軍及び海軍各省の次官を、幹事にはこれら各省の主務課長を充てた。1942（昭和17）年11月に「大東亜省」が設置されると、その一部局である「南方事務局」が占領地行政の調整事務に当たるようになったため、第6委員会に代わって「大東亜省連絡委員会第1部会」が業務を引き継いだ⁴³⁴。

さて、「南方経済対策要綱」の内容を概観する。本「要綱」は、冒頭の方針において、「重要資源の需要を充足して、当面の戦争遂行に寄与させることを主眼として、併せて大東亜共栄圏自給自足体制を確立し、速やかに帝国経済力の強化充実を図るものとする」と、表題は経済対策と銘打っているが、実質その内容は資源取得事業であることが読み取れる。それほど資源取得は日本の経済問題の中心課題であった。

次に対象地域を「甲地域」と「乙地域」の2つに区分し、甲地域は、蘭印、マレー、英領ボルネオ、フィリピン、その他日本軍の占領地域とし、乙地域を日本軍が占領しない仏印、タイとした。日本軍が占領する甲地域に関する経済対策を、「第1次対策」と「第2次対策」に区分し、第1次対策においては「資源獲得に重点を置き、その実施に当たっては戦争遂行上緊要な資源の確保を主眼とする；南方特産資源の敵性国家に対する流出を防止するためのあらゆる措置を講ずる；資源獲得に当たっては、極力、在来企業を利導協力させ、かつ、帝国経済力の負担を最少限度にまで軽減させるよう努める」と方針を定めた⁴³⁵。ここでうたわれた「利導協力」とは、先に定めた「南方作戦に伴う占領地統治要綱」に記載された「重要資源の取得は、軍指導の下に、民間業者に当たらせる」の「指導」を、軍の「利導」と企業の「協力」の関係で表したものと考えられる。軍は、資源取

⁴³² 「南方経済対策要綱」昭和16年12月16日、閣議報告。

⁴³³ 「第6委員会設置に関する件」昭和16年11月28日、閣議決定；『国立公文書館所蔵公文別録88』ゆまに書房、1997年、270-274頁；国立公文書館請求記号YC-98；<https://rnavi.ndl.go.jp/cabinet/bib00358.html>。

⁴³⁴ 太田弘毅「南方軍政の展開と特質」三宅編『昭和史の軍部と政治4』47頁。

⁴³⁵ 「南方経済対策要綱」昭和16年12月16日、閣議報告。

得という利益を上げられるよう企業を指導する、企業はこれに協力する。すなわち、主体と客体の関係を文言化したものと言える。

2. 大本営陸軍部が策定した「南方経済陸軍処理要領」

第6委員会が作成して閣議報告した「南方経済対策要綱」を受けて、大本営陸軍部は「南方経済陸軍処理要領」を作成して南方軍に示した。この陸軍の「要領」も、冒頭の「第一 方針」で「重要国防資源を確保して、まず大東亜戦争の遂行に遺憾ないようにすることを主眼として、かつ、南方特産資源等の独占により、敵性国家（米国、英国、蘭国、重慶政府）に対し経済圧迫を期す」と述べ、経済の中心に資源のことを据えている。「第二 要則」では、「資源の開発取得は軍の責任であるが、実施については努めて民間業者に当たらせる。このため、作戦初期の段階においては、必要に応じ軍自ら直接資源取得に当たることもあるが、状況が許す限り、速やかに民間業者に当たらせて、軍は指揮監督に任ずることとする」及び「資源の開発取得に当たっては、極力、在来企業を利導・協力させることとする」と、「利導・協力」の用語に並んで「指揮監督」という用語が使われた。「指揮」は「指導」の類義語であるので、この違いについて深く分析する必要はないと考え、本研究では「指導」と捉える。

この「南方経済陸軍処理要領」には、附録として「占領地内に於ける押収工場等の軍管理要領」が添付された。これは、軍が占領地域内において押収した工場、事業場、鉄道、船舶、通信等の管理、監督の実施要領を定めたものである。管理と監督の責任者は軍司令官とし、委託経営を請け負う企業は、経営開始に先立ち資産の状況を明らかにし、その後の委託経営による資産の増減、投資、経営の収支を明確にして軍に決算報告すること、及び委託経営により生じた利益は軍の指示により処分させることが定められた⁴³⁶。すなわち、委託経営に関わる資産や、会社の上げた利益の処分についても、会社の自主裁量に任せるのではなく、軍が監督することが定められた。

3. 陸軍次官通牒「敵産企業の依托経営に関する件」

陸軍次官通牒「敵産企業の依托経営に関する件」は陸軍次官の名をもって企業に対して、委託経営を受託する企業が準拠する事項を定めて発したものである。これには、冒頭に委託経営を受託する企業に要求する心構え「企業心と報国の念」及び企業の地位「国家の代行機関」が、さらに、委託経営とは恒久的な経営事業ではなく、暫定的な事業であることが明示された。これの別紙においては企業の準拠する事項が敷衍された。それは次の6ヶ条から成る。

⁴³⁶ 「南方経済陸軍処理要領」昭和16年12月30日、大本営陸軍部。

- 一 企業は、全て軍の管理に属し、その経営を委託するものであり、なんら特殊権益を賦与するものではない。
- 二 企業は、経営受託の際における企業の財産状態を明確にして速やかに軍の承認を受けるとともに、爾後における財産状態の変化をその都度、軍に届け出ること。
- 三 経営は、企業の計算において行うが、受託企業に関する会計は、企業の固有事業の会計とは別に整理し、両者を混淆させないこと。
- 四 事業計画は、每期、軍に報告し、重要事項は軍の承認を求めること。
- 五 委託経営における利益金の処分については、軍の許可を受けること。
- 六 国家の必要とする場合又は受託者に悪質の行為があった場合等においては、委託経営を取り消すこともある。ただし、受託者の正当な投資は尊重する⁴³⁷。

これに記載された内容から、企業は軍の管理下に置かれ、軍は、企業の委託経営について、会計、事業計画、利益金の処分を監督という形で支配する構図が理解できる。ただし、委託経営以外の通常の企業の活動は自由であることは、三項と六項をもって担保された。軍は企業を完全に支配するのではなく、管理下に置く部分と、企業の自由な経済活動に関する部分を明確に切り分けた。

4. 「指導」の性質についての考察

前項までにおいて、軍政下における経済施策に関する文書体系から、軍による「指導」の内容はどのように規定されているかを確認した。これにより、軍管理委託経営において、軍は「指導」という大きな枠組みの下、「管理」、「利導」、「監督」という管理行為をもって企業を支配し、企業側は「協力」という行為をもって応えるという、上意下達の関係構図が規定されたことを確認した。

しかし、「管理」、「利導」、「監督」と「協力」の関係で、リソースは適切に配分されるのであろうか。ましてや限りあるリソースであればこそ、軍と企業の実情と要求に照らし合わせて、「調整」して配分する必要があるのではないか。

例えば、鉱石運搬用のトラック、部品、燃料が企業の保有する分だけでは不足し、企業のみではその需要を満たせないような問題が発生した場合、軍は「企業で何とか解決して対処せよ」とは言えないであろう。このような場合、軍は、重要国防資源の取得という任務を達成するために、企業の直面する問題を受け止めてその解決のために、軍の保有するトラックの内から必要な分を企業に配分するであろう。このように考えると序章で述べたように、「指導」とは、上下の関係を定義付けただけの単なる外見であり、その内容には何かしらの調整を含んでいることが予想される。

⁴³⁷ 「敵産企業の依託経営に関する件（陸軍密第 6579 号）」昭和 17 年 7 月 16 日、陸軍次官。

次節以下で、具体例としてフィリピンにおける鉱物資源取得事業を取り上げて、軍政の位置付けどおりにリソースは配分されたのかを分析しつつ、「指導」の実態を検証する。

第2節 フィリピンにおける資源取得事業に関わる各部課の権限及び相互の関係
フィリピンにおいて軍政が施行されたのは、1942（昭和17）年1月3日の軍政施行の布告から1943（昭和18）年10月14日のフィリピン共和国独立までの期間であった。この間に実施されたリソース配分の実態の解明と、この解明を通じて、軍と企業との関係を明らかにするが、その前に、フィリピンを占領した第14軍の軍司令部内の軍政監部、参謀部などの各部の権限を確認し、これに基づき、一般的な鉱物資源取得事業の過程における鉱業課と他部署（部課）との関係を考察し、鉱業課の持つ権限が限定され他部課に依存するところが大きいことを論じる。これを踏まえた上で、第3節においてリソース配分の実態を解明する中で、鉱物資源取得事業に関する組織的活動を考察して、その中における軍と企業との間で行われた事項を明らかにして、その性質を分析する。

1. 軍司令部内各部の権限

軍司令部には、参謀部、副官部、管理部、兵器部、経理部、軍医部、獣医部、法務部、軍政監部、宣伝部、通信班などの部・班があることは既述した。ここでは、軍政監部と他の部の権限について述べる。軍政監部の権限については、フィリピンを占領した第14軍の軍政監部の業務の準拠となった「比島軍政監部事務分掌規程」（昭和17年12月1日、比島軍政監部⁴³⁸）による。その他の部の権限については、「戦時高等司令部勤務令」（昭和4年2月15日、参謀本部⁴³⁹）及びこれの改訂内容を記した「戦時高等司令部勤務令中改定の件御裁可の件通牒」（昭和12年11月20日、参謀本部⁴⁴⁰）による。

(1) 軍政監部

第14軍の軍政監部の業務の準拠となった「比島軍政監部事務分掌規程」には、軍政監部の各部、具体的には部の各課の権限が記載されている。本規定は1942（昭和17）年12月1日に制定されたものであるが、第14軍がフィリピンを占領して軍政施行を布告した直後から軍政機構は本格的に業務を開始しており、その業務を明文化したものである。

まず、第1条で「比島軍政監は、軍司令官の意図を受けて所轄諸部を統轄し、比島における軍政の実施に任ずる」と軍政監の役割を規定する。次いで第2条で「比島軍政監部は、本部、比島軍政会計監督部、比島軍政調査部、軍政監部支部、

⁴³⁸ 「比島軍政監部事務分掌規程」昭和17年12月1日、比島軍政監部；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-全般-78」。

⁴³⁹ 「戦時高等司令部勤務令改定の件」昭和4年2月15日、参謀本部；防衛省戦史センター史料室所蔵「陸軍省-密大日記-S4-1-9」。

⁴⁴⁰ 「戦時高等司令部勤務令中改定の件御裁可の件」昭和12年11月20日、参謀本部；防衛省戦史センター史料室所蔵「陸軍省-密大日記-S12-1-11」及び「陸軍省-陸機密大日記-S12-1-12」。

比島陸運監理局、比島派遣軍電政局及び比島行政府より成る」と軍政監部全体の編成を、さらに第 3 条で「本部は、総務、治安、内務、産業、財務及び交通の 6 部に分ける」と本部の編成を規定する。

編成に続いて第 10 条で「本部の各部長、軍政会計監督部長、特に命ずる者は、比島行政府指導官として、所轄事項に関し比島行政府関係部を指導し、軍政監の比島行政府に対する命令の実行を適確にさせる」と、各部長等の比島行政府に対する地位・役割を規定する。次の第 11 条では「本部内の各部長は、軍政監の命を受け、部下を指揮監督し部務を掌理する。総務部長は、軍政監の意図を受け、軍政監部本部一般の業務を統轄する」と各部長の各部に対する役割を規定する。序章の「第 3 節 先行研究」の項で述べた宇都宮直賢の証言にあるように、軍政監部内の全ての案件が総務部長に把握されることになっていた。第 12 条以下は、各部の編成と隷下の各課の業務を敷衍する。以下、各部の編成とその所掌業務を確認する。

a. 総務部

総務部は、総務課、経理課、渉外課及び司法課から成る（第 12 条）。総務部の掌る業務は、筆頭の総務課においては軍政監部業務全般の統轄、編制、予算及び物資動員（物動）の基本に関する事項など（第 13 条）、経理課においては軍政監部（比島陸運管理局、比島派遣軍電政局及び比島行政府を除く）の会計経理に関する事項（第 14 条）、渉外課においては第三人等、通訳の服務、文書の翻訳に関する事項（第 15 条）、司法課においては刑事裁判、検察に関する事項（第 16 条）と規定される。

b. 治安部

治安部は、治安課、警政課及び警務課から成る（第 17 条）。治安部の掌る業務は、筆頭の治安課においては治安部内の業務の統轄、治安一般（他の諸部に属するものを除く）、憲兵の区処に関する事項など（第 18 条）、警政課において比島警察の編成、装備、制度及び配置、比島警察官の教育、補充及び訓練に関する事項（教育計画又は実施の内容に関する事項を除く）（第 19 条）、警務課において比島警務機関の警察務指導、言論、文書、集令、結社、多衆運動、営業、興業等の警察取締及び警察取締法令、出版物（新聞を含む）及び映画、演劇、ラジオ、放送の検閲に関する事項など（第 20 条）と規定される。

c. 内務部

内務部は行政課、教育課及び厚生課から成る（第 21 条）。内務部の掌る業務は、筆頭の行政課においては内務部内の業務の統轄、地方行政機構、地方財政一般、

労働行政に関する事項など（第 22 条）、教育課においては教育行政に関する事項など（第 23 条）、厚生課においては衛生、保健に関する事項（第 24 条）と規定される。

d. 産業部

産業部は産業課、農務課、食糧課、林水課、商工課及び鉱業課から成る（第 25 条）。産業部の掌る業務は、筆頭の産業課においては産業部内各課業務の総轄、総合産業政策及び物資動員計画に関する事項など（第 26 条）、農務課においては土地、灌漑、排水、農業、気象その他農政に関する事項など（第 27 条）、食料課においては米穀その他食糧農産物の蒐荷、配給及び消費、加工食糧品、畜産業及び畜産物に関する事項（第 28 条）、林水課においては山林及び林産物（椰子を含む）、水産業及び水産物（塩を含む）に関する事項（第 29 条）、商工課においては商業（貿易を含む）及び物価、液体燃料の蒐荷、配給及び消費、工業及び工産物に関する事項（第 30 条）、本論文の焦点である鉱業課においては鉱業及び鉱産物、地質調査及び探鉱に関する事項（第 31 条）と規定される。

e. 財務部

財務部は主計課、主税課及び金融課から成る（第 32 条）。財務部の掌る業務は、筆頭の主計課においては財務部内業務の総轄、予算及び決算に関する事項など（第 33 条）、主税課においては租税（内国税）、関税に関する事項など（第 34 条）、金融課においては銀行、保険に関する事項など（第 35 条）と規定される。

f. 交通部

交通部は陸運課、航運課、通信課、動力課、土木課及び測量班から成る（第 36 条）。交通部の掌る業務は、筆頭の陸運課においては交通部内業務の総轄、鉄道及び自動車交通に関する事項など（第 37 条）、航運課においては船舶及び海運、造船、港務、航路標識、航空に関する事項（第 38 条）、通信課においては電気通信、郵政に関する事項（第 39 条）、動力課においては電力事業、ガス事業に関する事項、土木課においては道路及び橋梁、河川及び利水、港湾の施設に関する事項（第 41 条）、測量班においては海陸地測量に関する事項（第 42 条）と規定される⁴⁴¹。

その後、1943（昭和 18）年 3 月 16 日の改定で、「比島陸運監理局」の次に、比島海事局、比島放送管理局を追加し、総務部の総務課の次に、庶務課を追加してその事務を規定した⁴⁴²。さらに同年 4 月 1 日の改定で、「敵産部」を追加して、

⁴⁴¹ 「比島軍政監部事務分掌規程」昭和 17 年 12 月 1 日、比島軍政監部。

⁴⁴² 「比島軍政監部事務分掌規程中一部改訂の件通牒（比軍政総第 185 号）」昭和 18 年 3 月 16 日、

7 部編成とした。敵産部は調査課、管理課及び会計課から成り、敵性資産（敵産）の調査、評価、管理、処分などの事務を規定した⁴⁴³。

以上、比島軍政監部の業務の準拠となった「比島軍政監部事務分掌規程」の内容を見た。包括的ではあるが、各部課の所掌する業務は事項ごと明確に示されている。特に、各部の筆頭の課は「部内の業務の総轄に関する事項」を掌ることから、部内各課の実施することに関して承知をし、場合によっては業務の統制を行い、実施した結果を把握しておくことが求められる。総務部総務課は「軍政監部業務全般の総轄に関する事項」を掌ることから、軍政監部の業務の全てについて承知、統制、把握する要の課となる。

このように業務が細分化された組織における鉱業課の所掌事項は、「鉱業及び鉱産物、地質調査及び探鉱に関する事項」と鉱業関連事項に限定されていることが確認できた。

(2) 参謀部など他の部

本項では、軍司令部内の参謀部や副官部などの他の部の権限を見る。参謀部及び他部の権限は、「戦時高等司令部勤務令」（昭和 4 年 2 月 15 日、参謀本部）及び「戦時高等司令部勤務令中改定の件御裁可の件通牒」（昭和 12 年 11 月 20 日、参謀本部）による。これには、軍司令部の各部の権限が記載されている。以下、各部ごとに所掌業務を確認する。

a. 参謀部

参謀部は、3 コの課で編成される。第 1 課は、作戦、教育訓練などに関する業務を、第 2 課は、情報、諜報、宣伝などに関する業務を、第 3 課は、人馬の補充、軍需品の補給、兵站、交通、通信、給養、衛生、作戦地域の行政の計画などに関する業務をそれぞれ掌る。

b. 副官部

副官部は、作戦に直接関係しない庶務に関する業務等を掌る。

c. 管理部

管理部は、軍司令部の設備、警戒、宿営、給養、会計経理に関する業務を掌る。

比島軍政監部総務部長宇都宮直賢；太田弘毅「フィリピンにおける日本軍政：比島軍政監部の組織と任務」『政治経済史学』185号、1981年、38-39頁。

⁴⁴³ 「比島軍政監部事務分掌規程」昭和 18 年 4 月 1 日、比島軍政監部；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-全般-78」。

d. 兵器部

兵器部は、兵器に関する業務を掌り、かつ、一般の兵器業務を監督する。具体的には、兵器特に弾薬の補給、兵器の整備、交換、後送、自動車用燃料、兵器用物品の調弁などを実施する。

e. 経理部

経理部は、衣料、貨物、金銭に関する業務を掌り、かつ、軍一般の会計経理を監督する。

f. 軍医部

軍医部は、保健、防疫、患者の収療、後送、衛生材料の補給に関する業務を掌り、かつ、軍一般の衛生勤務を監督する。

g. 獣医部

獣医部は、軍馬の保健、防疫、傷病馬の収療などに関する業務を掌る。

h. 法務部

法務部は、軍事司法に関する業務を掌る。

i. 通信班

通信班は、軍司令部内における通信勤務に服する⁴⁴⁴。

「戦時高等司令部勤務令」には、作戦地域の行政すなわち軍政に関する事項は参謀部第3課で掌ることが書かれているが、南方作戦では、別に軍政機関（軍政部、軍政監部）を編成して、これがその任に当たった。また、現地軍では柔軟に編成換えを実施していた。第14軍には、通信班の他、暗号班も編成されていた。また、第14軍は、参謀長名をもって陸軍次官に対して「参謀業務分担に関する件報告（通牒）」（昭和17年8月5日⁴⁴⁵）という文書を発しており、これの別紙「参謀業務分担表」を見ると、参謀部内の課を跨いで編成換えが行われていたことが分かる（表を参照）。いずれにせよ参謀部の掌る業務に大きな変更はない。

⁴⁴⁴ 「戦時高等司令部勤務令改定の件」昭和4年2月15日、参謀本部。

⁴⁴⁵ 「参謀業務分担に関する件報告（通牒）」昭和17年8月5日、渡集团参謀長；防衛省戦史センター史料室所蔵「陸軍密大日記-S17-94-206」。

表 「参謀業務分担に関する件報告（通牒）」別紙「参謀業務分担表」

参謀業務分担表		昭和十七.八.一 渡集団司令部
姓	主任業務	副 任
高津大佐	一 軍司令部業務の大綱及び統制 二 参謀部の事務整理 三 作戦及び軍政の大綱 四 人事に関する事項	中島中佐
中島中佐	一 軍政の基本に関する事項 二 資材及び軍需品の整備及び補給に関する事項 三 給養及び衛生に関する事項 四 資源に関する事項 五 その他の兵站に関する事項 六 報道・宣伝・新聞・通信員の監督、通信記事の点検 七 情報（軍政に関するもの）の収集、謀略に関する事項	高津大佐 北山少佐
古川中佐	一 作戦・防衛に関する事項 二 航空に関する事項 三 情報（軍政に関するものを除く）の収集に関する事項 四 防諜に関する事項 五 憲兵に関する事項 六 兵要地誌及び地図に関する事項 七 機密作戦日誌の記載	羽場中佐
羽場中佐	一 編成動員に関する事項 二 人馬の補充に関する事項 三 軍紀風紀及び教育訓練に関する事項 四 参謀部における文書電報の発送及び受領に関する事項 五 会議に関する事項 六 陣中日誌に関する事項	古川中佐
北山少佐	一 交通・通信に関する事項 二 鉄道・船舶に関する事項 三 兵站関係事項につき中島参謀の補助 四 参謀部の庶務に関する事項	中島中佐
備 考	一 業務の繁簡により臨機に他の主任業務を担任することあり 二 兼任参謀左の如し 第十四軍軍政監部々員 陸軍中佐 大槻 章 第三南遣艦隊参謀 海軍中佐 花岡雄二	

2. 軍政監部産業部鉱業課と他部署（部課）との関係

本項では、軍政監部産業部鉱業課と他部署（部課）との関係を述べるが、それに先立ち、鉱業及び採鉱の一般的過程を押さえておく。これにより鉱業課の事務管掌範囲の理解の助とする。

(1) 鉱業及び採鉱の一般的過程

a. 鉱業

鉱業とは、「鉱業法」という法律の下、採鉱権（試掘権と採掘権）の登録を受けた鉱区において、登録を受けた採鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業を言う⁴⁴⁶。現行の鉱業法は戦後の「昭和 25 年法律第 289 号 鉱業法」を指すが、本研究が依拠する鉱業法はその前に運用されていた「明治 38 年法律第 45 号 鉱業法」である。

採鉱物とは、鉱業法の第 2 条に定められており、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、ビスマス鉱、錫鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クロム鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、砒（ひ）鉱、燐鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト及び硫黄を言う⁴⁴⁷。

b. 採鉱の一般的過程

本項では、採鉱物資源の取得業務の一般的なプロセスについて論じる。

採鉱物資源取得は、地下の「採鉱床」から採鉱石（採鉱物）を「採掘（採鉱）」し、これを「選鉱」と言う必要な部分と不必要な部分を選り分けることにより採鉱石の品位を高める作業によって「精鉱」を生産して、次にこの精鉱から金属加工物を生産する「製錬」という作業の一連の流れから成る⁴⁴⁸。この過程の起点は採鉱山にあり、通常、選鉱作業は採鉱山の採掘場の同一地又は近傍で行われ、製錬は採鉱山から離れた町工場などで行われる。このため、採鉱石、精鉱を輸送する過程も付随する。これらの工程を時系列で表せば、採掘、選鉱（精鉱化）、精鉱を製錬所へ輸送、製錬（金属製品の生産）、市場への提供（販売）となる。採掘が海外の採鉱山において行われる場合は、過程の途中に日本国内への輸送という作業が挟まる。さらには、選鉱・製錬などの作業待ちの一時保管も加わる。1 つのモデルを示すと、採鉱、選鉱、精鉱を港湾へ輸送、輸送船への積載、海上輸送、日本国の港湾での

⁴⁴⁶ 日鉄鉱業株式会社 HP「採鉱ってなに？」、https://www.nittetsukou.co.jp/about/mining_industry/。

⁴⁴⁷ 「採鉱法」明治 38 年 3 月 7 日 法律第 45 号；国立公文書館デジタルアーカイブ、<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=F000000000000020224&ID=&TYPE=>。

⁴⁴⁸ 日鉄鉱業株式会社 HP「採鉱ってなに？」；三井金属資源開発㈱「海外採鉱山開発のプロセスとプロジェクト評価」、http://www.jcoal.or.jp/coaldb/shiryo/material/03_fujii.pdf。

積み下ろし、製錬所へ輸送、製錬、出荷、市場への提供、及びこれらの一連の過程の中での時々の一時的保管となろう。

(2) 軍政監部産業部鉍業課と他部署（部課）との関係

本項では、鉍業の一般的過程及び軍政監部産業部鉍業課の管掌事務を踏まえて鉍業課と他部署との関係を考察する。

鉍業課は、「鉍業及び鉍産物、地質調査及び探鉍に関する事項」を掌るが、それに付随する事項は他の部課の管掌事務となる。例えば、採鉍に必要な機械類を動かす電力に関する事項は「電力事業に関する事項」を掌る交通部動力課の、採取した鉍物を運搬する道路の維持・補修などに関する事項は「道路及び橋梁の施設に関する事項」を掌る交通部土木課の、鉍物を本国まで海上輸送する船舶に関する事項は「船舶及び海運に関する事項」を掌る交通部航運課の、敵ゲリラからの襲撃を防止又は襲撃に対処して安全に事業を推進するためには「治安一般に関する事項」を掌る治安部治安課及び陸軍部隊を運用する参謀部の、輸送トラックの燃料を企業で調達が困難な場合の手当てに関する事項は「液体燃料の蒐荷、配給及び消費に関する事項」を掌る産業部商工課の、それぞれの管掌事務となる。

産業部鉍山課長を務めた福井政男（商工省から出向した文官）は戦後のインタビューにおいて次の証言を行っている。例えば、採取した鉍石の本国還送に関して、「これは軍政監部でいえば、交通部というのがありまして、交通部で船のほうの仕事をやっていたから、そこが陸軍の船舶、船を扱っているところと協議をして、こういう鉍石がここにあるから、1日も早く積みとって日本に送ってくれ、とこういう船の交渉をすとか、我々のほうが交通部に頼んで、今度は交通部が陸軍のほうと船を動かす船舶部と話をし、船をまわしてもらおう交渉をしろと、そういう世話がいろいろありました⁴⁴⁹」や「出たもの（鉍物）を運ぶのにどうしても船がなくては運べない、ということになると、軍政監部のほうが仲介の労をとるわけです。もちろん、会社も従来の関係でいろいろ手当てはしてるわけですがけれども。ですから、我々は仲介の労をとるのが非常に多かったということです。軍政監部の鉍業課としては⁴⁵⁰」と証言する。

また、企業側が十分な数の輸送トラックを準備できない時には、「ただ運ぶときに運ぶトラックがないと、トラックをなんとかしてくださいというような問題がでてきます。そのトラックの世話を産業部がやるわけです。軍が余分なものをもっておれば、それを貸してもらおうとか、あるいはそうでなくて民間で調達でき

⁴⁴⁹ 日本のフィリピン占領期に関する史料調査フォーラム編『インタビュー記録 日本フィリピン占領』21-22頁。

⁴⁵⁰ 同上、23頁。

るんでしたら、民間で買わせるとか⁴⁵¹」などと証言している。

鉦業課の持つ権限は鉦業及び鉦産物に限定されており、鉦山で採鉦する起点から金属加工物を市場へ提供する終点までの全行程を踏んで、日本にとって必要な資源を取得することは、鉦業課の権限だけでは実施することは不可能で、電力、輸送インフラの工事力、不足する輸送手段、燃料などの必要なリソースに関しては他部課の持つ権限に依存するところが大きであった。

⁴⁵¹ 同上、23頁。

第3節 フィリピンにおける資源取得事業に対するリソース配分の実態

本節では、第2章で検討した軍政の位置付けに沿ってリソースが配分されたのかについて、時系列に沿って、攻略作戦期間と安定確保期間に大別して検証する。各期間とも、最初に軍事作戦に配分された部隊について論じる。次いで軍政の内容における資源取得事業に対するリソース配分の実態について論じる。軍事作戦に配分された部隊について論じるのは、軍政の内容の治安の回復のために配分された部隊を明らかにするとともに、資源取得事業に配分される部隊との差を明らかにするためである。

軍事作戦に配分される部隊については、第14軍の部隊の編成の変遷を追う。これによって何時の時点でどの部隊がフィリピンに所在したのかを知る。軍政の内容における資源取得事業に対するリソース配分の実態の解明においては、資源取得事業の各業務を行う上で必要とされたリソースは何か。そのリソースの全体像（量）は如何なるものだったか。そのリソースは資源取得事業にどのくらい配分されたのか。その配分の意味について、すなわち、十分な配分であったのか、必要最小限な配分であったのか、不十分な配分であったのかなどについて分析する。このリソース配分の実態を究明しつつ、さらに、第2節で確認した鉱業課その他の部課の権限を踏まえて、リソース配分において企業を含む全体の活動を組織的活動と捉えて考察して、その中において軍と企業との間で行われた事項の性質を考える。こうして「指導」の実態を解明する。なお、組織的活動は、各部署が有機的に何をしたのか、その業務の流れをもって表す。

分析のために使用する資料は次のとおりである。第14軍の軍事作戦に関する行動は、「第1復員局」が1946（昭和21）年6月に調製した「比島作戦記録第1期⁴⁵²」及び同年8月に調製した「比島作戦記録第2期⁴⁵³」、第14軍部隊の「命令⁴⁵⁴」、第14軍部隊の「戦闘詳報⁴⁵⁵」などを使用する。「比島作戦記録第1期」（以下、「作戦記録第1期」と言う）は、1943（昭和18年）に参謀本部史実部が、大本營の作戦記録、第14軍及びその隷下部隊の戦闘詳報などに基づいて作成した資料を、戦後の1946（昭和21）年6月に「第1復員省史実調査部」が増補したもので、開戦から1942（昭和17）年6月頃までの期間を対象としたものである⁴⁵⁶。「比島作戦記録第2期」（以下、「作戦記録第2期」と言う）は、1946（昭和

⁴⁵² 「比島作戦記録第1期」昭和21年6月、第1復員局；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-全般-4」。

⁴⁵³ 「比島作戦記録第2期」昭和21年8月、第1復員局。

⁴⁵⁴ 例えば、「第16師団命令（垣作命甲第60号）」昭和17年1月4日；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-進攻-6」など。

⁴⁵⁵ 例えば、「歩兵第9連隊第1大隊 コレヒドール島要塞攻略戦闘詳報（昭和17年4月12日～昭和17年7月31日）」；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-防衛-157」など。

⁴⁵⁶ 第1復員省史実調査部にて増補作業に当たったのは、元第14軍参謀の陸軍大佐中島義雄（作戦、情報担任）、陸軍中佐佐藤徳太郎（作戦担任）、陸軍中佐和田盛哉（後方、兵站担任）の3名

21) 年 8 月に第 1 復員局が作成した資料で、1942 (昭和 17) 年 6 月頃から 1944 (昭和 19) 年 6 月頃までの期間を対象としたものである⁴⁵⁷。第 14 軍部隊の「命令」は、第 14 軍が発した命令、隷下の師団、旅団、その下位部隊が発した命令である。第 14 軍部隊の「戦闘詳報」は、第 14 軍の隷下部隊が記録した戦闘結果に関する詳細な報告である。

第 14 軍の軍政実施に関する記録は、第 14 軍の「軍政実施概況報告⁴⁵⁸」、第 14 軍軍政監部産業部の「軍政下に於ける比島産業の推移⁴⁵⁹」などを使用する。「軍政実施概況報告」は、第 14 軍の軍政部 (軍政監部) が軍政の実施成果をまとめた旬報である。「軍政下に於ける比島産業の推移」 (以下、「軍政監部産業部資料」と言う) は、第 14 軍軍政部 (軍政監部) 産業部長を務めた司政長官山越道三が、1942 (昭和 17) 年 1 月 3 日の軍政開始から 1943 (昭和 18) 年 10 月 14 日のフィリピン共和国独立による軍政撤廃に至るまでの間の日本軍政下におけるフィリピン産業の施策について、その要因、実施状況、結果を正確に記録し、将来の施策に寄与することを目的として 1943 (昭和 18) 年 12 月に作成したものである⁴⁶⁰。

その他、軍政下のフィリピンにて鉱山の委託経営に当たった企業の記録として、三井金属鉱業株式会社修史委員会事務局編『三井金属修史論叢 別冊第 1 号』 (三井金属鉱業、1974 年⁴⁶¹) (以下「三井資料」と言う) 及び石原廣一郎『創業 35 年を回顧して』 (石原産業株式会社社史編纂委員会、1956 年⁴⁶²) を使用する。「三井資料」は三井金属株式会社の前身の三井鉱山株式会社がフィリピンで請け負ったマンカヤン鉱山の委託経営の内容を記録したものである。発行されたのは 1974 (昭和 49) 年であるが、収録された資料には、軍政施行中の当時に書かれたものもあり、また、戦後の回想として書かれたものも、軍政施行中に書かれた内容とほぼ一致しており、一次資料としての価値がある。『創業 35 年を回顧して』は、カランバヤンガン鉱山、アンチケ鉱山などの委託経営を請け負った石原産業株式会社の創立者石原廣一郎が 1956 (昭和 31) 年に記した回顧録であり、企業の活動の記録がなされた資料である。

さて、フィリピンで行われた資源取得事業を辿り、その各業務を行う上で必要とされるリソースは何か。フィリピンで行われた資源取得事業の業務を時系列に

である。

⁴⁵⁷ 当時の記録は全て消失されたものの、南方軍作戦記録の述者 (陸軍大佐岡田安次) の備忘録及び記憶によってまとめられた。

⁴⁵⁸ 例えば、「軍政実施概況報告 (旬報) 第 17 号 (6 月 21 日～6 月 30 日)」6 月 30 日、渡集団軍司令部；防衛省戦史センター史料室所蔵「陸軍省-陸軍密大日記-S17-113-225」など。

⁴⁵⁹ 「軍政下に於ける比島産業の推移」昭和 18 年 12 月、第 14 軍軍政監部産業部。

⁴⁶⁰ 「軍政監部産業部資料」序文。

⁴⁶¹ 三井金属鉱業株式会社修史委員会事務局編『三井金属修史論叢』別冊第 1 号、三井金属鉱業、1974 年。

⁴⁶² 石原廣一郎『創業 35 年を回顧して』石原産業株式会社社史編纂委員会、1956 年。

区分すると、鉱山の確保、操業準備及び操業（採鉱、選鉱）、鉱石の港までの輸送となる。各業務を行う上で必要とされるリソースは次のように考えられる。鉱山の確保については、鉱山は最も基本的なリソースそのものであり、その確保に必要とされるリソースは軍の部隊である。操業準備及び操業（採鉱、選鉱）に必要とされるリソースは、確保した鉱山の状態とそれに基づく復旧・操業計画、そして、鉱山の設備、機械、資材、発電機用の燃料（重油）、また、機械・資材の鉱山への搬入のための輸送トラック、その燃料（ガソリン）、オイル、さらにはトラックの修理のための部品及び整備能力、そして道路、鉄道などの輸送インフラの建設、維持・補修のための工事力などが考えられる。設備、機械、資材は軍が鉱山において押収したり、企業が市場に買い求めたりして確保される。輸送トラックとその部品については、企業自身が調達したものと、軍が編成上持つもの、さらには軍が敵から鹵獲・押収したのものがある。燃料、オイルについてはフィリピン国内の在庫と軍が他の地域から輸入するものがある⁴⁶³。輸送インフラの工事力については、企業、比島行政府、軍の部隊が保有する。鉱石の港までの輸送に必要とされるリソースはトラック等に同じである。

以下、攻略作戦期間と安定確保期間に区分して、それぞれの期間で実施された業務とそれに必要とされるリソースについて分析する。決戦作戦期間については、既にフィリピンでは軍政が撤廃されていたので検討の対象外とする。

1. 攻略作戦期間

第2章において、攻略作戦期間における軍政は、軍事作戦に比して重く扱われる位置付けでなかったことを考察した。また、軍政の中における資源取得事業に関しては、最小限の鉱山を確保して準備に取り掛かるという段階にあることを確認した。本項では、軍政、特に資源取得事業に必要なリソースはこの位置付けに応じて配分されたのかを検証する。最初に軍事作戦に配分された部隊について、次いで軍政の内容における資源取得事業に対するリソース配分について論じる。

(1) 軍事作戦に配分された部隊

攻略作戦期間の軍事作戦は、当初、敵主力部隊を撃破する「攻略作戦」が行われ、撃破後は残敵を捜索して討伐する「戡定作戦」が行われた。本項では時系列に沿って、フィリピンに所在した第14軍の部隊を明らかにする。

攻略作戦期間に用いられた兵力は次のとおりであった。フィリピン上陸（1941年12月22日）からマニラ占領（1942年1月2日）に至るまでは第48師団、第16師団、第65旅団、軍直轄部隊であった。マニラを占領した後、第14軍隷下の第48師団は、1月14日の大本営からの命令によってジャワ島を攻略する第16

⁴⁶³ 「軍政監部産業部資料」566頁。

軍の戦闘序列に編入されることになり⁴⁶⁴、第 14 軍の主要な部隊は第 16 師団と第 65 旅団となった。そして第 65 旅団を、第 16 師団の歩兵部隊、工兵部隊など、軍直轄の砲兵、自動車、輜重兵部隊などをもって増強して⁴⁶⁵、第 1 回目のバターン半島の攻撃（第 1 次バターン攻略作戦：1 月 9 日～2 月 8 日）を実施した。この間、第 16 師団の主力は占領した南部ルソン（ビコール地方を含む）の警備に当たった⁴⁶⁶。米比軍の頑強な抵抗に遭って第 1 回目の攻撃を中止した後、2 月 10 日、第 14 軍に第 4 師団と永野支隊が配属された。第 4 師団は 2 月 27 日から 4 月 3 日にかけてフィリピンに、永野支隊は 2 月 26 日にフィリピンにそれぞれ到着した⁴⁶⁷。さらに、2 月 16 日に第 10 独立守備隊が配属され、4 月 2 日にフィリピンに到着した⁴⁶⁸。また、3 月 15 日に川口支隊が、3 月 17 日に河村支隊が第 14 軍の指揮下に入った。川口支隊は 4 月 1 日、河村支隊は 4 月 5 日にフィリピンに到着した⁴⁶⁹。そして、第 65 旅団、第 16 師団（南部ルソンの警備任務に就いている部隊を除く）、第 4 師団を、軍直轄部隊でそれぞれ増強し、これらと永野支隊、第 10 独立守備隊の一部、軍砲兵隊、軍飛行隊⁴⁷⁰をもって第 2 回目のバターン半島の攻撃（第 2 次バターン攻略作戦：4 月 3 日～9 日）を実施し、4 月 9 日にバターン半島の米比軍は降伏した。コレヒドール島の攻撃（コレヒドール攻略作戦：5 月 5 日～7 日）は第 4 師団を第 16 師団の工兵部隊、軍直轄の砲兵部隊と工兵部隊をもって増強して、これらと軍砲兵隊主力をもって実施した⁴⁷¹。コレヒドール攻略作戦に並行して、4 月 20 日から 5 月末まで、第 65 旅団は北部ルソン及び中部ルソン東部の、永野支隊は中部ルソン西部の、第 16 師団の一部は南部ルソン（ビコール地方を含む）の戡定に当たり、戡定を終えた 6 月以降は警備に当たった⁴⁷²。また、4 月中旬から 5 月上旬の間、第 14 軍に配属された川口支隊、河村支隊、第 10 独立守備隊をもって、ビサヤ諸島及びミンダナオ島を戡定した⁴⁷³。ビサヤ諸島の戡定は河村支隊、川口支隊が 4 月中旬まで実施、その後第 10 独立守備隊が引き継いで戡定と警備を実施した⁴⁷⁴。ミンダナオ島の戡定は 4 月下旬から 5 月中旬まで河村支隊、川口支隊が当たり、5 月 20 日以降、第 10 独立守備隊

⁴⁶⁴ 「大陸命第 588 号」昭和 17 年 1 月 14 日；防衛庁『比島攻略作戦』222 頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-作戦指導大陸命-34」。

⁴⁶⁵ 防衛庁『比島攻略作戦』238 頁。

⁴⁶⁶ 「第 16 師団命令（垣作命甲第 60 号）」昭和 17 年 1 月 4 日。「警備」とは、作戦地域を警戒、防護して地域の安定確保を図る行動を言う。眞邊『防衛用語辞典』102 頁。

⁴⁶⁷ 防衛庁『比島攻略作戦』306、322、324 頁。

⁴⁶⁸ 同上、381 頁。

⁴⁶⁹ 同上、322、329、332、456 頁。

⁴⁷⁰ 同上、347 頁。

⁴⁷¹ 同上、481 頁。

⁴⁷² 同上、542-543 頁。

⁴⁷³ 同上、455-457、539-540 頁。

⁴⁷⁴ 同上、455-456 頁。

が交代して残敵掃蕩、警備に当たった。交代した河村支隊、川口支隊は他の軍（第 16 軍）の隷下で実施することになる次期作戦（ジャワ島攻略作戦）の準備にかかった⁴⁷⁵。河村、川口両支隊のビサヤ諸島の戡定は期間が短かったため、その後処置として、5 月下旬、中部ルソン東部の戡定を終えた永野支隊がビサヤ諸島に派遣され戡定を実施し、6 月上旬から警備に当たった⁴⁷⁶。

これは要するに第 14 軍隷下の主要な部隊全部でバターン半島次いでコレヒドール島の米比軍の攻撃及びその他の地域の戡定に当たったのであった。

(2) 軍政の内容における資源取得事業に対するリソース配分

この項では、資源取得事業の各業務ごとに必要とされたリソースについて配分の実態を分析する。論じる区分は、「鉱山確保」と「操業準備、操業（採鉱、選鉱）及び鉱石の港までの輸送」に大別する。鉱山確保については鉱山ごとに、操業準備、操業等については鉱山設備、トラック、燃料、トラックの整備能力、輸送インフラの工事力のリソースごとに論じ、最後にリソース配分の節用に貢献した「比島鉱山協議会」について触れる。

a. 鉱山確保⁴⁷⁷

鉱山は鉱物資源取得のための最も基本的なリソースである。また、鉱山確保に必要なリソースは第 14 軍の兵力である。日本が戦時中にフィリピンに期待した鉱物資源は、銅、鉄、マンガン、クロームであり、日本企業が進出して委託経営を請け負った鉱山（これを「開発指定鉱山」と言う）は 40 弱あった⁴⁷⁸。最初に開発指定された鉱山は、日本が重視する山で、銅についてはマンカヤン（Mancayan）（別命レパント（Lepanto））、フィクスバー（Hixbar）（別命ラプアップ（Rapu Rapu））、アンチケ（Antique）（別命サン・レミヒオ（San Remigio））の 3 山、鉄についてはカランバヤンガン（Calambayongan）（別命ララップ（Larap））の 1 山、マンガンについてはブスアング（Busuanga）、ボホール（Bohol）の 2 山、クロームについてはサンバレス（Zambales）（別命マシロック（Masinloc））の 1 山で計 7 山であった。攻略作戦期間（1941 年 12 月～1942 年 6 月）、日本陸軍は 1 月 18 日のカランバヤンガン鉱山確保を皮切りに、フィクスバー鉱山（2 月 22 日）、マンカヤン鉱山（3 月 10 日）、サンバレス鉱山（3 月 25 日）、アンチケ鉱山（4 月 19 日）、ブスアング鉱山（5 月 17 日）、ボホール鉱山（5 月 22 日）の各鉱

⁴⁷⁵ 同上、539-540 頁。

⁴⁷⁶ 同上、544-545 頁。

⁴⁷⁷ 鉱山の位置は、「比島軍政の概要（素案）」別冊その 1、昭和 20 年 8 月、第 1 復員局の附図第 1 を参照。

⁴⁷⁸ 疋田編『南方共栄圏』704-765 頁及び池端編『日本占領下のフィリピン』148-149 頁の表から算定。

山を相次いで確保した⁴⁷⁹。

その間の 2 月に、バギオ (Baguio)、パラカレ (Paracale)、スリガオ (Surigao)、シキホール (Siquior)、パナイ (Panay)、サマール (Samar)、マリンドケ (Marinduque) などの鉱山が第 2 回目の開発指定鉱山として指定されたが、これらの鉱山は攻略作戦期間中には確保されず⁴⁸⁰、安定確保期間 (1942 年 6 月～1944 年 3 月) に入って 1942 (昭和 17) 年 8 月以降、逐次確保されていった。なお、終戦まで確保できなかった鉱山もあった⁴⁸¹。

以下、鉱山確保にどのくらいの兵力を配分したのかを確認するが、これに先立ちリソースとしての部隊の兵力の内訳を確認しておく。

第 16 師団 (約 16,000 名) は、師団司令部 (約 300 名)、第 16 歩兵团 (約 8,700 名)、捜索第 16 連隊 (約 440 名)、野砲兵第 22 連隊 (約 1,800 名)、工兵第 16 連隊 (約 880 名)、輜重兵第 16 連隊 (約 750 名)、その他師団通信隊 (約 190 名)、衛生隊 (約 500 名) 等から成る。第 16 歩兵团は、歩兵团司令部 (約 90 名)、歩兵第 9 連隊 (約 2,900 名)、歩兵第 20 連隊 (同左)、歩兵第 33 連隊 (同左) から成る。歩兵連隊は、連隊本部 (約 110 名)、歩兵大隊 (約 810 名) 3 コ大隊 (約 2,400 名)、歩兵砲中隊 (約 130 名)、速射砲中隊 (約 70 名)、通信中隊 (約 130 名) から成る。歩兵大隊は、大隊本部 (約 100 名)、歩兵中隊 (約 180 名) 3 コ中隊 (約 540 名)、機関銃中隊 (約 120 名)、歩兵砲小隊 (約 50 名) から成る。歩兵中隊は、歩兵小隊 (約 60 名) 3 コ小隊から成る。歩兵小隊は、軽機関銃を装備した 13 名の分隊 3 コ、擲弾筒を装備した 12 名の分隊 1 コから成る。歩兵に関しては、歩兵团の下に 3 コ連隊、連隊の下に 3 コ大隊、大隊の下に 3 コ中隊、中隊の下に 3 コ小隊が編成される「3 単位制師団」であった。捜索第 16 連隊は、連隊本部 (約 60 名)、約 130 名の乗車中隊 2 コ中隊 (約 260 名)、約 40 名の軽装甲車中隊 2 コ中隊 (約 80 名)、通信小隊 (約 50 名) から成る。工兵第 16 連隊は、本部 (約 70 名)、約 250 名の工兵中隊 3 コ中隊 (約 750 名)、器材小隊 (約 50 名) から成る。輜重兵第 16 連隊は、本部 (約 60 名)、輓馬中隊 (約 400 名)、約 150 名の自動車中隊 2 コ中隊 (約 300 名) から成る。1 コ自動車中隊は自動車 40 両、2 コ中隊で 80 両を保有する⁴⁸²。

⁴⁷⁹ 「軍政監部産業部資料」689、710、711 頁。

⁴⁸⁰ 同上、687-689。

⁴⁸¹ 同上、756 頁。

⁴⁸² 「主要部隊略歴表 (師団の部) 昭和 20 年 8 月 15 日現在」；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-軍事行政編制-98」。人数は左記資料、防衛庁『比島攻略作戦』96 頁、陸戦学会戦史部会『近代戦争史概説 資料集』陸戦学会、1997 年、16 頁及び桑田悦、前原透『日本の戦争：図解とデータ』原書房、1982 年、第 2 部、9 頁から算定した。なお、工兵連隊については、『比島攻略作戦』では 2 コ中隊編成とあるが、正しくは、『日本の戦争』で示されている 3 コ中隊編成である。戦闘詳報に工兵第 16 連隊第 3 中隊第 1 小隊のものが現存する。「工兵第 16 連隊第 3 中隊第 1 小隊 上陸戦闘詳報」昭和 16 年 12 月 18 日；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-進攻-107」。

第 65 旅団（約 7,300 名）は、旅団司令部、歩兵第 122 連隊、歩兵第 141 連隊、歩兵第 142 連隊、第 65 旅団工兵隊、旅団通信隊などから成る。搜索及び輜重兵の部隊は編成されていない。各歩兵連隊（約 2,000 名）は 2 コ歩兵大隊、野砲中隊、連隊砲小隊、通信中隊から成る。歩兵大隊は大隊本部、3 コ歩兵中隊と機関銃中隊から成る⁴⁸³。この旅団には、第 16 師団にある歩兵砲小隊は編成されていない。

第 4 師団は、第 16 師団同様の編成である⁴⁸⁴。

永野支隊は、第 21 歩兵団司令部、歩兵第 62 連隊、山砲兵第 51 連隊第 3 大隊、工兵第 21 連隊（第 2 中隊欠）から成る⁴⁸⁵。輜重兵部隊は編成されていない。

第 10 独立守備隊（約 3,800 名）は、本部と 5 コの独立歩兵大隊（第 31、第 32、第 33、第 34、第 35）から成る。各大隊は約 760 名である⁴⁸⁶。同守備隊には工兵部隊、輜重兵部隊は編成されていない。

川口支隊は、歩兵第 35 旅団司令部、歩兵第 124 連隊、搜索第 16 連隊の 1 コ小隊、その他砲兵部隊、工兵部隊等から成る。工兵部隊は渡河や上陸を支援する舟艇を保有した部隊で、師団、旅団固有の工兵部隊のように道路・橋梁を建設する機能は有していない。輜重兵部隊は編成されていない⁴⁸⁷。

河村支隊は、歩兵第 9 旅団司令部、歩兵第 41 連隊、搜索第 16 連隊の 1 コ小隊、その他砲兵部隊、工兵部隊等から成る。工兵機能、輜重兵の機能については川口支隊と同様である⁴⁸⁸。

これを踏まえて、以下鉦山を確保した兵力について論じる。

(a) カランバヤンガン鉦山（1942 年 1 月 18 日確保）

カランバヤンガン鉦山はルソン島東南部北カマリネス州のマンブラオ地方に所在する。1 月 18 日、カランバヤンガンの鉦山を確保した時、第 14 軍は第 1 次バターン攻略作戦（1 月 9 日～2 月 8 日）の最中であった。この作戦に参加した部隊は第 65 旅団主力と第 16 師団の第 9 歩兵連隊主力及び第 20 歩兵連隊（1 コ大隊欠）であった⁴⁸⁹。この作戦に参加しない第 16 師団の残余の部隊（歩兵第 33 連隊、その他の部隊）は、マニラからルソン島東南部のビコール地方に跨る一帯の警備、残敵の搜索、掃蕩に当たっていた⁴⁹⁰。第 16 師団長は、1 月 4 日の師団命令で南

⁴⁸³ 「主要部隊略歴表（旅団の部）昭和 20 年 8 月 15 日現在」；防衛省戦史センター史料室所蔵「中央-軍事行政編制-101」；防衛庁『比島攻略作戦』106 頁。

⁴⁸⁴ 「主要部隊略歴表（師団の部）昭和 20 年 8 月 15 日現在」；防衛庁『比島攻略作戦』322 頁。

⁴⁸⁵ 防衛庁『比島攻略作戦』347 頁。

⁴⁸⁶ 同上、381 頁。

⁴⁸⁷ 同上、454-455 頁。

⁴⁸⁸ 同上、456 頁。

⁴⁸⁹ バターン半島攻略作戦に従事した部隊は、防衛庁『比島攻略作戦』238、251 頁による。

⁴⁹⁰ これに関する第 14 軍の命令は現存しないが、「第 16 師団命令（垣作命甲第 60 号）」昭和 17 年

部ルソンを7つの警備隊区に分け、各警備隊に警備、搜索、掃蕩などを命じた。7つの警備隊の1つ、「レガスピー警備隊」は、歩兵第33連隊第2大隊の第6中隊を基幹として編成された。1コ中隊の規模は約180名で、この兵力で「レガスピー警備隊は、主力をもってレガスピー、一部をもってマンブラオ付近特に同地鉦山を警備すべし」という命令を与えられた⁴⁹¹。マンブラオ付近の警備に当たる一部の兵力について考察すると、レガスピー警備隊の基幹となる中隊は3コの小隊から編成されるので、これからマンブラオ付近に派出できる部隊の規模は1コ小隊規模の約50名となろう。この兵力でカランバヤンガン鉦山を確保して、その周辺地域を含んで警備したことになる。部隊規模から必要最小限の兵力でその任に当たったと言えよう。

また、現存する「命令」、「戦闘詳報」に記載はないが、「軍政監部産業部資料」によると、カランバヤンガン鉦山から約30km東のパラカレ地方に所在する数山の金山を確保したとある⁴⁹²。金は日本が重視する資源ではないが、金山に存在する鉦業機械、資材を銅山、鉄山、その他鉦山において利用するために確保した。この地方の金山も、上記のマンブラオ付近の警備に当たった1コ小隊規模の部隊が確保したと考えられる。

(b) フィクスバー鉦山（1942年2月22日確保）

フィクスバー鉦山は、ルソン島東南部レガスピーの東方約35kmの海上に浮かぶ小島ラプラブ島に所在する。2月22日にフィクスバー鉦山が確保された時、第14軍は、第1次バターン攻略作戦の中止を2月8日に決定し、態勢を整理し、今後の攻撃の準備を進めているところであり⁴⁹³、マニラから南部ルソンのビコール地方に跨る一帯の警備等を担任する第16師団主力の任務に変更はなかった。ラプラブ島もレガスピー警備隊（1コ中隊約180名）の担任地域であった。現存する第16師団の「命令」に同鉦山確保に言及したものは見い出せないが、レガスピーに所在するレガスピー警備隊の主力（2コ小隊基幹）をもって確保したと考えられる。その際、レガスピー地区の警備を継続しつつ、ラプラブ島への渡海及び鉦山確保という2地区に分かれて行動する形態となるので、2コ小隊基幹の部隊から派遣できるのは1コ分隊（12～13名）規模～1コ小隊規模（約50名）の兵力になったと考えられる。ここにおいても部隊規模から必要最小限の兵力を派遣したと言える。

1月4日に、マニラ南部からルソン島南西部ビコール地方に跨る地域の警備、掃蕩の任務が示されている。

⁴⁹¹ 「第16師団命令（垣作命甲第60号）」昭和17年1月4日。

⁴⁹² 「軍政監部産業部資料」695頁。

⁴⁹³ 防衛庁『比島攻略作戦』293-294頁。

(c) マンカヤン鉱山 (1942年3月10日確保)

マンカヤン鉱山は北部ルソン島のバギオから標高 2,000m 級の山間の道路を約 100km 北上した所に位置する⁴⁹⁴。これの確保に関しては以下のとおりである。まず 12 月 22 日朝、リングエン湾に第 14 軍主力 (第 48 師団約 16,000 名、第 16 師団の歩兵第 9 連隊約 3,000 名など総勢約 20,000 名) が上陸し、一部の部隊 (約 1 コ大隊規模約 800 名) は海岸沿いに約 10km 北上して北サンフェルナンドを占領、また、他の一部部隊 (歩兵第 9 連隊の第 3 大隊約 800 名) が同日夕にナギリアンを占領した。その他の部隊は速やかに南方のマニラを目指して前進した。ナギリアンを占領した部隊の一部 (第 3 大隊長の指揮する第 9 中隊約 180 名) が「バギオ支隊」となりバギオに向かい 12 月 27 日夕に同地を占領した⁴⁹⁵。バギオからマンカヤン鉱山までの道路は諸所破壊されていたので、この工事に期日を要した⁴⁹⁶。マンカヤン鉱山は日本として最も重要視する鉱山であったので、道路の修理工事の完成を待つことなく、軍政部の要望により軍の部隊はマンカヤン鉱山確保に向かった⁴⁹⁷。鉱山確保に関する命令は現存しないが、この部隊に同行したマンカヤン鉱山の委託経営を請け負った三井鉱山株式会社の記録によると、当初 1 コ小隊で臨もうとしたが、この小兵力では危険と判断され、中隊で臨むこととなったとある⁴⁹⁸。こうして 3 月 10 日にマンカヤン鉱山を確保した。マンカヤン鉱山周辺の敵情が不明の中、確保に向かうのに約 50 名の 1 コ小隊規模では頼りないものがあるので、バギオ支隊の一部 (1 コ小隊) をバギオの警備に残し、バギオ支隊主力 (2 コ小隊) を必要最小限の兵力として臨んだと言えよう。

また、現存する「命令」、「戦闘詳報」に記載はないが、「軍政監部産業部資料」によると、バギオ近傍にはいくつかの金山が存在し、この内の数山を併せて確保したとある⁴⁹⁹。マンカヤン鉱山確保した前後においてバギオ支隊 (約 180 名) の一部をもって確保したと考えられる。

(d) サンバレス鉱山 (1942年3月25日確保)

サンバレス鉱山は、中部ルソンの西側サンバレス州の海側に所在する。サンバレス鉱山を確保した時期は、第 14 軍は、4 月 3 日に開始される第 2 次バターン攻略作戦の準備に当たっていた。軍は、軍直轄部隊の地区兵站部と飛行部隊をもって北サンフェルナンド、ボンドック、バヨンボン付近、サンバレス地方等を掃

⁴⁹⁴ 「三井資料」 151、467 頁。

⁴⁹⁵ 防衛庁『比島攻略作戦』 88-89 頁、157、167 頁。

⁴⁹⁶ 「三井資料」 151-153 頁。

⁴⁹⁷ 「軍政監部産業部資料」 689-690 頁。

⁴⁹⁸ 「三井資料」 153 頁。

⁴⁹⁹ 「軍政監部産業部資料」 695 頁。

蕩させた⁵⁰⁰。各地方の掃蕩を担当した部隊の規模は不明であるが、サンバレス地方の面積は 3,714km² (ほぼ埼玉県の面積 3,797 km²) であり、広範囲にわたる地域の掃蕩なのでサンバレス地方を担当する部隊の内から最小限の部隊を捻出して確保に当たったと考えられる。

(e) アンチケ鉱山 (1942年4月19日確保)

アンチケ鉱山はビサヤ地方パナイ島の西側海岸近くに所在する。パナイ島へは、4月16日と17日に第14軍に増援された河村支隊が上陸した。同支隊は、サン・レミヒオ鉱山(アンチケ鉱山)を速やかに占領すべき軍政上の要求を受け、河村支隊長の指揮下で同行する第10独立守備隊の1コ歩兵大隊(独立歩兵第33大隊約760名)の一部を使用して19日に同鉱山を確保した⁵⁰¹。歩兵大隊の一部とあるので、大隊を編成する3コ中隊の内の1コ中隊(180名)から1コ小隊(約50名)の間の規模の部隊を最小限の部隊として確保に当たらせたと考えられる。

(f) ブスアング (1942年5月17日確保)

ブスアングはミンドロ島南西部のブスアング島に所在する。2月27日ミンドロ島カラパン付近に鈴木支隊(第16師団の鈴木連隊長率いる歩兵第33連隊の1コ大隊約800名、1コ砲兵中隊)の一部が上陸、同支隊は同日大きな抵抗を受けることなく同地付近及び飛行場を占領、引き続き島内の米比軍を撃破し、約10日後、その主要部の占領を終わり、ルソン島とミンドロ島間のベルデ海峡の制圧目的を達成した⁵⁰²。この際は、ミンドロ島北端の地域だけを占領したが、4月9日にバターン半島が陥落した後、第16師団は同島の戡定任務を与えられた。その要旨は「一部で南部ルソンを掃蕩、次いでコレヒドール陥落を待って、主力で南部ルソンとミンドロ、マリンドケ両島の戡定、特にビコール地方を徹底的に掃蕩」というものであった。バターン半島陥落後の4月中旬当時、南部ルソン地区、ミンドロ島、マリンドケ島を除く他の地域は敗残兵、匪賊が治安を乱していたが、ミンドロ島の情勢は平静であった⁵⁰³。5月7日にコレヒドール島が陥落し、同日に米比軍が降伏したので、第16師団は、ミンドロ島に師団の搜索連隊の1コ中隊を逐次増加して戡定(武装解除)し警備に当たった⁵⁰⁴。搜索連隊は前述のとおり4コ中隊から編成され、第1中隊及び第2中隊は約130名から成る。第3中隊及び第4中隊は40名弱から成る。これから1コ中隊が派遣され、逐次増加され

⁵⁰⁰ 「作戦記録第1期」407-408頁。

⁵⁰¹ 防衛庁『比島攻略作戦』456-457頁；「軍政監部産業部資料」693頁。

⁵⁰² 防衛庁『比島攻略作戦』318頁。

⁵⁰³ 同上、542頁。

⁵⁰⁴ 同上、543頁。「第16師団命令(垣作命甲第60号)」昭和17年1月4日に添付された「参考」によると、ミンドロ島には第16騎兵連隊(搜索連隊のこと)の1コ中隊が配置されている。。

任に当たったが、ブスアング鉱山の確保に関する命令は現存しない上、この間、ブスアング島を攻略・占領する部隊は他に存在しなかったため、搜索連隊の1コ中隊（約40名又は約130名）が米比軍降伏（5月7日）後のミンドロ島の戡定（武装解除）・警備に当たる中で、隣のブスアング島にも一部の最小限の部隊を派遣して5月17日に鉱山を確保したと考えられる。

(g) ボホール鉱山（1942年5月22日確保）

ボホール鉱山は、ビサヤ地方のセブ島とレイテ島に挟まれたボホール島に所在する。当初の計画では、第14軍に新しく配属された永野支隊がネグロス島とボホール島を攻略する予定であった⁵⁰⁵。この際、資源要域を確保するに努めることとされた。戡定に当たる兵力の配分に関する記録は現存しないが、第14軍の作成した「ビサヤ・ミンダナオ第2次作戦計画」によると、戡定終了後に残置して守備に任ずる部隊は、ネグロス島に2コ中隊規模（約360名）、ボホール島に1コ中隊規模（約180名）とし、残余の部隊はセブ島に集結することと予定されていた⁵⁰⁶。ところが、5月7日に日コレヒドール島が陥落し米比軍が降伏し、この報が9日に、ミンダナオ島守備の米比軍司令官に伝わり、ビサヤ、ミンダナオ地方の米比軍も降伏に従った⁵⁰⁷。これによって永野支隊の任務は、真面目な攻略から軽易な武装解除に変更することとなった⁵⁰⁸。こうしてボホール島は22日に永野支隊の部隊が上陸して任務を遂行した⁵⁰⁹。ボホール島を真面目に攻撃する必要はなくなり、戡定後に残す予定の1コ中隊規模（約180名）以下を派遣して武装解除して守備に当たることとなり、その内から最小限の兵力で鉱山確保に当たったと考えられる。

(h) 鉱山確保リソースのまとめ

攻略作戦期間中は軍事作戦が最も重視された。他方で鉱山確保は鉱物資源取得に向けた第一歩なので、鉱業課は約40ある鉱山の内、重視する7鉱山だけでも確保したいと要望した。軍は最小限の部隊を捻出して派遣し、鉱業課の鉱山確保の要望に応えた。

さて、鉱山確保に必要なリソースとしての部隊の派遣に関わる組織的活動、その活動において軍と企業の間で行われた事項の性質はどのようなものであったのであろう。軍政部は鉱山確保を参謀部に要望、参謀部が隷下の部隊に鉱山確保を命令、各部隊は軍事行動を睨みながら最小限の部隊を鉱山確保に向けた。また、

⁵⁰⁵ 防衛庁『比島攻略作戦』306、544頁。

⁵⁰⁶ 同上、521頁。

⁵⁰⁷ 同上、540頁。

⁵⁰⁸ 同上、544頁。

⁵⁰⁹ 同上、544頁。

企業の担当者が確保部隊に随行するのであれば、軍側は部隊の出発時刻、場所、その他必要な事項を企業に伝達する必要がある。企業の担当者が随行しないのであれば、鉱山を確保した旨を企業に伝達する必要がある。

これの組織的活動を考察すると、軍政部産業部鉱業課が部の筆頭課である産業課を通じて又は産業課の了承を得た上で、さらに、軍政部の筆頭部である総務部の総務課を通じて又は総務課の了承を得た上で、参謀部に鉱山確保を依頼、参謀部が検討した結果を、軍政部総務部総務課、産業部産業課を通じて又は両部課に通知した上で、鉱業課に回答する。これを鉱業課が企業に通知し、確保後に備えた準備を進めさせる。企業が鉱山確保部隊への随行を要望すれば、鉱業課は鉱山確保依頼の要領と同様の要領で参謀部と調整し、その結果を企業にフィードバックするという業務の流れが窺える。この業務の流れの内、軍内で行われた事項は一例であり、他の流れも考え得るが、鉱業に関する事項に関して企業と軍との間において行われた事項は、企業と鉱業課との間以外の調整系統がないことから間違いない。鉱山確保に関して、鉱業課と企業の間において行われた事項は、鉱業課から企業への鉱山確保の旨の通報、企業が部隊の鉱山確保に随行を要望する場合は、それに関して参謀部と実施した調整結果の企業へのフィードバックである。その鉱山確保に関しては企業の活動基盤の付与という性質が見い出せる。企業が確保部隊への随行を要望した場合、鉱業課は企業の要望の実現に向けて調整して便宜を図ったという性質が見い出せる。

b. 操業準備、操業（採鉱、選鉱）及び鉱石の港までの輸送

鉱山を確保したならば、操業準備に入るが、その前に鉱山の状態確認及び復旧・操業計画の策定が必要となる。これが今後のリソース配分を決定付けることになるので基本中の基本と言える。鉱山の状態とは情報というリソースであるが、これは両方で共有して使用するものである。このリソースは軍政部産業部鉱業課と企業の技術者が鉱山の実地調査をして得られる。さらに、この情報というリソースは破壊された鉱山施設、機械、資材の復旧計画や操業計画の策定に使用される。ここでは技術者だけでなく、軍政部産業部鉱業課と企業の事務方が参画して、軍側の資源取得の要望と企業の操業の可能性をすり合わせて計画が完成することになる。「軍政監部産業部資料」によると、マンカヤン鉱山を確保、状態を確認した後、軍は企業に対し速やかに「復旧計画」の作成を「指導」したとある⁵¹⁰。この「指導」の実態は、鉱業課と企業の間で調整して計画を完成させた協同作業と言えよう。

さて、復旧計画や操業計画の策定が終わったならば、次に行われることは、操業準備、操業（採鉱、選鉱）及び鉱石の港までの輸送である。操業準備及び操業

⁵¹⁰ 「軍政監部産業部資料」 691 頁。

(採鉱、選鉱)に必要なとされるリソースは鉱山の設備、機械、資材、それを輸送するトラック、燃料、トラックの整備能力、輸送インフラの工事力などがある。以下、このリソース項目について述べる。最後にリソースの再配分に資する比島鉱山協議会について述べる。

(a) 鉱山の設備、機械、資材

マンカヤン鉱山に関しては、同鉱山はフィリピン最大の銅山で、日本軍による利用を妨害するため、敵は鉱山の発電所、選鉱場、碎石所、修理工場等全て爆破・焼却するなどして徹底的に破壊して去っていった⁵¹¹。それらは、大掛かりな修理を要したり、あるいは新しい機械等を調達したりしなければならないものもあり、このリソースは金山の機械等に求められた。金は重要国防資源に指定されていないので、採鉱する必要がないからである。金山は、ルソン島北部のマウンテン州のスヨク (Suyoc)、バラトック (Balatoc)、バギオ南東十数 km のアンタモック (Antamok) に、マニラ北方のブラカン州のアンガット (Angat) に、ルソン島南東部の北カマリネス州のパラカレ、マンブラオ (Manbulao)、ツンバガ (Tumbaga) に、マスバテ島のアロロイ (Aroroy) に、ミンダナオ島のスリガオ州北部のスリガオにそれぞれ数山所在し、合計約 30 を数えた⁵¹²。しかし攻略作戦期間に確保した金山は、バギオ近傍とパラカレ地方の数山に過ぎず、リソースが潤沢にあったという状態ではない。そこで、確保した金山には軍政部から技術者を派遣し、実情を調査して、マンカヤン、フィクスバー、カランバヤンガンの 3 鉱山の需要に応ずるための機械等の移転の統制を行った⁵¹³。少ないリソースを効率的に配分するための処置を軍政部が採ったのであった。今後、金山の確保が進むにつれ、リソースが増えていけば、予備の機械等を確保できるが、現時点では各鉱山にとって必要最小限のものを移転した。

この金山の機械等の移転の実態は、「三井資料」に見られる。マンカヤン鉱山の委託経営を請け負った三井鉱山は、1942 (昭和 17) 年 3 月 22 日、バギオ地方のビッグウェッジ (Big wedge) 金山にあるディーゼル直結 50HP 空気圧縮機を撤去してバギオ市に輸送した。翌日 (3 月 23 日)、同地方のデモンストレーション (Demonstration) 金山にある 4kw 発電機 2 台を撤去してバギオ市に輸送した。3 月 24 日、前日までにバギオ市に輸送した空気圧縮機、発電機をマンカヤン鉱山に輸送した。この際、警備部隊が同行した。3 月 25 日からマンカヤン鉱山に据え付け工事を開始し、3 月 27 日に据え付けをほとんど終了した。その次に、4 月

⁵¹¹ 「三井資料」154、242-243、318 頁。

⁵¹² 大谷喜光『南方経済資源総覧第 9 巻 フィリピンの経済資源』東亜政経社、1942 年、352-359 頁。

⁵¹³ 「軍政監部産業部資料」695-696 頁。

16日、マンカヤンから7～8kmに位置するスヨク金山の機械（発電機、コンプレッサー、ポンプ屋上クレーンなどの解体に着手した。これには警備部隊が同行した。4月30日に解体を完了しマンカヤン鉱山へ輸送を行った。5月14日、マンカヤン鉱山に据え付けを開始した⁵¹⁴。

金山からの機械等の移転に関する組織的活動、その活動において軍と企業の間で行われた事項の性質はどのようなものであったのであろう。

鉱山の現況を確認した後に軍と企業で協力して策定した復興・操業計画に基づき、軍政部産業部鉱業課は、各鉱山に必要な機械等の所要を把握し、どの金山からどの機械等を持ち出すかについて検討し、決定した事項を企業に連絡するという業務の流れが窺える。鉱業課と企業との間で行われたことは、鉱業課から企業への移転機械類の明示であり、企業に対する活動基盤の付与の性質が見い出せる。

警備部隊の同行に関しては、企業が要望したのか、あるいは企業の要望がなくても鉱業課が手当てをしたのかは不明であるが、企業が要望したのであれば、この要望を受けた鉱業課が、産業課を通じて又は産業課の了承を得た上で、総務部総務課を通じて又は総務課の了承を得た上で、参謀部に対して警備部隊の派遣を依頼する。参謀部で、差し出す警備部隊の規模、派遣時期などの要領を検討して、検討結果を総務課、産業課を通じて又は総務課、産業課に通知した上で、鉱業課に回答する。鉱業課は企業に対してフィードバックし、爾後の支援の細部要領などについて企業と参謀部との間を取り持つこととなろう。鉱業課と企業の間で行われた事項は、企業からは警備部隊同行の要望、鉱業課からは同課が参謀部と調整した結果回答のフィードバック、企業と参謀部との間の取り持ちであり、これには、鉱業課による企業に対する便宜供与という性質が見い出せる。

(b) 操業準備及び操業に必要なトラック

金山からの機械等の移設、その他操業準備に必要な資材、さらには操業開始後の鉱石の運搬に必要なトラックの問題はなかったのであろうか。

1942（昭和17）年1月28日に確保したカランバヤンガン鉱山に関して、「軍政監部産業部資料」によると、鉱山の機械の破壊に関する記述はないので、ほぼ完全な姿で残っていたと思われる。故障などにより一部の使えない機械などについては、同鉱山から約30km離れたパラカレ地方の金山の機械を移設したと「軍政監部産業部資料」に記録あるが、この輸送に関する問題の記述がないことから、企業が手配したトラックで輸送したものと思われる。こうして準備を進め4月には出鉱が可能となった⁵¹⁵。その後8月に鉱石の日本本国への還送を開始した⁵¹⁶。

⁵¹⁴ 「三井資料」318-319、322、339頁。

⁵¹⁵ 「軍政監部産業部資料」694頁。

⁵¹⁶ 石原『創業35年を回顧して』221-222頁。

鉱山から港までの鉱石輸送に関する問題の記述は「軍政監部産業部資料」の記録にない。カランバヤンガン鉱山は、港に隣接した位置にあったので⁵¹⁷、自社の調達したトラックの往復で需要を賄えたものと推察される。

2月22日に確保したフィクスバー鉱山は、鉱山設備の状態を確認したところ、開戦と同時に操業を停止して放置されたことから機械に故障が見られ、また、一部は撤去されていたが被害は軽微だった。故障、欠損機械はパラカレ地方の金山から移設して充足した⁵¹⁸。その輸送に関する問題の記述は「軍政監部産業部資料」の記録にないので、金山から輸送した機械は少量であり、自社で調達したトラックで運搬したものと思われる。また、同鉱山は、7月から採鉱を開始したが⁵¹⁹、鉱石輸送に関する問題の記述もない。同鉱山は海岸から直線で約2kmの位置に所在することから、トラックというリソースの配分の問題は発生することなく、港までの輸送は問題なく実施できたと推察される。

3月10日に確保したマンカヤン鉱山は10月に鉱石の輸送を開始し⁵²⁰、4月19日に確保したアンチケ鉱山は翌年(1943(昭和18)年)3月16日より出鉱を開始し⁵²¹、5月19日に確保したブスアング鉱山は8月以降採鉱を開始し⁵²²、5月22日に確保したボホール鉱山は、7月から採鉱を開始したので、攻略作戦期間中の鉱石輸送に使用するトラックというリソースの配分の問題は発生しなかった。

しかし、マンカヤン鉱山においては、操業準備に必要なトラックが不足するという問題が発生した。この問題に対しては、軍は、軍自身の保有するトラックではなく、バターン半島陥落後、鹵獲した敵のトラックをもって企業を支援した⁵²³。

では、リソースとしての軍のトラックの総量はいくらだったのか。第1次バターン攻略作戦終了(2月8日)から少なくとも7月末までの間、第14軍の保有するトラックは、師団、軍直轄の自動車部隊が装備していた。旅団は保有していなかった。第16師団のトラック総数は輜重兵連隊の保有する約90両であった。軍直轄の自動車部隊は、約180両のトラックを有する独立自動車大隊を3コ及び約45両のトラックを有する独立自動車中隊を7コ有し、軍直轄輸送部隊の保有するトラックの総数は約680両であった。第16師団はマニラからルソン島東南

⁵¹⁷ 池端編『日本占領下のフィリピン』162頁。

⁵¹⁸ 「軍政監部産業部資料」692頁。

⁵¹⁹ 同上、707頁。

⁵²⁰ 同上、724頁。

⁵²¹ 同上、730頁。

⁵²² 同上、710-711頁。

⁵²³ 同上、705-706頁。「独立自動車第260中隊第2小隊 比律賓ミンダナオ島ダバオ附近上陸戦闘詳報 第1号(昭和16年12月17日～昭和16年12月22日)」に自動車の鹵獲、押収について詳しく記載されている。防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-進攻-108」。なお、アジア歴史資料センターに掲載されている同資料(レファレンスコード:C14020624700)の「独立自動車第20中隊」は誤記であり、正しくは「独立自動車第260中隊」である。

のビコール地方までの戡定・警備にトラックを要し、軍のその他の部隊は第2次バターン攻略作戦及びコレヒドール島攻略作戦のため全トラックを要し、軍政に供することはしなかった。約680両も保有しておきながら、バターン半島陥落までは1両もマンカヤン鉦山の支援に出せないほど、軍の方での所要が大きかったと考えられる。軍政部の支援要望に対しては、バターン半島攻略後も軍保有のトラックは差し出せる状態ではなかった様子で、バターン半島で鹵獲した敵のトラックしかリソースとなり得なかった。鹵獲したリソースでマンカヤン鉦山の需要、すなわち4月16日から4月30日の間の機械輸送に最小限応えたと言えよう。

軍の鹵獲したトラックによる企業の支援に関する組織的活動、その活動において軍と企業の間で行われた事項の性質はどのようなものであったのであろうか。企業の準備するトラックが不足する場合は、鉦業課に処置を依頼する。鉦業課は、産業部筆頭の産業課を通じて又は産業課の了承を得た上で、交通部の「鉄道等及び自動車交通に関する事項」を掌る陸運課にトラックの借用について調整依頼をする。陸運課は軍政部の筆頭の総務部総務課を通じて又は総務課の了承を得た上で、軍司令部の兵器部にトラックの借用について調整を図る。兵器部が鹵獲トラックをもって企業の支援を行う旨を決定し、総務課、陸運課、産業課を通じて又は通知した上で鉦業課に回答する。鉦業課は企業に回答をフィードバックし、爾後の支援の細部要領などについて企業と兵器部の間を取り持つこととなろう。鉦業課と企業との間で行われた事項は、企業からトラック支援の依頼、鉦業課は兵器部との調整結果の回答のフィードバック、企業と兵器部との間の取り持ちであり、これには鉦業課による企業の活動への便宜供与という性質を見い出せる。

(c) トラックの燃料（ガソリン）、オイル、部品、整備能力

トラックの走行に必要な燃料（ガソリン）、オイル、部品、整備能力というリソースの配分の問題はなかったのか。それに関する記録は、攻略作戦期間中のいずれの資料にも見られないので、同期間中はこの種のリソースの問題はなかったものと思われる。必要とされるリソースは最小限は配分されていたことが推察される。他方、安定確保期間に向け、燃料（ガソリン）の配分の準備は行われた。

「軍政実施概況報告第9号（4月1日～4月10日）：（1942年）4月18日」によると、「其の五 交通関係事項 四 陸運関係」の項には軍政施行に必要な自動車数と燃料について、軍司令部内の兵器部と軍政部交通部の間で調整がなされたことが記録されている。それは、まず兵器部長から「軍政施行のために必要な民間車両の数とその燃料対策、アルコール代用燃料の取得可能状況」について軍政部交通部長に照会した。これは燃料（ガソリン）というリソースの配分要領を検討するためのデータの取得を図ったのであった。これに対し交通部長は、4月2日に兵器部長に対して回答した。その回答の内容は、「今後1～2年間に必要とする

民間車両数は、乗用自動車 1,695 両、貨物自動車（含乗合自動車）8,500 両、計 10,195 両と概定する。ただし、乗用自動車は、概ね戦前使用両数の 5% 貨物自動車（含乗合自動車）は同じく 40%に、鉱山開発用予定数を加えたものとする。自動車用燃料は、逐次アルコールとガソリンの混合燃料に転換し、将来は純アルコール燃料のみを使用する。ただし、鉱山開発用など山間地方において使用する自動車に対しては、土地の状況により、ガソリン、重油燃料又はガソリンとアルコールの混合燃料の使用を必要とする⁵²⁴」とあり、特に鉱業用の車両数と燃料を強調した。鉱物資源の取得に特別の配慮があったことが窺える。このように安定確保期間のリソース配分の準備は攻略作戦期間の内に検討が進められた。

さて、産業に使用する車両及びその燃料の所要数は交通部では算定できないことから、産業部が考えているトラックで輸送したい貨物の種類・量を把握するために交通部は産業部に照会する必要がある。また、産業部の鉱業課は、机上の計算のみでは、それが実態と乖離する恐れがあるので、採掘能力などに関して企業と協同して鉱物資源の輸送所要を算定することになる。この組織的活動を考察すると、「兵器の補給、整備、自動車用燃料の調達などに関する事項」を掌る兵器部が、軍政監部の窓口となる総務部総務課を通じて又はその了承を得た上で、交通部の筆頭課で「鉄道及び自動車交通に関する事項」を掌る陸運課に照会する。陸運課は、産業部の筆頭課の産業課を通じて又は産業課の了承を得た上で、「鉱業及び鉱産物に関する業務」を掌る鉱業課に問い合わせる。問い合わせを受けた鉱業課は、企業と協同して採掘能力などを正確に把握して実態に即した算定をする。その後には鉱業課は、算定したデータを産業課を通じて又は産業課の了承を得た上で、交通部の陸運課に提供する。陸運課は、そのデータを基に回答資料を作成して、総務部総務課を通じて又は同課の了承を得た上で、兵器部へ回答するという業務の流れが窺える。鉱業課と企業との間で行われた事項及びその性質は協同作業である。

なお、安定確保期間に入ると、この燃料、オイルなどのリソースの問題が発生した。これについては「2. 安定確保期間」の項において述べる。

(d) 輸送インフラの工事力

輸送インフラの道路・橋梁は資源取得に大事なリソースである。「軍政監部産業部資料」には、マンカヤン鉱山、アンチケ鉱山、サンバレス鉱山に道路・橋梁の破損の記録が見られる⁵²⁵。破損した道路・橋梁の修築に必要な工事力というリソースは、民間企業、比島行政府、軍の部隊に求めることができる。民間に関し

⁵²⁴ 「軍政実施概況報告第9号（4月1日～4月10日）」4月18日、第14軍司令部；防衛省戦史センター史料室所蔵「陸軍省-陸軍密大日記-S17-56-168」。

⁵²⁵ 「軍政監部産業部資料」691、693-694頁。

ては、鉱山操業に当たる企業が民間から労働者を募集して工事を監督することもあれば、鉱山操業に当たる企業が民間の土木業者と役務契約を締結して工事をさせることもあり得る。また、軍政監部が比島行政府に工事を命ずることもある。

アンチケ鉱山については、1942（昭和17）年4月19日確保後、直ちに道路・橋梁の修築にかかったとある。この工事力及びその問題に関する記述はいずれの資料にもないので、企業が準備した民間の工事力で賄えたものと窺える。事実、安定確保期間においては企業の工費負担で道路の工事を実施している⁵²⁶。サンバレス鉱山については、道路・橋梁の一部破壊とあり、これの修築に要した工事力及びその問題に関する記述もないので、アンチケ鉱山同様企業の準備した民間の工事力で賄ったと思われる。マンカヤン鉱山と積み出し港のポロ港までの道路は当初は1ルートのみあった。鉱山から南へ約100kmの山間の道路を下がってバギオに至り、バギオから西進して北サンフェルナンド近くのポロ港まで約70kmの計170kmであった。特に、鉱山からバギオまでの約100kmの道路は敵によって諸所破壊されていた⁵²⁷。バギオからマンカヤンまでの道路（以下、「マンカヤン道路」と言う）は、当初、企業が在留邦人、現地人を使って修築工事に当たったが、やがて企業は、マンカヤン鉱山の重要性に鑑み軍に工事を依頼し、軍の工兵部隊が当たることになった⁵²⁸。マンカヤン道路の修築工事は、バギオ支隊がバギオを占領した12月27日以降のいずれかの日に始まり、3月9日時点でバギオから約90kmの地点まで工事が進んでいた⁵²⁹。

軍の工兵部隊というリソースはどのくらいあったのか。2月中旬から3月中旬の間、フィリピンに所在した工兵部隊の内、道路・橋梁の建設能力を持った部隊は、第16師団隷下の工兵第16連隊、第65旅団隷下の第65旅団工兵隊、そして軍直轄の第38野戦道路隊及び第39野戦道路隊から成る「軍道路隊」であった。その他に独立工兵第10連隊、同21連隊、同23連隊も所在したが、これらは渡河、上陸のための舟艇を保有する部隊であり、道路・橋梁建設の能力は持たなかった⁵³⁰。マンカヤン道路の工事に予定されていたのは第65旅団工兵隊の予定であった⁵³¹。この工兵隊の規模は中隊である。中隊は4コ小隊から成る⁵³²。しかし

⁵²⁶ 「軍政実施概況報告（旬報）第17号（6月21日～6月30日）」第六章 交通部関係事項 其の四 道路橋梁関係（一）。

⁵²⁷ 「軍政監部産業部資料」690頁；「三井資料」238-240頁。

⁵²⁸ 「三井資料」240頁。

⁵²⁹ 同上、241頁。なお、同153頁では72kmと記載されている。いずれにせよ、全行程約100kmの3分の2以上工事が進んでいた。マンカヤン鉱山周辺の地理は「三井資料」143、486、528頁の地図を参照。

⁵³⁰ 防衛庁『比島攻略作戦』付表第4「第14軍各部隊比島攻略作戦参加期間一覧表」。原典は「比島作戦記録第1期 附録」附表第1其の1「第14軍各部隊比島攻略作戦参加期間一覧表」；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-全般-6」。工兵の種類については、「大日本帝国陸軍の工兵連隊」http://www1.odn.ne.jp/tobu7757/J_wsd/armydate/regiment/reg_index4.htmを参照。

⁵³¹ 「三井資料」527頁。

ながら旅団工兵隊は第 65 旅団のバターン攻略作戦に参加することになり、バターン半島陥落後、旅団工兵隊がマンカヤン道路及びその周辺道路の工事のために戻ってくるまでの間は軍道路隊が工事に当たった⁵³³。

軍道路隊がマンカヤン道路の修築に当たっていた間（12 月 27 日以降～3 月上旬）、軍の持つ道路・橋梁の工事カリソース全体はどのように使用されていたのであろうか。

第 16 師団隷下の工兵連隊及び第 65 旅団隷下の工兵隊は、それぞれ自隊（師団、旅団）の作戦地域において使用された。第 38 野戦道路隊及び第 39 野戦道路隊は、軍道路隊となって軍主力のルソン島上陸以来、第一線部隊の前進に追従し、兵站線等となる道路の修築に当たった。米比軍は、中部及び南部ルソンにおける交通施設を徹底的に破壊してバターン半島方向に退却していたので、第 14 軍は中部及び南部ルソンにおける主要幹線道路を 3 月末までに本格的に復旧することを企図し、軍道路隊は 2 月初旬以来主力をもって作業を開始し概ね予定のとおり作業を完成した⁵³⁴。このように軍道路隊は、バターン半島方面に退却した米比軍への対処を焦点に作業に従事したが、前述のように、マンカヤン鉱山の重要性に鑑み、企業からの要望に応じて一部の部隊をもって支援した。支援に差し出した部隊の規模は、現存する資料の記録はないが、当初旅団工兵隊すなわち 1 コ中隊で工事に当たる予定であったので、それと同等の部隊が、必要最小限の部隊として、バターン半島方面の米比軍への対処中の軍道路隊から派遣されたものと推察される。

では、道路の修築工事に関する組織的活動、その活動において軍と企業の間で行われた事項の性質はどのようなものであったか。この活動は企業が鉱業課に工事の依頼をするところから始まる。鉱業課は、産業課を通じて又は産業課の了承を得た上で、交通部筆頭の陸運課に又は陸運課の了承を得た上で「道路及び橋梁に関する事項」を掌る土木課に対して、軍の工兵部隊による道路の修築工事について調整を依頼する。土木課は、総務部総務課を通じて又は総務課の了承を得た上で、参謀部に依頼する。参謀部で支援する工兵部隊の規模、支援時期、期間などを検討・決定し、その決定事項が回答として、依頼した系統の逆順で鉱業課に返ってくる。鉱業課は回答を企業にフィードバックし、爾後の支援の細部要領などについて企業と参謀部の間を取り持つこととなろう。ここにおいて鉱業課と企業の間で行われた事項は、企業からの工事依頼、鉱業課が軍内で調整した工事支援の回答のフィードバック、企業と参謀部との間の取り持ちであり、これには鉱

⁵³² 旅団工兵隊の細部の編成に関する軍の一次資料はないが、防衛庁『比島攻略作戦』106 頁の旅団工兵隊は 1 コ中隊から成るとの記述と、「三井資料」に納められた工兵小隊長の手記「工兵隊とマンカヤン」の 532-533 頁の記述から旅団工兵隊は隊本部と 4 コ小隊から成ることを確認した。

⁵³³ 「三井資料」529-530 頁。

⁵³⁴ 「作戦記録第 1 期」392-393 頁。なお、392 頁の「第 38、第 39 野戦道路隊基幹」の「鉄」は「戦」の誤記である。

業課による企業の活動への基盤付与及び便宜供与という性質を見い出せる。

(e) 比島鉦山協議会

攻略作戦期間に実施された事項で「比島鉦山協議会」の設立があるので触れておく。この協議会はリソース配分に関して軍政部（軍政監部）に協力を行った。具体的な事項については「2. 安定確保期間」の項で述べるが、ここでは設立の経緯のみ触れておく。資源取得事業を推進するに当たり、軍政部は、軍と企業が一致協力して全能率を発揮させる体制の整備を図り、1942（昭和 17）年 3 月、軍の指令をもってフィリピンに進出した企業に比島鉦山協議会を組織させた。本協議会は資源取得事業に当たって、軍の諮問に対して答申を出すことによって、限られたリソースの節用などに貢献した⁵³⁵。

(3) 攻略作戦期間のまとめ

攻略作戦期間のリソース配分の実態について見た。鉦山確保に関しては、最小限の鉦山、最小限の確保兵力が配分された。鉦山の操業に必要な設備、機械、資材に関しては、各鉦山にとって必要最小限のものを金山から配分した。鉦山の操業準備及び操業に必要なトラックに関しては、軍固有のトラックは鉦業の支援に差し出す余裕はなく、鹵獲したトラックを配分して最小限の支援を行った。輸送インフラ（道路）の工事力に関しては、軍は米比軍の攻略に工事力を集中させながらも、マンカヤン鉦山の重要性に鑑み、必要最小限の工兵部隊をマンカヤン道路の工事支援に配分した。すなわち、どのリソースも最小限の配分であった。このことによって、第 2 章で考察した「攻略作戦期間の軍政は、軍事作戦に比して重く扱われる位置付けでなかった」に応じたリソース配分であったことが確認できた。資源取得に関する組織的活動から、軍と企業と間で行われた事項の性質は、企業の活動基盤の付与、便宜供与、協同作業であることが見い出された。

⁵³⁵ 「軍政監部産業部資料」 701-702 頁。

2. 安定確保期間

安定確保期間、フィリピンにおいては、任務で軍政を重視することが示されたことから、必然、軍司令官は軍政に最大の関心を払わなければならない、軍政は防衛以上に重く扱われる位置付けとなった。しかし治安の完全な確立に至ることができなかつたので、戡定という軍事作戦が重視され、軍政はこれと同様に重く扱われる位置付けになったと第2章において考察した。軍政の内容の資源取得事業は本格的段階に入ったが、治安が不安定な環境下で取り組むことになったことも確認した。安定確保期間に、軍政特に資源取得事業に必要なリソースはこの位置付けに応じて配分されたのかを本項で検証する。前項の攻略作戦期間同様、最初に軍事作戦に配分された部隊について論じる。次いで軍政の内容における資源取得事業に対するリソース配分の実態について論じる。

(1) 軍事作戦に配分された部隊

安定確保の意味は、占領地の防衛の実施及び軍政の普及浸透を図ることを意味し、防衛は沿岸防御、国境守備などを意味することは第2章で確認した。大本営ではフィリピンは純軍政地域（治安の確保を含む）と考えられており、防衛への期待は低かつた。第14軍が初の防衛計画である「対空、対潜、対上陸防衛計画」を策定したのは、安定確保期間に入って約1年後の1943（昭和18）年6月であった⁵³⁶。この計画において、防御施設を整備する要点が示され、それは、北サンフェルナンド港、マンカヤン鉱山、コレヒドール島、マニラ市、レガスピーなど11か所に上り、ここに陣地を構築することとなった。そこに配備される防御兵器は、野砲、対空火器などであった。例えばマンカヤン鉱山には、対空火器として高射砲2、高射機関砲2、高射機関銃2を増加設置し陣地を構築する計画であった。しかしながらこの実施に当たって、第14軍の軍政重視の方針に変わりはなく、また、ゲリラの戡定に忙殺されて、準備は遅々として進捗せずようやく完成したのが10月末であった⁵³⁷。なお、この間10月14日に、フィリピンは独立して軍政は撤廃されている。従って、軍政施行間、兵力というリソースは戡定作戦に集中して配分され、防衛に対する配分はほとんどなかつたと言える。

では戡定作戦に配分された兵力リソースはどうであったのか。まずは治安の状況から見ていく。6月9日までに、孤立した地域の小部隊を除きフィリピンにおける米比軍の主要な部隊は降伏した⁵³⁸。各地には降伏しなかつた多数の米比軍の部隊が残っており、これが組織的なゲリラ活動を展開した。また、州知事などの

⁵³⁶ 防衛庁『捷号陸軍作戦1』21頁。

⁵³⁷ 防御計画及びその準備に関しては「作戦記録第2期」15-26頁を参照。なお、この計画策定時の第14軍司令官（黒田重徳中将）が防御準備に乗り気でなかつたことも築城遅延の原因でもあった様子が、読売新聞社編『昭和史の天皇10』400頁から窺える。

⁵³⁸ 防衛庁『比島攻略作戦』546頁。

住民が組織したゲリラ部隊もあった。さらに、フィリピンには元々土着の匪賊が多かった⁵³⁹。

北部ルソンにおいては、北イロコス州に米比軍大尉の率いるゲリラ部隊、アブラ州に米国人鉱山経営者が組織したゲリラ部隊、カガヤン州では知事が組織した「カガヤン・アパヤオ・ゲリラ軍」などが活動した。これらの集団は 1946 年 1 月までに 2 万人ほどの兵力となった。カガヤン・アパヤオ・ゲリラ軍の活動地域は、南北イロコス州、ラ・ユニオン州、マンカヤン鉱山が所在するマウンテン州、カガヤン州、イサベラ州、ヌエバ・ビスカヤ州及び南部ルソンのタヤバス州の一部にわたった。

中部ルソンにおいては、ブラカン州には、バターン半島から逃走した米比軍の大尉が「ブラカン軍事地域」を設定し、1944（昭和 19）年末までに 8 コ連隊を組織した。この他に、マニラ近辺の諸州では、「第 1 マウンテン連隊」、「中部ルソン東方ゲリラ地域」、「ブルー・イーグル」、「ケソン大統領ゲリラ親衛隊」などの名称のゲリラ部隊が存在して活動した。中部ルソンには米比軍の残党とは別の共産主義の「フクバラハップ（Hukbalahap：抗日人民軍）」が存在した。リサールとその周辺諸州には、大学生や大学を卒業したばかりの若者が中核となったゲリラ集団と、米比軍で運転手を務めていた男が 1942（昭和 17）年 4 月頃から組織したゲリラ部隊があった。マニラには情報収集活動を主とする「自由フィリピン」と呼ばれる地下集団を組織して、集めた情報を各ゲリラ部隊に流した。

カランバヤン鉱山とフィクスバー鉱山が所在するルソン島南東部のビコール地方においては、下院議員が組織したゲリラ部隊があった。

ビサヤ諸島、ミンダナオ島においては、アンチケ鉱山が所在するパナイ島には米比軍中佐が組織した「自由パナイ部隊」があった。1942（昭和 17）年 9 月になると、この部隊は 8 千人の規模となり、一時的にはあったが 12 月まで多くの町村を日本軍の手から取り戻した。ネグロス島では東西ネグロス州でゲリラ集団が組織された。セブ島では元下士官の米人と鉱山技師の米人が組織した「セブ地区戦闘部隊」があった。レイテ島では米比軍大佐がゲリラ組織を指導した。ミンダナオ島には米比軍大佐の指揮するゲリラ部隊があった⁵⁴⁰。

さて、第 14 軍が攻略作戦期間の後半に実施した戡定作戦をもって治安は安定するかに思われた。ところが、8 月に入りビサヤ諸島のネグロス島にゲリラが蜂起したのをはじめとし、各所にゲリラが続々と活動を開始し、治安は再び乱れた。そこで第 14 軍は 9 月～12 月末までに治安確立を目的として「戡定作戦」を開始

⁵³⁹ 防衛庁『捷号陸軍作戦 1』11 頁。

⁵⁴⁰ レナト・コンスタンティーノ、レティシア・コンスタンティーノ『フィリピン民衆の歴史Ⅲ』鶴見良行、武藤一羊、吉川勇一訳、井村文化事業社、1991 年、164-168 頁。

した⁵⁴¹。その時の兵力配分は、北部ルソンに当初第 65 旅団、11 月 27 日の第 65 旅団主力の他軍への移転によって、第 16 師団の第 16 歩兵団が交代して配置、中南部ルソンに第 16 師団、ビサヤ諸島に永野支隊、11 月末の永野支隊の仏印への移転によって新しく編成された第 11 独立守備隊（本部、4 コ独立歩兵大隊から成る。工兵部隊、輜重兵部隊はなし）が交代して配置、ミンダナオ島には第 10 独立守備隊が配置された⁵⁴²。ゲリラ・匪賊の勢いは止まらず、第 14 軍司令官は、各地を訪れて討伐を督励したが、治安は悪化するのみであった⁵⁴³。

このような治安の状況に対し、第 14 軍は、1942（昭和 17）年に実施した治安確立を目途とした「戡定作戦」に引き続き、1943（昭和 18 年）1 月から 12 月までの 1 年間にわたる「比島戡定作戦」を計画して実施した。これは年末を目途としフィリピン全域の治安を確保して安定させる目的で、3 ヶ月を 1 期として、1 年間に 4 期に区分して、特に治安が最も不良なビサヤ諸島に重点を指向して治安の安定向上を図るものであった⁵⁴⁴。1942（昭和 18）年 2 月以降のフィリピンの兵力配分は、北部ルソンに新しく編成した第 17 独立守備隊（本部、4 コ独立歩兵大隊から成る。工兵部隊、輜重兵部隊はなし）を第 16 歩兵団に代わって配置、第 16 歩兵団は第 16 師団が配置されている中南部ルソンに復帰、ビサヤ諸島に第 11 独立守備隊を配置、ミンダナオ島に第 10 独立守備隊を配置した。大隊の総数は 26 コであった⁵⁴⁵。こうして始まった戡定作戦であったが、広大な地域、交通の不便、離島僻遠の地が多いのに拘らず、兵力が少なく所期の成果を上げることができなかった⁵⁴⁶。すなわち、第 14 軍隷下の第 16 師団、第 10 独立守備隊、第 11 独立守備隊、第 17 独立守備隊のほとんどを使用しても治安の安定を期すことはできなかった。このように第 14 軍の部隊のほとんど全部が戡定作戦に配分された。

(2) 軍政の内容における資源取得事業に対するリソース配分

それでは軍政の内容における資源取得事業へのリソース配分はどうであったか。

⁵⁴¹ 防衛庁『比島攻略作戦』554-555 頁；「作戦記録第 2 期」1-2 頁。前者には「治安作戦」と記載されているが、後者には「戡定作戦」と記載されている。本論文では「戡定作戦」を使用する。戡定作戦の戦闘詳報は、第 16 師団歩兵第 9 連隊の第 1 大隊及び第 3 大隊のものが現存する。「歩兵第 9 連隊第 1 大隊 コレヒドール島要塞攻略戦闘詳報（昭和 17 年 4 月 12 日～昭和 17 年 7 月 31 日）」；「歩兵第 9 連隊第 1 大隊 戦闘詳報（昭和 17 年 8 月 1 日～昭和 17 年 12 月 31 日）」；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-防衛-158」；「歩兵第 9 連隊第 3 大隊 戦闘詳報（昭和 17 年 8 月 1 日～昭和 17 年 12 月 31 日）」；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-防衛-166」。

⁵⁴² 防衛庁「捷号陸軍作戦 1」14-15 頁。

⁵⁴³ 同上、14-15 頁。

⁵⁴⁴ 「作戦記録第 2 期」7-14 頁。比島戡定作戦の戦闘詳報は、第 16 師団歩兵第 9 連隊の第 2 大隊のものが現存する。「歩兵第 9 連隊第 2 大隊 戦闘詳報（昭和 18 年 1 月 1 日～昭和 18 年 6 月 30 日）」；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-防衛-161」。

⁵⁴⁵ 防衛庁「捷号陸軍作戦 1」17、19 頁の挿図第 5「昭和 18 年 2 月～4 月ごろ」。

⁵⁴⁶ 「作戦記録第 2 期」10 頁。

安定確保期間において資源取得事業に関して実施した事項は、攻略作戦期間に引き続き、操業準備及び操業（採鉱、選鉱）、そして鉱石の港までの輸送の実施であった。

操業準備及び操業（採鉱、選鉱）に必要とされるリソースは、攻略作戦期間の項で見たように、鉱山においては、設備、機械、資材、さらには操業開始後の機械の摩耗に備えた予備部品、鉱業所の発電機の燃料（重油）とオイルもリソースに加わろう。また、トラックは機械・資材の鉱山への搬入及び採鉱した鉱石を港に搬入するための重要なリソースである。そのトラックの運行に必要な燃料（ガソリン）、オイル、さらにはトラックの維持・整備のための部品及び整備能力も欠かすことのできないリソースである。また、道路などの輸送インフラ及びその建設、維持・整備のための工事力も資源取得事業を円滑に進めるリソースである。

以下、「設備、機械、資材、予備部品」、「燃料、オイル」、「トラック」などのリソースごとに論じ、最後に開発リソースの再配分について論じる。

a. 設備、機械、資材、予備部品

既に確保し、操業に必要な機械を揃えた鉱山は、操業開始後の機械の摩耗に備えて予備の部品を要する。また、新たに確保した鉱山についても、その所要に応じて金山から機械を転用したり、予備の部品を準備することが必要である。金山の確保が進むに連れ、機械等のリソースは増えて行った⁵⁴⁷。そこで軍政監部は、1942（昭和17）年8月14日に「比島金山管理要領」などを定め、銅鉛を産出する金山（「中央開発指定金山」と言う）は操業することとし、それ以外の金山は操業停止とするも、将来操業再開に労を要しない金山については、機械等の転用は実施しないで保管することとし、それ以外の金山から機械等を銅山などの鉱山に転用することとした⁵⁴⁸。1943（昭和18）年度に入ると、軍事施設の増強、現地自活の強化などのために軍の機械等に対する需要が高まった。その需要に応えるため軍政監部は、バギオ地方の金山から所要の機械等を配当することとし、9月8日に「バギオ地方金山資材の整理及利用に関する件」を定め、鉱業、現地自活、工業、造船、電力、軍需に対して便宜を図ることにした。配当に当たっては、鉱業、特に銅、マンガン、クローム、ニッケル、石炭が優先された⁵⁴⁹。それでも、「全体としては需要を完全に満たすことはできなかった⁵⁵⁰」と「軍政監部産業部資料」にあるので、リソースに限りがある中で、特に軍政の3大目標の「資源獲得」に優先して配分し、他の需要には我慢を強いた。

⁵⁴⁷ 「軍政監部産業部資料」714頁。

⁵⁴⁸ 同上、718-720頁。

⁵⁴⁹ 同上、762-764頁。

⁵⁵⁰ 同上、21頁。

これらのリソース配分に関わる組織的活動、その活動において軍と企業の間で行われた事項の性質はどのようなものであったのであろう。「三井資料」によると、マンカヤン鉱山の機械類の予備の部品を補充するため、軍政監部が各金山を調査して作成した部品の棚卸表を借用して必要な部品を調査したとある⁵⁵¹。

これらの物品の調査に関する組織的活動は、企業は、必要とする機械、予備部品等の調達に資するため、鉱業課の保有する棚卸表という情報リソースの開示を要求する。鉱業課はこれに応じ情報を開示するという業務の流れが窺える。企業と鉱業課の間で行われたこの活動には、企業の要求に対する便宜供与という性質が見い出せる。

企業が情報リソースに基づき、鉱業課に物品の配分を要求したならば、鉱業課はその他の需要全般の状況を鑑みて、必要な機械類、部品を企業に配分することとなる。この機械類等の配分に関する組織的活動は攻略作戦期間において述べたとおりである。すなわち、企業の配分要求を受けた鉱業課は、どの金山からどの機械等に移設するかについて検討し、決定した事項を企業に連絡するという業務の流れが窺える。鉱業課と企業との間で行われたこの活動には、企業に対する活動基盤の付与の性質が見い出せる。

b. 燃料、オイル

「軍政監部産業部資料」によると、トラックの燃料（ガソリン）、発電機の燃料（重油）、オイルは常に不足したとある。フィリピンでは石油は採れず、ジャワなどからの輸入に頼るしかなかった。リソースの全体量及び少ないリソースの配分実績に関するデータはないが、サンバレス鉱山においてはガソリン、オイルが、マンカヤン鉱山においてはガソリン、重油、オイルが、操業を開始した銅鉛を含むパラカレ金山においてはオイルが、それぞれ不足したが、獲得に努力、又は椰子油を自家製造して克服したとある⁵⁵²。克服したとは言うものの、少ないリソースを企業の要求に十分応える配分はできなかった。

燃料、オイルの配分に関わる組織的活動、その活動において軍と企業の間で行われた事項の性質はどのようなものであったのであろう。組織的活動は、企業は市場からの燃料調達の問題に直面すると、軍の供給に頼ることとし、鉱業課に依頼、鉱業課は同じ産業部の「液体燃料の蒐荷、配給及び消費に関する事項」を掌る商工課に対して燃料等の配分を要求、商工課は、「兵器の補給、整備、自動車用燃料の調達などに関する事項」を掌る兵器部に燃料の配給を依頼する。兵器部で配分量を決定して、商工課を通じて鉱業課に回答、鉱業課が企業に回答をフィードバックするという業務の流れが窺える。企業と鉱業課の間で行われた事項は、

⁵⁵¹ 「三井資料」330頁。

⁵⁵² 「軍政監部産業部資料」712、728、740、759頁。

企業からの依頼、鉦業課が軍内で調整した事項の回答のフィードバックで、それには、企業の活動に対する便宜供与という性質が見い出せる。

c. トラック

「軍政監部産業部資料」によると、安定確保期間中のトラックの不足は、銅鉦のマンカヤン鉦山、クローム鉦のサンバレス鉦山において見られた。

銅鉦のマンカヤン鉦山においては、原鉦の採掘、本国への還送が始まったのが1942（昭和17）年10月で、選鉦所が完成して本格的操業を開始したのは1943（昭和18）年1月であったので、それまでの間は、攻略作戦期間から引き続き、金山機械の移設などの操業準備が進められた。その準備段階のトラック不足は、攻略作戦期間の項で述べたように、企業は鹵獲したトラックを軍から借用することで対応した。機械の輸送は鉦石輸送のような恒常的なものではなく、移設の都度はその所要が発生する単発的なものなので、その都度の借用で賄えたと推察される。それに比して、原鉦の採掘、本国への還送が開始されると、鉦石輸送のためのトラックの使用は恒常的なものになる。企業が準備したトラックは約400台あったが、1943（昭和18）年度に入ると、オイルと部品不足を原因とする故障により、鉦石運搬用のトラックは52台にまで減った。軍政監部は、100台の補填を検討し、他の産業用トラックの内50台をマンカヤン鉦山の鉦石輸送用に充当した。また、山元に貯まった約3,400tの鉦石の搬出が完了するまで軍のトラック50台を借用することとした⁵⁵³。この処置により、トラックというリソースは十分に配当されたのか、それとも十分でなかったのか。その評価方法は、目標に対してどの程度、取得還送できたのかの比率をもって測るとよいと考える。

マンカヤン鉦山の17年度の取得還送目標は、原鉦12,900t、精鉦9,646tと設定された⁵⁵⁴。それに対する実績及び目標達成率は、原鉦は10,995tで目標の達成率は85.2%、精鉦は7,389tで目標の達成率は76.6%であった⁵⁵⁵。この数値を厳密に評価すれば、目標の100%を達成できなかったのが、トラックの数が不足したと言えよう。このことから、資源取得事業に対するトラックというリソースは最小限にも満たなかったと言える。「(1) 軍事作戦に配分された部隊」の項で見たように、軍は戡定作戦に追われ、軍のトラックはそちらでの所要が大きく⁵⁵⁶、また、特に第10、第11、第17の各独立守備隊は輜重兵部隊が編成されていないことか

⁵⁵³ 同上、750-751頁。

⁵⁵⁴ 同上、705頁。

⁵⁵⁵ 同上、728頁。達成率の計算は筆者。

⁵⁵⁶ 例えば、第16師団歩兵第9連隊第1大隊の戦闘詳報に、敵と交戦中の味方部隊を増援する部隊の輸送にトラックを使用した記録がある。「歩兵第9連隊第1大隊 戦闘詳報（昭和17年8月1日～昭和17年12月31日）」別冊「第1機関銃中隊 ランガス川附近の戦闘詳報（昭和17年11月22日）」224頁；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-防衛-158」。

らトラックを保有しないので、軍の独立自動車大・中隊からトラックの支援が必要で、資源取得事業にトラックを回す余裕がなかった。

1943（昭和 18）年度の目標に関しては、フィリピンの全銅山総計の目標は明示されたが、各銅山の目標データが見つからなかったので評価はできなかった。しかし戡定作戦は 1943（昭和 18）年を通して実施されたので、トラックは戡定作戦の方での所要が大きく、資源取得事業には十分配分されなかった。

参考にまで、マンカヤン鉱山での実績（7月まで）は、生産 10,520t、還送 9,700t であった⁵⁵⁷。1943（昭和 18）年度の目標（全フィリピン総数）は、生産 178,200t 還送 96,000t であった⁵⁵⁸。これを 7月までの 3ヶ月分に換算した目標は、生産 59,400t、還送 32,000t であり、フィリピン最大の銅山のマンカヤン鉱山の実績から鑑みるに目標達成には至らなかったと推察される。

クローム鉱のサンバレス鉱山においては、1942（昭和 17）年 4月 3日に一部操業開始したところ、5月以降は常にトラックが不足したが、辛うじて鉱石輸送に支障なきを得たことが「軍政監部産業部資料」に記録されている⁵⁵⁹。それには、トラックは市場に求めた記載があるので軍の支援はなかったようである。

そのような操業状態で目標はどの程度達成できたのであろうか。17年度の実績は生産 33,825t、還送 56,777t であった⁵⁶⁰。18年度は 7月までの実績が記録されており、生産 15,747t、還送 15,020t であった⁵⁶¹。まず、目標の記録がある 18年度について分析し、この目標を 17年度にも準用して分析することとする。18年度の目標は、生産 30,000t 還送 14,000t であった⁵⁶²。これを 4月から 7月までの 4ヶ月分に換算すると、生産目標 10,000t、還送目標 4,700t となる。この目標と実績を照合すると、生産の目標達成率は 157.5%で、還送の目標達成率は 319.6%となる。17年度の目標は記載がないので、18年度の目標を準用して計算すると、目標達成率は生産で 112.8%達成、還送で 405.6%達成したことになる。つまり、サンバレス鉱山においてはトラックの不足に悩まされながらも目標を大きく上回る実績を残している。このことからすると、軍政監部が認識したサンバレス鉱山におけるトラックの不足は誤りではなかろうか。この鉱山に対しては、軍のトラックというリソースの配分は元々必要なかったのではないかという疑問が湧く。しかし、これは、この業務を管理する立場の者にすれば、故障などでトラックの稼働数が減少していく傾向から将来の不足を見越しての認識であったと考えてよからう。トラックの減少傾向が大きくなれば、企業は軍に支援を要求したものだと思

⁵⁵⁷ 「軍政監部産業部資料」 753 頁。

⁵⁵⁸ 同上、749 頁。

⁵⁵⁹ 同上、712、738、759 頁。

⁵⁶⁰ 同上、738 頁。

⁵⁶¹ 同上、758-759 頁。

⁵⁶² 同上、749 頁。

われる。

トラックの取得に関わる組織的活動、その活動において軍と企業の間で行われた事項の性質については、攻略作戦期間の項において述べたとおりである。

すなわち、企業は鉱業課に対してトラックの支援について要望する。鉱業課は、まず、産業部の管理する産業用トラックによる支援に関して産業課に調整をし、その結果を企業にフィードバックする。軍の保有するトラックによる支援に関しては、鉱業課は、産業部筆頭の産業課を通じて又は産業課の了承を得た上で、交通部の「鉄道及び自動車交通に関する事項」を掌る陸運課にトラックの借用について調整依頼をする。陸運課は軍政部の筆頭の総務部総務課を通じて又は総務課の了承を得た上で、軍司令部の兵器部にトラックの借用について調整を図る。兵器部が鹵獲トラックをもって企業の支援を行う旨を決定し、総務課、陸運課、産業課を通じて又は通知した上で鉱業課に回答する。鉱業課は企業に回答をフィードバックし、爾後の支援の細部要領などについて企業と兵器部の間を取り持つという業務の流れが窺える。鉱業課と企業との間で行われた事項は、企業からの要求、鉱業課が軍内で調整して得た回答のフィードバック、企業と兵器部との間の取り持ちであり、これには、鉱業課による企業の活動への便宜供与という性質を見い出せる。

d. トラックの維持・整備のための部品及び整備力

フィリピンにおいてはトラックの部品も不足したことが「軍政監部産業部資料」に記されている。特にマンカヤン鉱山において、部品の不足はオイルの不足と相俟ってトラックの故障の頻発を引き起こし重大な問題として認識された⁵⁶³。このため軍の手持ち部品及び豊田自動車手持ち部品、製造部品を「できる限り」マンカヤン鉱山に配給し、また、同鉱山にある自動車修理工場のため軍及び豊田自動車修理工場から技術者を派遣して支援した⁵⁶⁴。

部品というリソースの全体像は測り知れないが、マンカヤン鉱山に集中して配分したという事実があった。

トラックの整備力というリソースは、軍、民間にある。軍に関しては、第 16 師団は輜重兵連隊を有し、この連隊は「軽修理自動車」という整備車両を 3 両装備した⁵⁶⁵。他の第 65 旅団、永野支隊、第 10 独立守備隊、第 11 独立守備隊、第 17 独立守備隊は輜重兵部隊が編成されていないので修理機能を有しない。軍直轄部隊で自動車整備機能を有するのは、3 コの独立自動車大隊、3 コの独立自動車中隊、1 コの野戦自動車廠であった。独立自動車大隊は軽修理自動車を 2 両（3

⁵⁶³ 同上、724、750-751 頁。

⁵⁶⁴ 同上、751 頁；「三井資料」373 頁。

⁵⁶⁵ 陸戦学会『近代戦争史概説 資料集』144 頁。

コ大隊計 6 両)、独立自動車中隊は軽修理自動車を 1 両 (3 コ中隊計 3 両) 有し、各大隊・中隊の自動車を修理する。野戦自動車廠は、甲と乙の 2 タイプがあり、甲タイプは廠本部、野戦自動車廠移動修理班、勤務中隊から成り、廠本部に重修理自動車が 1 両、軽修理自動車が 3 両装備された。野戦自動車廠移動修理班には重修理自動車が 3 両、軽修理自動車が 6 両装備され、甲タイプの野戦自動車廠の総計は重修理自動車が 4 両、軽修理自動車が 9 両であった。乙タイプは廠本部と勤務中隊から成り、廠本部に重修理自動車が 1 両、軽修理自動車が 2 両装備された⁵⁶⁶。第 14 軍に編成された第 22 野戦自動車廠のタイプは不明である。甲タイプの場合、軍には総計で重修理自動車が 4 両、軽修理自動車が 18 両保有され、乙タイプの場合、軍には総計で重修理自動車が 1 両、軽修理自動車が 11 両保有されていたことになる。第 16 師団以外の部隊 (第 65 旅団、永野支隊、第 10 独立守備隊、第 11 独立守備隊、第 17 独立守備隊) は輜重兵部隊が編成されていないので、軍の自動車大・中隊からトラックの支援が行われ、これに伴って整備力としてのリソース、修理自動車が派遣されたと考えられる。その残りの中から 1 両以上の修理自動車がマンカヤン鉱山の自動車修理工場の支援に配当されたことになる。豊田自動車修理工場は、民間の修理リソースで、その全体量は測り知れないが、マンカヤン鉱山の経営担当の三井鉱山が同工場と調整してそのリソースを鉱山に持ってきた。「軍政監部産業部資料」によると、これら整備機能のマンカヤン工場支援によって故障車修理が促進されたとあるので⁵⁶⁷、整備力というリソースは十分な量が配当されたと言えよう。

軍の保有する自動車部品と自動車整備機能の配分に関する組織的活動、その活動において軍と企業の間で行われた事項の性質はどのようなものであったのであろう。組織的活動については、まず、企業がトラックの修理に関する問題を鉱業課に報告する。鉱業課はこの解決のために、「鉄道及び自動車交通に関する事項」を掌る交通部陸運課に部品の融通及び軍による整備支援の調整を依頼、陸運課は「兵器の整備、交換に関する業務」を掌る兵器部に調整し、兵器部の検討した結果の回答が陸運課、鉱業課へと戻ってくる。鉱業課はこれを企業にフィードバックするという業務の流れが窺える。企業と鉱業課の間で行われた事項は、企業からの問題の報告、鉱業課が軍で実施した調整結果の回答のフィードバックであり、これには、軍による企業の活動の基盤付与の性質が見い出せる。

e. 道路などの輸送インフラの建設、維持補修のための工事力

安定確保期間の当初は、各地の道路・橋梁の修理が集中して行われた。「軍政実施概況報告」によると、1942 (昭和 17) 年 6 月～9 月までの間に次の記録が見

⁵⁶⁶ 同上、142-143 頁。

⁵⁶⁷ 「軍政監部産業部資料」 751 頁。

られる。この記録には修理の担当について触れているものもある。これを敷衍してから説明する。

・ 「第 17 号 (6 月 21 日～6 月 30 日)」昭和 17 年 6 月 30 日

第六章 交通部関係事項 其の四 道路橋梁関係

アンチケ鉱山専用栈橋及び私道の建設工事を石原産業の工費負担で実施することを許可した。

第九章 バギオ軍政部支部関係事項 其五 交通事項

マンカヤン道路第 1 期工事を 6 月末に完了した。来たる雨季 (7 月～9 月) の土砂崩壊に備えつつ第 2 期工事を計画中である。

マンカヤン鉱山からの鉱石搬出路として、新たなマンカヤン～セルバンティス道の新設並びにセルバンティス～サブトング道の修理計画は、先に実施した軍道路隊による偵察に基づき、全力を挙げて本年末迄に完成するよう着工することになった。

西海岸のバウアン～ダモルテス間道は軍用車の通行量が多く破損が甚だしいので、ラ・ユニオン州市知事及び土木課長に工事を急がせる。

ビガン～北サンフェルナンド間道は破損個所が多く、雨季に控え奈良兵団 (第 65 旅団のこと) の工兵隊が工事中である。

第十一章 セブ軍政部支部関係事項 其の三 七 鉱山資源

アンチケ銅山は道路整備中である。ピラー・カピスの鉱山開発のための下調整と道路開設を計画中である。

第十二章の二 ダバオ軍政部支部関係事項 其の五 三 陸運

軍政部は在留邦人を指揮して、コタバトからウピに通ずる渡船場の修理を実施中で 1 両日中に完成する見込みであり、その後は州道路技師を督励して逐次ダバオ道路の橋梁修理に取りかかるところである⁵⁶⁸。

・ 「第 18 号 (7 月 1 日～7 月 10 日)」昭和 17 年 7 月 10 日

第八章 軍政部支部関係事項 第四 ダバオ軍政部支部 其の六 交通関係
三 (二) 道路

コタバト～ダバオ間のカバカン以遠ダバオまでの橋梁は、軍道路隊が修理したので自動車連絡が可能になった。

コタバトより南方 40km ウピに通ずる道路上タモンタカ付近の橋梁は、邦人大工の手により 6 月 7 日完成した。

ドラワンより南カバカンに通ずる道路上の 2 つの橋梁が破壊されていたが、

⁵⁶⁸ 「軍政実施概況報告 (旬報) 第 17 号 (6 月 21 日～6 月 30 日)」。

付近のモロ族に応急的に修理をさせているところである⁵⁶⁹。

- ・ 「第19号（7月11日～7月20日）」昭和17年7月20日
第八章 軍政監部支部関係事項 第二 バギオ軍政監部支部 其六 交通関係
ベンゲット、ナギリアン両街道の崖崩れが頻出し、通行上の支障があるので、バギオ市土木課に修復させているところである。
同 章 第三 レガスピー軍政部支部 其二 (チ) 交通
レガスピー北部地区において、橋梁破壊 1、渡船場破損 1 あったところを工兵隊によって補修を完了した⁵⁷⁰。

- ・ 「第20号（7月21日～7月31日）」昭和17年7月31日
第七章 軍政監部支部関係事項 第二 バギオ軍政監部支部 其五 交通
バギオ～マンカヤン道路改修工事並びに維持工事現況は、維持工事については雨季の山崩れなどに備えて対策に完璧を期す。改修工事については改修工事費 10 万円が決定されたので今後は本格的改修工事ができるものと思惟する。
同 章 第三 レガスピー軍政監部支部 ソルソゴン州 交通
レガスピーの州内の橋梁破壊〇〇（判読不可）箇所は仮架橋を実施し、辛うじて自動車を通せる。
同 章 第五 ダバオ軍政監部支部 其五 一 道路
ダバオ支部管内における主要な道路はほとんど敵によって破壊・焼却されているので、警備隊並びに行政機関に復旧に当たらせている⁵⁷¹。

- ・ 「第21号（8月1日～8月10日）」昭和17年8月10日
第六章 軍政監部支部関係事項 第二 バギオ軍政監部支部 其の六 交通
バギオ～ルバガン間、バギオ～キャンプワン間の道路に崩壊等があり、軍及びバギオ土木課等により復旧工事を実施した⁵⁷²。

- ・ 「第22号（8月11日～8月20日）」昭和17年8月20日
第五章 交通部関係事項 四 道路関係

⁵⁶⁹ 「軍政実施概況報告（旬報）第18号（7月1日～7月10日）」昭和17年7月10日、渡集団軍司令部；防衛省戦史センター史料室所蔵「陸軍省-陸亜密大日記-S17-113-225」。

⁵⁷⁰ 「軍政実施概況報告（旬報）第19号（7月11日～7月20日）」昭和17年7月20日、渡集団軍司令部；防衛省戦史センター史料室所蔵「陸軍省-陸亜密大日記-S17-113-225」。

⁵⁷¹ 「軍政実施概況報告（旬報）第20号（7月21日～7月31日）」昭和17年7月31日、渡集団軍司令部；防衛省戦史センター史料室所蔵「陸軍省-陸亜密大日記-S17-113-225」。

⁵⁷² 「軍政実施概況報告（旬報）第21号（8月1日～8月10日）」昭和17年8月10日、渡集団軍司令部；防衛省戦史センター史料室所蔵「陸軍省-陸亜密大日記-S17-116-228」。

本年3月、比島政府に実施させてきた北カマリネス州～タヤバス州間道路開発工事がほぼ完成した。

比島政府において各州の道路・橋梁状況を聴取するため、関係地方技師を招致する予定である。

第七章 軍政監部関係事項 第二 バギオ軍政監部支部 其三 一 道路
(バギオ～マンカヤン間)

8月12日現在、バギオ～マンカヤン間道路の「第1次道路改良工事」の進捗率は平均23%で、9月末まで完了の予定である⁵⁷³。

- ・ 「第23号(8月21日～8月31日)」昭和17年8月31日

第十章 軍政監部支部関係事項 第二 バギオ軍政監部支部 其五 二 道路
(バギオ～マンカヤン間)

(比島政府)土木局の燃料不足につき、三井鉱山よりガソリン10缶を借用して工事の進捗を図る。

バギオ～マンカヤン道の43km及び56km地点の拡張工事が竣工し、平均出来高は75%となった。人夫は1日当たり500～700名であり、工事は9月20日竣工を目指して指導する。

バギオ～マンカヤン間、リプトン～セルバンテス間の拡張を完了

同章 第三 レガスピー軍政監部支部 其四 一 橋梁復旧工事

ビコール地方の破壊された橋梁の調査を完了し、重要路線の復旧を「第1次工事」として着工する。その路線は、ダエト(北カマリネス州)～ナガ(南カマリネス州)～レガスピー(アルバイ州)～ソルソゴン(ソルソゴン州)とする⁵⁷⁴。

- ・ 「第24号(9月1日～9月10日)」昭和17年9月10日

第九章 軍政監部支部関係事項 第二 バギオ軍政監部支部 其七 一 道路
(バギオ～マンカヤン)間

9月2日現在の出来高73%である。9月9日の出来高は43km～44km間拡張工事の他はほとんど完了した。土木課長を督励して現況に応じ拡張工事の計画を実施中である。

同章 第三 レガスピー軍政監部支部 項目番号なし(其四の脱字?)
交通燃料関係

⁵⁷³ 「軍政実施概況報告(旬報)第22号(8月11日～8月20日)」昭和17年8月20日、渡集団軍司令部；防衛省戦史センター史料室所蔵「陸軍省-陸軍密大日記-S17-116-238」。

⁵⁷⁴ 「軍政実施概況報告(旬報)第23号(8月21日～8月31日)」昭和17年8月31日、渡集団軍司令部；防衛省戦史センター史料室所蔵「陸軍省-陸軍密大日記-S17-151-263」。

(レガスピー支部管内の) 各州土木課長の赴任により、ダエト～ナガ～レガスピー～ソルソゴンの各州庁間を結ぶ第1次路線(「軍政実施概況報告第23号」の「第1次工事」のこと)の橋梁復旧工事の着手を命じた⁵⁷⁵。

軍の工事力の全リソースは、中南部ルソンに展開する第16師団の工兵連隊(3コ中隊)、北部ルソンに展開する第65旅団の工兵隊(1コ中隊)、ビサヤ諸島に展開する永野支隊の工兵連隊(2コ中隊)、軍直轄の第14軍道路隊(第38野戦道路隊及び第39野戦道路隊)である。軍の工事力の全リソースの状態を見ると、第16師団の工兵連隊は自己の警備地区内の工事を行った。「軍政実施概況報告第19号」のレガスピー軍政部支部の報告の「レガスピー北部地区において、橋梁破壊1、渡船場破損1あったところを工兵隊によって補修を完了した」の工兵隊とは第16師団の工兵第16連隊のことである。「軍政実施概況報告第17号」にあるように、第65旅団の工兵隊は自己の警備地区内の北部ルソンの海岸沿いの幹線道路(ピガン～北サンフェルナンド間)の工事を実施した。また、「軍政実施概況報告第21号」のバギオ～ルバガン間、バギオ～キャンプワン間の道路の復旧工事を実施した軍とは、第65旅団の警備地区になるので、第65旅団工兵隊のことである。永野支隊の工兵連隊はビサヤ諸島に展開した。ビサヤ諸島は、パナイ島、イロイロ島、ネグロス島、セブ島、ボホール島、レイテ島、サマール島などから成るため、工兵連隊の2コ中隊を小隊に区分して必要な島に分散して工事を実施したと考えられる。なお、パナイ島のアンチケ鉱山の道路は担当企業の工費負担で実施した。ミンダナオ島に展開する第10独立守備隊は工兵部隊を持たないので、軍道路隊から一部が派遣された。「軍政実施概況報告第18号」の「コタバト～ダバオ間のカバカン以遠ダバオまでの橋梁は、軍道路隊が修理したので自動車連絡が可能になった」の記述がその証拠である。「軍政実施概況報告第20号」の「警備隊並びに行政機関に復旧に当たらせている」の記述の警備隊(第10独立守備隊)とは、正確には警備隊に派遣された軍道路隊の一部のことである。また、「軍政実施概況報告」以外に「戦闘詳報」にも工兵部隊による道路建設に関する事項が見られる⁵⁷⁶。

これは要するに安定確保期間に入って、島内の主要な道路インフラの維持・補修に企業、比島行政府だけでなく軍が保有する道路・橋梁の工事力の全リソース

⁵⁷⁵ 「軍政実施概況報告(旬報)第24号(9月1日～9月10日)」昭和17年9月10日、渡集団司令部；防衛省戦史センター史料室所蔵「陸軍省-陸軍密大日記-S17-151-263」。

⁵⁷⁶ 例えば、「歩兵第20連隊 戦闘詳報(昭和17年8月1日～昭和17年12月31日)」の内、「自昭和17年8月1日至昭和17年12月31日 第2次呂宋全島戡定作戦」に「配属工兵をもって北カマリネス未完成縦貫路を自動車道に構築」という記述が見られる。「歩兵第20連隊 戦闘詳報(昭和17年8月1日～昭和17年12月31日)」；防衛省戦史センター史料室所蔵「比島-防衛-195」。

をもって当たったと言える。特に、「軍政実施概況報告第 17 号」の「第九章 其五 交通事項」の記載事項「マンカヤン鉱山からの鉱石搬出路として、新たなマンカヤン～セルバンティス道の新設並びにセルバンティス～サブトング道の修理」は、従来のマンカヤン鉱山から南下してバギオを經由して鉱石積み出し港のポロ港に至るルートよりも距離を短縮する目的をもって、マンカヤン鉱山から北上してセルバンティスを經由してポロ港に至る経路として計画されたもので、軍は治安確保のための島内戡定の最中であるが、軍政の資源取得事業をも重視して、工事力のリソースである軍道路隊を配分したと言えよう。完成時期は不明だが、「三井資料」によると 1943（昭和 19）年初めからこの新経路が使用されているので⁵⁷⁷、1942（昭和 18）年中に完成したことが分かる。

道路などの輸送インフラの維持のための工事力の配分に関する組織的活動は、2 つ挙げられる。1 つは従来の道路・橋梁に関するもので、軍、比島行政府、企業の発見した破損個所の情報に基づき、交通部が工事主体を決定して修復にかかるものである。鉱山に関する道路・橋梁破損を企業が発見した場合は、鉱業課に一報がなされ、鉱業課が交通部に通報して、交通部の検討した対処要領が鉱業課に回答され、鉱業課は企業にフィードバックするという業務の流れが窺える。もう 1 つはマンカヤン鉱山からの新ルートの新設・整備に関するもので、輸送路短縮のための新ルート開通を案出した鉱業課は、「道路及び橋梁に関する事項」を掌る交通部の土木課に工事を依頼、交通部は工事の担当などの実施要領を検討して軍の工事力を活用することを決心し、「交通に関する業務」を掌る参謀部に依頼する。参謀部は軍道路隊の派遣を決定し、その細部事項を交通部、鉱業課に回答する。鉱業課はこれを企業に通知するという業務の流れが窺える。企業と鉱業課の間で行われた事項は、企業から道路・橋梁破損に関する情報の一報、鉱業課から修理の対処要領のフィードバック、新ルート建設に関する情報の通知であり、これは軍による企業の活動の円滑化という性質が見い出せる。

f. 鉄道の建設、維持補修のための工事力

フィリピンの鉄道は、ルソン島、パナイ島、セブ島に存在する⁵⁷⁸。ルソン島の鉄道は、リングエン湾北の北サンフェルナンドから南東部のレガスピーまでの幹線と、カバナツアン、バタンガスなどの支線などがあり全長約 1,200km であった。パナイ島の鉄道はイロイロからカピス間の島内縦断線約 90km が 1 本のみあり、セブ島の鉄道は島東部の縦断線約 100km が 1 本のみある⁵⁷⁹。米比軍はこれらを徹

⁵⁷⁷ 「三井資料」 373 頁。

⁵⁷⁸ 大谷『フィリピンの経済資源』綴じ込み地図参照。

⁵⁷⁹ ルソン島の鉄道距離は、マニラ新聞記事 2008 年 11 月 1 日 (https://www.manila-shimbun.com/navi_manila/navi_pdf/vol2/navi1409.pdf) を参照した。パナイ島及びセブ島の鉄道距離は、筆者が地図から計測した。

底的に破壊した⁵⁸⁰。

鉄道の建設、維持補修の工事力（以下、「鉄道工事力」と言う）というリソースには、フィリピンの鉄道会社と第 14 軍直轄部隊の鉄道第 6 連隊があった。これらのリソースがどのように使用されたのかを見る。鉄道第 6 連隊は、バターン半島攻略までは軍の兵站輸送のためにルソン島の幹線（リングエン湾のダモルテス～マニラ間）を 1942（昭和 17）年 1 月 18 日から工事を開始し 4 月 5 日に完成させた。これに並行して 3 月下旬から支線工事に着手し、カバナツアン支線は 5 月上旬、バタンガス支線は 7 月上旬に完成させた⁵⁸¹。この後は、サンフェルナンドから南部ルソン（ビコール地方を含む）の鉄道の内、コプラ、郵便物、カランバヤンガン、パラカレ、フィクスバーの 3 鉱山との連絡、資材輸送などに使用する区間を優先した鉄道の復旧を軍政監部から参謀部に依頼した⁵⁸²。パナイ島の鉄道に関しては 6 月中旬以前の資料は現存しないが、6 月 30 日の「軍政実施概況報告第 17 号」によると、「パナイ島においては未だ営業は開始しないが、イロイロ～カピスの間は軍政部監督の下に試験運行中」とあるので、既に工事は終了していることが分かる⁵⁸³。工事の担当は記録がないので不明である。セブ島の鉄道に関しては、破壊された橋梁を復旧した所から運行を開始し、7 月 12 日に全線全通となった⁵⁸⁴。工事の担当は同じく記録がないので不明である。全路線の整備が終了した後は、軍も鉄道会社も維持・補修を主任務としたと考えられる。

これら整備された鉄道路線の用途を見ると、ルソン島の幹線（リングエン湾のダモルテス～マニラ間）はバターン半島攻略作戦に資するものであった。カバナツアン支線とバタンガス支線は軍事作戦の行われるバターン半島とは無縁の地域の路線で、これは一般の交通、すなわち軍政に資するものであった。その後に整備された南部ルソン（ビコール地方を含む）の路線も軍政に資するものであった。パナイ島、セブ島は 5 月 10 日に当該地域の米比軍が降伏したので、その後の軍政に資する路線として整備されたものだが、鉄道会社の工事力をもって整備を実施した可能性がある。

用途とリソースの関係を見ると、鉄道第 6 連隊という軍のリソースは、当初は、軍事作戦に集中して配分され、バターン半島攻略のための鉄道の整備の終盤から軍政にも配分され始めた。これは鉄道連隊の工事力の余裕が出てきたので、これを軍政に廻したものと思われる。軍事作戦のための用途が終了した後は軍の工事

⁵⁸⁰ 「作戦記録第 1 期」 393 頁。

⁵⁸¹ 同上、393-395 頁。

⁵⁸² 「軍政実施概況報告（旬報）第 19 号（7 月 11 日～7 月 20 日）」第六章 交通部関係事項 三 陸運関係及び別紙第 1 「呂宋島鉄道復旧順位に関する件」。

⁵⁸³ 「軍政実施概況報告（旬報）第 17 号（6 月 21 日～6 月 30 日）」第十一章 セブ軍政部支部関係事項 其の五 交通事項 一 鉄道。

⁵⁸⁴ 「軍政実施概況報告（旬報）第 19 号（7 月 11 日～7 月 20 日）」第八章 軍政監部支部関係事項 第四 セブ軍政監部支部 其の六 交通、通信事項 一 鉄道。

力の全リソースが軍政に配分され、引き続き安定確保期間に入った。

さて、マンカヤン鉱山からの鉱石輸送のための新道路の整備について既述したが、さらにトラックによる輸送距離の短縮を図るため、軍政監部はスジーペン⁵⁸⁵からポロ港まで約 42km の鉄道を敷設して、これによって鉱石を輸送することを検討し、1942（昭和 17）年 11 月 27 日に比島鉱山協議会に諮問、その答申を受けて建設に着手することにした⁵⁸⁶。この鉄道の建設は、軍の第 6 鉄道連隊が主力となり、現地のフィリピン人労働者も雇用して実施した⁵⁸⁷。工事期間は約 9 ヶ月で、完成は 1943（昭和 18）年 12 月 25 日という企業の記録から⁵⁸⁸、工事の開始は 1943（昭和 18）年 4 月頃だと分かる。この頃は、軍鉄道隊は他に新たな鉄道路線を建設する任務がなかったため、一部の保守・整備用の部隊を残置して主力は全力をもって工事に当たることができたと考えられる。

このマンカヤン鉱山の資源取得事業への鉄道工事力というリソースの配分に関わる組織的活動、その活動において軍と企業の間で行われた事項の性質はどのようなものであったのであろう。

組織的活動については、比島鉱山協議会の答申を受けた鉱業課は鉄道建設を決心し、交通部の「鉄道及び自動車交通に関する事項」を掌る陸運課に依頼、陸運課は「交通に関する事項」を掌る参謀部に依頼、参謀部は鉄道部隊による工事を検討し、細部要領を定めて陸運課、産業課に回答。産業課は鉄道建設の情報を企業に提供するという業務の流れが窺える。比島鉱山協議会及び企業と鉱業課の間で実施された事項は、鉱業課と比島鉱山協議会との間で諮問・答申、鉱業課から企業へ鉄道建設の情報の提供、完成後の鉱石運搬要領に関する鉱業課と企業の調整などが挙げられる。これには軍による企業の活動の円滑化という性質が見い出せる。

g. 労働力

鉱山労働者は人というリソースであり、各企業による募集、官（比島行政府）による募集によって集められた。マンカヤン鉱山は、三井鉱山が土地の有力者に仲介を依頼して集めた⁵⁸⁹。カランバヤンガン鉱山は、人夫頭総元締め、鉱区内私設警察主任、配給所主任の 3 名が戦争開始後の留守を守っており、鉱山労働者はほぼ全員留まっていた⁵⁹⁰。その他、マニラでは市役所に職業斡旋課や官民連絡所

⁵⁸⁵ 綴は Sdipen。「三井資料」の 143 頁地図のスヂペン、486 頁地図のスヂィペン、528 頁地図のスジペンのことである。

⁵⁸⁶ 「軍政監部産業部資料」726-727 頁。本資料にはリプトンという地名が記載されているが、総合するとスジーペンのことと判断できる。

⁵⁸⁷ 「三井資料」467-468 頁。

⁵⁸⁸ 同上、468 頁。同資料の 469 頁と 470 頁に当時の新聞記事が掲載されている。

⁵⁸⁹ 尾本信平『尾本随想』非売品、1982 年、119-120 頁。

⁵⁹⁰ 池端編『日本占領下のフィリピン』162 頁。

が設けられて労働者の募集を行ったが必要数を確保することは困難であった⁵⁹¹。

そこで軍政監部はバターン攻略作戦時のフィリピン人捕虜を労働者として雇用することを考えた⁵⁹²。1942（昭和17）年7月20日時点のフィリピン人捕虜は約4万名いた⁵⁹³。早速、8月には捕虜の各鉱山への配分が決められ引き渡された⁵⁹⁴。また、アンチケ鉱山では、1942（昭和17）年中にまとまった労働者を確保することができなかつたので、同鉱山には1943（昭和18）年1月末、フィリピン人捕虜385名が送られてきた。その勤務ぶりは良かったと言われる⁵⁹⁵。労働者不足に悩む企業にとっては十分なリソース配分であったと言えよう。

鉱山労働者というリソースの配分に関わる組織的活動、その活動において軍と企業の間で行われた事項の性質はどのようなものであったのであろう。

企業は労働者募集の困難性について鉱業課に訴え、鉱業課は参謀部に捕虜の活用について打診し、参謀部の決定を待って、決定事項、例えば、人数、引き渡し時期、場所などの要領や、企業が参謀部と細部調整する場合の参謀部の調整相手などを企業にフィードバックしたという業務の流れが窺える。企業と鉱業課の間で実施されたことは、企業の問題の報告、鉱業課による捕虜使用の件のフィードバックであり、それには企業の問題解決のための軍による便宜供与という性質が見い出せる。

h. 事業形態の変更、中止による開発リソースの再配分による効率化

フィリピンにおける資源取得事業は、委託経営を請け負った企業による経営の他、在来の現地企業が採鉱した鉱石を買い上げる「買鉱」という形態もあった。買鉱業者は、太平洋鉱業（ルソン島バタンガス州のバタンガス（Batangas）、シブヤン海のマリンドケ島、スルー州のツンバガン（綴不明）、日本鉱業（セブ島南のシキホール島、パナイ島）、三井物産（サマール島）の3社であったが、その各鉱山のフィリピン人鉱区権者又は稼行業者は既に倒産した者もあった。また、ほとんどの権者・業者が微力で単独による経営が困難であった。従って、上記の買鉱3社は、資金、資材等に関して委託経営を請け負った企業と同一の処置を実施し、実質は委託経営請け負い企業と変わらなかつた。これは買鉱業者の本来の使命と異なるが、軍政監部は鉱物資源取得の重要性に鑑み止むを得ないものと認めた⁵⁹⁶。

⁵⁹¹ 同上、169頁。

⁵⁹² 同上、169頁。

⁵⁹³ 同上、170頁。

⁵⁹⁴ 「軍政実施概況報告（旬報）第22号（8月11日～8月20日）」第三章 産業部関係事項 其の一 鉱務関係 三。

⁵⁹⁵ 池端編『日本占領下のフィリピン』171頁。

⁵⁹⁶ 「軍政監部産業部資料」747-748頁。

事業形態の変更に関する組織的活動は、買鉱企業と鉱業課は買鉱が困難であるという問題を共有して共同で検討した結果、事業形態の変更が妥当と判断、鉱業課は産業部長、総務部長、軍政監と順を追って判断を仰ぎ、軍政監は軍司令官の同意を得た後、大本営陸軍部に意見具申、大本営陸軍部が関係庁と協議して、事業形態の変更を決定し、これが順を追って鉱業課まで伝えられ、鉱業課は企業にフィードバックしたという業務の流れが窺える。鉱業課と企業の間で実施された事項は、問題の共有、協同検討、検討結果に対する本国回答のフィードバックであり、これには軍と企業の協同という性質が見い出せる。

また、マウンテン州のチョプタング、パナイ島のピラー・カピス (Pilar-Capiz)、ネグロス島のシパライ (Sipalay) の各鉱山は、1942 (昭和 17) 年 8 月中旬に担当企業を指定したが、その後実地調査した結果、鉱量など期待できなかった上に、治安の関係により確保が困難と判断して、当分の間、事業を中止することにした。ネグロス島のプルバンダン (Pulupandan) 鉱山も調査の結果、当分の間、事業を中止することにした⁵⁹⁷。

事業の中止は企業の一存で決定はできない重たい案件であり、元々委託経営の指定をした中央の許可を要する。この事業の中止に関する組織的活動などについては、上述の事業形態の変更と同じとなろう。

事業形態の変更及び事業の中止は、企業の開発リソースの無駄遣いの回避、すなわち、再配分による効率化を図ったと言えよう。

i. 比島鉱山協議会

企業の共同体である比島鉱山協議会はリソースの節用に貢献した。

マンカヤン鉱山のトラックの問題 (トラック、ガソリンの不足) を解決するため、鉱業課は、①銅鉱の製錬により輸送量を減少する。②新道路の建設・整備及び鉄道敷設によりトラック走行距離を短縮するとともに燃料を節約する。③水力発電を利用し、鉱山の発電所に使用する重油の搬入量を削減するなどの対策を検討し、その案を比島鉱山協議会に諮問し答申を得た。これらの対策は直ちに実行に着手された。新道路及び鉄道は既述のように完成した。水力発電は発電地点調査、製錬所施設の地均しにかかった⁵⁹⁸。また、ミンダナオ島においても、海上輸送力の節用を図る観点から、軍政監部は、①銅鉱の製錬所の建設、②その電力供給のため、ミンダナオ島最大の湖であるラナオ湖の発電計画などの対策を検討し

⁵⁹⁷ 同上、755-756 頁。チョプタングの綴と細部位置は不明。金属資源開発調査企画グループ「日本の海外銅資源開発の歴史：歴史シリーズ 銅 (4)」『金属資源レポート』(2006.1)、95 頁の表 1 「戦時中経営されたフィリピンの銅山一覧」に「チョプタン」の地名を確認できる。

https://mric.jogmec.go.jp/wp-content/old_uploads/reports/resources-report/2006-01/MRv35n5-11.pdf。

⁵⁹⁸ 「軍政監部産業部資料」725-728 頁。

て、比島鉦山協議会に諮問し答申を得た⁵⁹⁹。これらは限りあるリソースを経済的に使用するための方策であり、企業の共同体である比島鉦山協議会と鉦業課との協同作業という性質が見い出せる。

(3) 安定確保期間のまとめ

安定確保期間のリソース配分の実態について見た。鉦山の操業に必要な機械類に関しては、金山から移転するものは、他の需要に優先して鉦山に十分配分された。その分、他の需要には我慢を強いさせた。燃料、オイル、トラックの部品に関しては、元々のリソースに限りがあることから常に不足した。資源取得事業の重要性に鑑み配分の努力がなされたことは認められる。鉦山の操業準備及び操業に必要なトラックは、マンカヤン鉦山において不足したので年度の目標を達成することができなかった。これも十分な配分がされたとは言えなかった。しかし、燃料、オイル同様、資源取得事業への配分の努力はなされた。トラックの維持・整備のための整備力に関しては、重視するマンカヤン鉦山に集中して配分した。道路の工事力に関しては、当初は、島内の主要な道路の維持・補修に、企業、比島行政府だけでなく軍の全工事力を配当した。その後のマンカヤン鉦山の鉦石輸送のための新道路の建設・整備は、その重要性に鑑み軍の工事力を配分して1943（昭和 18）年内に完成させた。鉄道の工事力に関しては、攻略作戦期間の終盤から軍の鉄道工事力の余力が一般の交通などの軍政に配分され、安定確保期間に引き継がれた。1943（昭和 18）年4月頃からの鉦石輸送のための鉄道建設には軍の鉄道工事力の大半が配分され年内に完成した。労働力に関しては、捕虜をリソースとして不足する鉦山に対して十分配分された。

以上の事実を軍政の位置付けに照らし合わせて見ると、戡定という軍事作戦が重視され、軍政はこれと同様に重く扱われる位置付けになったことに応じて、資源取得事業にリソースが多く配分されたことが確認できた。燃料、オイル、トラックに関しては十分とは言えないものの配分の努力はなされた。また、配分に際しては、事業形態の変更や中止によってリソースの効率的な配分が図られたことも確認した。

資源取得事業に関する組織的活動から、軍と企業との間で行われた事項の性質は、企業への便宜供与、企業の活動基盤の付与、企業の活動の円滑化、協同作業が見い出された。

⁵⁹⁹ 同上、732-734 頁。

第4節 本章と本研究のまとめ

最後に本章と本研究のまとめについて述べる。本章の第1節で、「指導」に何かしらの調整を含んでいることを予想した。第2節では、フィリピンを攻略して占領した第14軍司令部の各部署の権限を確認して、これを踏まえて、第3節でリソース配分の実態を解明しつつ、資源取得に関する組織的活動を考察して、軍と企業との間で行われた事項の性質を見出した。リソース配分の実態については、第2章で考察した軍政の位置付けどおりにリソースが配分されたことを確認した。すなわち、攻略作戦期間においては、軍政は軍事作戦（攻略、戡定）に比して重く扱われる位置付けではなかったことから、鉱山確保兵力、鉱山操業に必要な機械類、鉱山の操業準備及び操業に必要なトラック、道路整備のための工事力などのリソースの軍政の資源取得事業への配分は最小限であった。安定確保期間においては、軍政を重視する方針ながらも、治安が安定しないことから戡定という軍事作戦が重視され、軍政はこれと同様に重く扱われる位置付けになった。これに応じて、鉱山の操業に必要な機械類、トラックの維持・整備のための整備力、道路の工事力、鉄道の工事力、労働力などのリソースは十分又は全力が軍政の資源取得事業に配分された。また、燃料、オイル、トラック、部品などは元々リソースの量が少ないながらも資源取得事業に多く配分する努力が見られた。

資源取得事業に関する組織的活動から、軍と企業と間で行われた事項の性質は、①軍の鉱山確保部隊への企業の随行、金山機械類移転に際しての軍の警備部隊の派遣、トラック支援、燃料の配分、捕虜労働者の差し出し、部品保有状況などの情報開示、企業と関係部署との調整の取り持ちなどの企業への便宜供与、②鉱山確保、遊休金山から鉱山機械類の配分・移転、道路補修、自動車整備支援などの企業の活動基盤の付与、③新道路建設、新鉄道建設などの企業の活動の円滑化、④復旧計画の作成、トラック及び燃料所要数の算定などの協同作業の4つが見出された。この4つの性質から、鉱業課が企業に対して行った事項は、取りも直さず協力的行為であったと言える。もちろん、企業は軍政の目標の資源取得に協力しているので、軍と企業の間には「相互協力」の関係があったと言える。この相互協力の関係こそが、序章第1節と第3章第1節で考察した何かしらの調整を含んだ「指導」の実態であり、これは取りも直さず軍（官）と企業（民）の関係の実態である。その関係において、軍と企業との橋渡しの役割を担ったのが鉱業課で、その地位は軍と企業とのインターフェイスであったと言えよう。

では、「指導」の実態が軍と企業の「相互協力」の関係であったことを大本営陸軍部は問題視していたのか、それとも問題視していなかったのか。問題視していたならば、現地軍に対して是正の指導があったはずであるがその記録は見当たらない。それは問題視していなかったことの証であろう。攻略作戦期間に行われた軍事作戦の「敵を撃破してマニラを攻略する」という任務であれば、敵がマニ

ラを防衛している場合、任務達成の要領は、敵の撃破（手段）＝マニラの攻略（目標）となるが、敵がマニラの防衛を放棄してバターン半島に籠城したならば、敵の撃破（手段）とマニラの攻略（目標）は分離されるので、どちらを優先するかという議論が起こり、大本営陸軍部、南方軍の意向と第 14 軍の意向が一致しなければ大本営陸軍部、南方軍は第 14 軍に対して強力に介入してくる。実際にそれは起こった。しかし、「重要国防資源の急速獲得」のように目標と手段が一致する資源取得事業には、軍事作戦のような優先順位を巡る議論は起こりようがないので、大本営陸軍部は問題視しなかったと推察される。

さて、この南方軍政における日本陸軍と企業の関係が判明したところで、さらに、軍政全体の特徴として何が言えるのかを考察してみる。序章において、述べた官尊民卑の思想・風潮について考えてみたい。南方軍政において採用された軍管理委託経営方式による資源取得事業では、軍が企業を「指導」という関係を規定した。しかしその実態を解明すると、軍は企業への協力をもって資源取得に努力したことが分かった。中央（大本営、政府）では占領地の統治形態は軍政施行と決め、資源取得事業に関しては、軍は企業を「指導」という規程を設けたが、現地の占領地では軍と企業は協力関係にあり、軍はその特権で企業を支配したのではなく企業を支援した。そこには、序章で挙げた「被治者を上から見下す尊大極まりない愚民観」は見受けられない。そこには官民協力があり、特に民（企業）の直面する問題の解決に官（軍）は尽力した。この姿は、戦後に規定された「官吏は国民の奉仕者」を軍が先取りして演じているかのようにも見える。

何故、そうなったか。それは、軍の任務に資源取得が加えられたからである。軍自身の任務すなわち責任になったからこそ、委託経営とは言え企業に白紙委任とはならなかった。支那事変の時のように、軍が軍事作戦と治安確立だけに専念し、資源取得事業は国策会社の専管事項として、軍と企業がそれぞれ独立して活動していたならば、ここまで軍は企業を支援することはなかったと思われる。南方においては軍政を施行し、軍の任務に資源取得を加えたことから生じたものであったと言えるのではなかろうか。

終 章

本研究は、第2次大戦時、南方の占領地の軍政下において日本陸軍が実施した資源取得事業を巡り、人や物などの限られた「リソース」を軍と企業の間でどのように配分したのかを解明しつつ、軍と企業の間を明らかにすることを目的として行った。

序章では、資源取得事業は「重要資源の取得は、軍指導の下に民間業者に当たらせる」という軍と企業の間から問題認識を整理した。

まず、「指導」という言葉は、当時の「官尊民卑」の思想・風潮から使用されたものと考えた。次に、南方の占領地ではリソースに限りがあることから、このリソースを軍事作戦と軍政にいかに関係を適切に配分するかという問題があることを指摘した。資源取得の観点で見れば、軍は「指導」という手段を通して企業にリソースを配分することになるが、限りあるリソースを上意下達で「指導」だけで適切に配分できるのか。「指導」とは上下の関係を定義付けただけの単なる外観であり、その内容には何かしらの調整を含んでいるのが実態ではないか。この実態は軍(官)と企業(民)の間の実態と言えないのではないかと考えた。このような問題認識をもって冒頭に記した目的をもって研究に取り組んだ。

研究の方法は、資源取得に際して、リソース配分の割合を決定付けることになると考えられる軍事作戦と軍政との関係、具体的には軍事作戦を主軸として、これに対する軍政の扱いの軽重を「位置付け」という尺度で検討する。次に、その位置付けどおりにリソースは軍政、特に資源取得事業に配分されたのか、フィリピンでの軍政を事例として分析・検証する。その分析を通じて、軍と企業との間で実施された事項を明らかにしてその性質を考え、軍と企業の間を解明することとした。

第1章では、南方作戦がどのように企画して準備されたのかを概観してその全体像を把握するとともに、南方作戦における資源取得の意味合いを考察した。南方作戦の企画・準備に関しては、第1節で日本の戦争指導組織を確認した上で、第2節で日本が南方作戦を開始するに至った経緯と戦争目的を確認した後、南方作戦の計画と準備の概要を述べてその全体像を把握した。そして第3節で南方作戦における資源取得の意味合いを考察した。

第1節の日本の戦争指導組織は、軍政(軍事行政)と軍令の意義を視点として陸軍の組織を述べ、次いで国務と統帥の区分を明らかにし、戦争指導組織である大本営政府連会議の意義を確認した。

第2節の日本が南方作戦を開始するに至った経緯は、「資源を巡る交渉、決裂、戦争決意」であったことを確認した。また、その戦争目的は「自存自衛を完了し、大東亜の新秩序を建設するため」であることを確認した。これを踏まえて

南方作戦の計画と準備を確認した。計画には、「資源要域を占領確保する」が明記され、準備段階で発出された命令には「重要国防資源を取得するために軍政を施行する」ことが明記された。

第3節では、陸軍の実施する南方作戦の目的を、戦争目的に立ち返って分析して、①東亜及び西南太平洋の内、海軍の実施するハワイ攻撃を除いた南方地域の米英蘭軍を攻撃して同地域を占領すること、②占領地域内の重要資源を産出する地域を確保して資源を取得すること、③取得した資源を本国に送り届けることであったことと具体化した。このように資源取得は戦争目的の1つに位置付けられ、南方作戦において少なからず大きな意味を持つことを確認した。

第2章では、まず、軍政へのリソース配分は、軍事作戦に対する軍政の位置付け（軽重）によって決まること、そして軍政の位置付けは、任務とその時々状況に基づく軍司令官の関心事項によって決められると考え、関心事項と位置付けを考察しつつ、軍政実施の大要を押さえた。まず第1節では、開戦前に策定された作戦計画に関連してどのような軍政が企画され、第2節では、開戦後はそれに基づき軍事作戦と軍政がどのように並行して実施されたのかを観察して、軍事作戦に対して軍政がどのように位置付けられたのかを考察した。

第1節の軍政の企画に関しては、南方作戦の計画に関連して企画された軍政の内容を、中央（政府、大本営）から南方軍総司令部の各階層で策定された軍政に関する公式文書に依拠して、軍事作戦との関係を視点を概観した。南方占領地の統治要領は「軍政」と旗幟鮮明にし、占領地における各種事業は軍が一元的に支配することとし、また、軍の任務に資源取得を加えたことにより軍がその事業に責任を有することとし、併せて、軍が企業を「指導」という一見すると上意下達に見える関係が律せられたことを確認した。

第2節では、開戦後の軍政の実施段階において、軍事作戦の経過に伴って、リソース配分の決定要因となる軍政がどのように位置付けられたのかを、軍司令官の任務及びその時々状況に基づく関心事項を焦点に考察した。また、軍司令官が軍政を指導する時に影響を及ぼすことになる軍政機関（軍政部、軍政監部）の所在位置と軍司令官の位置との関係を押さえた。さらに、治安との関係を視点を、資源取得事業がどのような態勢、環境にあったかを考察した。論じ方は開戦から戦争終結までの全期間を、「攻略作戦期間」、「安定確保期間」、「決戦作戦期間」に区分して、それぞれの期間において軍政の位置付けを考察した。

攻略作戦期間中は、どの地域の軍司令官も敵の撃破への関心が高く、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けになかった。ただし、フィリピンにおいては軍司令官の関心が軍政に向く可能性もあったことを指摘した。

安定確保期間中のビルマは、軍司令官の関心は敵の侵攻阻止のための軍事作戦へ最も寄せられ、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けになかった。同

期間中のマレー、ジャワにおいては、軍司令官の関心は軍事作戦と軍政の両方に向けられ、軍政は軍事作戦同様に重く扱われる位置付けとなった。スマトラにおいては当初は、マレー、ジャワと同様であったが、後に敵を撃滅する任務に変わってから軍司令官の関心は軍事作戦すなわち防衛の方に向けられ、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けではなくなった。ボルネオにおいては軍司令官の関心は軍政に向けられ、軍政は軍事作戦同様に重く扱われる位置付けになった。フィリピンにおいては軍司令官の関心は軍政に向けられ、軍政は戡定という軍事作戦同様に重く扱われる位置付けになった。

決戦作戦期間中は、軍政を継続したボルネオ、マレー、スマトラ、ジャワについて考察した。どの地域も軍事作戦すなわち防衛が優先で、軍政は軍事作戦に比して重く扱われる位置付けではなくなった。以上のように考察した各期間、各地域の軍政の位置付けに応じてリソースが配分されると考えた。

軍司令官の位置と軍政機関の位置については、攻略作戦期間中は、軍司令官は第一線部隊の進軍に伴って前進する戦闘司令所に位置し、軍政機関はその後方を追従することとなり離隔していた。攻略作戦が終了した後は軍司令官の位置と軍政機関の位置は同一地となった。このため攻略作戦期間中、軍司令官は軍政部を直接掌握して指導できる態勢になかったが、関心は攻略に向いていたので問題なかった。攻略作戦期間が終了してから軍政に関心を向けることができるようになった時には、軍政部を直接掌握して指導できる態勢となっていたので問題はなかった。そして安定確保期間も軍政部を直接掌握して指導できる態勢が維持された。ただしマレーのみは軍司令官の位置と軍政機関の位置が離隔した。この離隔による問題は本研究においては確認できなかった。

軍政の内容において、フィリピンを除く地域は治安が良好であったため、安定確保期間に入ってから資源取得事業は安全に取り組むことが可能な環境にあった。他方、フィリピンにおいては治安が安定しなかったため、その厳しい環境下での資源取得事業への取り組みとなった。決戦作戦期間においては連合軍との戦闘が生起しなかった地域では、治安が確立されており資源取得事業は安全に取り組むことが可能な環境にあったことをそれぞれ確認した。

第3章では、第2章で考察した軍政の位置付けどおりにリソースが配分されたのかについて、フィリピンにおける軍政を事例として分析・検証した。この分析を通じて、軍と企業の間で行われた事項を明らかにしてその性質を考察した。

第1節では、軍は「指導」の内容をどのように規定したのかを確認し、これの意味するところを考察した。第2節と第3節でその具体例をフィリピンに見て実証した。第2節では、フィリピンを占領した第14軍司令部内の各部課の権限と相互の関係を確認し、これを踏まえて第3節で、リソース配分の実態を解明しつつ、軍と企業の間を明らかにした。

第1節では、南方の軍政下における経済施策に関する文書体系の内容を確認・分析して、軍と企業との関係を律した「指導」には何かしらの調整を含んでいることを予想した。

第2節では、フィリピンにおける資源取得事業に関わる各部課の権限及び相互の関係を確認し、軍政監部産業部鉱業課の持つ権限は鉱業及び鉱産物に限定されており、鉱山で採鉱する起点から金属加工物を市場へ提供する終点までの全行程を踏んで、日本にとって必要な資源を取得することは、鉱業課の権限だけでは実施することは不可能で、電力、輸送インフラの工事力、輸送手段、燃料などの必要なリソースに関しては他部課の持つ権限に依存するところが大きであったことを確認した。

第3節では、第2章で検討した軍政の位置付けに沿ってリソースが配分されたのか、その実態を解明しつつ、第2節で確認した各部課の権限を踏まえて資源取得に関する組織的活動を考察して、軍と企業との間で行われた事項の性質を見い出して、軍と企業との関係を明らかにした。リソース配分の実態については、第2章で考察した軍政の位置付けどおりにリソースが配分されたことを確認した。すなわち、攻略作戦期間においては、軍政は軍事作戦（攻略、戡定）に比して重く扱われる位置付けではなかったことから、鉱山確保兵力、鉱山操業に必要な機械類、鉱山の操業準備及び操業に必要なトラック、道路整備のための工事力などのリソースの軍政の資源取得事業への配分は最小限であった。安定確保期間においては、軍政を重視する方針ながらも、治安が安定しないことから戡定という軍事作戦が重視され、軍政はこれと同様に重く扱われる位置付けになった。これに応じて、鉱山の操業に必要な機械類、トラックの維持・整備のための整備力、道路の工事力、鉄道の工事力、労働力などのリソースは十分又は全力が軍政の資源取得事業に配分されたことを確認した。また、燃料、オイル、トラック、部品などは元々リソースの量が少ないながらも資源取得事業に多く配分する努力が見られたことも確認した。決戦作戦期間については、フィリピンでは既に軍政が撤廃されていたので検討の対象外とした。

資源取得事業に関する組織的活動から、軍と企業と間で行われた事項の性質は、企業への便宜供与、企業の活動基盤の付与、企業の活動の円滑化、協同作業の4つが見い出された。この性質から、鉱業課が企業に対して行った事項は取りも直さず協力的行為であったと結論付けた。また、企業は軍政の目標の資源取得に協力しているので、軍と企業の間には「相互協力」の関係があったと結論付けた。この相互協力の関係こそが、何かしらの調整を含んだ「指導」の実態であり、これは取りも直さず軍（官）と企業（民）の関係の実態である。その関係において、軍と企業との間の橋渡しの役割を担ったのが鉱業課で、その地位は軍と企業との間のインターフェイスであったと言えよう。

また、軍と企業の関係は「相互協力」の関係であったことを確認することにより、当時の日本社会を覆っていた「官尊民卑」の思想・風潮は、日本陸軍の南方軍政においては見受けられなかったという特徴を見出すことができた。

最後に本論文の射程には含まれなかったが、本研究を実施する中で得た所見を簡単に述べておきたい。

日本陸軍の占領した南方の地域は、ビルマとフィリピンは独立させ軍政を撤廃したものの資源取得事業は継続された。やがて、連合軍の反攻を受け、日本陸軍はビルマからは撤退し、フィリピンにおいては山中に後退して抵抗した。ボルネオにおいては軍の組織的抵抗が崩壊した。マレー、ジャワ、スマトラにおいては地上戦闘が生起することなく連合軍に降伏するなどして、それぞれの形で軍政の終焉を迎えた。

軍政下において、治安に関しては、フィリピン以外の地域では、それまでの支配者（宗主国）の英軍、蘭印軍は降伏し、住民は新たな支配者の日本軍に抵抗をしなかった。住民にとっては支配者が交代しただけに過ぎなかったが、中には日本陸軍に好意的な地域もあった。このような背景の下、治安は良好に維持された。他方、フィリピンにおいては、新たな支配者に恭順することを選ばなかった米比軍の残存部隊とこれに従う住民、共産主義ゲリラ組織、そして在来の匪賊がそれぞれゲリラ活動を展開した。日本軍は、軍政の最後までゲリラ活動による抵抗を抑え込むことはできず、治安は安定しなかった。

資源取得については、連合軍との地上戦闘が生起した地域では、日本軍の戦線の後退に伴い、資源取得事業は終焉し、他の地域では日本本国に還送することが困難になっても最後まで資源取得が行われた。この資源取得事業に関しては、軍政施行の期間中、本文中に記したような現地の軍と民間企業の取り組みはあったものの、それが日本の戦争継続にどの程度寄与したのかについて一概に評価することは難しい。いずれにせよ、その取り組みの努力が当初の目的「自存自衛を完うし、大東亜の新秩序を建設する」を達成することはできなかった。

こうした南方軍政による資源取得の実態については、まだ研究の余地がある領域が多く残っている。本研究においては、採取した鉱物資源を港まで輸送するところまでを考察の範囲としたが、日本の資源取得という観点で見ると、港から日本本国までの海上輸送を含めた検討も研究の課題となろう。また、治安と資源取得事業の相関関係も研究対象となり得よう。このように研究課題・対象が多々考えられる中、本研究が日本陸軍の南方軍政研究の一端として幾分の貢献ができたのであれば、筆者としては望外の喜びであり、本分野の研究の今後の更なる進展に期待するものである。

本研究を終了するに当たり、これまで熱心に学術研究のあり方をご指導いただ

いた指導教授の遠藤哲也先生をはじめ、多くの意見を頂戴したゼミの仲間、拓殖大学の職員各位にお礼を申し上げたい。官庁に約 35 年間勤務したために公文書のような文書作成に陥りがちであった筆者に、辛抱強く学術文書の作成作法を教えて下さったことに多大なる感謝の念を表しつつ、次の目標に歩を進める所存である。

参 考 文 献

図書、論文、公文書（未刊行資料を含む）の資料に区分し、50音順、アルファベット順とした。

1. 図 書

- 相賀徹夫編『日本大百科全書22』小学館、1988年
- 明石陽至編『南方軍政関係史料20 渡部渡少将軍政（マラヤ・シンガポール）関係史資料第5巻』龍溪書舎、1998年
- 阿部良男『ヒトラー全記録：20645日の軌跡』柏書房、2001年
- 有賀長雄『万国戦時公法』陸軍大学校、1894年
- 五百旗頭真『20世紀の日本3 占領期：首相たちの新日本』読売新聞社、1997年
- 池端雪浦編『日本占領下のフィリピン』岩波書店、1996年
- 池端雪浦、生田滋『東南アジア現代史Ⅱ：フィリピン・マレーシア・シンガポール』山川出版社、1977年
- 池端雪浦、リディア・N・ユー・ホセ編『近現代日本・フィリピン関係史』岩波書店、2004年
- 石原廣一郎『創業35年を回顧して』石原産業株式会社社史編纂委員会、1956年
- 石原廣一郎『南洋の重要性』日本拓殖協会、1940年
- 石原廣一郎『石原廣一郎関係文書』上巻、柏書房、1994年
- 市村卓彦『アルザス文化史』人文書院、2003年
- 稲田十一編『紛争と復興支援：平和構築に向けた国際社会の対応』有斐閣、2004年
- 今井精一他『太平洋戦争史4 太平洋戦争Ⅰ』青木書店、1972年
- 今井則義編『現代日本産業講座Ⅱ』岩波書店、1959年
- 岩武照彦『南方軍政下の経済施策：マライ・スマトラ・ジャワの記録』上下巻 非売品、1981年
- 岩武照彦『南方軍政論集』巖南堂書店、1989年
- 『岩波講座 近代日本と植民地4 統合と支配の論理』岩波書店、1993年
- 上杉勇司、青井千由紀編『国家建設における民軍関係：破綻国家再建の理論と実践をつなぐ』国際書院、2008年
- 上杉勇司編『IPSHU 研究報告シリーズ 研究報告 No.38 国際平和活動における民軍関係の課題』広島大学平和科学研究センター、2007年
- 上田頼三編『兵語之解』軍需商会出版部、1910年
- 宇都宮直賢『南十字星を望みつつ：ブラジル・フィリピン勤務の思い出』自家出版、1981年
- 海野稔『独逸の占領地統治政策』西東社、1943年
- A・ニュースボーム『国際法の歴史』広井大三訳、こぶし社、1997年
- 太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』吉川弘文館、1967年
- 大谷喜光『南方経済資源総覧第9巻 フィリッピンの経済資源』東亜政経社、1942年
- 大前信也『陸軍省軍務局と政治：軍備充実の政策形成過程』芙蓉書房、2017年
- 荻原弘明、和田久徳、生田滋『東南アジア現代史Ⅳ：ビルマ・タイ』山川出版社、1983年

大山梓『日露戦争の軍政史録』芙蓉書房、1973年
 奥村房夫監修、近藤新治編集『近代日本戦争史第4編 大東亜戦争』同台経済懇話会、1995年
 奥脇直也編『国際条約集：2010年版』有斐閣、2010年
 尾本信平『尾本紀行2巻』非売品、1984年
 外務省調査局第4局『ドイツ占領管理の推移』1951年
 外務省調査部『独逸の占領地行政』1942年
 外務省『日本外交年表並主要文書』上下巻、原書房、1969年
 外務省『日本外交文書 日中戦争 第2冊』六一書房、2011年
 片岡寛充『官僚のエリート学：「官の論理」を「国民の論理」に組み替える』早稲田大学出版部、1996年
 加藤裕『大東亜戦争とインドネシア：日本の軍政』朱鳥社、2002年
 萱原宏一『戦中比島囑託日誌』青蛙房、1983年
 北岡伸一『官僚制としての日本陸軍』筑摩書房、2012年
 北支那開発株式会社『昭和15年度北支那開発株式会社及関係会社概要』1941年
 木村靖二編『新版 世界各国史13 ドイツ史』山川出版社、2001年
 倉沢愛子編『東南アジア史のなかの日本占領』早稲田大学出版部、1998年
 グレゴリオ・F・サイデ『フィリピンの歴史』松橋達良訳、時事通信社、1973年
 桑田悦、前原透編『日本の戦争：図解とデータ』原書房、1982年
 軍事史学会編『大本営陸軍部機密戦争日誌』全2巻、錦正社、1998年
 『現代史資料7：満州事変』みすず書房、1964年
 『現代史資料8：日中戦争1』みすず書房、1964年
 『現代史資料9：日中戦争2』みすず書房、1964年
 織瀬厚『戦力戦体制研究』社会評論社、2018年
 古屋眞一『戦時国際法』学校法人山梨学院、1984年
 後藤乾一、山崎功『スカルノ：インドネシア「建国の父」と日本』吉川弘文館、2001年
 小林英夫『「大東亜共栄圏」と日本企業』社会評論社、2012年
 小林英夫『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』御茶の水書房、1992年
 小林道彦、黒沢文貴編『MINERVA 日本史ライブラリー24 日本政治の中の陸海軍：軍政優位体制の形成と崩壊 1868～1945』ミネルヴァ書房、2013年
 小柳順一『ストラトジー選書12 民軍協力（CIMIC）の戦略：米軍の日独占領からコソボの国際平和活動まで』戦略研究会、2010年
 近藤康男『南方経済資源総覧第1巻 南方農林水産資源総論』東亜政経社、1944年
 坂本悠一『地域のなかの軍隊7 帝国支配の最前線：植民地』吉川弘文館、2015年
 ジョイス・C・レブラ『東南アジアの解放と日本の遺産』村田克己、近藤正臣、エディ・ヘルワマン、林理介訳、秀英書房、1981年
 ジョージ・S・カナヘレ『日本軍政とインドネシア独立』後藤乾一、近藤正臣、白石愛子訳、鳳出版、1977年
 上智大学法学会編『変容する社会の法と理論』有斐閣、2008年

上法快男『陸軍省軍務局史：昭和編』下巻、芙蓉書房、2002年
 白木沢旭児編『北東アジアにおける帝国と地域社会』北海道大学出版会、2017年
 下中邦彦編『大百科事典4』平凡社、1984年
 下中直人編『世界大百科事典8』平凡社、1988年
 杉原高嶺『国際法学講義』有斐閣、2008年
 杉山伸也『日本経済史：近世—現代』岩波書店、2012年
 鈴木静夫、横山真佳、前野和久、寺見元恵『神聖国家日本とアジア：占領下の反日の原像』勁草書房、1984年
 戦略研究学会『戦略論体系・別巻 戦略・戦術用語事典』芙蓉書房出版、2003年
 太平洋戦争研究会『日本陸軍がよくわかる事典：その組織、機能から兵器、生活まで』PHP 研究所（文庫）、
 2014年
 高橋作衛『戦時国際公法』哲学書院、1904年
 竹前栄治、中村隆英監修『GHQ 日本占領史第1巻 GHQ 日本占領史序説』日本図書センター、1996年
 立作太郎『戦時国際法論』日本評論社、1940年
 立作太郎『戦争と国際法』外交時報社、1916年
 田中彰編『日本の近世第18巻 近代国家への思考』中央公論社、1994年
 田中宏編『日本軍政とアジアの民族運動』アジア経済研究所、1983年
 田畑茂二郎『国際法講話：新しい「国際法の話」』有信堂高文社、1993年
 塚瀬佳『満州国：「民族協和」の実情』吉川弘文館、2007年
 辻清明『日本官僚制の研究』弘文堂、1963年
 筒居讓二『増補版 太平洋戦争通史：開戦決定から降伏調印まで1397日の記録』文芸社、2017年
 角田房子『いっさい夢にごさ候：本間雅晴中将伝』中央公論社、1972年
 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構『平成17年度情報収集事業報告書第18号 銅ビジネスの歴史』2006年
 戸部良一『戦争のなかの日本』千倉書房、2020年
 中野目徹編『官僚制の思想史：近現代日本社会の断面』吉川弘文館、2020年
 中邨章編『新版 官僚制と日本の政治：改革と抵抗のはざままで』北樹出版、2001年
 並河栄治郎『南方鉱山とともに50年：ある鉱山業者の回想』アグネ、1972年
 ニュースボーム・アーサー『国際法の歴史』広井大三訳、こぶし社、1997年
 波多野澄雄『幕僚達の真珠湾』吉川弘文館、2013年
 林三郎『太平洋戦争陸戦概史』岩波書店、1972年
 原田勝正編『ドキュメント昭和史4 太平洋戦争』平凡社、1975年
 半藤一利『昭和史：1926-1945』平凡社（文庫）、2016年
 平田哲男『近代天皇制権力の創出』大月書店、2014年
 福本邦雄『官僚』弘文堂、1959年
 藤田久一『国際人道法』有信堂高文社、2000年
 中野聡『東南アジア占領と日本人：帝国・日本の解体』岩波書店、2012年

中村繁『大東亜戦争への道』展転社、1991年

日本近代研究会編『年報 日本近代研究 8 官僚制の形成と展開』山川出版社、1986年

日本の英領マラヤ・シンガポール占領期史料調査フォーラム編『南方軍政関係史料 33 インタビュー記録 日本の英領マラヤ・シンガポール占領 (1941～45年)』龍溪書舎、1998年

日本のフィリピン占領期に関する史料調査フォーラム編『南方軍政関係史料 15 インタビュー記録 日本のフィリピン占領』龍溪書舎、1994年

日本文芸社『作戦要務令』日本文芸社、1970年

信夫淳平『戦時国際法提要』上巻、照林堂、1943年

野村佳正『「大東亜共栄圏」の形成過程とその構造：陸軍の占領地軍政と軍事作戦の葛藤』錦正社、2016年

服部卓四郎『大東亜戦争全史』原書房、1982年

疋田康行編『「南方共栄圏」：戦時日本の東南アジア経済支配』多賀出版、1995年

古屋眞一『戦時国際法』学校法人山梨学院、1984年

米国陸海軍『軍政／民事マニュアル』竹前栄治、尾崎毅訳、みすず書房、1998年

平和教育実践資料集刊行委員会『大元帥昭和天皇の命令「大陸命・大陸指」解説』エムティ出版、1995年

防衛庁防衛研究所戦史部『史料集 南方の軍政』朝雲新聞社、1985年

防衛庁防衛研究所戦史室『インパール作戦：ビルマの防衛』朝雲新聞社、1973年

防衛庁防衛研究所戦史室『豪北方面陸軍作戦』朝雲新聞社、1969年

防衛庁防衛研究所戦史室『支那事変陸軍作戦 1：昭和 13 年 1 月まで』朝雲新聞社、1975年

防衛庁防衛研究所戦史室『支那事変陸軍作戦 2：昭和 14 年 9 月まで』朝雲新聞社、1976年

防衛庁防衛研究所戦史室『捷号陸軍作戦 1：レイテ決戦』朝雲新聞社、1970年

防衛庁防衛研究所戦史室『大本営陸軍部 1：昭和 15 年 5 月まで』朝雲新聞社、1967年

防衛庁防衛研究所戦史室『大本営陸軍部 2：昭和 16 年 12 月まで』朝雲新聞社、1968年

防衛庁防衛研究所戦史室『大本営陸軍部 3：昭和 17 年 4 月まで』朝雲新聞社、1970年

防衛庁防衛研究所戦史室『大本営陸軍部 4：昭和 17 年 8 月まで』朝雲新聞社、1972年

防衛庁防衛研究所戦史室『大本営陸軍部 5：昭和 17 年 12 月まで』朝雲新聞社、1973年

防衛庁防衛研究所戦史室『大本営陸軍部 6：昭和 18 年 6 月まで』朝雲新聞社、1973年

防衛庁防衛研究所戦史室『大本営陸軍部 7：昭和 18 年 12 月まで』朝雲新聞社、1973年

防衛庁防衛研究所戦史室『大本営陸軍部 8：昭和 19 年 7 月まで』朝雲新聞社、1974年

防衛庁防衛研究所戦史室『大本営陸軍部 9：昭和 20 年 1 月まで』朝雲新聞社、1975年

防衛庁防衛研究所戦史室『大本営陸軍部 10：昭和 20 年 8 月まで』朝雲新聞社、1975年

防衛庁防衛研究所戦史室『南西方面陸軍作戦：マレー・蘭印の防衛』朝雲新聞社、1976年

防衛省防衛研究所戦史室『比島攻略作戦』朝雲新聞社、1966年

防衛庁防衛研究所戦史室『ビルマ攻略作戦』朝雲新聞社、1967年

防衛庁防衛研究所戦史室『香港・長沙作戦』朝雲新聞社、1971年

防衛庁防衛研究所戦史室『マレー進攻作戦』朝雲新聞社、1966年

防衛庁防衛研究所戦史室『蘭印攻略作戦』朝雲新聞社、1967年

- ポール・クラトスカ『日本占領下のマラヤ：1941-1945』今井敬子訳、行人社、2005年
- 堀場互『図解 大日本帝国陸軍』イカロス出版、2020年
- 眞邊正行編『防衛用語辞典』国書刊行会、2000年
- 三井金属鉱業株式会社修史委員会事務局『三井金属修史論叢 別冊第1号』三井金属鉱業、1974年
- 三井鉱山株式会社『男たちの世紀：三井鉱山の百年』三井鉱山、1990年
- 三宅正樹編『昭和史の軍部と政治4 第二次大戦と軍部独裁』第一法規出版、1983年
- 三好俊一郎『南方軍政関係史料39 ジャワ占領軍政回顧録』龍溪書舎、2009年
- 森靖夫『「国家総動員」の時代：比較の視座から』名古屋大学出版会、2020年
- 矢野暢『「南進」の系譜』中央公論新社（新書）、1975年
- 山田文雄『南方経済資源総覧第3巻 南方経済資源開発概論』東亜政経社、1943年
- 吉沢南『戦争拡大の構図』青木書店、1986年
- 読売新聞社編『昭和史の天皇10』読売新聞社、1971年
- 読売新聞社編『昭和史の天皇11』読売新聞社、1970年
- 陸戦学会戦史部会『近代戦争史概説』上下巻、資料集、付図集、陸戦学会、1997年
- レナト・コンスタンティーノ、レティシア・R・コンスタンティーノ『フィリピン民衆の歴史Ⅲ』鶴見良行、
武藤一羊、吉川勇一訳、井村文化事業社、1991年
- 若月剛史『戦前日本の政党内閣と官僚制』東京大学出版会、2015年
- 渡辺和行『ナチ占領下のフランス』講談社、1994年
- 渡部昇一『渡部昇一の昭和史』ワック、2003年
- Friend Theodore, *Between Two Empires: The Ordeal of the Philippines 1929-1946*, Yale University Press, 1965.
- Ho-Won Jeong, *Peacebuilding in postconflict societies : strategy and process*, Lynne Rienner, 2005.
- Murray Williamson, *The making of peace: Rules, states, and the aftermath of war*, Cambridge University press, 2009.
- Newell William H. ed, *Japan in Asia: 1942-1945*, Singapore University Press, 1981.
- Recto Claro M., *Three years of enemy occupation: the issue of political collaboration in the Philippines*, People's publishers, 1946.
- Sicat Gerardo P., *The Philippine Economy During the Japanese Occupation, 1941-1945*, University of the Philippines School of Economics, 2003.

2. 論文

- 今村英二郎「国際平和協力活動における民軍関係：大規模自然災害復興支援、平和構築支援を中心に」
『防衛研究所紀要』第9巻第3号、2007年2月
- 太田弘毅「南方軍軍政総監部の組織と任務：「執務規程」と「軍政令」を中心に」
『東南アジア研究』16巻1号、1978年
- 太田弘毅「フィリピンにおける日本軍政：治安対策を中心に」
『政治経済史学』172号、1980年
- 太田弘毅「フィリピンにおける日本軍政：比島軍政監部の組織と任務」

- 『政治経済史学』185号、1981年
太田弘毅「マレー・スマトラの日本軍政組織：第25軍軍政監部服務規程を中心に」
『政治経済史学』259号、1987年
小野圭司「紛争後復興における民間軍事会社の活用：市場の特徴と課題の考察」
『防衛研究所紀要』第11巻第3号、2009年3月
後藤乾一「インドネシア知識人と日本軍政：ルスラン・アブドゥルガニ論文を巡って」
『社会科学討究』25(3)、1980年
後藤乾一「戦後日本・インドネシア関係史研究序説」
『社会科学討究』40(2)、1994年
後藤乾一「日本軍政とインドネシア独立問題：日本側関係者の回顧録を手掛かりに」
『社会科学討究』30(1)、1984年
榮村佳之「イラク復興支援における民生協力活動の実践と教訓」
『国際安全保障』第38巻第4号、2011年3月
ストポ・スタント「日本軍政とインドネシア独立」
『社会科学討究』40(2)、1994年
田中誠「占領概念の歴史の変容：占領国による占領の正当化」
『政治経済史学』488号、2007年
寺見元恵「日本のフィリピン占領に関する研究の成果と動向」
『東南アジア：歴史と研究』No.23、1994年
長島修「「大東亜共栄圏」と鉄鋼業」
『立命館平和研究』第16号、2015年
長島修「南方軍事占領下における日本鉄鋼業の展開」
『社会システム研究』第36号、2018年
芳賀美智雄「インドネシアにおける日本軍政の功罪」
『戦史研究年報』(10)、2007年
芳賀美智雄「インドネシアにおける日本軍政の実態：その光と影」
『戦争史研究国際フォーラム報告書』2008年
林明仁「平和構築における民間企業とNGO：地雷対策を例に」
『国際安全保障』第36巻第2号、2008年9月
等雄一郎「国際平和支援活動（PSO）における民軍関係：CMO、CIMIC、CMCoord、ICRCガイドライン」
『レファレンス』2007年3月

3. 公文書（未刊行資料を含む）

国立公文書館アジア歴史資料センターの防衛省防衛研究所戦史センター史料室所蔵資料は、文書名の後ろに、「/」を付して同史料室の分類番号（例：「南西-軍政-1」）及びURLを記した。その他の資料もURLの判明したものはそれを記した。

「治政令第44号」昭和18年10月3日、第16軍司令官

「漢口方面政務処理要綱」昭和13年10月28日、陸海外3大臣決定／「支那-支那事変全般-99」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2011112915290396479&ID=M2011112915290396487&REFCODE=C11110428400>

「官吏服務紀律」勅令第39号、明治20年7月30日公布

「企画院官制」勅令第605号、昭和12年10月25日公布

「軍政概況」昭和17年6月14日、第25軍軍政部／「南西-軍政-42」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214531165463&ID=M2014070214531265468&REFCODE=C14060670100>

「軍政下に於ける比島産業の推移」昭和18年12月、第14軍軍政監部産業部（アジア経済研究所 岸幸一コレクション 南方軍政 フィリピン D7-1134）

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/result?DB_ID=G0000101EXTERNAL&DEF_XSL=default&ON_LYD=on&IS_INTERNAL=false&IS_STYLE=default&IS_KIND=summary_normal&IS_START=1&IS_NUMBER=20&IS_TAG_S51=iFi&IS_KEY_S51=F2014030613531045962&IS_EXTSCH=F2006083118101851446%2BF2006090108075391350%2BF2007112018392901109%2BF2006090108080691520&IS_ORG_ID=F2014030613531045962&IS_SORT_FLD=sort.seq%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc&DIS_SORT_FLD=sort.seq

「軍政公報第1号」昭和17年3月21日 渡集団軍政部／「比島-全般-79」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014030613522345065&ID=M2014030613522345070&REFCODE=C14020667000>

「軍政実施概況報告第9号（4月1日～4月10日）」昭和17年4月18日、第14軍司令部／「陸軍省-陸軍密大日記-S17-113-225」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2006090106220310374&ID=M2006090106220610398&REFCODE=C01000366800>

「軍政実施概況報告（旬報）第17号（6月21日～6月30日）」昭和17年6月30日、渡集団軍司令部／「陸軍省-陸軍密大日記-S17-113-225」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2006090106145404885&ID=M2006090106145404887&REFCODE=C01000674300>

「軍政実施概況報告（旬報）第18号（7月1日～7月10日）」昭和17年7月10日、渡集団軍司令部／「陸軍省-陸軍密大日記-S17-113-225」同上 URL

「軍政実施概況報告（旬報）第19号（7月11日～7月20日）」昭和17年7月20日、渡集団軍司令部／「陸軍省-陸軍密大日記-S17-113-225」同上 URL

「軍政実施概況報告（旬報）第20号（7月21日～7月31日）」昭和17年7月31日、渡集団軍司令部／「陸軍省-陸軍密大日記-S17-113-225」同上 URL

「軍政実施概況報告（旬報）第21号（8月1日～8月10日）」昭和17年8月10日、渡集団軍司令部／「陸軍省-陸軍密大日記-S17-116-228」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2006090106150605051&ID=M2006090106150905085&REFCODE=C01000694100>

「軍政実施概況報告（旬報）第22号（8月11日～8月20日）」昭和17年8月20日、渡集団軍司令部／「陸軍省-陸軍密大日記-S17-126-238」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F20060901061555050672&ID=M2006090106155905729&REFCODE=C01000753900>

「軍政実施概況報告（旬報）第23号（8月21日～8月31日）」昭和17年8月31日、渡集団軍司令部／「陸軍省-陸軍密大日記-S17-151-263」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2006090106254513186&ID=M2006090106254613206&REFCODE=C01000867700>

「軍政実施概況報告（旬報）第24号（9月1日～9月10日）」昭和17年9月10日、渡集団司令部／「陸軍省-陸軍密大日記-S17-151-263」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2006090106254513186&ID=M2006090106254613205&REFCODE=C01000867600>

「軍政總監指示」昭和17年8月7日、軍政總監部／「南西-軍政-19」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214523764848&ID=M2014070214523864870&REFCODE=C14060610300> 及び

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214523764848&ID=M2014070214523864871&REFCODE=C14060610400>

「軍政部服務規程」昭和17年2月16日、第25軍司令部／「南西-軍政-25」

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/result?DB_ID=G0000101EXTERNAL&DEF_XSL=default&ON_LYD=on&IS_INTERNAL=false&IS_STYLE=default&IS_KIND=detail&IS_START=1&IS_NUMBER=1&IS_TAG_S18=eaid&IS_KEY_S18=M2014070214524865050

「工兵第16連隊第3中隊第1小隊 上陸戦闘詳報」昭和16年12月18日／「比島-進攻-107」

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/result?DB_ID=G0000101EXTERNAL&DEF_XSL=default&ON_LYD=on&IS_INTERNAL=false&IS_STYLE=default&IS_KIND=summary_normal&IS_START=1&IS_NUMBER=20&IS_TAG_S51=iFi&IS_KEY_S51=F2014030613482544637&IS_EXTSCH=F2006083118101851446%2BF2006090108075391350%2BF2007112018392901109%2BF2006090108080691521&IS_ORG_ID=F2014030613482544637&IS_SORT_FLD=sort.seq%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc&DIS_SORT_FLD=sort.seq

「国連安全保障理事会決議第1483号」2003年5月22日採択

https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/1128/

「参謀業務分担に関する件報告（通牒）」昭和17年8月5日、渡集団参謀長／「陸軍密大日記-S17-94-206」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2006090106245812588&ID=M2006090106245912605&REFCODE=C01000561300>

「主要部隊略歴表（師団の部）昭和20年8月15日現在」／「中央-軍事行政編制-98」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2012122711445912267&ID=M20121227114>

45912271&REFCODE=C12121057100 及び

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2012122711445912267&ID=M2012122711450012272&REFCODE=C12121057200>

「主要部隊略歴表（旅団の部）昭和20年8月15日現在」／「中央-軍事行政編制-101」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2012122711450012283&ID=M2012122711450012286&REFCODE=C12121058600>

「昭和19年度軍政施策に関する指示」昭和19年1月、南方軍総司令部／「南方-軍政-106」

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/result?DB_ID=G0000101EXTERNAL&DEF_XSL=default&ON_LYD=on&IS_INTERNAL=false&IS_STYLE=default&IS_KIND=summary_normal&IS_START=1&IS_NUMBER=20&IS_TAG_S51=iFi&IS_KEY_S51=F2014070214540366390&IS_EXTSCH=F2006083118101851446%2BF2006090108075391350%2BF2007112018381301108%2BF2006090108080691517&IS_ORG_ID=F2014070214540366390&IS_SORT_FLD=sort.seq%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc&DIS_SORT_FLD=sort.seq

「戦時月報（軍政関係）」昭和17年3月末日、富集団司令部／「南西-軍政-1」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214514964019&ID=M2014070214515064027&REFCODE=C14060526000>

「戦時月報（軍政関係）」昭和17年4月末日、富集団司令部／「南西-軍政-2」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214515264062&ID=M2014070214515264068&REFCODE=C14060530100>

「戦時高等司令部勤務令改定の件」昭和4年2月15日、参謀本部／「陸軍省-密大日記-S4-1-9」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2006083119254682586&ID=M2006083119261282687&REFCODE=C01003841800>

「戦時高等司令部勤務令中改定の件御裁可の件」昭和12年11月20日、参謀総長／「陸軍省-密大日記-S12-1-11」及び「陸軍省-陸機密大日記-S12-1-12」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2006083120043191556&ID=M2006083120045491631&REFCODE=C01007509000> 及び

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2006083118381368061&ID=M2006083118382268124&REFCODE=C01007657000>

「占領地軍政実施に関する陸海軍中央協定」昭和16年11月26日／「中央-戦争指導重要国策文書-964」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2012122711204803073&ID=M2012122711204903076&REFCODE=C12120137600>

「第11章 南方軍軍政施行計画（案）」昭和16年11月3日、南方軍総司令部／「南西-軍政-63」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214533165820&ID=M2014070214533165827&REFCODE=C14060706000>

「第16師団命令（垣作命甲第60号）」昭和17年1月4日／「比島-進攻-6」

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/result?DB_ID=G0000101EXTERNAL&DEF_XSL=default&ON_LYD=on&IS_INTERNAL=false&IS_STYLE=default&IS_KIND=summary_normal&IS_START=1&IS_NUMBER=20&IS_TAG

_S51=iFi&IS_KEY_S51=F2014030613472043446&IS_EXTSCH=F2006083118101851446%2BF2006090108075391
350%2BF2007112018392901109%2BF2006090108080691521&IS_ORG_ID=F2014030613472043446&IS_SORT_F
LD=sort.seq%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc&DIS_SORT_FLD=sort.seq

「大東亜政略指導大綱」昭和18年5月31日、御前会議決定／「中央-戦争指導重要国策文書-1140」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2012122711221604476&ID=M2012122711221704504&REFCODE=C12120280400>

「第70回大本営政府連絡会議議事録」昭和16年11月20日／「中央-戦争指導重要国策文書-1131」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2012122711220004208&ID=M2012122711220304253&REFCODE=C12120255300>

「大日本帝国憲法」明治22年2月11日公布、明治23年11月29日施行

「対米英蘭戦争に伴う帝国陸軍作戦計画」昭和16年10月29日、大本営陸軍部

「大本営令」昭和12年11月17日公布／「中央-戦争指導重要国策文書-1198」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2012122711225605165&ID=M2012122711225705181&REFCODE=C12120348100>

「大陸指第1081号」昭和17年1月22日／「中央-作戦指導大陸指-69」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214272358114&ID=M2014070214272358120&REFCODE=C14060937700>

「大陸指第1196号」昭和17年6月29日／「中央-作戦指導大陸指-70」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214272358121&ID=M2014070214272458126&REFCODE=C14060938300>

「大陸指第1197号」昭和17年6月29日／「中央-作戦指導大陸指-70」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214272358121&ID=M2014070214272458127&REFCODE=C14060938400>

「大陸指第1776号」昭和19年1月17日／「中央-作戦指導大陸指-33」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214271858033&ID=M2014070214271858039&REFCODE=C14060929600>

「大陸指第1926号」昭和19年3月27日／「中央-作戦指導大陸指-37」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214271858041&ID=M2014070214271958047&REFCODE=C14060930400>

「大陸指第2089号」昭和19年7月24日／「中央-作戦指導大陸指-41」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214271958053&ID=M2014070214272058060&REFCODE=C14060931700>

「大陸命第555号」昭和16年11月6日／「中央-作戦指導大陸命-34」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260157804&ID=M2014070214260257808&REFCODE=C14060906500> 及び

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260157804&ID=M20140702142>

60257809&REFCODE=C14060906600

「大陸命第 556 号」昭和 16 年 11 月 6 日／「中央-作戦指導大陸命-34」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260157804&ID=M2014070214260257809&REFCODE=C14060906600>

60257809&REFCODE=C14060906600

「大陸命第 564 号」昭和 16 年 11 月 15 日／「中央-作戦指導大陸命-34」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260157804&ID=M2014070214260257810&REFCODE=C14060906700>

60257810&REFCODE=C14060906700

「大陸命第 588 号」昭和 17 年 1 月 14 日／「中央-作戦指導大陸命-34」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260157804&ID=M2014070214260257811&REFCODE=C14060906800>

60257811&REFCODE=C14060906800

「大陸命第 590 号」昭和 17 年 1 月 22 日／「中央-作戦指導大陸命-34」同上 URL

「大陸命第 632 号」昭和 17 年 5 月 18 日／「中央-作戦指導大陸命-39」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260257813&ID=M2014070214260257817&REFCODE=C14060907400> 及び

60257817&REFCODE=C14060907400

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260257813&ID=M2014070214260257818&REFCODE=C14060907500>

60257818&REFCODE=C14060907500

「大陸命第 649 号」昭和 17 年 6 月 27 日／「中央-作戦指導大陸命-39」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260257813&ID=M2014070214260257818&REFCODE=C14060907500>

60257818&REFCODE=C14060907500

「大陸命第 650 号」昭和 17 年 6 月 29 日／「中央-作戦指導大陸命-39」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260257813&ID=M2014070214260257818&REFCODE=C14060907500>

60257818&REFCODE=C14060907500

「大陸命第 651 号」昭和 17 年 6 月 29 日／「中央-作戦指導大陸命-39」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260257813&ID=M2014070214260257819&REFCODE=C14060907600>

60257819&REFCODE=C14060907600

「大陸命第 734 号」昭和 18 年 1 月 7 日／「中央-作戦指導大陸命-42_2」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260257823&ID=M2014070214260357829&REFCODE=C14060908600>

60357829&REFCODE=C14060908600

「大陸命第 735 号」昭和 18 年 1 月 7 日／「中央-作戦指導大陸命-42_2」同上 URL

「大陸命第 750 号」昭和 18 年 3 月 3 日／「中央-作戦指導大陸命-42_2」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260257823&ID=M2014070214260357830&REFCODE=C14060908700>

60357830&REFCODE=C14060908700

「大陸命第 767 号」昭和 18 年 3 月 27 日／「中央-作戦指導大陸命-42_2」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260257823&ID=M2014070214260357831&REFCODE=C14060908800>

60357831&REFCODE=C14060908800

「大陸命第 769 号」昭和 18 年 3 月 30 日／「中央-作戦指導大陸命-42_2」同上 URL

「大陸命第 831 号」昭和 18 年 8 月 26 日／「中央-作戦指導大陸命-115」
<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214261057950&ID=M2014070214261057953&REFCODE=C14060921000>

「大陸命第 915 号」昭和 19 年 1 月 15 日／「中央-作戦指導大陸命-50」
<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260357834&ID=M2014070214260357837&REFCODE=C14060909400>

「大陸命第 916 号」昭和 19 年 1 月 15 日／「中央-作戦指導大陸命-50」
<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260357834&ID=M2014070214260357838&REFCODE=C14060909500>

「大陸命第 936 号」昭和 19 年 2 月 10 日／「中央-作戦指導大陸命-50」
<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260357834&ID=M2014070214260357839&REFCODE=C14060909600>

「大陸命第 977 号」昭和 19 年 3 月 27 日／「中央-作戦指導大陸命-117」
<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214261157960&ID=M2014070214261157964&REFCODE=C14060922100>

「大陸命第 978 号」昭和 19 年 3 月 27 日／「中央-作戦指導大陸命-117」同上 URL

「大陸命第 1081 号」昭和 19 年 7 月 24 日／「中央-作戦指導大陸命-67」
<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260457841&ID=M2014070214260457847&REFCODE=C14060910400>

「大陸命第 1095 号」昭和 19 年 8 月 4 日／「中央-作戦指導大陸命-67」
<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260457841&ID=M2014070214260457848&REFCODE=C14060910500>

「大陸命第 1153 号」昭和 19 年 10 月 18 日「中央-作戦指導大陸命-74」
<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260457857&ID=M2014070214260557861&REFCODE=C14060911800>

「大陸命第 1236 号」昭和 20 年 1 月 27 日／「中央-作戦指導大陸命-81」
<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214260557865&ID=M2014070214260557872&REFCODE=C14060912900>

「第 6 委員会設置に関する件」昭和 16 年 11 月 28 日、閣議決定
<https://mavi.ndl.go.jp/cabinet/bib00358.html>

「帝国国策遂行要領」昭和 16 年 11 月 2 日、大本営政府連絡会議決定／「中央-戦争指導重要国策文書-1069」
<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2012122711211903557&ID=M2012122711211903562&REFCODE=C12120186200>

「帝国陸海軍作戦計画大綱」昭和 20 年 1 月 20 日、大本営

「敵産企業の依託経営に関する件（陸垂密第 6579 号）」昭和 17 年 7 月 16 日／「陸垂密大日記-S17-95-207」
<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2006090106250012619&ID=M20060901062>

50112625&REFCODE=C01000563300

「独立自動車第 260 中隊第 2 小隊 比律賓ミンダナオ島ダバオ附近上陸戦闘詳報 第 1 号 (昭和 16 年 12 月 17 日～昭和 16 年 12 月 22 日)」 / 「比島-進攻-108」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014030613482544647&ID=M2014030613482544649&REFCODE=C14020624900>

「富軍政年報」昭和 18 年 11 月 15 日、富軍政監部

「中支那振興株式会社設立要綱」昭和 13 年 3 月 15 日、閣議決定

<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?KEYWORD=&LANG=default&BID=F0000000000000102677&ID=M000000000000327074&TYPE=&NO=>

「南支作戦に伴う政務処理要綱」昭和 13 年 10 月 28 日、陸海外 3 大臣決定 / 「陸軍省-陸支密大日記-S13-32-141」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2006090105233265649&ID=M2006090105233265656&REFCODE=C04120681900>

「南方各軍司令部勤務令」昭和 16 年 11 月 6 日、参謀本部第 3 課 / 「中央-軍事行政軍令-41」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2013071117222675203&ID=M2013071117222775205&REFCODE=C13070909300>

「南方軍占領地統治暫定要綱」昭和 16 年 12 月 2 日、南方軍総司令部

「南方経済対策要綱」昭和 16 年 12 月 16 日、閣議報告 / 「南西-軍政-105」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214540366379&ID=M2014070214540366382&REFCODE=C14060761500>

「南方経済対策要綱の修正に関する件」昭和 17 年 2 月 19 日、第 6 委員会 / 「南西-軍政-105」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214540366379&ID=M2014070214540366384&REFCODE=C14060761700>

「南方経済陸軍処理要領」昭和 16 年 12 月 30 日、大本営陸軍部

「南方作戦に伴う占領地統治要綱」昭和 16 年 11 月 25 日、大本営陸軍部 / 「中央-戦争指導重要国策文書-964」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2012122711204803073&ID=M2012122711204903075&REFCODE=C12120137500>

「南方占領地各地域別統治要綱」昭和 17 年 10 月 12 日 / 「中央-戦争指導重要国策文書-964」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2012122711204803073&ID=M2012122711204903081&REFCODE=C12120138100>

「南方占領地行政実施要領」昭和 16 年 11 月 20 日、大本営政府連絡会議 / 「中央-戦争指導重要国策文書-989_1」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2012122711205703217&ID=M2012122711205703221&REFCODE=C12120152100>

「日本国フィリピン国間軍事秘密協定」昭和 18 年 10 月 20 日締結

「比島軍政監部事務分掌規程」昭和 17 年 12 月 1 日、比島軍政監部 / 「比島-全般-78」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014030613522145042&ID=M2014030613522245050&REFCODE=C14020665000>

「比島軍政監部事務分掌規程中一部改訂の件通牒（比島政総第 185 号）」、比島軍政監部総務部長宇都宮直賢「比島軍政の概要（素案）」別冊その 1、1945 年、第 1 復員局／「比島-全般-210」

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/result?DB_ID=G0000101EXTERNAL&DEF_XSL=default&ON_LYD=on&IS_INTERNAL=false&IS_STYLE=default&IS_KIND=summary_normal&IS_START=1&IS_NUMBER=20&IS_TAG_S51=iFi&IS_KEY_S51=F2014030613531045962&IS_EXTSCH=F2006083118101851446%2BF2006090108075391350%2BF2007112018392901109%2BF2006090108080691520&IS_ORG_ID=F2014030613531045962&IS_SORT_FLD=sort.seq%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc&DIS_SORT_FLD=sort.seq

「比島作戦記録第 1 期」昭和 21 年、第 1 復員局／「比島-全般-4」

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/result?DB_ID=G0000101EXTERNAL&DEF_XSL=default&ON_LYD=on&IS_INTERNAL=false&IS_STYLE=default&IS_KIND=summary_normal&IS_START=1&IS_NUMBER=20&IS_TAG_S51=iFi&IS_KEY_S51=F2014030613521144850&IS_EXTSCH=F2006083118101851446%2BF2006090108075391350%2BF2007112018392901109%2BF2006090108080691520&IS_ORG_ID=F2014030613521144850&IS_SORT_FLD=sort.seq%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc&DIS_SORT_FLD=sort.seq

「比島作戦記録第 1 期」附録第 1 其の 1 「第 14 軍各部隊比島攻略作戦参加期間一覧表」／「比島-全般-6」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014030613521244873&ID=M2014030613521344892&REFCODE=C14020649200>

「比島作戦記録第 2 期」昭和 21 年、第 1 復員局／「比島-全般-15」

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/result?DB_ID=G0000101EXTERNAL&DEF_XSL=default&ON_LYD=on&IS_INTERNAL=false&IS_STYLE=default&IS_KIND=summary_normal&IS_START=1&IS_NUMBER=20&IS_TAG_S51=iFi&IS_KEY_S51=F2014030613521444896&IS_EXTSCH=F2006083118101851446%2BF2006090108075391350%2BF2007112018392901109%2BF2006090108080691520&IS_ORG_ID=F2014030613521444896&IS_SORT_FLD=sort.seq%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc&DIS_SORT_FLD=sort.seq

「北支政務指導要綱」昭和 12 年 8 月 12 日、陸軍省／「②戦史-支那事変-159」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2015010515341961597&ID=M2015010515341961607&REFCODE=C14120632900>

「歩兵第 9 連隊第 1 大隊 コレヒドール島要塞攻略作戦詳報（昭和 17 年 4 月 12 日～昭和 17 年 7 月 31 日）」／「比島-防衛-157」

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/result?DB_ID=G0000101EXTERNAL&DEF_XSL=default&ON_LYD=on&IS_INTERNAL=false&IS_STYLE=default&IS_KIND=summary_normal&IS_START=1&IS_NUMBER=20&IS_TAG_S51=iFi&IS_KEY_S51=F2013080215261497197&IS_EXTSCH=F2006083118101851446%2BF2006090108075391350%2BF2007112018392901109%2BF2006090108080691522&IS_ORG_ID=F2013080215261497197&IS_SORT_FLD=sort.seq%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc&DIS_SORT_FLD=sort.seq

「歩兵第 9 連隊第 1 大隊 戦闘詳報（昭和 17 年 8 月 1 日～昭和 17 年 12 月 31 日）」／「比島-防衛-158」

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/result?DB_ID=G0000101EXTERNAL&DEF_XSL=default&ON_LYD=on&IS

_INTERNAL=false&IS_STYLE=default&IS_KIND=summary_normal&IS_START=1&IS_NUMBER=20&IS_TAG_S51=iFi&IS_KEY_S51=F2013080215261697224&IS_EXTSCH=F2006083118101851446%2BF2006090108075391350%2BF2007112018392901109%2BF2006090108080691522&IS_ORG_ID=F2013080215261697224&IS_SORT_FLID=sort.seq%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc&DIS_SORT_FLID=sort.seq

「歩兵第9連隊第2大隊 戦闘詳報（昭和18年1月1日～昭和18年6月30日）」／「比島-防衛-161」

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/result?DB_ID=G0000101EXTERNAL&DEF_XSL=default&ON_LYD=on&IS_INTERNAL=false&IS_STYLE=default&IS_KIND=summary_normal&IS_START=1&IS_NUMBER=20&IS_TAG_S51=iFi&IS_KEY_S51=F2013080215261997286&IS_EXTSCH=F2006083118101851446%2BF2006090108075391350%2BF2007112018392901109%2BF2006090108080691522&IS_ORG_ID=F2013080215261997286&IS_SORT_FLID=sort.seq%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc&DIS_SORT_FLID=sort.seq

「歩兵第9連隊第3大隊 戦闘詳報（昭和17年8月1日～昭和17年12月31日）」／「比島-防衛-166」

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/result?DB_ID=G0000101EXTERNAL&DEF_XSL=default&ON_LYD=on&IS_INTERNAL=false&IS_STYLE=default&IS_KIND=summary_normal&IS_START=1&IS_NUMBER=20&IS_TAG_S51=iFi&IS_KEY_S51=F2013080215262097308&IS_EXTSCH=F2006083118101851446%2BF2006090108075391350%2BF2007112018392901109%2BF2006090108080691522&IS_ORG_ID=F2013080215262097308&IS_SORT_FLID=sort.seq%2Csort.refc&IS_SORT_KND=asc&DIS_SORT_FLID=sort.seq

「歩兵第20連隊 戦闘詳報（昭和17年8月1日～昭和17年12月31日）」／「比島-防衛-195」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2013080215263897649&ID=M2013080215263897653&REFCODE=C13071536100>

「満州国指導方針要綱」昭和8年8月8日、閣議決定

「マンダレー作戦兵站計画」昭和17年3月15日、第15軍司令部／「南西-全般-29」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214344659779&ID=M2014070214344859803&REFCODE=C14060103600>

「陸軍軍政の概要（ジャワ、比島、馬來、ビルマ）」昭和17年～20年、第1復員局／「南西-全般-131」

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2014070214541266553&ID=M2014070214541366556&REFCODE=C14060778900>

「陸軍省官制」勅令第2号、明治19年2月26日公布

<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000014056&ID=&TYPE=>

「陸軍特設部隊等臨時職員設置制」勅令第133号、昭和17年3月7日公布

<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000040330&ID=&TYPE=>